

## 別添1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

### 第1 趣旨

東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために、必要となる農業生産基盤、森林基盤及び水産基盤等の整備のための事業を実施する。

### 第2 対象事業等

農山漁村地域復興基盤総合整備事業の対象となる事業は、次に掲げるものとし、その詳細はそれぞれ次に定めるところによる。

#### (1) 復興基盤総合整備事業

別添1-1に定めるところにより、集落周辺の地域における農業生産の整備を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落生活環境施設の整備を総合的に実施する。

#### (2) 農地整備事業

別添1-2に定めるところにより、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯の地域農業の展開方向及び生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する。

#### (3) 水利施設整備事業

別添1-4に定めるところにより、農業生産の基礎となる農業用排水施設の整備等を実施する。

#### (4) 農地防災事業

別添1-6に定めるところにより、東日本大震災により被災した集落周辺の地域における農業生産の復興を図るとともに、国土及び環境の保全に資するため、農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止するための整備等を実施する。

#### (5) 震災対策農業水利事業施設整備事業

別添1-8に定めるところにより、東日本大震災により被災した集落周辺の地域における農業生産の復興を図るとともに、災害の発生を未然に防止するための農業水利施設の耐震整備等を実施する。

#### (6) 地すべり対策事業

別添1-10に定めるところにより、東日本大震災により地盤の変位が確認されるなど、すべりの兆候が明らかとなった地域等において地すべり対策事業を実施する。

#### (7) 広域農業用水適正管理対策事業

別添1-11に定めるところにより、農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を図るため、国営土地改良事業の施工に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、用途廃止されずに残存している頭首工、水門等の撤去を実施する。

#### (8) 農業集落排水事業

別添1-12に定めるところにより、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を実施する。

(9) 草地畜産基盤整備事業

別添1-14に定めるところにより、地域営農の継続に必要な飼料基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な利用施設の整備を一体的に実施する。

(10) 畜産環境総合整備事業

別添1-15に定めるところにより、地域営農の継続に必要な飼料基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な家畜排せつ物処理施設整備、草地景域活用活性化施設整備等を一体的に実施する。

(11) 森林整備事業

別添1-16に定めるところにより、森林整備の基盤づくりに欠かせない役割を果たすとともに、生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を実施する。

(12) 漁港環境整備事業

別添1-17に定めるところにより、漁港の安全対策及び環境向上に必要な施設を整備することによって、漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、地域水産業及び漁村の発展に資するための事業を実施する。

(13) 復興整備実施計画

別添1-18に定めるところにより、農山漁村地域復興基盤総合整備事業に係る地域の諸条件等について調査・計画及び設計を行い実施計画の策定を実施する。

(14) 復興一体整備事業

別添1-19に定めるところにより、東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等において、宅地と農用地を一体的に整備し、津波による被害防止し、又は軽減する事を目的とした事業を実施する。

別添 1 - 1 復興基盤総合整備事業に係る取扱

第 1 事業の内容等

1 実施主体

本事業の実施主体は、特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ。）又は特定都道府県（同法の特定都道府県をいう。以下同じ。）とする。

2 対象地区

本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の区域又は当該区域と一体的に整備する事を相当とする区域において実施するものとする。

3 事業メニュー

本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。

区分	工 種	内 容
農 業 生 産 基 盤 整 備	(1) ほ場整備	農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備。 自然環境や生態系の保全に配慮した整備を実施する場合にあっては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。
	(2) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更等
	(3) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(4) 農用地開発	農用地の造成（農用地間の地目変更を含む）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5) 農用地の改良又は保全	(1) から(4) までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備であって、次の事項を内容とするもの。  ① 農業用又は災害防止用のため池の老朽化による決壊、漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するため行う堤体及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修 ② 土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂

		溜堰堤又は排水路等の施設の新設又は改修 ③ 農用地の改良又は保全のために必要な暗渠、客土、床締め、防風林等 ④ 交換分合
集 落 生 活 環 境 施 設 整 備	(1) 農業集落道整備	農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備、並びに、主として土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備であって、次の事項を内容とするもの。 ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。 ② 道路付帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。 ③ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。 ④ 当該施設を整備する場合にあたっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系の保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。 ① 営農飲雑用水施設の整備にあたっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。 ② 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和32年法律第177号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。 ③ 受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は、2戸以上とする。
	(3) 農業集落排水施設整備	農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに付帯する処理施設等の整備であって、次の事項を内容とするもの。 ① 受益戸数は、おおむね20戸（北海道、離島、集落排水路にあつては10戸）以上とする。ただし、末端受益戸数は、2戸以上とする。

		<p>② 当該施設を整備する場合にあたっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巢ブロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。</p> <p>③ 河川法（昭和39年法律第167号）第4条及び第5条に規定する1級河川及び2級河川に係る改良工事は、当該施設の整備の対象としないものとする。ただし、やむを得ず1級河川又は2級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続を踏み、あらかじめ事業実施主体が河川管理者に協議して許可の見通しがたった後に計画するものとする。</p> <p>④ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条及び第4条に規定する地すべり防止区域及びまた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る本事業による農業集落排水施設を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、また山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。</p> <p>⑤ 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備にあたっては、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）及びこれと関連する規定に準じて行うものとする。</p>
	<p>(4) 農業施設等用地整備</p>	<p>ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備であって、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設であって、本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地</p> <p>② 地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地</p> <p>③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）</p> <p>④ 市町村老人保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地</p> <p>⑤ 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供</p>

	<p>する用地</p> <p>⑥ がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）</p>
(5) 集落防災安全施設整備	<p>集落の防災安全のために必要な、農業用排水路、農道等の農業施設と関連する施設の整備。</p> <p>整備の対象は、土留工、防護柵、防火水槽、防風林、防雪工、排水工等とする。</p>
(6) 地域農業活動拠点施設整備	<p>農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備であって、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 建物については、事業地区内の既存の施設の有効活用を基本とし、新たに整備を行う場合についても既存施設の改築や他事業との合築を基本とする。施設の新設については、必要最小限に止めるものとする。</p> <p>② 建物の整備規模は、延床面積でおおむね500平方メートル以内とする。</p> <p>③ 建物の整備については、別に定める基準を満たすものとする。</p> <p>④ 用地の整備については、廃校の校庭、公共施設跡地等の改修を原則とし、かつ、用地取得費は事業対象としないものとする。</p> <p>⑤ 用地の整備の対象は、建物の整備と併せて行う場合にあつては敷地整備、駐車場、植樹、芝生等とし、用地の整備のみを行う場合にあつては整地、土留工、水飲場、便所、駐車場等とする。</p>
(7) 集落土地基盤整備	<p>ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。</p> <p>② ①と一体的に整備することが重要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。</p>

#### 4 事業計画等

(1) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事業が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、同

法第7条及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 復興交付金事業計画における事業計画の位置付け

(イ) 事業の目的

(ウ) 事業の目標及び指標

(エ) 事業計画区域の範囲

(オ) 工事計画

(カ) 費用の総額及びその内容

(キ) 工事の着手及び完了予定時期

(ク) 事業実施主体

(ケ) 費用負担の方法及び資金計画

(コ) 施設の予定管理者及び（予定）管理方法

(サ) 地域住民活動の計画

(2) 事業実施主体は、当該事業計画の作成に当たって必要がある場合には、本事業により整備される施設の予定管理者と協議調整を図るものとする。

## 第2 事業の実施

### 1 事業の実施

(1) 特定都道府県の知事は、特定都道府県が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、事業計画概要表（別記様式第1号）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

(2) 特定都道府県の知事は、特定市町村から、事業計画概要表を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、事業計画概要表を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

### 2 交付要件

(1) 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び集落生活環境施設の整備を総合的に行うものであること。ただし、周辺農用地の整備が完了している事業計画区域又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であって、第1の3の表の区分欄の2に掲げる工種を中心とする整備を実施する場合は、この限りでない。

(2) 本事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められ、必要に応じて予定施設管理者の同意が得られていること。

(3) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たって必要があるときは、法その他の法令による所要の手続を経るものとする。「所要の手続」とは、例えば土地改良事業の計画の概要の公告、法第3条に規定する資格を有する者の同意徴収、土地改良区を設立する場合にあってはその認可申請、換地を伴う場合にあっては換地計画の決定手続などとする。

### 3 事業計画等の変更

(1) 事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

- (ア) 工種の追加又は廃止
  - (イ) 総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
  - (ウ) その他主な工事の著しい変更
- (2) 特定都道府県の知事は、事業実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式2号により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）へ提出するものとする。
- (3) 特定都道府県の知事は、特定市町村が事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別紙様式2号により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

### 第3 助成

本事業の基本国費率及び対象となる助成経費は次のとおり。

#### 1 基本国費率

50%、ただし、次の指定を受ける地域については55%とする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条及び第7条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

#### 2 助成経費

- (1) 工事費（事業計画に基づき実施する事業に限る。）
  - ① 純工事費
  - ② 測量及び試験費
  - ③ 船舶機械器具費
  - ④ 用地費及び補償費
  - ⑤ 全体実施設計費
  - ⑥ 換地費

### 第4 経過措置

地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号



農林水産事務次官依命通知) 別紙19、別紙20、別紙22に基づき事業を実施してきた地区であって、平成23年度以降に本交付金により継続して事業を実施する地区については、復興交付金事業計画に位置づけることをもって本事業へ移行されたものとみなし、この取扱に定めることのほかは、なお従前の例による。

平成〇〇年度 復興基盤総合整備 事業計画概要表（総括表）

都道府県名		地区名				所在地					地域指定	農振計画		整備計画		現況農用地等面積		農用地区域農用地等面積		②/①														
区分		地目				農用地計						地域指定		年月日		ha		ha		%														
計画区域												都市計画		区域指定		年月日		線引き		年月日														
事業計画区域		現況										その他計画		振興山村		過疎		その他																
区分		地目				計					事業名		事業量		単価		事業費		主要工事諸元															
(1) ほ場整備		ha				ha									千円																			
(2) 農業用排水施設整備																																		
(3) 農道整備																																		
(4) 農用地開発																																		
(5) 農用地の改良又は保全																																		
内訳											事業名		負担区分				受益戸数		対象人口		事業主体		管理主体											
人口、戸数		総人口		農家人口		総戸数		農家戸数			専業		1種兼業		2種兼業		%		%		%		%		%		戸		人					
実数		人		人		戸		戸			戸		戸		戸		%		%		%		%		%		戸		人					
構成比		100				100											%		%		%		%		%		%							
集落		総集落数		集落の内訳				集落当たり平均				工事の着手時期及び完了予定時期		年度～		年度																		
実数		集落		集落		集落		集落		集落		戸		人																				
構成比		100																																
土地基盤整備状況		ほ場整備				道路整備				総延長		整備済		未整備																				
実数		30a未満		30a以上		未整備		計		m		m		m																				
構成比						100		100																										
農業地域類型		戸当たり平均農用地面積		主要作物				農家所得基準				農業名		公告年月日		申請年月日																		
		ha/戸						農家		農業		農外		千円		千円		千円																
								千円		千円		千円		千円		千円		千円																
								千円		千円		千円		千円		千円		千円																

(注) 整備される施設の管理を委託する場合には、予定管理方法について別記様式を添付すること。

復興基盤総合整備 一般計画図

一般計画図

位置図

S = 1 :

凡 例	
ほ場整備	
農業用排水施設整備	
⋮	
農業集落排水施設整備	

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名	北海道の場合は支庁名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
面 積	表示単位はヘクタールまでとする。(小数点以下四捨五入。以下同じ。)
計 画 区 域	事業計画に定める区域をいう。
事業計画区域	本事業で対応する各事業の対象区域をいう。
地 目	(1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地(道水路、鉄道等の用地は除く)、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、(あるいは共同減歩の対象)となった地積は( )書きする。
事業別面積	(1) ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に( )書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	(1) 最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを( )書きで併記する。 (3) 「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査及び市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4) 道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備済は、舗装済とする。
地域指定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
そ の 他	「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。
事 業 費	ほ場整備、農業用排水施設整備、営農飲雑用水等各事業種毎に記入する。
費用負担等負担区分	(1) 各工種毎に内訳金額を記入し、上段( )に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
対 象 人 口	営農飲雑用水の対象人口を記入する。
関 連 事 業	当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。
事 業 名	本事業と直接関連する事業を、国、県、団体営別と事業の種類を記入する。
受 益 面 積	本事業と重複する場合、重複する分を( )書きで上段に併記する。
法 手 続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備 考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりやを考慮して作成する。

別記様式第2号

事業計画等変更手続報告書

番号  
年月日

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 殿

特定都道県の長の氏名 印

復興基盤総合整備〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。

(別記様式第2号の別紙)

地区名		局名		所在地	
事業名					
事業の経緯	着工年度	完了予定年度		○年までの進捗率(事業費ベース)	
項目	現計画	変更計画		増△減	備考
事業費					
投資効率					
所得償還率					
工期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

## 別添1-2 農地整備事業に係る取扱

### 第1 定義

この取扱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 農業生産法人等 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。
- 3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。

#### (1) 農業者(農業生産法人を含む。)の場合

認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)であること又は以下に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること)。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者(農業後継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等(別表の区分の欄の1から3までの事業及び東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成23年法律第43号)第2条第3項に規定する復旧関連事業をいう。以下同じ。)の完了時における経営等農用地の面積(農業生産法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積)が、おおむね3.5ヘクタール(露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が特定都道府県(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第77条第1項の特定都道府県をいう。以下同じ。)知事(以下「知事」という。))と協議して定める面積)を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して知事はあらかじめ地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第5の1により市町村が作成する基盤整備関連経

営体育成等促進計画(以下「促進計画」という。)又は第5の2により市町村が作成する農業農村活性化計画(以下「活性化計画」という。)の目標年度又は第3の5の耕作放棄地型の事業完了年度(耕作放棄地解消・集積促進事業(別表の区分の欄の4の(3)のオの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下同じ。)を実施する場合は、第5の5により知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画(以下「遊休農地利用増進整備計画」という。)の目標年度。以下同じ。)までに認定農業者となることが確実に見込まれること。

なお、促進計画及び活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

## (2) 生産組織の場合

以下に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 促進計画又は活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実に見込まれること。

## (3) 集落営農の場合

特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。)又は以下に掲げるすべての要件を満たす組織(以下「特定農業団体等」という。)であることが確実に見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であって、以下に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実に見込まれること。

(ア) 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日(以下「計画策定日」という。)から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額(以下「目標農業所



得額」という。)が定められており、かつ、その額が、事業実施地区に係る市町村の農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想(以下「市町村基本構想」という。)において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標(計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上(当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業(水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。)の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上)の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。)が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人(農業生産法人を除く。)の場合

促進計画又は活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 高度経営体 次に定めるいずれかの基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。

(1) 一定規模(都県にあっては4ヘクタール、北海道にあっては10ヘクタール)以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

(2) 市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

(3) 特定農業団体等であって、7ヘクタール(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の1に規定する地域にあっては、4ヘクタール)以上の経営等農用地を集積する者

(4) 品目別経営安定対策の対象者

(5) その他市町村長が特に認める担い手

5 特定高度経営体 4の高度経営体であって、かつ、以下の要件を満たすものとする。

(1) 家族農業経営(世帯単位で農業を行う者及び法人化して農業を行う者のうち

一戸一法人をいう。) にあつては、事業実施地区外も含めた経営等農用地の面積が10ヘクタール以上のもの

(2) 法人経営（一戸一法人を除く。）及び集落営農経営にあつては、事業実施地区外も含めた経営等農用地の面積が25ヘクタール以上のもの

## 第2 事業実施主体

- 1 本事業は、2及び3の場合を除き、特定都道府県が事業実施主体となり実施するものとする。
- 2 調査・調整事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業をいう。以下同じ。）については、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業生産法人等（生産基盤整備事業等の完了までに農業生産法人等となることが確実と見込まれる農業者又は農業者の組織する団体を含む。）のいずれかに実施させることができるものとする。
- 3 農業経営高度化促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)の農業経営高度化促進事業をいう。以下同じ。）及び耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(4)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下同じ。）については、市町村に実施させることができるものとする。

## 第3 事業内容

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯の地域農業の展開方向及び生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する以下の事業

### 1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの
- (4) 復旧関連事業と一体的に実施する別表の区分の欄の2から4までの事業

### 2 畑地帯担い手育成型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの
- (2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)に掲げるもの並びに別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの
- (3) 復旧関連事業と一体的に実施する別表の区分の欄の2から4までの事業

### 3 畑地帯担い手支援型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの
- (2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)に掲げるもの並びに別表の区分の欄の2から3までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- (3) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下「単独施設整備」という。）
- (4) 以下のア又はイのいずれかを行う事業（以下「単独土層改良」という。）
  - ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(6)、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整備事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(3)に掲げる事業、同表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業
  - イ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業
- (5) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業のみを行う事業（以下「単独営農用水」という。）

### 4 通作条件整備型

別表の区分の欄の5に掲げる事業

### 5 耕作放棄地型

生産基盤整備事業または当該生産基盤整備事業とこれらの事業と密接な関連を有すると認められる別表の区分の2から4までの事業とを併せて一体的に実施するもの

## 第4 事業の実施要件

### 1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるもの又は復旧関連事業の受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。
- (2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。
  - ア 以下の要件をすべて満たすこと。
    - (ア) 生産基盤整備事業等の完了時において、①又は②のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。ただし、本事業に係る担い手に第1の3の(3)に定めるもの（集落営農の場合）が含まれる地区で行われる事業で、①又は②の要件を満たさないと見込まれることがやむを得ない場合を除く。
      - ① 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、

当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

- ② 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時(別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)の事業(以下「高度土地利用調整事業」という。))を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。)に比べ30%以上増加すること。
- (イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に担い手の経営等農用地面積の割合(以下「担い手農地利用集積率」という。)が、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。
- ① 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあつては、これが30%以上となること。
  - ② 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合にあつては、これが10パーセントポイント以上増加すること。
  - ③ 事業開始時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあつては、これが60%以上となること。
  - ④ 事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあつては、これが5パーセントポイント以上増加すること。
  - ⑤ 事業開始時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあつては、これが95%以上となること。
  - ⑥ 事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
- イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、別に定める集積団地要件を満たす農用地面積(以下「担い手農地面的集積面積」という。)の割合(以下「担い手農地面的集積率」という。)が、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。
- (ア) 事業開始時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合にあつては、これが20%以上となること。
- (イ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合にあつては、これが7パーセントポイント以上増加すること。
- (ウ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合にあつては、これが42%以上となること。
- (エ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合にあつては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。
- (オ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合にあつては、これが66.5%以上となること。
- (カ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が66.5%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への面的集積が図られること。

ウ 以下の要件をすべて満たすこと。

(ア) 事業完了時点において、以下のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されることが確実と見込まれること。

① 農業生産法人が存在しない地区

事業開始時に農業生産法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成22年経営第7133号)第7に基づき交付金の交付を受ける農業者(以下「農業者戸別所得補償制度の加入者」という。)となる農業生産法人が設立されることが確実と見込まれること。

② 農業生産法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農業生産法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、農業者戸別所得補償制度の加入者となることが確実と見込まれること。

(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。

(3) 農業経営高度化支援事業(別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

ア 高度経営体集積促進事業(別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のアの高度経営体集積促進事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、事業開始時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業開始時から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合(以下「高度経営体集積向上率」という。)が20%以上となることとする。

イ 特定高度経営体集積促進事業(別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のイの特定高度経営体集積促進事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業の受益面積に占める促進計画に定める目標年度における特定高度経営体の経営等農用地の面積の割合(以下「特定高度経営体集積率」という。)が20%以上となることとする。

ウ 高度経営体面的集積促進事業(別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のウの高度経営体面的集積促進事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、事業開始時における当該事業の受益面積から担い手農地面的集積面積を除いた面積に対する、事業開始時から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地の面積の割合(以下「高度経営体面的集積向上率」という。)が15%以上となることとする。

エ 農業生産法人等農地集積促進事業(別表の区分の欄の4の事業の事業種類

の欄の(2)のエの農業生産法人等農地集積促進事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率(当該事業の受益面積に占める農業生産法人等及び高度経営体のうち戸別所得補償制度加入経営体の経営等農用地の面積の割合をいう。以下同じ。)が50%以上となることとする。

## 2 畑地帯担い手育成型

(1) 受益面積の合計が20ヘクタール(北海道にあつては100ヘクタール、離島にあつては10ヘクタール)以上であること。

ただし、総合的園地再編整備計画が策定されている樹園地にあつては、知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、本事業で実施することの妥当性について十分検討した結果、本事業で実施することがやむを得ないと判断したものに限り、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であること(3の(1)において同じ。)

(2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア (ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 事業完了時に、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加することが見込まれること。

① 事業採択時20%未満の場合にあつては、30%以上となること。

② 事業採択時20%以上50%未満の場合にあつては、10パーセントポイント以上増加すること。

③ 事業採択時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。

④ 事業採択時55%以上90%未満の場合にあつては、5パーセントポイント以上増加すること。

⑤ 事業採択時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。

⑥ 事業採択時95%以上の場合にあつては、これらの担い手への利用集積が図られていること。

(イ) 事業の完了時において、以下のいずれかを満たすことが確実と見込まれること

① 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

② 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること

イ 担い手に農業生産法人を除く法人を位置づけた場合にあつては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。

(3) 高度経営体集積促進事業を実施する場合にあつては、事業開始時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業開始時から活性化計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等

農用地の面積の割合（以下「高度経営体集積向上率」という。）が20%以上となることとする。

### 3 畑地帯担い手支援型

(1) 受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

(2) 単独施設整備を行う場合にあっては、(1)に関わらず、以下の要件をすべて満たすこと。

ア 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設を対象とするものであること

イ 受益面積がおおむね30ヘクタール以上であって、かつ、総事業費が3千5百万円以上であること。

ウ 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された地域）、果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第3項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域）、高能率生産団地（農業団地育成対策基本要綱(昭和47年5月29日付け47企第187号農林事務次官依命通知)に定める地域）であって畑作物が生産される地域、寒冷地畑作振興地域（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和34年法律第91号）第2条第1項の規定により指定された地域）、気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の規定により指定された地域）、集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪農肉用牛生産振興法」という。）第3条第1項の規定により指定された地域）であって畑作物が生産される地域、活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第2条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域若しくはその周辺の地域）であって畑作物が生産される地域若しくは輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地として別に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域（以下「畑作物の生産を振興すべき地域」という。）において行うものであること。

(3) 単独土層改良を行う場合にあっては、(1)に関わらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画（以下「不良土層関連保全計画」という。）又は良品質麦安定供給強化対策実施要領について（平成10年9月2日付け10食糧第974号（企画）食糧庁長官通達）による承認に基づき県生産者団体が策定する良品質麦生産計画に即した良品質麦生産土層改良保全計画（以下「麦生産関連保全計画」という。）に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、以下の要件をすべて満たすこと。ただし、麦生産関連保全計画が策定されている地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策地域を除く。）にあっては次に掲げる要件のア及びウに該当するものであること。

- ア 受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。
- イ 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。
- ウ 営農上一定のまとまりを有する地域であって、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。
- エ 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層（別に定める基準に該当するものをいう。）が受益面積のおおむね5割以上を占めること。

(4) 単独営農用水施設整備事業を行う場合にあつては、受益農家が20戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ヘクタール以上のものであつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

ア 受益農家が酪農経営農家である場合にあつては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。

イ 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあつては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

#### 4 通作条件整備型

(1) 本事業は、原則として都道府県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施するものとし、別表の区分の欄の5の事業種類の欄の(1)のイ及び(2)のエに掲げる保全対策型（以下「保全対策型」という。）を実施する場合には、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。

(2) 別表の区分の欄の5の事業種類の欄の(1)に掲げる基幹農道整備（以下「基幹農道整備」という。）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

(3) 本事業の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画が作成されているほか、以下の要件による。

ア 基幹農道整備

(ア) 一般型



以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下「振興山村」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）をいう。以下「過疎地域」という。）において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。
- ② 総事業費が1億円以上であること。
- ③ 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下「離島」という。）、振興山村において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。
- ④ 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。

(イ) 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであつて、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りではない。

- ① 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。
- ② 総事業費の合計が30百万円以上であること。

イ 一般農道整備

(ア) 一般型

以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。
- ② 総事業費が5千万円以上であること。
- ③ 全幅員がおおむね4.5メートル以上であること。ただし、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯（以下「特別豪雪地帯」という。）、振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下同じ。）において行うものにあつては、全幅員がおおむね4メートル以上であること。

(イ) 樹園地等型

受益面積がイの(ア)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち、農道

網の整備に必要なもの。

- ① 総事業費及び全幅員が(ア)の②及び③の条件に適合する幹線農道
- ② 全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道
- ③ 全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道
- ④ 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設（野菜指定産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。）

(ウ) 農業集落間型

事業を実施しようとする地域に含まれる少なくとも一つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下「特定農山村地域」という。）、それらに準ずる地域又は、林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の50パーセント以上を占める地域に含まれることとし、農業集落の通作圏の拡大による経営規模の拡大等の地域の農業構造の改善、既設農道及び各種農業関連施設等の一層の利用拡大及び、農業集落の農家、地域住民等の農村環境の改善に資する計画路線であって、次の条件に適合するもの。

- ① 受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。
- ② 総事業費が5千万円以上であること。
- ③ 車道幅員がおおむね4メートル以上であること。

(エ) 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りではない。

- ① 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。
- ② 総事業費の合計が30百万円以上であること。

5 耕作放棄地型

- (1) 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。なお、整備基本構想に定められるべき事項等については、別に定めるものとする。
- (2) 生産基盤整備事業等における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。
- (3) 生産基盤整備事業等における受益面積に占める耕作放棄地及び別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6%以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業開始時において50%以上の場合にあつては、3%以上）となること。
- (4) 耕作放棄地解消・集積促進事業を行う場合にあつては、別に定める要件を満

たすこと。

## 第5 計画の作成

### 1 経営体育成型

知事は、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)を作成するものとし、事業実施地区に係る市町村は促進計画を作成するものとする。

#### (1) 集積促進整備計画

ア 令第50条第3項の「農林水産大臣が定める基準」とは以下のとおりとする。

- (ア) 集積促進整備計画は、計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手等の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。
- (イ) 集積促進整備計画は、第4の1の(2)の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

イ 集積促進整備計画においては、以下に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 農業構造改善目標
- (イ) 担い手等の見通し
- (ウ) 農用地の流動化計画
- (エ) 経営体育成計画又は農業生産法人等育成計画
- (オ) 土地利用計画
- (カ) 農業生産基盤整備計画

#### (2) 促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 農業構造再編の目標
- (イ) 農用地の流動化計画
- (ウ) 経営体育成計画
- (エ) 農業生産法人等育成計画
- (オ) 土地利用計画
- (カ) 農業機械利用計画
- (キ) ほ場の整備計画
- (ク) 農業生産基盤の整備目標
- (ケ) 関連事業計画
- (コ) 推進体制整備計画

- (サ) 営農環境の整備目標
- (シ) 土地改良施設等の管理計画
- (ス) 農業農村整備事業管理計画
- (セ) その他必要な事項

エ 促進計画の作成にあたっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第6の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定にあたっては、以下の計画等との整合を図るものとする。

- (ア) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画

- (イ) 農業農村整備事業管理計画について(平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長通知)に定める事業管理計画

### (3) 高付加価値農業振興計画

知事は、本事業において、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業(別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。)を行うときは、以下に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、以下の手法により農産物の付加価値を高めるものとする。

- (ア) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
- (イ) 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
- (ウ) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- (エ) その他適当と認められる手法

イ 高付加価値農業振興計画の内容は、以下に掲げる事項とする。

- (ア) 農業振興の構想

- ① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想
- ② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

- (イ) 高付加価値農業形成計画

- ① 高付加価値農業に関する営農計画
- ② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方
- ③ 農用地の権利移動状況
- ④ 各種計画との調整

## 2 畑地帯担い手育成型

知事は、令第50条第4項の畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「畑地帯集積促進整備計画」という。）を作成するものとし、事業実施地区に係る市町村は活性化計画を作成するものであること。

### (1) 畑地帯集積促進整備計画

ア 令第50条第3項の「農林水産大臣が定める基準」とは以下のとおりとする。

(ア) 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。

(イ) 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的ほ場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

イ 畑地帯集積促進整備計画においては、以下に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造改善目標

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 農地の流動化計画

(エ) 土地利用計画

(オ) 農業生産基盤整備計画

### (2) 活性化計画

ア 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

イ 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造再編の目標

(イ) 農地の流動化計画

(ウ) 土地利用計画

(エ) 関連事業計画

(オ) 推進体制整備計画

(カ) 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標

(キ) その他必要な事項

(ク) 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

## 3 畑地帯担い手支援型

知事は畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」という。）を作成するものとし、事業実施地区に係る市町村は畑地帯営農促進基

本計画（以下「基本計画」という。）を作成するものとする。ただし、単独営農用水整備を行う場合にあってはこの限りではない。

(1) 高度化整備計画

ア 高度化整備計画は、令50条第1項第11号の「農林水産大臣が定める基準」である次に掲げる基準に該当するよう定めるものとする。

(ア) 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること

(イ) 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10パーセント以上である地域において定められる計画であること

(ウ) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく市町村の認定を受けた農業生産法人等生産者組織にあっては、1経営体以上とする。）

(エ) 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること

イ 高度化整備計画の作成にあたっては、基本計画と整合を図るものとする。

(2) 基本計画

(ア) 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。

(イ) 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 農業構造の目標
- ② 土地利用計画
- ③ 農業生産基盤の整備目標
- ④ 基盤整備等事業計画
- ⑤ 推進体制
- ⑥ その他必要な事項

(ウ) 市町村は、基本計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

(3) 市町村は、本事業において、単独土層改良を行うときは、以下の要件を満たす不良土層関連保全計画又は麦生産関連保全計画（以下「保全計画」という。）を作成するものとする。

ア 保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付け計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の実情に応じて定めるものとする。

イ 市町村は、保全計画の策定にあたり、必要に応じて、農業委員会、土地改

良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成、推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

#### 4 通作条件整備型

- (1) 本事業を実施する場合、知事は農道の整備計画や、関連する農業基盤整備等について別記様式第14号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、実施する予定の農道を管理する特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ。）の長等（以下「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第15号に定める保全対策基本方針を作成し、知事の承認を得るものとする。ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、知事が作成する場合にあってはこの限りでない。なお、保全対策の対象区域が複数の特定市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て基本方針を作成することができる。
- (3) 保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、対象となる農道の管理者は、別記様式第16号に定める緊急対策施行申請書（以下「緊急対策施行申請書」という。）を知事に提出するものとする。なお、緊急対策の対象区域が複数の特定市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て施行申請書を作成することができる。
- (4) 保全対策型のうち、点検診断を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

#### 5 耕作放棄地型

- (1) 知事は、本事業を実施しようとするときは、遊休農地利用増進整備計画及び事業計画概要書を作成するものとする。なお、遊休農地利用増進整備計画の内容は、別に定めるものとする。
  - ア 遊休農地利用増進整備計画は、計画区域の現況を明らかにするとともに、耕作放棄地解消、利用増進の見通し及びこれを実現するために必要な基本的事項を定めたものであること。
  - イ 第4の事業の実施要件を満たすものであるとともに、第4の5の(3)の耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地について、市町村及び関係機関との連携に基づき、長期にわたって利用増進が図られると見込まれること。
- (2) 事業計画概要書は、遊休農地利用増進整備計画と整合が図られたものでなければならない。

#### 6 共通事項

知事は、本事業において、農業経営高度化支援事業を行うときは、別に定める

ところにより、農業経営高度化計画を作成するものとする（耕作放棄地型を除く。）。

## 第6 計画の変更等

- 1 知事は、経営体育成型において、促進計画の変更があった場合（別に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うものとする。
- 2 知事は、畑地帯担い手育成型において、活性化計画の変更があった場合（別に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うものとする。
- 3 知事は、畑地帯担い手支援型（単独土層改良及び単独営農用水を除く。）において、基本計画の変更があった場合（別に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うものとする。
- 4 知事は、通作条件整備型において、土地改良事業計画の変更が生じた場合及び保全対策型及び農業集落間型において以下のいずれかの要件に適合する場合には、通作条件整備計画を変更を行うものとする。ただし、通作条件整備計画の範囲内において保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、緊急対策施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。
  - (1) 当該事業の施行に係る受益面積の10パーセント以上の変更
  - (2) 主要工事計画の著しい変更
  - (3) 物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

## 第7 助成

- 1 国は、本事業に要する費用のうち別記に掲げる工事費及び促進費等の一部に以下の基本国費率により特定都道県に交付するものとする。
- 2 経営体育成型（第4の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。））
  - (1) 当該補助事業費の50%
  - (2) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定



する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）をいう。以下同じ。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、又は急傾斜地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）という。以下同じ。）において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

(3) 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

3 経営体育成型(第4の1の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業)

(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%

(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

4 畑地帯担い手育成型（第4の2の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）。）

(1) 当該補助事業費の50%

(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52%

(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52%

5 畑地帯担い手育成型（第4の2の要件に該当するもののうち農業経営高度化支援事業）

当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%

6 畑地帯担い手支援型（第4の3の要件に該当するもの）

(1) 当該補助事業費の50%

(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52%

(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52%

(4) 営農用水事業を単独で行う場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の45%

ただし、離島において行うものにあつては50%

7 通作条件整備型（第4の4の要件に該当するもの）

(1) 当該補助事業費の50%

(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、55%

(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、55%

(4) 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

(5) 農業集落間型にあつては、(1)から(4)の規定にかかわらず、当該補助事業費の50%

8 耕作放棄地型（第4の5の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援

事業のうち耕作放棄地解消支援事業、耕作放棄地活用推進事業を除く。))

- (1) 当該補助事業費の50%
  - (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%
  - (3) 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%
- 9 耕作放棄地型（第4の5の要件に該当するもののうち、耕作放棄地解消・集積促進事業）
- (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%
  - (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
- 10 耕作放棄地型（第4の5の要件に該当するもののうち、耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄地活用推進事業）  
定額

## 第8 その他

本事業の実施は、この取扱に定めるもののほか要綱別添1-3に定めるところによる。

## 第9 経過措置

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）、経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）及び畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であつて、平成23年度以降に本交付金により継続して事業を実施する地区については、復興交付金事業計画に位置づけることをもって本事業へ移行されたものとみなし、この取扱に定めることのほかは、なお従前の例による。

## 別記

### 1 工事費

- ア 純工事費
- イ 測量設計費
- ウ 用地費及び補償費
- エ 船舶機械器具費
- オ 全体実施設計費

力 換地費

2 促進費

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更  農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更  農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等  農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工  農用地等の区画形質の変更  除礫  農用地の造成  農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	土壌改良資材の投入等  事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業  農用地等の交換分合  障害物の除去、除礫、深耕、整地等	経営体育成型に限る  耕作放棄地型に限る
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備  農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備  農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備  農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備  区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備  親水・景観保全のための施設としての親水護	経営体育成型に限る  経営体育成型

	<p>(7) 生態系保全空間整備事業</p> <p>(8) 営農用水施設</p> <p>(9) 農作業準備休憩施設</p> <p>(10) 地域資源利活用基盤</p>	<p>岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備</p> <p>多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備</p> <p>農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの</p> <p>農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備</p> <p>地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備</p>	<p>に限る</p>
<p>4 農業経営高度化支援事業</p>	<p>(1) 高度土地利用調整事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(2) 耕作放棄地解消支援事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(3) 農業経営高度化促進事業</p> <p>ア 高度経営体集積促進事業</p> <p>イ 特定高度経営体集積促進事業</p>	<p>土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動</p> <p>関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動</p> <p>耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援</p> <p>特定高度経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援</p>	<p>経営体育成型及び畑地帯担い手育成型に限る</p> <p>経営体育成型及び畑地帯担い手育成型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p> <p>耕作放棄地型に限る</p> <p>経営体育成型及び畑地帯担い手育成型に限る</p> <p>経営体育成型に限る</p>

	ウ 高度経営体面的集積促進事業	高度経営体への農用地の面的集積に向けた促進支援	経営体育成型に限る
	エ 農業生産法人等農地集積促進事業	農業生産法人等農業者戸別所得補償制度加入経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	経営体育成型に限る
	オ 耕作放棄地解消・集積促進事業	担い手への耕作放棄地の利用の面的集積に向けた促進支援	耕作放棄地型に限る
	(4) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	経営体育成型に限る
	(5) 耕作放棄地活用推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	耕作放棄地型に限る
5 通作条件整備	(1) 基幹農道整備 ア 一般型	農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備	
	イ 保全対策型	既設の農道についての点検診断、機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策及び緊急対策	
	(2) 一般農道整備 ア 一般型	幹線から末端耕作道までの農道網の整備	
	イ 樹園地等型	経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地、田畑輪換を行う水田地帯の農用地又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備	

	ウ 農業集落間型	農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第4項に定める農業集落を結ぶ農道の整備	
	エ 保全対策型	既設の農道についての点検診断、機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策及び緊急対策	





## 別添 1 - 3 農地整備事業に係る別紙

### 第 1 定義

- 1 要綱別添 1-2 (以下「取扱」という。) 第 1 の 2 の「基幹ほ場 3 作業」とは、稲作にあっては以下に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。
  - (1) 耕起
  - (2) 代かき
  - (3) 田植え又は播種
  - (4) 収穫
- 2 取扱第 1 の 3 の「地域の実情を勘案できる」とは、市町村基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。
- 3 取扱第 1 の 4 の(1)及び(2)の「対象農地を農地として利用」とは、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、農地法第 32 条の規定による農業委員会からの通知を受け、かつ、同法第 33 条の期限内に農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。
- 4 取扱第 1 の 4 の(1)及び(2)の「国が定める環境規範」とは、環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知)の別添 1 の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。
- 5 取扱第 1 の 4 の(4)の「品目別経営安定対策の対象者」とは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和 40 年農林省令第 43 号)第 19 条第 2 号の要件を満たす者及び同規則第 43 条第 2 号の要件を満たす者をいう。

### 第 2 事業内容

取扱第 3 に規定する事業及び取扱別表中の各事業の内容は、以下の条件に適合することを要するものとする。

#### 1 経営体育成型

- (1) 畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農業生産法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。
- (2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール(過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域(同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村(同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。))を含む。)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づく指定

地域及び山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村において行うものにあつては、20アール以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域(以下のいずれかに該当する区域)については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域(畑地、樹園地、田畑輪換区域等)。

イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層(基岩、盤層、礫層、泥炭層等)の出現のおそれのある区域。

ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域。

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化(地下水層の切断等)させる区域。

(3) 農道整備事業において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の条件を満すものについて施行することができるものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。

イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること

(4) 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあっては、(2)にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

## 2 畑地帯担い手支援型

取扱第2の3の(4)に定める単独土層改良にあつては、以下のいずれかに該当する地域で実施するものに限る。

(1) 泥炭土、重粘土、火山灰性土等の不良土層地帯

(2) 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域(以下「特土壤地帯」という。)

(3) かんきつ、りんご、ぶどう、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、麦類、てんさい、こんにやく及びくわ(以下「特定畑作物」という。)から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域

## 3 共通事項

### (1) 営農環境整備事業

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と

有機的かつ密接に連携するものであること。

- ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業にあたっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。
- エ 用地整備事業の実施にあたっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。
  - (ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。
  - (イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、本事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。
  - (ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。
  - (エ) 営農施設の撤去又は移転であって、本事業の効率が高められ、かつ、本事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。
- オ 営農用水施設整備事業の実施にあたっては、受益戸数がおおむね 10 戸以上、かつ、末端の受益戸数が 2 戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

## (2) 農業経営高度化支援事業

- ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。
  - (ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及
  - (イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告
  - (ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
  - (エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業生産法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導
- イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。
- ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。
  - (ア) 関係農家の意向調査活動
  - (イ) 土地利用調整活動
  - (ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

- (エ) 農業機械の利用再編に関する活動
  - (オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
  - (カ) 農業生産法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
  - (キ) その他農用地流動化に関する調査・調整活動
- エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- オ 耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。
- (ア) 本事業の啓発普及
  - (イ) 本事業の実施状況の確認及び報告
  - (ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整
  - (エ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業若しくは耕作放棄地活用推進事業を又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言又は指導
  - (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修
- カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。
- (ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動
  - (イ) 土地利用調整活動
  - (ウ) 関係機関との調整活動
  - (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催
  - (オ) 農業機械の利用再編に関する活動
  - (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
  - (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する調査・調整活動
- キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。
- ク 農業経営高度化促進事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。
- (ア) 高度経営体集積促進事業及び特定高度経営体集積促進事業  
高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
  - (イ) 高度経営体面的集積促進事業  
高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の面的集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
  - (ウ) 農業生産法人等農地集積促進事業  
農業者戸別所得補償制度加入者への農用地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
  - (エ) 耕作放棄地解消・集積促進事業  
耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農用地の利用の面的集積の促進に

資するものとなるよう配慮するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 耕作放棄地活用推進事業の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備
- (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農用地の維持・管理
- (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備
- (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス 耕作放棄地活用推進事業は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。

(3) 事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

### 第3 事業の実施要件

#### 1 経営体育成型

(1) 取扱第4の1の(1)の受益面積の確認にあたっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、以下に掲げる要件をすべて満たす場合はこの限りではない。

ア 面的集積を進める基本的な方針（以下「基本方針」という。）が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

ウ 農用地集積加速化整備構想（以下「整備構想」という。）が地域の農業者や市

町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

(2) (1)のアに定める「基本方針」については、以下のとおりとする。

ア 基本方針は、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 面的集積の実施に関する基本的な事項

(イ) 面的集積を進める区域（農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて認定農業者等に対する面的集積を進めることが特に必要な区域）として設定する区域

(ウ) 面的集積の推進体制に関する事項

(エ) 農業経営基盤強化促進法第4条の第2項から第4項までに規定する事業との連携を予定している場合にあっては、当該事業との連携に関する事項

イ 事業実施地区に係る市町村は、(1)に掲げる事項を定めるときは、農業委員会等の関係機関と十分に調整するものとする。

ウ 基本方針の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(3) (1)のウの「整備構想」については、以下のとおりとする。

ア 整備構想は、事業実施区域を対象に以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農用地の現況及び問題点

(ウ) 地域における農業の振興方向

(エ) 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容

(オ) その他必要な事項

イ 整備構想の作成にあたっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ 整備構想の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(4) 取扱第4の1の(2)のアの(ア)のただし書きの場合、知事は、別記様式第3号により地方農政局長等に届け出るものとする。

(5) 取扱第4の1の(2)のアの(ア)の認定農業者数には、農業生産法人にあっては当該法人の構成員のうち常時従事者の数（地区外に経営農用地（農業生産法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地をいう。）を有する農業生産法人にあっては当該地区内の経営等農用地面積と当該法人の経営農用地面積の割合から按分し、常時従事者数を算出することとする（一未満の端数は切り上げる。））及び特定農業団体の数を含めることができるものとする。

(6) 取扱第4の1の(2)のイの「別に定める集積団地要件」は、同一の担い手の経営等農用地であって北海道では1.5ヘクタール、都府県では1ヘクタール（知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めるときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、2つ以上の農用地であって、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

- イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- カ その他、本事業趣旨に照らして実施主体が適当であると認めるもの

## 2 畑地帯担い手育成型

取扱第4の2の(1)の総合的園地再編整備計画は、農業生産総合対策整備事業実施要領（平成12年4月1日付け12農産第1550号農林水産事務次官依命通知）に基づき農業生産総合対策事業が実施されている場合にあつては、「農業生産総合対策事業の運用について」（平成12年4月1日付け農産第1551号農林水産省農産園芸局長、食品流通局長通知）に基づき策定される総合的園地再編整備計画とする。

なお、上記以外の場合にあつては、「農業生産総合対策事業の運用について」に準じて市町村等が計画を策定するものとし、同計画をもって総合的園地再編整備計画とする。

## 3 畑地帯担い手支援型

(1) 取扱第4の3の(2)のウの別に定める地域とは、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

ア 特定畑作物のいずれかの作物を作付けしていること。

イ 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(ア) 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和28年法律第258号）施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付け面積の割合が30パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね300ヘクタール以上であること。

(イ) 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が50パーセント以上であること。

(2) 取扱第4の3の(3)のエの別に定める基準とは、旧土壌保全対策要綱（昭和46年7月9日付け46農政第2915号農林事務次官依命通知）に基づく地力保全基本調査（以下「地力調査」という。）における土壌生産力可能性等級がⅢ又はⅣ等級に相当するものをいう。不良土層の分布状況の把握にあつては、地力調査等土壌の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあつては、地力調査に準じて新たに土壌の調査を実施するものとする。

## 4 耕作放棄地型

(1) 取扱第4の5の別に定める内容は、以下のとおりとする。

ア 整備基本構想は、事業実施区域を対象に以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農用地の現況及び課題

(ウ) 事業実施区域における耕作放棄地の現況と利用増進の方針

(エ) 整備基本構想実現のために必要な整備の方針

(オ) 各営農区の概要と営農区の営農活動等方針（第3の4の(2)に該当する場合に限る。）

- (カ) その他必要な事項
- イ 整備基本構想の策定に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合及びその他この事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。
- ウ 整備基本構想の様式は、別記様式第 17 号によるものとする。
- (2) 取扱第 4 の 5 の (2) の受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、以下に掲げる要件をすべて満たす場合にはこの限りではない。
- ア 営農区の規模の合計が 60 ヘクタール以上であること。
- イ 各営農区内において、「耕作放棄地解消支援ガイドラインの策定について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2126 号農村振興局長通知）」に定める耕作放棄地解消計画の実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。
- なお、「営農活動等が展開される」とは、将来にわたり持続的な農業生産を可能とするために、農業の生産性の向上や担い手の育成・確保及び農業生産活動等に関する計画が整備基本構想において定められていることをいうものとする。
- (3) 取扱第 4 の 5 の (3) の別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地とは、以下に掲げるいずれかに該当するものとする。
- ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地
- イ 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作をやめる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に替わる者による耕作が行われる見込みのない農地。
- (4) (3) の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、知事が判断するものとする。
- (5) 取扱第 4 の 5 の (4) の別に定める要件とは、耕作放棄地面的集積率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が面的集積される耕作放棄地の割合をいう。以下同じ。）が 4 % 以上となることとする。
- (6) (5) の「面的集積」とは、1 の (6) の「別に定める集積団地要件」を満たすものとする。

## 第 4 計画の作成

### 1 経営体育成型

- (1) 集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。
- (2) 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。
- ア 計画策定委員会の設置



市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

イ 集落懇談会の開催

(3) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、以下に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

ア 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、取扱第1の3の(5)に掲げる者を担い手に含める場合にあっては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

イ 農用地の流動化計画

アに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農用地流動化面積の目標を設定する。

ウ 経営体育成計画

アに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成等に係る目標を設定する。

エ 農業生産法人等育成計画

アに基づき、農業生産法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

オ 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

カ 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、アの農業構造再編の目標及びオの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

キ ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場(大区画)、一般ほ場(標準区画)、労働集約型ほ場(小区画)等に分割して作成する。

ク 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

ケ 関連事業計画

農用地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

コ 推進体制整備計画

担い手に農用地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

サ 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

シ 土地改良施設等の管理計画

土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。

ス 農業農村整備事業管理計画

ク及びサの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。

セ その他必要な事項

土地利用、景観保全協定等について定める。

2 畑地帯担い手育成型

(1) 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領によるものとする。

(2) 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

イ 集落懇談会の開催

ウ その他

(3) 活性化計画においては、事業実施区域を対象に、以下に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。

イ 農地の流動化計画

アに基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

ウ 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。

エ 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。

オ 推進体制整備計画

担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

カ 農業生産基盤及び営農環境の整備目標

農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。

3 畑地帯担い手支援型

(1) 取扱第5の3の(1)の高度化整備計画の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(2) 取扱第5の3の(2)の基本計画の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(3) 取扱第5の3の(3)の不良土層改良保全計画の様式は、別記様式第6号によるものとする。

のとする。

- (4) 取扱第5の3の(3)の良品質麦生産土層改良保全計画の様式は、別記様式第7号によるものとする。

#### 4 耕作放棄地型

- (1) 取扱第5の5の(1)の別に定める遊休農地利用増進整備計画の内容は、以下に掲げるものとする。

- ア 計画区域の現況
- イ 課題及び整備方針
- ウ 耕作放棄地解消・利用増進計画
- エ 担い手への農地の利用増進計画
- オ 整備計画
- カ 耕作放棄地解消支援計画
- キ 耕作放棄地解消・集積促進計画
- ク 耕作放棄地活用推進計画

- (2) 遊休農地利用増進整備計画の様式は、別記様式第18号によるものとする。

- (3) 遊休農地利用増進整備計画は、取扱第4の5の(1)の整備基本構想と整合が図られたものでなければならない。

#### 5 共通事項

- (1) 取扱第5の6の農業経営高度化計画は、別記様式第8号又は別記様式第9号を用いて作成するものとする。

- (2) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。

- ア 当該事業の目的
- イ 費用負担予定者
- ウ 工事計画
- エ 費用の総額
- オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法
- カ 資金計画

- (3) (2)の計画を定めるにあつては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(2)のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

#### 第5 計画の変更等

取扱第7の1、2及び3の別に定める場合は、以下に掲げるいずれかの理由により促進計画、活性化計画又は基本計画を変更した場合とする。

- (1) 担い手の変更（認定農業者、農業生産法人等の変更を含む。）

- ア 担い手の追加
- イ 担い手の交代
- ウ 担い手の除外

- (2) 事業計画の変更
- (3) 目標年度の変更
- (4) その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営育成計画及び農業生産法人等育成計画に変更が生じた場合

## 第6 助成

- 1 取扱の別記の工事費には、非農用地に係る換地(換地上必要な工事を含む。)に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
  - (1) 農業近代化施設用地
  - (2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
  - (3) 集落移転用地
- 2 取扱の別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後(耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度)までにおいて実施するものとする。
- 4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後(耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度)までにおいて実施するものとする。
- 5 農業経営高度化促進事業の助成は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から促進計画、活性化計画又は遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度までに取扱第4の1の(3)又は第4の2の(2)及び(3)若しくは第4の5の(3)に定める要件を満たしている場合に行うものとする。
- 6 農業経営高度化促進事業の助成は、7の限度額の範囲内において、5の確認を行った年度の翌年度に、又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて、行うものとする。
- 7 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
  - (1) 高度経営体集積促進事業
    - ア 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあつては、0.020
    - イ 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあつては、0.025
    - ウ 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあつては、0.030
    - エ 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.035

- オ 高度経営体集積向上率が 40 %以上 45 %未満の場合にあつては、0.040
- カ 高度経営体集積向上率が 45 %以上 50 %未満の場合にあつては、0.045
- キ 高度経営体集積向上率が 50 %以上の場合にあつては、0.05

(2) 特定高度経営体集積促進事業

- ア 特定高度経営体集積率が 20 %以上 30 %未満の場合にあつては、0.010
- イ 特定高度経営体集積率が 30 %以上 40 %未満の場合にあつては、0.015
- ウ 特定高度経営体集積率が 40 %以上 50 %未満の場合にあつては、0.020
- エ 特定高度経営体集積率が 50 %以上の場合にあつては、0.025

(3) 高度経営体面的集積促進事業

- ア 高度経営体面的集積向上率が 15 %以上 20 %未満の場合にあつては、0.020
- イ 高度経営体面的集積向上率が 20 %以上 27.5 %未満の場合にあつては、0.030
- ウ 高度経営体面的集積向上率が 27.5 %以上 35 %未満の場合にあつては、0.040
- エ 高度経営体面的集積向上率が 35 %以上 40 %未満の場合にあつては、0.050
- オ 高度経営体面的集積向上率が 40 %以上 45 %未満の場合にあつては、0.060
- カ 高度経営体面的集積向上率が 45 %以上 50 %未満の場合にあつては、0.070
- キ 高度経営体面的集積向上率が 50 %以上の場合にあつては、0.075

(4) 農業生産法人等農地集積促進事業

- ア 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が 50 %以上 55 %未満の場合にあつては、0.050
- イ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が 55 %以上 60 %未満の場合にあつては、0.055
- ウ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が 60 %以上 65 %未満の場合にあつては、0.060
- エ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が 65 %以上 70 %未満の場合にあつては、0.065
- オ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が 70 %以上 75 %未満の場合にあつては、0.070
- カ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が 75 %以上の場合にあつては、0.075

(5) 耕作放棄地解消・集積促進事業

- ア 耕作放棄地面的集積率が 4 %以上 5 %未満の場合にあつては、0.020
- イ 耕作放棄地面的集積率が 5 %以上 6 %未満の場合にあつては、0.030
- ウ 耕作放棄地面的集積率が 6 %以上 7 %未満の場合にあつては、0.040
- エ 耕作放棄地面的集積率が 7 %以上 8 %未満の場合にあつては、0.050
- オ 耕作放棄地面的集積率が 8 %以上 9 %未満の場合にあつては、0.060
- カ 耕作放棄地面的集積率が 9 %以上 10 %未満の場合にあつては、0.070
- キ 耕作放棄地面的集積率が 10 %以上の場合にあつては、0.075

- 8 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 %に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

- 9 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）までにおいて実施するものとする。
- 10 東北地方太平洋沖地震の津波により被災した地域に係る農業経営高度化促進事業の助成については、6及び7にかかわらず、高度経営体集積向上率、特定高度経営体集積率、高度経営体的集積向上率、農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率及び耕作放棄地面的集積率（以下「高度経営体集積向上率等」という。）の見込みによって算出される7の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等に着手する年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度の翌々年度までの間において、随時、実施することができるものとする。ただし、助成の累計額が、促進計画又は活性化計画に定める目標年度における高度経営体集積向上率等によって算出される7の限度額を超えることのないよう留意しなければならない。
- 11 10の農業経営高度化促進事業の助成は、土地改良事業負担金の償還費、機械経費等の投資的経費、農地賃貸借料一括前払費等、高度経営体や特定高度経営体による農地の利用集積と円滑な経営再開を促進するものとしなければならない。なお、この場合においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）は適用しないものとする。

## 第7 その他

- 1 取扱別表の区分1から4までのうち生産基盤整備事業以外の事業、区分5の事業種類(1)のイ及び(2)のウ並びにエについては、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村または土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあつては、行政財産として適切に管理することとする。
- 3 第6の7、8及び9の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち、生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業及び耕作放棄地活用推進事業の助成の限度額算定にあたっては留意されたい。
- 4 事業の実施にあたっては、特定都道府県は、可能な限り事業費単価の低減に努めるものとする。
- 5 取扱第3の3の(3)に定める単独施設整備及び(4)に定める単独土層改良に係る事業計画概要書の様式は、それぞれ別記様式第10号及び別記様式第11号によるものとする。
- 6 土地改良法第5条及び第7条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付

け 42 農地C第 375 号農林省農地局長通知) において示されているところであるが、  
単独施設整備については、その性格にかんがみ、別記様式第 12 号及び別記様式第 13  
号により作成するものとする。

(別記様式第1号)

面的集積を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 面的集積の実施に関する基本的な事項	農用地の面的集積をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	面的集積に関する目標		
2. 面的集積を進める区域	面的集積促進区域（面積）		(    h a )
			(    h a )
3. 面的集積の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注1：「面的集積を進める区域」は大字単位とする。

注2：「面的集積の推進体制に関する事項」は当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の9. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。



〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区面積：</li> </ul>
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農用地の現状及び課題</li> <li>・整備状況（前歴事業等）</li> </ul>
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</li> </ul>
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区設定理由</li> <li>・全体整備量</li> <li>・全体整備（受益）面積</li> <li>・営農区設定の基本的考え方及び営農区数</li> <li>・整備による効果</li> <li>・全営農区面積</li> <li>・担い手への面的集積面積率の増加見込み</li> <li>・高度経営体への面的集積向上率の見込み</li> </ul>
5. 各営農区の概要	
①〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想																											
事 項	内 容																										
6. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の生産性の向上方針：</li> <li>・担い手育成・確保方針：</li> <li>・農業生産活動方針：</li> </ul>																										
7. 農地集積加速化整備構想図	<p>別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①前歴事業の地区範囲</li> <li>②地区範囲、営農区範囲</li> <li>③各営農区の整備内容</li> <li>④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの）</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p style="text-align: center;">A営農区</p> <p>1 整備内容 2 営農構想</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60%; text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p style="text-align: center;">B営農区</p> <p>1 整備内容 2 営農構想</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>受益面積</th> <th>面的集積面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A営農区</td> <td>2.0 ha</td> <td>2.0 ha</td> </tr> <tr> <td>B営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.4 ha</td> </tr> <tr> <td>C営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.8 ha</td> </tr> <tr> <td>D営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>E営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td> 担い手の面的集積算定範囲</td> </tr> <tr> <td>前歴事業</td> <td> 高度経営体の面的集積算定範囲</td> </tr> <tr> <td>営農区</td> <td> 受益面積</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>		受益面積	面的集積面積	A営農区	2.0 ha	2.0 ha	B営農区	0.8 ha	0.4 ha	C営農区	0.8 ha	0.8 ha	D営農区	ha	ha	E営農区	ha	ha	凡例		地区	担い手の面的集積算定範囲	前歴事業	高度経営体の面的集積算定範囲	営農区	受益面積
	受益面積	面的集積面積																									
A営農区	2.0 ha	2.0 ha																									
B営農区	0.8 ha	0.4 ha																									
C営農区	0.8 ha	0.8 ha																									
D営農区	ha	ha																									
E営農区	ha	ha																									
凡例																											
地区	担い手の面的集積算定範囲																										
前歴事業	高度経営体の面的集積算定範囲																										
営農区	受益面積																										
8. その他	<p>別紙第3の1の(6)に従い1ha（北海道にあつては1.5ha）を越えるまとまりをもって集積団地要件とした場合、次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県知事が認めた集積団地要件</li> <li>② ①を認めた理由及び概要</li> </ol>																										

(別記様式第3号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長 )

特定都道県の長の氏名 印

農地整備事業(経営体育成型)届出書

農地整備事業に係る取扱第4の1の(2)のアの(ア)のただし書きにより事業を実施したく、下記のとおり届け出ます。

記

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
			ha	百万円	
取扱第4の1の(2)のアの(ア)のただし書きを適用する理由					

注:「取扱第4の1の(2)のアの(ア)のただし書きを適用する理由」の内容を確認できる書類を添付する。

(別記様式第4号)

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

都道府県名		地区名		所在地			受益戸数		農家数及び経営規模									
									区分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計		
										戸数 (経営規模)	標準 (経営規模)	戸数 (経営規模)	標準 (経営規模)	戸数 (経営規模)	標準 (経営規模)	戸数 (経営規模)	標準 (経営規模)	
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		現況										
面積 (農地総額)	ha	ha	ha	ha	ha			計画										
									担い手の見通し									
									担い手農家	農業生産法人	生産組織	その他(経営受託)	計					
地域農業の概況									現況									
地域指定等									計画									
									担い手シェアの見通し									
									担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア				
農業経営改善の目標									現況									
基本方針									計画									
									農業生産基盤整備計画									
基本構想									基盤整備の方向									
営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算 総事業費	主要工 事概要	予定負担率 市町村 農家		予定工期		
作物名																		
項目	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	試算条件		推進体制					
	10a 当たり 収量 (kg) 労働時間 (時間) 費用 (円)												備考					



土地利用計画図  
〇〇県〇〇地区

(位置図)

凡 例			
担い手の農用地			黒
区 分	農 用 地	水 田	赤
		畑	黄
		飼料畑	黄緑
		樹園地	茶
		農地転用区域	青
		非農用地区域	緑

注1：3土地利用計画に従って区分する。  
注2：計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折り込みとする。

## 2 農業構造の目標

### (1) 経営改善の基本方針

(農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。)

### (2) 担い手等の見通し (目標年度における農業就業人口)

#### ① 農家数及び経営規模

区 分	専 業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経営規模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経営規模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経営規模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経営規模
現 在 ( H 年)	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸
計 画 ( H 年)								

注1：上段( )は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。  
注2：計画は、事業完了後について記載する。  
注3：計画欄[ ]は、生産組織数で外数。

#### ② 担い手の見通し

区 分	担い手農家数	農業生産法人数	生産組織数	その他(経営受託)	計
現 在 ( H 年)					
計 画 ( H 年)					

注：担い手農家及び生産組織等の現在数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 地区に占める担い手のシェア見通し

区 分	担い手農家数	受益農家数	シェア	担い手経営面積	受益面積	シェア
現 在 (H年)						
計 画 (H年)						

(3) 担い手農家の概要

整理番号	担い手農家名	年 齢	後継者の有無	営 農 の 目 標		備 考
				現 況	目 標	

注：営農の目標は、営農類型ごとの経営等農用地面積（基幹2作業等の受託作業を含む面積で所有、権利（利用権を含む）設定、受託面積の合計面積）又は主たる従事者一人当たり年間労働時間を記載する。

(4) 農業生産法人・生産組織の概要

農業生産法人及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加農家 戸 数 (戸)		常 時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用 地面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

営 農 類 型	経営規模の目標	農家戸数の目標	そ の 他

(6) コスト低減目標

① 都道府県における農作物生産向上指針

項 目	作物名		現状		目標		現状		目標		試算条件
	現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標			
10 a 当たり	収量 (kg)										① 作付体系、経営規模 ② 労働力 ③ 主要機械装備 ④ ほ場条件 ⑤ 営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考) 県平均労働時間 費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考) 一次資材費										
単位収量当たり費用合計 (円)											

② 当該市町村の農作物生産向上指針

項 目	作物名		現状		目標		現状		目標		試算条件
	現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標			
10 a 当たり	収量 (kg)										① 作付体系、経営規模 ② 労働力 ③ 主要機械装備 ④ ほ場条件 ⑤ 営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考) 県平均労働時間 費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考) 一次資材費										
単位収量当たり費用合計 (円)											

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換地工区	地区面積	土地利用の区分								担い手等				農業生産集積率 (C)=(B)/(A)			
		受益地					非農用地	その他	計	農家	農業生産法人	生産組織	その他		計		
		畑	飼料畑	樹園地	施設	小計											

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作業主体 権利の種類	担い手等								合計	
	農家		農業生産法人		生産組織		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用排水施設、農道、畑の区画規模等について整備方針を示す。)



(2) 基盤整備の概要

① 農業用排水施設

項 目	現 況	計 画
幹線水路 幹線排水路 支線水路 支線排水路 水路総延長 うち改良済み		

② 農 道

項 目	現 況	計 画
幹線道路 幹線道路 支線道路 支線道路 道路総延長 うち改良済み		

③ 区画整理

項 目	現 況		計 画	
	面 積	比 率	面 積	比 率
畑	総 面 積			
	整 備 済			
水田	総 面 積			
	整 備 済			

(3) 土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ① - (② + ③)	備 考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類の			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類の			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

## 5 基盤整備等事業計画

### (1) 基盤整備事業

導入事業名	主要工事概要	予 定 工 期		事業主体	受益面積	概算総事業費	予定負担率	
		導入年度	完了年度				市町村	農 家

### (2) 関連事業

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)との 関連(生産基盤整備による経営の合理化)	備 考
		導入年度	完了年度		

例1：農業農村活性化農業構造改善事業  
例2：新農業構造改善事業  
例3：集会的利用権等調整事業  
例4：その他

## 6 推進体制

(事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成。)

## 7 その他必要な事項

(別記様式第6号)

不良土層関連保全計画書

都道府県名		(アリアナ) 地区名		所在地				整備の基本方向	
地目		水田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	合計	基本
面積(ha) (農用地外)									
計画区域 の農業状況		計画区域の農業状況							基本
現 層 の 状 況	土壌統(区)名	面積(ha)	阻害要因			改良済み及び不要面積(ha)	要改良面積(ha)	改良対策	
			級位	要因	内容				
	合計								
基盤 整備 状況	事業名	年次	事業量	事業内容					構 想
地域 指定	名称								備 考
	指定年								
作付計画		表裏	作物名	作付面積(ha)		作付率(%)		輪作体系	
				現況	計画	現況	計画		
地域資源需給計画		年間需要量 (t)			年間供給量 (t)			備考	
		作物名	面積	10a当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量	
		計				計			
土層管理計画									
推進・支援体制									

(別記様式第7号)

麦生産関連保全計画書

都道府県名		(刀かす)地区名		所在地		良品質麦生産計画に基づく、整備の基本方向と改善対策(土壌改善・排水対策)			
地目	水田	普通畑	牧草畑	樹園地	牧草放牧地	その他	合計		
面積(ha) (農用地 外)									
計画区域 の農業 状況							基本		
現 層 の 状 況	土壌統(区)名	面積 (ha)	阻 害 要 因		改良済み 及び不要 面積(ha)	要改良 面積 (ha)	改良 対策		
			級位	要因	内容				
	合 計								
基 盤 整 備 状 況	事業名	年次	事業量	事業内容					
良 品 質 麦 生 産 に お け る 現 状 と 課 題	①土壌改善		②排水対策						
構 成	作付計画	表裏	作物名	作付面積(ha)		作付率(%)		輪作体系	
				現況	計画	現況	計画		
想 構	地域資源供給計画		年間需要量(t)			年間供給量(t)			備考
	作物名	面積	10a当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量		
	計				計				
備 考	土層管理計画								
	推進・支援体								

(別記様式第8号)

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

都道府 県名	市町村 名	土地改 良区名	地区名	事業名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)

2. 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1: 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2: 計画の内容は、地域の実情を勘案し、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

(2) 高度経営体の育成計画

区 分	品目別対策対象者				一定規模以上の 認定農業者		過半の農業所得を確保する 認定農業者		左記以 外の特 定農業 団体等 (団体 数)	その他市町村長が特に 認める担い手			計
	認定農業者		特定農 業団体 (団体 数)	その他	農業者 (人)	法人 (法人 数)	農業者 (人)	法人 (法人 数)		認定農業者		特定農業 団体(団 体数)	
	農業者 (人)	法人 (法人 数)								農業者 (人)	法人 (法人 数)		
計画時(○年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
生産基盤整備事業等完了時(0年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
目標年度(○年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

注1: ( ) は特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ特定高度経営体について記入する。

(3) 高度経営体への農地利用集積計画

区 分	農用地 面積 (ha) A	高度経営 体の 所有面積 (ha) B	高度経営体への使用収益権面積 (ha)				高度経営 体への 3 作業 受託面積 (ha) D	高度経営 体への 利用集 積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積 に占める 高度経営 体への 利用集積 率 E / A (%)
			経営基盤 強化法の 賃借権設 定	農地法第 3 条によ る賃借権 設定	そ の 他	計 C			
事業実施前 (〇年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
生産基盤整備事業等完了時 (〇年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
要件達成確認時 (〇年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
目標年度 (〇年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

注1：複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。

注2：( ) は特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ特定高度経営体について記入する。

(4) 高度経営体集積促進事業を実施する場合の高度経営体集積向上率の計画

	農用地 面積 (ha)	担い手への 利用集積面積 (ha)	高度経営体 への利用集 積面積 (ha)	高度経営体 集積向上率 (%)	助成割合
事業実施前 (〇年度)	F	G	H		
要件達成確認時 (〇年度)			I	(I-H) / (F-G)	

注1：高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(5) 特定高度経営体集積促進事業を実施する場合の特定高度経営体集積率の計画

	農用地 面積 (ha) J	特定高度経営体へ の利用集積面積 (ha) L	特定高度経営体 への利用集積率 (%) L / J	助成割合
事業実施前 (〇年度)				
要件達成確認時 (〇年度)				

注1：特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(別記様式第9号)

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

都道府 県名	市町村 名	土地改 良区名	地区名	事業名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)

2. 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1: 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2: 計画の内容は、地域の実情を勘案し、高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の面的集積の促進に資するものとする。

(2) 高度経営体の育成計画

区 分	品目別対策対象者				一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		特定農業団体等(団体数)	その他市町村長が特に認める担い手			計
	認定農業者		特定農業団体等(団体数)	その他	農業者(人)	法人(法人数)	農業者(人)	法人(法人数)		認定農業者		特定農業団体(団体数)	
	農業者(人)	法人(法人数)								農業者(人)	法人(法人数)		
計画時(○年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
生産基盤整備事業等完了時(0年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
目標年度(○年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

注1: 複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。

注2: ( ) は特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ特定高度経営体について記入する。

(3) 高度経営体への農用地面的集積計画

区分	農用地面積 (ha) A	高度経営体の所有面積のうち面的集積面積 (ha) B	高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積 (ha)				高度経営体への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) D	高度経営体への面的集積面積 (ha) E = B + C + D	農用地面積に占める高度経営体への面的集積率 E / A (%)
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前 (〇年度)									
生産基盤整備事業等完了時 (〇年度)									
要件達成確認時 (〇年度)									
目標年度 (〇年度)									

注1：複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(4) 促進事業を実施する場合の高度経営体面的集積向上率の計画

	農用地面積 (ha)	担い手への面的集積面積 (ha)	高度経営体への面的集積面積 (ha)	高度経営体面的集積向上率 (%)	助成割合
事業実施前 (〇年度)	F	G	H		
要件達成確認時 (〇年度)			I	(I-H) / (F-G)	

注1：促進事業を実施する場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。



(別記様式第10号)

**農地整備事業(畑地帯担い手支援型(単独施設整備))計画概要書**

**第1章 目 的**

事業の目的を簡潔に記載する。

**第2章 地域の所在地及び現況**

地域の所在及び地積，補強工事の対象となる施設の状況並びに補強工事の必要性について記載する。

**第3章 施設整備計画**

補強工事の内容について記載する。

**第4章 費用の概算**

総額のみ記載する。

**第5章 効 用**

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

**第6章 他の事業との関係**

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

**第7章 計画概要図**

5万分の1地形図に記載する。

(別記様式第11号)

平成 年度

高生産性土層改良事業計画概要書

地区  
( 県)

農 政 局

## 高生産性土層改良事業計画概要書 目次

- I. 事業の目的
  - 1. 地域開発の方向と本地区の位置付け
    - (1) 地域の自然的・社会的立地条件
    - (2) 地域農業の動向と開発方向
  - 2. 地区の設定と事業の必要性
    - (1) 地区の設定
    - (2) 事業の必要性
    - (3) 事業の緊急性
- II. 地域の所在及び現況
  - 1. 地域の所在
  - 2. 地積
  - 3. 現況
    - (1) 地形及び土壌
    - (2) 気象
    - (3) 受益農家の実態
- III. 営農計画及び土地利用計画
  - 1. 営農計画
  - 2. 土地利用計画
  - 3. 作付方式
- IV. 整備計画
  - 1. 土層改良計画
    - (1) 客土
    - (2) 混層耕
    - (3) 除礫
    - (4) 心土耕
    - (5) 心土破碎
    - (6) 土壌改良
  - 2. 暗渠排水計画
  - 3. 農地保全計画
- (1) 侵食状況
- (2) 排水路
- (3) 防風林
- (4) 侵食防止工
- 4. 堆肥盤の整備
- 5. 農業集落環境管理施設
- V. 事業費
  - 1. 総括
  - 2. 施工計画
- VI. 効用
  - 1. 投資効率及び所得償還率総括
  - 2. 年総効果額及び年総増加所得総括表
  - 3. 農家負担年償還額
  - 4. 総合耐用年数
  - 5. 面積関係の算定
    - (1) 地目別面積及び本地面積一覧
  - 6. 効果の算定
    - (1) 農業生産向上効果
    - (2) 農業経営向上効果
  - 7. 効果等指標算出基礎
- VII. 関連事業
  - 1. 本事業との関連
  - 2. 事業の概要
  - 3. 計画の諸元
- VIII. 添付図面
  - 1. 計画一般図
  - 2. 計画平面図
  - 3. 基盤整備状況図

### I. 事業の目的

- 1. 地域開発の方向と本地区の位置付け
  - (1) 地域の自然的・社会的立地条件
  - (2) 地域農業の動向と開発方向
- 2. 地区の設定と事業の必要性
  - (1) 地区の設定
  - (2) 事業の必要性
  - (3) 事業の緊急性

### II. 地域の所在及び現況

- 1. 地域の所在  
                  県          郡          町

## 2. 地 積

(単位: ha)

事項	水田	畑	樹園地	小計	山林 原野	道水路	その他	計	農 振 指 定 等 の 内 訳		
									農振内農用地	(農振内白地)	(市街化区域)
現況	( )	( )	( )	( )				( )			
計画	( )	( )	( )	( )				( )			

( ) は不可避受益地で内数

## 3. 現 況

### (1) 地形及び土壌

#### ① 地 形

地 目	水 田						畑 ・ そ の 他						受益地標高		備 考		
	傾 斜 区 分	1/1,000 以下	1/1,000 ~ 1/500	1/500 ~ 1/300	1/300 ~ 1/100	1/100 以上	計	3° 以下	3° ~ 8°	8° ~ 10°	10° ~ 15°	15° ~ 20°	20° 以上	計		最 高	最 低
面積(ha)															m	m	
比率(%)																	

#### ② 土 壌

##### ア. 畑 地

項 目		土 壌 断 面						堆積 様式	母材	乾湿 透水性	面積(ha)		地目	土壌柱状図 (粘土含有 量記入)	要改良 策	
土 統 (区)名	同左 番号	土色	腐植	礫 (地表下m)	酸 化 沈積物	土 性 表層 下層	泥岩層 泥質 泥層 (地表下m)				現況	計画				地目

##### イ. 水 田

項 目		土 壌 断 面				乾 湿 (地下水位)	計 画 地 目	面 積 (ha)	土 壌 柱 状 図 (粘土含有量記入)	要 改 良 策
土 壤 (区)名	同左 番号	泥 岩 層 泥 質 泥 層	土 性 表層 下層	礫 層	面 積 (ha)					

### (2) 気 象

#### ① 一般気象

期 間 項 目	かんがい期 ( 月 日 ~ 月 日)		非かんがい期 ( 月 日 ~ 月 日)		年 間	観測所名	
	平均 気温	平均 降水量 (mm)	平均 降水量 (mm)	平均 降水量 (mm)			
平均 気温						観測期間	年 ~ 年
降 水 量 (mm)	平均					根雪期間	日( 月 日 ~ 月 日)
	基準年					無霜期間	日( 月 日 ~ 月 日)
降 水 日 数 (日)	平均					最多風向	
	基準年					平均風速	m/s

② 特殊気象

観測期間： 年～ 年

項目	第 1 位			第 2 位			第 3 位			第 4 位			第 5 位			備考 (採用 値)
	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	
最大日雨量 (mm)																
最大時間雨量 (mm)																
最大連続雨量 (mm)																
連続干天日数 (日)																

(3) 受益農家の実態

年度	平成 年 (A)					平成 年 (B)					動 向						
	専 業	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	計		専 業	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	計		増 減 率 (B/A)×100						
専 兼 別 農 家 数	戸数(戸) 比率(%)				100	戸数(戸) 比率(%)				100	比率(%)						
階 層 別 農 家 数	戸数(戸) 比率(%)	1.0ha未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上	戸数(戸) 比率(%)	1.0ha未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上	増 減 率 (B/A)×100						
農 業 就 業 者 数	農 家 人 口	農 業 就 業 者	基 幹 的 農 業 従 事 者	非 恒 常 的 農 業 従 事 者	計	農 家 人 口	農 業 就 業 者	基 幹 的 農 業 従 事 者	非 恒 常 的 農 業 従 事 者	計	増 減 率 (B/A)×100						
耕 地 面 積	戸数(戸) 戸当(ha)				計	戸数(戸) 戸当(ha)				計	増 減 率 (B/A)×100						
主 要 作 物 作 付 状 況	作 物 名					作 物 名					増 減 率 (B/A)×100						
農 用 機 械	台数(台) 普及率(%)	トラクター	田 植 機	コンバイン	動力防除機	台数(台) 普及率(%)	トラクター	田 植 機	コンバイン	動力防除機	増 減 率 (B/A)×100						
戸 当 た り 農 家 所 得	金額(千円) 比率(%)	農 業	う ち 販 売 第 1 位 農 産 物 作 物	農 外	計	金額(千円) 比率(%)	農 業	う ち 販 売 第 1 位 農 産 物 作 物	農 外	計	増 減 率 (B/A)×100						
指 標	農 業 就 業 者 増 加 率					農 業 就 業 者 増 加 率					生 産 力 水 準						
	基 幹 的 農 業 就 業 者 増 加 率					基 幹 的 農 業 就 業 者 増 加 率					代 表 作 物 の 生 産 力						
	農 業 就 業 人 口 年 次 変 化 率					農 業 就 業 人 口 年 次 変 化 率					主 要 作 物 の 生 産 力						
	農 家 戸 数 増 減	農 家 戸 数 増 減	農 業 就 業 人 口 増 減	農 業 就 業 者 1 人 当 地 面 積	農 業 就 業 者 1 人 当 地 面 積	農 業 就 業 者 1 人 当 地 面 積	農 業 就 業 者 1 人 当 地 面 積	トラク ター 1 台 当 地 面 積	実 数		係 数		実 数		係 数		土 利 用 率 (%)
地 区 分									100			100					地 区
県 平 均																	県 平 均

Ⅲ. 営農計画及び土地利用計画

1. 営農計画















7. 効果等指標算出基礎

10 a 当 た り 指 標	① 事業費	{当該事業費 ( 円) + 関連事業費 ( 円) } / 受益面積 ( ha)	円	
	② 地元負担額	地元負担額合計 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円	
	③ 年償還額 (平均)	地元負担年償還額合計 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円	
	④ " (本事業)	地元負担年償還額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円	
	効 果 額	⑤ 農業生産向上	年効果額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑥ 農業経営向上	年効果額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑦	年効果額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑧ 計		円
	所 得 額	⑨ 農業生産向上	年増加所得額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑩ 農業経営向上	年増加所得額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑪	年増加所得額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑫ 計		円
⑬ 所得償還率 (平均)	年償還額合計 ( 円) / 年総増加所得額 ( 円)	%		
⑭ " (本事業)	年償還額 ( 円) / 年総増加所得額 ( 円)	%		
⑮ 年総効果額	農業生産向上 ( 円) + 農業経営向上 ( 円) + 生産基盤保全 ( 円)	千円		
⑯ 年総増加所得額	農業生産向上 ( 円) + 農業経営向上 ( 円) + 生産基盤保全 ( 円)	千円		
⑰ 妥当投資額	年総効果額 ( 円) / { ( 資本還元率 ) × ( 1 + 建設利息率 ) } - ( 廃用損失額 ( 円) )	千円		
⑱ 投資効率	妥当投資額 ( 円) / { ( 本事業費 ( 円) + 関連事業費 ( 円) ) }			

VII. 関連事業

1. 本事業との関連
2. 事業の概要
3. 計画の諸元

VIII. 添付図面

1. 計画一般図 (縮尺: )
2. 計画平面図 (縮尺: )
3. 基盤整備状況図 (縮尺: )

(別記様式第12号)

事業計画の概要

地区名				局名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期	
	水田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	～ 年度	
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
対象施設 概要	名称	主要諸元		受益面積	基本事業計画		
					造成工期	造成工事費	受益面積
	畑かん 施設	構造(形式)、規模(延長)、数量等		ha	年度 ～	千円	ha
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等					
	〇〇幹 線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等					
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、 計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等					
〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、 基礎、護床工型式、附帯設備等						
施設整備 計画	(補強工事等の規模、工法等について記載する。)						
事業費	種目		数量	金額		備考	
基本事業 の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						
対象施設 の 管理状況	施設名	管理費(最近10ヵ年平均)			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日 管理受託者 費用負担区分		
関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性	
法 手 続 予 定 表							
図 面 等	1 一般計画平面図(5万分の1地形図) 2 主要補強工事図面 3 基本事業概要図						

注：基本事業とは本事業による補強工事等の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。以下同じ。

(別記様式第13号)

事業計画書

第1章 目 的	3 幹線用水路
第2章 地域及び地積	4 その他かんがい施設
第1節 地 域	4-1 ダム
第2節 地 積	4-2 頭首工
第3章 対象施設の状況	第5章 工事の着手及び完了の予定時期
1 畑地かんがい施設	第6章 工事費の総額及び内訳
2 揚水機場	第7章 効 用
3 幹線用水路	第8章 関連する事業
4 その他かんがい施設	1 基本事業
4-1 ダム	2 維持管理事業
4-2 頭首工	3 その他の関連事業
第4章 施設整備計画	第9章 計画図面
第1節 要 旨	1 現況平面図
第2節 用水施設	2 計画平面図
1 畑地かんがい施設	3 主要工事図面
2 揚水機場	

第1章 目 的

第2章 地域及び地積

第1節 地 域

第2節 地 積

( 年 月現在) (第1表)

市町村名	現況地目	田	畑	計	備 考
		ha	ha	ha	

第3章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 畑地かんがい施設

(第2表-1)

施設	構 造	規 模	管 理 受託者	管理受託 年 月 日	数 量	基本事業計画		備 考
						造 成 工 期	造 成 工事費	
						年度	千円	
補強工事を必要とする理由								

## 2 揚水機場

(第2表-2)

機場名	関係河川名					位置		管 理 受託者	管理受託 年 月 日	受益 面積	基本事業計画			備 考	
	ポ ン プ					原動機					その他 の施設	造成 工期	造 成 工事費		受益 面積
	形式	台数	口径	揚水量	実揚程	運転時間	種類								
			m/m	m <sup>3</sup> /s	m	hr/日		KW PS			ha	年度	千円	ha	
補強工事を必要とする理由															

## 3 幹線用水路

(第2表-3)

水路名	最 大 通水量	延 長			構 造		管 理 受託者	管理受託 年 月 日	受益 面積	末端支 配面積	基本事業計画				備 考
		開渠	その他	計	開渠	その他					造成 工期	造 成 工事費	受益 面積	末端支 配面積	
		m <sup>3</sup> /s	m	m	m	m									
	m <sup>3</sup> /s	m	m	m	m	m			ha	ha	年度	千円	ha	ha	
補強工事を必要とする理由															

## 4 その他かんがい施設

### 4-1 ダム

(第2表-4-1)

名 称	位 置				管 理 受託者	管理受託 年 月 日	受益 面積	基本事業計画			備 考			
	形式	堤高	堤長	堤体積				有 効 貯水量	年間利 用水量	集水 面積		満水 面積		
	ダム本体	m	m	千m <sup>3</sup>				千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	km <sup>2</sup>		km <sup>2</sup>	ha	年度
余 水 吐	形式	設計洗 水流量	取水 設備	形 式	最 大 取水量	その他 の施設								
補強工事を必要とする理由														

### 4-2 頭首工

(第2表-4-2)

名称	タイプ		河川名		位置		基本事業計画							備 考		
	河川状況(セキ地)		堤 長		洪水吐		取水施設		管 理 受託者	管理受託 年 月 日	受 益 面 積	造 成 工 期	造 成 工事費		受 益 面 積	
	流域 面積	計 画 高水量	平均河 床標高	固定部	可動部	型式	ゲート H*L*スパン	型式								取水量
	km <sup>2</sup>	m <sup>3</sup> /s	ELm	m	m				m <sup>3</sup> /s			ha	年度	千円	ha	
土砂吐		護床工		その他の施設												
排砂 流量	ゲ ー ト H*L*スパン	延長	構造													
m <sup>3</sup> /s		m														
補強工事を必要とする理由																

## 第4章 施設整備計画

### 第1節 要 旨

第2節 用水施設

1 畑地かんがい施設

(第4表-1)

水路	補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
		構造	数量	

2 揚水機場

(第4表-2)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
	構造	数量	
ポンプ			
原動機			
吸水槽			

3 幹線用水路

(第4表-3)

水路	補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
		構造	数量	

4 その他かんがい施設

4-1 ダム

(第4表-4-1)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
	構造	数量	
堤体			
余水吐			
取水設備			

4-2 頭首工

(第4表-4-2)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
	構造	数量	
堤体			
取水設備			
護床工			

第5章 工事の着手及び完了の予定工期

2 維持管理事業  
3 その他の関連事業

第6章 事業費の総額及び内訳

第9章 計画図面

第7章 効用

1 現況平面図

2 計画平面図

第8章 関連する事業

3 主要工事図面

1 基本事業



(別記様式第14号)

〇〇地域通作条件整備計画

<整備区域概要図>

(整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、関連事業等を記載)

事項	内容
1. 整備区域の概要	(地域概況を記載)
2. 整備区域における農業構造の現況及び問題点	(地域農業の現状、整備状況及び課題等を記載)
3. 地域における農業の振興方向	(作付作物及び土地利用体系等を記載)
4. 整備構想実現のために必要な通作条件整備等の内容	(個別地区毎に地区名、整備の必要性、整備期間、総事業費、整備(受益)面積等を記載)
5. 関連事業の概要	(関連事業地区(施設)毎に、事業名、事業主体、事業概要等を記載)

注) 変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段 ( ) 書きとすること。

(別記様式第15号)

保全対策基本方針

策定年度：平成 年度

策定主体：

知事認定：平成 年 月 日

1. 施設の現状と対策の基本方針

(既設農道の利用状況、管理状況等を通じた課題、解決手法、将来の管理方針等を記載)

2. 地域の概要

①地域状況

②地域の農地面積

単位：ha

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

③主要農作物の作付状況

作物名	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(千円)	備考

④地区の農家状況

集落名	戸数			人口				備考
	総戸数 (戸)	農家戸数 (戸)	農家率 (%)	総戸数 (人)	農家人口 (人)	農業就業 人口 (人)	農業就業 人口比率 (%)	
合計								

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備 概要	事業実施 希望年度	旧事業履歴			備考
	延長 (m)	車道 幅員 (m)	全幅員 (m)	管理者			事業名	地区名	実施 年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名(施設名)	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(別記様式第16号)

緊急対策施行申請書

策定年度：平成 年度

策定主体：

知事認定：平成 年 月 日

1. 整備施設の概要

(農道の被災状況、路線の利用形態、被災の影響、対策の必要性、事業の内容等について記載)

2. 地域の概況

①地域の農地面積

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴			備考
	延長(m)	車道幅員(m)	全幅員(m)	管理者			事業名	地区名	実施年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名(施設名)	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区設定理由：</li> <li>・受益面積：</li> </ul>
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農地の現況及び課題</li> </ul>
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： うち受益地内の面積：</li> <li>・耕作放棄地の発生理由：</li> <li>・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： うち受益地内の面積：</li> <li>・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：</li> </ul>
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備内容</li> <li>・整備による効果</li> </ul>
6. 営農区の概要	営農区数： 営農区面積の合計：
①〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想															
事 項	内 容														
7. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の生産性の向上方針：</li> <li>・担い手育成・確保方針：</li> <li>・農業生産活動方針：</li> </ul>														
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	<p>別に添付すること。            (図面スケール：1/25,000 又は1/50,000)            また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地区範囲、(営農区範囲)</li> <li>②各営農区の整備内容</li> <li>③各営農区の整備目的</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">・耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(〇〇地区)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営農区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水改良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耕作放棄地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	凡例		地区		営農区		排水改良		区画整理		客土		耕作放棄地	
凡例															
地区															
営農区															
排水改良															
区画整理															
客土															
耕作放棄地															

※ 6、7については、要綱別添1-3の第3の4の(2)に該当する場合のみ記入すること。

(別記様式第18号)

### 遊休農地利用増進土地改良整備計画書

#### 1 計画区域の現況

都道府 県名		地区名		所在地				
地 目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		
農用地面積 (ha)								
受益地内の耕作放棄地面積		ha	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合				%	
受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積		ha						
地形・ 土壌・ 地質 ・ 気象								
地 域 農 業 概 要	専業別 農家戸数	専業	1種 兼業	2種 兼業	計	平均農家所得 (平成 年)		
						農業所得	千円	
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円
							計	千円
	主要 作物 作付 面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用 率 (%)
作付面積 (ha)								
単位収量 (kg/10a)								
地域指定等								

#### 2 課題及び整備方針

地域農業の 現状と課題	
地域農業 の振興方向	
整備方針	

### 3 耕作放棄地解消・利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 要綱別添1-3第3の4の(3)及び(4)により、耕作放棄地となるおそれがあると都道府県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとの耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

### 4 担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
農業者	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
うち認定農業者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農業生産法人	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
うち認定農業者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
生産組織	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
特定農業団体	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他法人	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
今後育成する農業者	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〈合計〉 担い手数							
《事業前》	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
《事業完了》	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
うち認定農業者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※ ( ) 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載 (合計欄の [ ] 内には地区内農地面積に占めるシェアを記載)  
 ※ 合計欄の 《 》 内には地区内農地面積 (ha) を記載

5 整備計画

営農区名 所在地	農地面積 (ha)	営農計画、 営農活動方 針 等	耕作放棄地等面積		解消方針	整備計画		
				うち 受益地内		工種名	事業量	受益 面積

※ 本表は要綱別添1-3第3の4の(2)に該当する場合のみ記入すること

区 分 事業名		面 積 (ha)					備 考
		田	普通畑	樹園地	その他	計	
基 幹 事 業							
併 せ 行 う 事 業							



6 耕作放棄地解消支援計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

※要綱別添1－2別表の区分の欄の4のうち耕作放棄地解消支援事業を実施する場合のみ記入すること

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

※要綱別添1－2別表の区分の欄の4の事業のうち耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合のみ記入すること

(1) 耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(2) 耕作放棄地面的集積計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
農業者	/		
うち認定農業者数			
農業生産法人			
うち認定農業者数			
生産組織			
特定農業団体			
その他法人			
今後育成する農業者			
<合計>	(耕作放棄地面積)  (地区内農用地面積)	[   ]  (地区内農用地面積)	[   ]  (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に面的集積した面積 (ha) を記載 (合計欄の [   ] 内には地区内農用地面積に占める担い手に面的集積した耕作放棄地の割合を記載)。

※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 耕作放棄地活用推進計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

※要綱別添1－2別表の区分の欄の4のうち耕作放棄地活用推進事業を実施する場合のみ記入すること

## 別添 1 - 4 水利施設整備事業に係る取扱

### 第 1 事業の内容等

#### 1 本事業の実施主体は、以下のとおりとする。

- (1) 特定都道府県（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定都道府県をいう。以下同じ。）とする。
- (2) 別表1の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)及び(3)の事業については特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ。）に、区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(1)のイの事業については、特定市町村、土地改良区又は農業協同組合のいずれかに、2の(7)のイ及びウに定める事業については、特定市町村又は事業対象である施設を管理する者のいずれかにすることができるものとする。
- (3) 2の(8)に定める事業を実施する場合にあっては、(1)及び(2)に関わらず、特定市町村又は事業対象である施設を管理する者とする。

#### 2 本事業は、以下に定めるものについて実施するものとする。

##### (1) 基幹水利施設整備型

別表1の区分の欄の1の事業（以下「生産基盤整備事業」という。）の事業種類の欄の(1)（以下「用排水施設整備事業」という。）を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）

##### (2) 農業用水再編対策型

用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの。

##### (3) 地域用水機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの。

##### (4) 流域水質保全機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、水質保全機能の増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの。

##### (5) 排水対策特別型

ア 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの。

イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものであって排水施設の整備と

一体不可分な範囲で施工することを相当とするものとを併せて一体的に実施するもの。

(6) 水利区域内農地集積促進型

ア 用排水施設整備事業を実施するものであって、担い手の経営に資する末端区域等の整備と、担い手への農地の集積を促進するもの。

イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものとを併せて一体的に実施するもの。

ウ ア又はイの事業と密接な関連を有すると認められる別表1の区分の欄の2の水利区域内集積促進事業(以下「集積促進事業」という。)とを併せて一体的に実施するもの。

(7) 基幹水利施設保全型

ア 国営土地改良事業により造成された農業用排水施設等(以下「国営造成施設」という。)及び都道県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等(以下「都道県営造成施設」という。)に関する機能保全計画の策定(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)

イ 国営造成施設及び都道県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施

ウ 国営造成施設又は都道県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の対策の実施

(8) 地域農業水利施設保全型

ア 団体営事業等で造成された農業用排水施設等(以下「団体営造成施設等」という。)に関する機能保全計画の作成(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)

イ 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施

ウ 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施

## 第2 事業の実施要件

1 基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(9)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。

(1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。

(2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設(以下「畑地を受益地とする農業用排水施設」という。)の新設又は変更(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第50条第1項に基づく事業によって新設された畑地を受益地とする農業用排水施設の変更に限る。)であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。

(3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、

末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。

- (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ヘクタールのものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの。
  - (5) 北海道におけるため池の新設、廃止又は変更であって、受益面積が50ヘクタール以上のもの並びに北海道における主として畑を受益地とする排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの及び主として畑を受益地とする国営事業施行部分に接続する排水施設の新設又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの。
  - (6) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設( 附帯施設を含む。 )を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。(7) 北海道における水田につき行う客土事業であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上であり、主として機械力により採土し、かつ、軌道若しくはトラック等により客入土の運搬を行うもの。
  - (8) 河川に設置されている取水施設( 農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。 )が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。

ただし、この場合の事業費( 取水施設の機能障害対策に係るもの。 )にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
  - (9) 「土地改良事業計画基準( 排水・ほ場整備(畑) )」( 昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通知 )により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積が併せ行う(1)の事業の末端支配面積と同一であるもの。
- 2 農業用水再編対策型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。
- (1) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上であって、かつ、末端支配面積が5ヘクタール以上のものであること。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限は設けないものとする。
  - (2) 実施地域内に100ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律( 昭和44年法律第58号 ) 第8条第2項第1号に掲げる農用地区域が含まれること。
  - (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
    - ア 次の算式により算定される再編水量が毎秒0.5 立方メートル以上であること。

再編水量 = 許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。） - 更新水利権水量  
イ 次の算式により算出される再編水量の比率が10パーセント以上であること。  
$$\frac{\text{許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）} - \text{更新水利権水量}}{\text{許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）}} \times 100$$

許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）

- (4) 特定都道府県の知事（以下「知事」という。）は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。
- 3 地域用水機能増進型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものであること。
  - (2) 当該地区内の末端支配面積5ヘクタール以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。
  - (3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5パーセント（地域用水機能増進事業実施要綱（平成10年4月8日付け10構改D第221号農林水産事務次官依命通達）に基づく事業と本事業を併せ行う場合にあっては10パーセント）以上であること。
  - (4) 本事業の申請に係る土地改良区又は特定市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会を設置すること。
- 4 流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 面積がおおむね200ヘクタール以上であること。
  - (2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上であるものを含む。）に係るものであること。
  - (3) 農業農村整備事業の計画的、重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。
  - (4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益特定市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。
  - (5) 本事業実施地区が、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。
  - (6) 本事業の申請に係る土地改良区又は特定市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会が設置されていること。
- 5 排水対策特別型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 米政策改革基本要綱第5の2に基づく「地域水田農業ビジョン」が策定されており、水田の有効利活用に向けた方向性が盛り込まれていること。
  - (2) 事業の実施に必要な調査が行われていること。
  - (3) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該

当する水田面積が、受益地内のおおむね50%以上であること。

ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田

イ 常時地下水位が高い水田

ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田

- (4) 受益面積がおおむね20ヘクタール（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道を除く。）の地域内において行うものにあつては、おおむね10ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上であること。
- 6 水利区域内農地集積促進型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。
- (1) 生産基盤整備事業の受益地は、国営かんがい排水事業又は令50条第1項又は第1項の2に基づく事業（以下「関連基幹事業」という。）の受益地（以下「水利区域」という。）内であること。
- (2) 生産基盤整備事業の着手年度が関連基幹事業の着手年度以降であり、かつ、関連基幹事業の完了年度以前であること。
- (3) 関連基幹事業により整備される農業用排水施設と連続性をもつ排水施設整備事業が事業内容に含まれていること。
- (4) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。
- (5) 生産基盤整備事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）の経営等農用地（農村振興局長が別に定めるものをいう。）面積のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積（以下「担い手農地面的集積面積」という。）の割合（以下「担い手農地面的集積率」という。）が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。
- ア 事業採択時（別表1の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の（1）の事業（以下「高度土地利用調整事業」という。）を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）における担い手農地面的集積率が15%未満である場合にあつては、これが20%以上となること。
- イ 事業採択時における担い手農地面的集積率が15%以上35%未満である場合にあつては、これが5パーセントポイント以上増加すること。
- ウ 事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上40%未満である場合にあつては、これが40%以上となること。
- エ 事業採択時における担い手農地面的集積率が40%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への更なる面的集積が図られること。
- (6) 中山間地域（農村振興局長が別に定める地域をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合にあつては、(5)の規定にかかわらず、生産基盤整備事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

- ア 事業採択時における担い手農地利用集積率が23%未満である場合にあっては、これが30%以上となること。
  - イ 事業採択時における担い手農地集積率が23%以上50%未満である場合にあっては、これが7パーセントポイント以上増加すること。
  - ウ 事業採択時における担い手農地利用集積率が50%以上57%未満である場合にあっては、これが57%以上となること。
  - エ 事業採択時における担い手農地利用集積率が57%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への更なる利用集積が図られること。
- (7) 集積促進事業を行う場合にあっては、(5)の規定にかかわらず、以下に定めるすべての要件を満たすこと。
- ア 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が第3の4の(1)の農用地利用集積促進用排水施設整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）に定める目標年度までに一以上育成されることが確実と見込まれること。
  - イ 生産基盤整備事業の完了時において、担い手農地面的集積率が、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。
    - (ア) 事業採択時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合にあっては、これが20%以上となること。
    - (イ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合にあっては、これが7パーセントポイント以上増加すること。
    - (ウ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合にあっては、これが42%以上となること。
    - (エ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合にあっては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。
    - (オ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合にあっては、これが66.5%以上となること。
    - (カ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が66.5%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への更なる面的集積が図られること。
  - ウ イの規定にかかわらず、中山間地域において事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
    - (ア) 事業採択時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあっては、これが30%以上となること。
    - (イ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合にあっては、これが10パーセントポイント以上増加すること。
    - (ウ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあっては、これが60%以上となること。
    - (エ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。
    - (オ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合に



あつては、これが95%以上となること。

(カ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への更なる利用集積が図られること。

(8) 別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)の高度経営体集積促進事業を行う場合にあっては、(7)のほか、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

7 基幹水利施設保全型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

(2) 知事が、第1の2の(7)のアに掲げる機能保全計画の策定を行おうとする都道府県営造成施設を選定しているとともに、その50%以上につき、当該計画の策定に関する実施方針を策定していること。

(3) 第1の2の(7)のイについては、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。

(4) 第1の2の(7)のイについて、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合にあっては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの(田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの)であるもの。

(5) 都道府県営造成施設について第1の2の(7)のウを実施するときは、(2)により知事が選定した施設であるもの。

8 地域農業水利施設保全型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 施設機能の向上を主な目的としないこと。

(2) 第1の2の(8)の事業の対象となる団体営造成施設等は、特定都道府県が作成する実施方針に位置付けられたものとする。ただし、第2の7の(2)により知事が選定した施設は本事業の対象外とする。

(3) 第1の2の(8)のアの事業を実施するときは、末端支配面積が100ヘクタール以上の施設であつて、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。

(4) 第1の2の(8)のイの事業を実施するときは、受益面積が100ヘクタール以上(第1の2の(8)のアの事業を実施していない場合であつて、農村振興局長が別に定めるところにより機能保全計画を作成した場合にあっては、10ヘクタール以上)であること。

(5) 第1の2の(8)のウの事業を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。

本事業の実施にあたって、知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長。以下同じ。）に提出するものとする。

#### 1 農業用水再編対策型

知事は、事業が円滑に実施されるよう事業の実施に係る区域ごとに、次に掲げる事項を記載した農業用水再編対策基本計画（以下「再編対策計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 地域の現在の利水状況
- (2) 地域の利水に関する将来構想
- (3) 農業用水の再編構想
- (4) 施設整備の概要
- (5) その他関連する事項

#### 2 地域用水機能増進型

知事は、事業が円滑に実施されるよう事業の実施に係る区域ごとに、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 地区の概要
- (2) 地域の所在及び現況
- (3) 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
- (4) 施設の整備等の構想及び基本計画
- (5) 関連事業
- (6) その他必要な事項

#### 3 排水対策特別型

知事は、事業実施地区について地域水田農業ビジョンに即した水田の利活用計画を策定すること。

#### 4 水利区域内農地集積促進整備型

(1) 知事は、本事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した令附則第4項に規定する集積促進整備計画を作成するものとする。

- ア 地区の現況
- イ 課題及び整備方針
- ウ 水利区域内整備事業の概要
- エ 担い手への農用地の利用集積計画
- オ 担い手別農用地集積方法
- カ 水利区域内集積促進事業の概要

(2) 集積促進整備計画が適合しなければならない令附則第4項の農林水産大臣が定める基準とは、以下に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- ア 集積促進整備計画は、計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手等の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。

イ 集積促進整備計画は、第2の6の(5)又は(6)に規定する基準を満たすことが確実と見込まれるものであること。

(3) 第1の1の(2)に基づき、特定市町村、土地改良区及び農業協同組合が事業を実施する場合には、知事と協議の上、知事が作成した集積促進整備計画と整合の図られた事業となるように配慮するものとする。

#### 5 基幹水利施設保全型

(1) 知事は、第1の2の(7)のイについて、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道県営事業として実施する場合にあっては、事業計画の概要及び機能保全計画等の概要を作成するものとする。

(2) 知事は、第1の2の(7)のイについて、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道県営事業として実施しない場合にあっては、保全整備事業計画書および機能保全計画等の概要を作成するものとする。

#### 6 地域農業水利施設保全型

事業実施主体は、第2の8の(5)の事業にあっては、地域農業水利施設保全整備事業計画書を作成するものとする。

### 第4 計画の変更等

1 知事は、農業用水再編対策型において、再編対策計画の変更があった場合(別に定める場合に限る。)には、別に定めるところにより、地方農政局長(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長。以下同じ。)に当該再編対策計画の変更の承認を申請するものとする。また、地方農政局長は、知事の申請が適当であると認めるときは、これを承認することとする。

2 知事は、水利区域内農地集積促進整備型において、集積促進整備計画の変更があった場合には、別に定めるところにより、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

3 知事は、基幹水利施設保全型において、第1の2の(7)のア、イの事業のうち令第50条第1項第1号の2に掲げる都道県営事業として実施しない場合及びウの事業を実施する場合にあって、別に定める変更を行った場合には、保全整備事業計画変更手続報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

4 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、別に定める変更を行った場合には、地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けるものとする。

### 第5 事業の達成状況報告

1 知事は、排水対策特別型においては、地方農政局長等に水田利活用の実績について報告するものとする。

2 知事は、水利区域内農地集積促進整備型においては、地方農政局長等に本事業の達成状況について報告するものとする。

- 3 知事は、基幹水利施設保全型において、第1の2の(7)のア、イの事業のうち令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施しない場合及びウの事業を実施する場合にあつては、本事業の事業実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、各年度毎に本事業の実施結果を知事に報告するものとする。また、報告を受けた知事は、速やかに地方農政局長等にその旨報告するものとする。

## 第6 委任

本事業の実施は、この取扱に定めるもののほか、別添1 - 5に定めるところによる。

## 第7 助成

国は、本事業に要する経費のうち別記に掲げる費用につき、予算の範囲内において、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

なお、基本国費率は別表2のとおりとする。

## 第8 経過措置

- 1 新農業水利システム保全整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2578号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業の取扱いについては、なお従前の例による。なお、事業計画書、計画の概要等の策定においては、「基幹水利施設整備型」とすることとする。
- 2 以下に掲げる事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
  - (1) 都道府県営水田農業確立排水対策特別事業実施要綱（昭和62年8月21日付け62構改D第904号農林水産事務次官依命通知）に基づき昭和62年度から平成4年度までの間に採択された都道府県営水田農業確立排水対策特別事業
  - (2) 新生産調整推進排水対策特別事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改D第547号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成8年度から平成10年度までの間に採択された新生産調整推進排水対策特別事業
  - (3) 緊急生産調整推進排水対策特別事業実施要綱（平成11年10月1日付け11構改D第154号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成11年度に採択された緊急生産調整推進排水対策特別事業
  - (4) 水田農業経営確立排水対策特別事業実施要綱（平成12年10月10日付け12構改D第277号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成12年度から平成15年度までの間に採択された水田農業経営確立排水対策特別事業
- 3 「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱の制定について」（平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の基幹水利施設補修事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改第246号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業については、なお従前の例による。
- 4 平成18年度までに国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(4)において予防保全基本計画が策定された施設及び農業水利施設保全対策事業実施要綱第2の1において施設

機能保全計画が策定された施設並びに平成22年度までに国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1890号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(4)において機能保全計画が策定された施設及び基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱第2の1において機能保全計画が策定された施設については、当該予防保全基本計画、施設機能保全計画及び機能保全計画を第1の(7)のイの「機能保全計画等」とみなすものとする。

- 5 平成22年度までに地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱（平成21年1月27日付け20農振第1627号農林水産事務次官依命通知）（以下「地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱」）第2の1において機能保全計画が策定された施設及び地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱第5の2における機能保全計画が策定された施設については、当該機能保全計画を第1の(8)のイの「機能保全計画等」とみなすものとする。
- 6 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の事業等の欄の(14)に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 6により移行された地区については、なお従前の例による。
- 8 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）別紙1の1の(1)のイに掲げる事業（水利施設整備事業）として実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 9 8により移行された地区については、なお従前の例による。
- 10 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別表1の1の(1)のイに掲げる事業（水利施設整備事業）として実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 11 10により移行された地区については、なお従前の例による。

## 別記

### 1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

### 2 促進費等

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1 生産基 盤整備事業	(1) 用排水施設整備事業 (2) 暗渠排水事業  (3) 客土事業  (4) 区画整理事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う完全暗渠、補助暗渠若しくは補水渠の新設若しくは変更又は心土破碎 農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業
2 水利区 域内集積促 進事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業  (2) 高度経営体集積促進事業  (3) 耕地利用高度化推進事業	土地利用調整及び農用地の集積を推進するため、特定都道府県が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 高度経営体への農用地の集積に向けた促進支援  営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

別表 2

事業の種類	基本国費率
基幹水利施設整備型	1 50% 2 第2の1(9)の事業にあっては、1の規定にかかわらず、55%
農業用水再編対策型	50%
地域用水機能増進型	50%
流域水質保全機能増進型	50%
排水対策特別型	50%
水利区域内農地集積促進型	1 50% 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山漁村地域又は急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）において行うもの にあっては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、高度化支援事業を除く。）
基幹水利施設保全型	50%
地域農業水利施設保全型	1 50% 2 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山漁村地域又は急傾斜畑地帯において行うもの にあっては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、機能保全計画の作成を除く。）



## 別添 1 - 5 水利施設整備事業に係る別紙

### 第 1 事業の内容等

- 1 別添 1 - 4 (以下「取扱」という。)第 1 の 2 の(3)の「地域用水機能」とは、かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水等をいう。
- 2 取扱第 1 の 2 の(4)の「流域水質保全機能増進型」の実施にあたっては、かんがい用水である農業用水が有する地域用水機能のうち、特に水質浄化機能の維持増進に資するものとする。
- 3 取扱第 1 の 2 の(5)のイの「排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするもの」とは、次のものをいう。
  - (1) 排水施設と一体としての機能を有するもの
  - (2) 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの
  - (3) 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの
- 4 取扱別表 1 の区分の欄の 2 の水利区域内集積促進事業(以下「集積促進事業」という。)の事業種類の欄の(1)のアの指導事業(以下「指導事業」という。)の内容は、以下に掲げるとおりとする。
  - (1) 集積促進事業の啓発普及
  - (2) 集積促進事業の実施状況の確認及び報告
  - (3) 集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
  - (4) 特定市町村(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第77条第 1 項の特定市町村をいう。以下同じ。)土地改良区又は農業協同組合が行う取扱別表 1 の区分の欄の 2 の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業(以下「調整事業」という。)又は特定市町村が行う取扱別表 1 の区分の欄の 2 の事業の種類(2)の高度経営体集積促進事業(以下「高度経営体集積促進事業」という。)若しくは取扱別表 1 の区分の欄の 2 の事業種類の欄の(3)の耕地利用高度化推進事業(以下「耕地高度化事業」という。)に関する助言又は指導
- 5 指導事業は、取扱別表 1 の区分の欄の 1 の事業(以下「生産基盤整備事業」という。)の開始年度の前々年度から取扱第 3 の 4 の(1)の農用地利用集積促進用排水施設整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業の完了後にあつては、調整事業又は耕地高度化事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。
- 6 調整事業の内容は、以下に掲げるとおりとする。
  - (1) 関係農家の意向調査活動
  - (2) 土地利用調整活動
  - (3) 農用地流動化についての関係機関との調整活動
  - (4) 農業機械の利用再編に関する活動
  - (5) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
  - (6) 農業生産法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
  - (7) その他農用地流動化に係る調査・調整活動

- 7 調整事業は、生産基盤整備事業の開始年度の前々年度から集積促進整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業の完了後においては、集積促進整備計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める高度経営体（取扱第2の6の(7)のアの高度経営体をいう。以下同じ。）の経営等農用地（取扱第2の6の(5)の経営等農用地をいう。以下同じ。）のうち、集積団地要件（取扱第2の6の(5)の集積団地要件をいう。以下同じ。）を満たす農用地の面積の割合が当該事業の完了時から3.5パーセントポイント以上増加すること（中山間地域特例（取扱第2の6の(6)及び(7)のウにおいて、担い手農地面的集積率に替えて担い手農地利用集積率の要件を中山間地域において適用することをいう。以下同じ。）を適用する場合においては、集積促進整備計画における目標年度において、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地の割合が当該事業の完了時から5パーセントポイント以上増加すること）が確実に見込まれる場合に限り実施することができるものとする。
- 8 高度経営体集積促進事業は、高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。
- 9 耕地高度化事業の内容は、以下のとおりとする。
  - (1) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
  - (2) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
  - (3) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
  - (4) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
  - (5) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
  - (6) 転作後に必要な田面整地作業
  - (7) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- 10 耕地高度化事業は、生産基盤整備事業の開始年度の翌年度から集積促進整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- 11 取扱第1の2の(7)のアの「機能保全計画」は、別記様式第1号により次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果
  - (2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果
  - (3) 劣化原因究明のための構造物の監視
  - (4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）
- 12 取扱第1の2の(7)のイの「機能保全計画等」とは、アに基づいて策定する機能保全計画、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の基幹水利施設保全型、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の基幹水利施設保全型、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要領」という。）別紙4の基幹水利施設保全型、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官通知。以下「地域自主戦略交付金（農林水産省）」という。）別紙9の基幹水利施設保全型又は

国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2527号農林水産事務次官依命通知)に従って策定する機能保全計画をいう。

- 13 取扱第1の2の(7)のウの「緊急補修工事等」は、次に掲げる事項について実施するものとする。
  - (1) 現地仮復旧
  - (2) 機能回復を行う緊急補修工事
- 14 取扱第1の2の(8)のアの「機能保全計画」は、別記様式第1号により次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 施設現況調査(構造物の環境条件、変状、施設状況等)の概要及び結果
  - (2) 施設機能診断(劣化度合いの測定等)の概要及び結果
  - (3) 劣化原因究明のための構造物の監視
  - (4) 機能保全対策(対策工法、対策時期、対策概略費)の概要
- 15 取扱第1の2の(8)のイの「機能保全計画等」とは、アに基づいて策定する機能保全計画、第2の7の(3)に基づいて策定する機能保全計画、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4の地域農業水利施設保全型又は地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)別紙9の地域農業水利施設保全型に従って策定する機能保全計画をいう。
- 16 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

## 第2 事業の実施要件

### 1 取扱第1の2の(2)の農業用水再編対策型

(1) 取扱第2の2の(4)の農業用水再編対策協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次の各号に掲げる者の中から特定都道府県(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第77条第1項の特定都道府県をいう。以下同じ。)の知事(以下「知事」という。)が選定する者をもって構成されるものとする。

ア かんがい施設の整備の事業主体及び土地改良区等受益者団体

イ 新規利水事業の事業主体

ウ 都市開発事業計画等が取扱第3の1の農業用水再編対策基本計画(以下「再編対策計画」という。)の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体

エ 関係市町村

オ その他知事が必要と認める者

### 2 取扱第1の2の(3)の地域用水機能増進型

(1) 土地改良区又は特定市町村は、本事業の区域に1つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会を設置するものとする。

ア 事業実施主体

イ 特定市町村(設置主体が土地改良区である場合に限る。)

ウ 土地改良区(設置主体が特定市町村である場合に限る。)

エ 都道府県土地改良事業団体連合会

オ その他土地改良区又は特定市町村が必要と認める者

(2) 地域用水対策協議会の活動は、次の各号に掲げる内容を主たるものとする。

- ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整
- イ 土地改良区又は特定市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

3 取扱第1の2の(4)の流域水質保全機能増進型

- (1) 土地改良区又は特定市町村は、本事業の区域に1つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会を設置するものとする。

- ア 事業実施主体
- イ 特定市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）
- ウ 土地改良区（設置主体が特定市町村である場合に限る。）
- エ 都道府県土地改良事業団体連合会
- オ その他土地改良区又は特定市町村が必要と認める者

- (2) 地域用水対策協議会の活動は、次の各号に掲げる内容を主たるものとする。

- ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整
- イ 土地改良区又は特定市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

4 取扱第1の2の(5)の排水対策特別型

- (1) 取扱第2の5の(2)の「事業の実施に必要な調査」とは、排水対策基盤整備調査実施要領（平成11年3月19日付け11構改C第75号農村振興局長通知）による調査又はこれと同程度と認められる調査をいう。

- (2) 取扱第2の5の(3)のイの「常時地下水位が高い水田」とは、地下水位が田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置にある水田をいう。

5 取扱第1の2の(6)の水利区域内農地集積促進型

- (1) 取扱第2の6の(1)の関連基幹事業は、以下に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ア 国又は特定都道府県が事業実施主体となつて行う土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に掲げる農業用排水施設の新設又は変更を内容とする事業であること。
- イ 末端支配面積要件が設定されている事業であること。
- ウ 防災を目的とした事業でないこと。

- (2) 取扱第2の6の(2)の着手年度とは、土地改良事業計画書に記載された工事の着手年度のことをいい、完了年度とは、完了公告日（土地改良法第113条の2に規定される工事を完了した旨の公告を行う日のことをいう。）が含まれる年度のことをいう。

- (3) 取扱第2の6の(3)の連続性とは、同じ用水系統又は同じ排水系統にあることをいう。

- (4) 取扱第2の6の(5)の農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）は、以下に掲げるものとする。なお、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。

- ア 農業者（農業生産法人を含む。）の場合  
認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号。以下「経営基盤強

化法」という。)第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)であること又は以下に掲げるすべての要件を備えていること。

(ア) 専ら主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること。)

(イ) その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者(農業後継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

(ウ) 事業完了時における経営等農地の面積(農業生産法人にあっては、経営等農地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積)が、事業実施地区外の農地も含めおおむね3.5ヘクタール(露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに特定市町村長が知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)の意見を聴いて地域ごとに定める面積)を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、特定市町村長が知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して知事は予め地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、その他の県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

(エ) 事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

#### イ 生産組織の場合

以下に掲げるすべての要件を備えていること。

(ア) 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械及び施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

(イ) 主たる従事者の中に、アの(ア)及び(イ)の要件を満たす者がいること。また、事業完了時において、(7)の「基幹ほ場3作業」についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)がアの(ウ)に定める基準を超えていること。

(ウ) 事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

#### ウ 集落営農の場合

事業完了年度までに特定農業団体(経営基盤強化法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。)又は以下に掲げるすべての要件を満たす組織となることが確実と見込まれること。

(ア) 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

(イ) 組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であって、以下に掲げるすべての基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日以前であること。

当該団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、当該団体がオに規定する農地の利用の集積の目標を定める区域に係る特定市町村の基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

(ウ) その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。

(エ) その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

(オ) 基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

エ 法人（農業生産法人を除く。）の場合

当該事業の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして特定市町村長が認定する者であること。

オ その他担い手として育成すべきであると特定市町村長が認めた者であること。

(5) (4)の「地域の実情を勘案」とは、事業実施区域に係る特定市町村の基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。

(6) 取扱第2の6の(5)の経営等農用地は、所有権若しくは利用権（経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（「基幹ほ場3作業」の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

(7) (4)のイの(1)及び(6)の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあっては以下に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあっては、又はののうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあっては畑作の選択方式に準じて取り扱う作業とする。

耕起  
代かき  
田植え又は播種  
収穫

- (8) 取扱第2の6の(5)の「農村振興局長が別に定める集積団地要件」は、同一の担い手の経営等農用地であって北海道では1.5ヘクタール、県では1ヘクタール（知事が予め各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、2つ以上の農用地であって、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続することに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの  
段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

その他、本事業趣旨に照らして実施主体が適当であると認めるもの

- (9) 取扱第2の6の(6)及び(7)のウの「中山間地域」とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する地域とする。

- (10) 取扱第2の6の(7)のアの「農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体」は、本事業に係る担い手であって、かつ、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

一定規模（県にあっては4ヘクタール、北海道にあっては10ヘクタール）以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

特定市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

特定農業団体等であって、7ヘクタール（(9)で定める中山間地域にあっては4ヘクタール）以上の経営等農用地を集積する者

品目別経営安定対策の対象者

その他特定市町村長が特に認める担い手

- (11) (10)の「及び」の「対象農地を農地として利用」とは、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、経営基盤強化法第27条の2第1項の規定による特定市町村長からの通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。

- (12) (10)の「及び」の「国が定める環境規範」とは、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。

- (13) (10)の「品目別経営安定対策の対象者」とは、砂糖及びでん粉の価格調整に

関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号の要件を満たす者及び同規則第43条第2号の要件を満たす者をいう。

- (14) 取扱第2の6の(8)の「農村振興局長が別に定める要件」は、事業採択時における当該事業の受益面積から担い手農地面的集積面積を除いた面積に対する、事業採択時から集積促進整備計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地の面積の割合(以下「高度経営体面的集積向上率」という。)が15%以上となることとする。ただし、中山間地域特例を適用した場合には、事業採択時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業採択時から集積促進整備計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合(以下「高度経営体集積向上率」という。)が20%以上となることとする。

#### 6 取扱第1の2の(7)の基幹水利施設保全型

- (1) 取扱第2の7の(2)の「実施方針」については、別記様式第2号により作成するものとする。
- (2) 実施方針は、策定後5年以内に見直しを行うものとする。

#### 7 取扱第1の2の(8)の地域農業水利施設保全型

- (1) 取扱第2の8の(2)の実施方針は、必要に応じて都道府県土地改良事業団体連合会の知見を活かしつつ、別記様式第3号により作成するものとする。
- (2) 実施方針は、毎年度更新を行い、計画的な事業実施に努めるものとする。
- (3) 取扱第1の2の(8)のイの事業は、取扱第1の2の(8)のアの事業を実施していない場合であっても実施できることとするが、その場合の機能保全計画(取扱第2の8の(4)の「機能保全計画」)の作成は、別記様式第4号により作成するものとする。

### 第3 計画の作成

- 1 再編対策計画は、別記様式第5号によるものとする。
- 2 再編対策計画を策定する場合には、知事は取扱第2の2の(4)に定める農業用水再編対策協議会の助言を得るものとする。
- 3 取扱第3の2の地域用水環境整備計画(以下「環境整備計画」という。)は、別記様式第6号によるものとする。
- 4 土地改良区又は特定市町村は、環境整備計画を作成するに当たっては、取扱第2の3の(4)に規定する地域用水対策協議会の意見を聴くものとする。
- 5 取扱第3の3の「地域水田農業ビジョンに即した水田の利活用計画」とは、地域の実情に応じた畑地化計画、又は普通畑、樹園地、輪換畑等への転換計画とする。
- 6 集積促進整備計画の様式は、別記様式第7号によるものとする。
- 7 取扱第3の5の(1)の「事業計画の概要」は、別記様式第8号によるものとする。
- 8 取扱第3の5の(1)及び(2)の「機能保全計画等の概要」は、別記様式第9号によるものとする。
- 9 取扱第3の5の(2)の「保全整備事業計画書」は、別記様式第10号によるものとする。
- 10 取扱第3の6の「地域農業水利施設保全整備事業計画書」は、別記様式第11号によ



るものとする。

- 11 取扱第3の「事業計画概要書」の作成については、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農林省農地局長通知)によるものとする。

#### 第4 計画の変更等

- 1 取扱第4の1の「別に定める場合」とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 受益面積の10パーセント以上の増減
  - (2) 主要工事計画又は合理化水量の著しい増減
  - (3) 補助対象事業費の変更であって、
- 2 取扱第4の1の申請については、知事は別記様式第12号による事業計画等変更申請書に変更後の再編対策計画を添付して地方農政局長(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長)に申請するものとする。
- 3 取扱第4の2の報告については、別記様式第13号により行うものとする。
- 4 取扱第4の3の「別に定める変更」とは、次に該当するものとする。
  - (1) 取扱第1の2の(7)のアに規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、用排水機場、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減
  - (2) 当初計画にない緊急対応を実施する場合
- 5 取扱第4の3の「保全整備事業計画変更手続報告書」については、別記様式第14号により行うものとする。
- 6 取扱第4の4の「別に定める変更」とは、取扱第1の2の(8)のアに規定する機能保全計画の策定において、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、用排水機場、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減する場合とする。
- 7 取扱第4の4の「地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書」については、別記様式第15号により行うものとする。
- 8 取扱第4の4の「知事の承認」については、別記様式第16号により行うものとする。

#### 第5 事業の達成状況報告

- 1 取扱第5の1の水田利活用の実績の報告は、事業完了後速やかに、別記様式第17号により行うものとする。
- 2 取扱第5の2の事業の達成状況の報告は、生産基盤整備事業の完了年度の3月末日までに、別記様式第18号により行うものとする。
- 3 取扱第5の3の事業実施結果の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第19号により行うものとする。
- 4 取扱第5の4の事業実施結果の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式20号により行うものとする。

## 第6 助成

- 1 指導事業の助成は、整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 2 調整事業の助成は、4の限度額の範囲内において、整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 3 調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。
  - (1) 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円
  - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円
  - (3) 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円
- 4 第2の5の(14)の高度経営体面的集積向上率の確認（中山間地域にあっては、高度経営体集積向上率の確認とすることもできる。）は、整備事業の完了年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までのいずれかの年度において行うものとする。
- 5 高度経営体集積促進事業の助成は、6の限度額の範囲内において、4の確認を行った年度の翌年度に、又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて、行うものとする。
- 6 集積促進事業の助成の限度額は、整備事業の総事業費に以下の助成割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 高度経営体面的集積向上率を用いた場合
    - ア 高度経営体面的集積向上率が15%以上20%未満の場合にあっては、0.020
    - イ 高度経営体面的集積向上率が20%以上27.5%未満の場合にあっては、0.030
    - ウ 高度経営体面的集積向上率が27.5%以上35%未満の場合にあっては、0.040
    - エ 高度経営体面的集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.050
    - オ 高度経営体面的集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.060
    - カ 高度経営体面的集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.070
    - キ 高度経営体面的集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.075
  - (2) 高度経営体集積向上率を用いた場合
    - ア 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあっては、0.020
    - イ 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあっては、0.025
    - ウ 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあっては、0.030
    - エ 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.035
    - オ 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.040
    - カ 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.045
    - キ 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.05
- 7 耕地高度化事業の助成は、8の限度額の範囲内において、整備事業の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 8 耕地高度化事業の助成の限度額は、整備事業の総事業費の2%に相当する額とする。

## 第7 その他

- 1 本事業で整備された暗渠排水のうち、特定市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画

等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を特定市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

- 2 第6の6及び8の「整備事業の総事業費」のうち、整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、集積促進事業及び耕地高度化事業の助成の限度額算定にあたっては留意されたい。
- 3 事業の実施にあたっては、特定都道県は、可能な限り事業費単価の低減に努めるものとする。
- 4 取扱第1の2の(7)から(8)については、土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので、留意されたい。

別記様式第 1 号

地区名	地区
<p>機能保全計画</p> <p>平成 年 月</p> <p>県、 市、 町、 村</p>	

< 機能保全計画 目次 >

- 1 . 施設現況調書
  - ( 1 ) 事業の状況
    - 完了地区、 実施中の地区
  - ( 2 ) 施設管理状況及び課題
- 2 . 施設機能診断
  - ( 1 ) 施設機能診断調査
  - ( 2 ) 施設機能診断評価
- 3 . 対策工事
  - ( 1 ) 対策工法
  - ( 2 ) 対策時期
  - ( 3 ) 機能保全コスト算定
  - ( 4 ) 施設機能監視計画

別記様式第 2 号

県 基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

1 . 事業実施期間 H 年度 ~ H 年度

2 . 対象施設

(1) 選定の基準、根拠

(2) 対象施設一覧 <sup>1</sup>

地区名 <sup>2</sup>	施設名	造成年度	種類 <sup>3</sup>	規模 <sup>4</sup>	水路延長 <sup>5</sup>	管理主体	備考

1 : 必要に応じて項目数を増減させること。

2 : 地区とは、事業申請を行う ( 予定の ) 地区等

3 : 種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

4 : 規模とは、ダムは貯水量 ( 千 m<sup>3</sup> )、頭首工は取水量 ( m<sup>3</sup> / s )、用水機場及び排水機場は揚水量 ( m<sup>3</sup> / s )、樋門及び水路は通水量 ( m<sup>3</sup> / s )

5 : 水路延長とは、水路の場合は延長 ( k m )、水路以外は空欄

(3) 施設数計

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数 延長	個所	個所	個所	個所	個所	個所 k m	個所	個所 k m

3 . 事業の進め方

地区設定の方法、年度計画、方針策定後 5 年間の計画策定の推進目標 ( 最低でも 5 0 % とする ) 等について記載すること。

別記様式第 3 号

県 地域農業水利施設保全対策実施方針

1 . 対象期間 H 年度 ~ H 年度

2 . 対象施設

(1) 選定にあたっての基本的考え方

(2) 機能保全計画策定施設一覧

施設名	所在地	造成年度	受益面積	種類	規模	対象延長	管理主体	実施主体	実施年度

(3) 対策工事施設一覧

施設名	所在地	造成年度	種類	規模	対象延長	実施主体	実施年度	対策工事の概要

注 1 : 種類とは、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

注 2 : 規模とは、頭首工は取水量 (  $m^3 / s$  )、用水機場及び排水機場は揚水量 (  $m^3 / s$  )、樋門及び水路は通水量 (  $m^3 / s$  )

注 3 : 対象延長とは、水路の場合は延長 ( km )、水路以外は空欄

(4) 施設数計

種類	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
	個所	個所	個所	個所	個所 (km)	個所	個所
H 年度							
H 年度							
H 年度							
H 年度							
H 年度							
実施済み							

3 . 事後保全に関する実施方針

(1) 対象とする施設

(2) 事後保全の必要が生じた際の調整方針

別記様式第 4 号

機能保全計画 ( 地区 )

施設No.

施設現況	施設名称	造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
		着工	完成	h a		
構造等						
規格・規模						
機能診断調査	文献等の調査	(経過年数やこれまでの補修履歴、日常管理の内容等を記載)				
	現地の調査	(目視調査、ひび割れ調査、圧縮強度調査等のその内容及び結果を記載)				
機能診断評価	劣化の要因	(劣化が認められる箇所について、どのような要因が考えられるか推測)				
	健全度の評価	(診断箇所毎に、S5～S1の評価や採点結果を記載)				
	劣化の見込み	(健全度が異なる箇所毎に、このままでは何年後に下の健全度に劣化するかを、周辺施設の状況や劣化曲線等から予測)				
機能保全対策	対策工法					
	対策時期					
	対策工法の選定根拠	(検討した対策案の中から、どうしてその対策を選定したかをストックマネジメントの観点で踏まえて記載) この対策が一番有効であるという根拠が分かるように				
	今後の監視計画	(機能診断や対策工事を経て、今後、どの箇所のどこに注目して、どれくらいの頻度で施設の監視を行っていくかを記載)				

## 別記様式第 5 号

### 農業用水再編対策基本計画

- 1 地域の利水をめぐる状況
- 2 地域の利水に関する将来構想
  - ( 1 ) 基本方針
  - ( 2 ) 水需要の将来予測
  - ( 3 ) 水源開発及び水利権取得計画
- 3 農業用水の再編構想
  - ( 1 ) 基本方針
  - ( 2 ) 現況の農業用水の利水状況
  - ( 3 ) 農業用水需要の将来予測
  - ( 4 ) 必要水量の検討
  - ( 5 ) 水利調整計画
- 4 施設整備の概要
  - ( 1 ) 農業水利施設の整備状況
  - ( 2 ) 必要水量の確保に必要な施設の整備計画
  - ( 3 ) 費用負担の考え方
  - ( 4 ) 施設の管理の考え方
  - ( 5 ) 関連事業計画等
- 5 その他関連する事項



別記様式第 6 号

		地区名	地区
		作成年月	年 月

地域用水環境整備計画  
地区

平成 年 月  
県 土地改良区（市町村）

< 地域用水環境整備計画 目次 >

- |                                 |                          |
|---------------------------------|--------------------------|
| <b>1 地区概要表</b>                  | (1) 基本方針                 |
| <b>2 地域の所在及び現況</b>              | (2) 高度化する機能ごとの基本的考え方     |
| (1) 所 在                         | <b>4 施設の整備等の構想及び基本計画</b> |
| (2) 地域の概要                       | <b>5 事業実施計画</b>          |
| 地域の地勢及び社会条件                     | (1) 事業実施計画               |
| 市町村等における地域開発等の方向                | (2) 指標等                  |
| (3) 農業用水の成立過程                   | 地域用水機能存在指標（現況）           |
| 農業用水の歴史的経緯                      | 地域用水機能増進指標（現況及び計画）       |
| 整備状況                            | <b>6 関連事業</b>            |
| (4) 現況の地域用水機能                   | <b>7 添付図面</b>            |
| 地域用水機能の概要                       | (1) 地域用水環境整備現況図          |
| 施設タイプごとの地域用水機能の概況               | (2) 地域用水整備構想図            |
| 管理体制                            | (3) 地域用水機能効果算定図（現況）      |
| <b>3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方</b> | (4) 地域用水機能効果算定図（計画）      |

地域用水環境整備計画

1 地区概要表

都道県名		地区名					地域用水機能の増進のための方策	地域用水機能	現況	
関係市町村名								地域用水機能	目標	
地域の概要	地理的条件							施設整備		
	農業状況									
計画対象面積	全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考		配水操作		
	ha	ha	ha	ha	ha					
人口・戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数			維持管理		
	実数									
農業基盤整備状況	構成比							機能の増進	存在要件	
									増進効果	
							備考			

2 地域の所在及び現況

(1) 所在

都道県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

地域の地勢及び社会条件

--

市町村等における地域開発等の方向

--

(3) 農業用水の成立過程

農業用水の歴史的経緯

--

整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容

(4) 現況の地域用水機能  
地域用水機能の概要

--

施設タイプ毎の地域用水機能の概況

- 1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設
- 2) 流雪用水機能を有する施設
- 3) 防火用水機能を有する施設
- 4) 生活用水機能を有する施設

施設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備考
	施設構造	状況	アクセス	水路状況	水位変動	水質	管理者	状況	

管理体制

--

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

--

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能 消流雪用水機能			

4 施設の整備等の構想及び基本計画

施設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備考
		現況	目標	構造	数量		

5 事業実施計画

(1) 事業実施計画

- ア．事業実施主体
- イ．総事業費
- ウ．予定工期
- エ．予定費用負担割合

(2) 指標等

地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合 (%)	地域用水機能存在延長 (m)					備考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
用水路	支線	1,000	40	100	200	150	100	400	(記入例)
合	計								

注1：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。  
 注2：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹・支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価												備考	
				評価値				係数				算定値					
				アクセシビリティ A	水路状況 B	水位変動 C	水指 D	延長 a	戸数 n	密度 a'	重複率 a*a'	アクセシビリティ A	水路状況 B	水位変動 C	水指 D		計
幹線	支線	防火用水	防-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合	計																
	景観保全																
	流雪用水																
	防火用水																
	生活用水																

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水環境整備構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
- (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

別記様式第7号

農用地利用集積促進用排水施設整備計画書

1 地区の現況

都道 県名		地区名		受益面積		所在地		
地形・ 地質	土壌・ 気象							
地域 農業 概要	専兼業別 農家戸数	専業		1種 兼業	2種 兼業	計	平均農家所得 (平成 年)	
							農業所得 千円	
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得 千円	
							計 千円	
	主要 作物 作付 面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用 率 (%)
		作付面積 (ha)						
単位収量 (kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の 概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の 現状と課題				
農用地の 集積目標等	集積率 % % 集団団地要件の定義: ha以上			
地域農業の 振興方向と 整備方針				

### 3 生産基盤整備事業の概要

事業名	区分	整備内容					備考
	事業名	田	普通畑	樹園地	その他	計	
農業用排水施設整備事業							

### 4 担い手への農用地集積計画

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の所有面積のうち面的集積面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積 (ha)				担い手への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) D	担い手への面的集積面積 (ha) E = B + C + D	農用地面積に占める担い手への面的集積率 (%) E / A
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 C			
現況 (a)									
1年度目									
2年度目									
3年度目									
4年度目									
5年度目									
事業完了時 (b)									
b - a									

注1：計画において生産組織及び集落営農により面的集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び賃借権等設定値を含めて基幹ほ場3作業受託で整理を行い記入する。

注2：中山間地域特例を適用する場合は、区分の行の「担い手の所有面積のうち面的集積面積」を「担い手の所有面積」、「担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積」を「担い手への使用収益権面積」、「担い手への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積」を「担い手への基幹ほ場3作業受託面積」、「担い手への面的集積面積」を「担い手への利用集積面積」、「農用地面積に占める担い手への面的集積率」を「農用地面積に占める担い手への利用集積率」とする。

## 5 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	農業者		農業生産法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計			
	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	組織数	団体数	法人数	人数等	人数等	面積		
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、別紙10の第2の5の(4)のアからオまでの規定に基づいて記載するものとする。

注2：その他法人とは、別紙10の第2の5の(4)のエに該当するものとする。

## 6 水利区域内集積促進事業の概要

### (1) 全体計画

別紙9別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注1：別紙9別表の区分の欄の2の水利区域内集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「別紙9別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合は各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注4：計画の内容は、地域の実情を勘案し、高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の面的集積の促進に資するものとする。

(2) 高度経営体の育成計画

区 分	品目別対策対象者			一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		左記以外の特定農業	その他市町村長が特に認める担い手			計	
	認定農業者		特定農業団体等(団体数)	その他	農業者(人)	法人(法人数)	農業者(人)		法人(法人数)	認定農業者			特定農業団体(団体数)
	農業者(人)	法人(法人数)								農業者(人)	法人(法人数)		
計画時(年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
生産事業完了時(年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
目標年度(年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

注1：別紙9別表の区分の欄の2の水利区域内集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

(3) 高度経営体への農用地集積計画

区 分	農用地面積(ha)	高度経営体の所有面積のうち面的集積面積(ha)	高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積(ha)				高度経営体への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積(ha)	高度経営体への面的集積面積(ha) E = B + C + D	農用地面積に占める高度経営体への面的集積率 E / A (%)
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計			
	A	B				C			
事業実施前(年度)									
整備事業完了時(年度)									
要件達成確認時(年度)									
目標年度(年度)									

注1：別紙9別表の区分の欄の2の水利区域内集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。

注3：「要件達成確認時」とは、別紙10の第6の4の確認を行う年度とする。

注4：中山間地域特例を適用する場合は、区分の行の「高度経営体の所有面積のうち面的集積面積」を「高度経営体の所有面積」、「高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積」を「高度経営体への使用収益権面積」、「高度経営体への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積」を「担い手への基幹ほ場3作業受託面積」、「高度経営体への面的集積面積」を「高度経営体への利用集積面積」、「農用地面積に占める高度経営体への面的集積率」を「農用地面積に占める高度経営体への利用集積率」とする。



別記様式第8号

地区 事業計画の概要

地区名				局名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期	
	水田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度	
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
対象施設 概要	名称	主要諸元		受益面積	基本事業計画		
				ha	造成工期	造成工事費	受益面積
	ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等		ha	年度	千円	ha
	頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等			~		
	機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等					
	幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等					
施設整備 計画	(機能保全対策工事の規模、工法等について記載する。)						
事業費	種目	数量		金額		備考	
基本事業 の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						
対象施設 の 管理状況	施設名	管理費(最近10年平均)			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日 管理受託者 費用負担区分		

関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性
法 手 続 予 定 表						
図 面 等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図					

（注）基本事業とは本事業による機能保全対策工事の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

機能保全計画の概要

1 施設 の 概 要	施設名称	造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
		着工	完成	h a		
	施設構造					
	施設規模					
	事業実施理由					
2 調 査 結 果 概 要	予備調査結果概要					
	一般調査結果概要					
	詳細調査結果概要					
	診断結果					
3 機 能 保 全 対 策 概 要	対策工法					
	対策時期					
	対策費用					
4 コ ス ト 保 全	機能保全コスト					
	コスト削減効果					

コスト削減効果については、従来の対応を採った時と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

1. 機能保全計画の策定

(1) 対象施設一覧 <sup>1</sup>

施設名	造成年度	種類 <sup>2</sup>	規模 <sup>3</sup>	水路延長 <sup>4</sup>	管理主体	備考

1 : 必要に応じて項目数を増減させること。

2 : 種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

3 : 規模とは、ダムは貯水量(千 $m^3$ )、頭首工は取水量 ( $m^3/s$ )、用水機場及び排水機場は揚水量 ( $m^3/s$ )、樋門及び水路は通水量 ( $m^3/s$ )

4 : 水路延長とは、水路の場合は延長 ( km )、水路以外は空欄

(2) 施設数計

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

2. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

### 3. 緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

### 4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
3. 緊急対応の実施	千円	
計	千円	

### 5. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注1) 実施方針（別記様式第2号）を添付すること。

注2) 対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画の概要（別記様式第9号）を添付すること。

別記様式第11号

地域農業水利施設保全整備事業計画書 ( 地区 )

1. 工期

2. 機能保全計画の策定

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	実施年度

注1：種類とは、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

注2：規模とは、貯水量(千 $m^3$ )、頭首工は取水量 ( $m^3/s$ )、用水機場及び排水機場は揚水量 ( $m^3/s$ )、樋門及び水路は通水量 ( $m^3/s$ )

注3：水路延長とは、水路の場合は延長 ( km )、水路以外は空欄

3. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	実施年度

4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
計	千円	

6. 計画図面 ( 一般平面図及び現行施設主要構造図 )

注1) 実施方針 ( 別記様式第3号 ) を添付すること。

注2) 対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画 ( 別記様式第1号又は第4号 ) を添付すること。

別記様式第12号

番 号  
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長 〕

特定都道県の知事

### 農業用水再編対策基本計画変更申請書

下記地区について、農業用水再編対策基本計画の変更を行ったので、再編対策計画を添えて申請いたします。

記

地 区 名	総 事 業 費	備 考
	千円	

番 号  
年 月 日

農用地利用集積促進用排水施設整備計画変更報告書

農林水産省 農政局長 殿  
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長 )

特定都道県の知事

地区について、農用地利用集積促進用排水施設整備計画の変更を行ったので、下記資料を添付して報告します。

記

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

道 県 名	地 区 名	所 在 地	受益面積	総事業費	備 考
			ha	百万円	



別記様式第14号

保全整備事業計画変更手続報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省 農政局長 殿  
( 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 )

特定都道県の知事

地区について、保全整備事業計画を変更したので、下記資料を添付して申請します。

記

1 地区名

2 事業計画書(変更)

変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

別記様式第15号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

特定都道県の知事 殿  
( )

事業実施主体の代表者 印

地区について、地域農業水利施設保全整備事業計画を変更したので、下記資料を添付して申請します。

記

地区名

1 事業計画書(変更)

2 機能保全計画(追加分)

変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

別記様式第16号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認書

番 号  
年 月 日

事業実施主体の代表者 殿

特定都道県の知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、事業  
計画の変更を承認する。

記

1 地区

別記様式第17号

地方農政局長 殿  
農村振興局長

特定都道県の知事

水田利活用実績報告書

別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。



番 号  
年 月 日

農林水産省 農政局長 経由  
農林水産大臣 殿

特定都道府県の知事

水利区域内農地集積促進整備事業達成状況報告書

下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 整備事業の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

(注) 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、水利区域内集積促進事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の名称を記入する。

## 2 事業達成状況

### (1) 担い手への農用地集積の実績

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手の所有面積のうち面的集積面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積 ( ha )				担い手への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) D	担い手への面的集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積に占める担い手への面的集積率 ( % ) E/A
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前									F
計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) G1
増加ポイント G1-F									( )
年度まで									G2
増加ポイント G2-F									

注1：中山間地域特例を適用する場合は、区分の行の「担い手の所有面積のうち面的集積面積」を「担い手の所有面積」、「担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積」を「担い手への使用収益権面積」、「担い手への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積」を「担い手への基幹ほ場3作業受託面積」、「担い手への面的集積面積」を「担い手への利用集積面積」、「農用地面積に占める担い手への面的集積率」を「農用地に占める担い手への利用集積率」とする。

( 2 ) 高度経営体への農用地集積の実績

区 分	農用地 面積 (ha) A	担い手へ の面的集 積面積 (ha) B	高度経営 体の所有 面積のう ち面的集 積面積 (ha) C	高度経営体への使用収益権面積のうち面 積集積面積 ( ha )				高度経営 体への基 幹ほ場 3 作業受託 面積のう ち面的集 積面積 (ha) E	高度経営 体への面 積集積面 積(ha) F=C+D+E	農用地面 積に占め る高度経 営体への 面的集積 率 (%) F/A	高度経営体面 積集積向上率 (該当年度F-事 業実施前F)/ (事業実施前A- 事業実施前B) (%)
				経営基盤 強化法の 賃借権設 定	農地法第 3条によ る賃借権 設定	その他	計 D				
事業実施前										G	
計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) H1	
増加 ポイント H1-G	/										
年度まで										H2	
増加 ポイント H2-G	/										

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 水利区域内集積促進事業の目標年度、

注 1 : 水利区域内集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注 2 : 複数の高度経営体を育成している場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。ただし、「高度経営体面的集積向上率」は、合計の表にのみ記入する。

注 3 : 中山間地域特例を適用する場合は、区分の行の「高度経営体の所有面積のうち面的集積面積」を「高度経営体の所有面積」、「高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積」を「高度経営体への使用収益権面積」、「高度経営体への基幹ほ場 3 作業受託面積のうち面的集積面積」を「高度経営体への基幹ほ場 3 作業受託面積」、「高度経営体への面的集積面積」を「高度経営体への利用集積面積」、「農用地面積に占める高度経営体への面的集積率」を「農用地に占める高度経営体への利用集積率」とする。

( 3 ) 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農業生産法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
	a)		a)				a)											
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、別紙10の第2の5の(4)のアからオまでの規定に基づいて記載するものとする。

注2：その他法人とは、別紙10の第2の5の(4)のエに該当するものとする。

( 4 ) 高度経営体育成の実績

区分	品目別対策対象者				一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		左記以外の特定農業	その他市町村長が特に認める担い手			計
	認定農業者		特定農業団体等(団体数)	その他	農業者(人)	法人(法人数)	農業者(人)	法人(法人数)		認定農業者		特定農業団体(団体数)	
	農業者(人)	法人(法人数)								農業者(人)	法人(法人数)		
	農業者(人)	法人(法人数)			農業者(人)	法人(法人数)	農業者(人)	法人(法人数)					
計画時													
目標													
実績(年度まで)													

注1：別紙9別表の区分の欄の2の水利区域内集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

農林水産省 農政局長 殿  
( 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 )

特定都道県の知事

下記のとおり事業を実施したので、報告します。

記

1. 地区名 地区

2. 機能保全計画策定施設調書

( 施設一覧 <sup>1)</sup> )

施設名	造成年度	種類 <sup>2</sup>	規模 <sup>3</sup>	水路延長 <sup>4</sup>	管理主体	備考

1 : 必要に応じて項目数を増減させること

2 : 種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

3 : 規模とは、ダムは貯水量(千 $m^3$ )、頭首工は取水量 ( $m^3/s$ )、用水機場及び排水機場は揚水量 ( $m^3/s$ )、樋門及び水路は通水量 ( $m^3/s$ )

4 : 水路延長とは、水路の場合は延長 ( km )、水路以外は空欄

( 施設数計 )

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km



### 3. 対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

### 4. 緊急対応実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要	事業費

### 5. 事業収支決算書

#### (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道県費				
土地改良区等				
計				

#### (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
機能保全計画 策定費				
対策工事費				
緊急対応費				
計				

地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

〔 特定都道県の知事 殿  
農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 〕 殿

事業実施主体の代表者 印  
(特定都道県の知事)

下記のとおり事業を実施したので、報告します。  
記

1. 機能保全計画策定施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	備考

注1：種類とは、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

注2：規模とは、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、用水機場及び排水機場は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）

注3：水路延長とは、水路の場合は延長（ $km$ ）、水路以外は空欄

2. 対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

注4：特定都道県の知事の報告については、複数の地区をまとめて記載しても可

3. 事後保全調書

事後保全調書

平成 年度 県

地区名	施設の所在地		施設の受益面積 (ha)	
<対象施設の概要>				
施設名称 (分類)	諸元 (材種、寸法)	造成年	造成事業	施設管理者
<事故の概要>				
事故の経緯 (発見時期、事故の状況、影響、原因の推定)				
施設位置図		施設状況写真		
<工事の概要>				
工種	内容			工事費 (千円)
計				
<負担区分内訳 (千円)>				
国費	都道府県費	市町村費	受益者	
6法指定地域等				
特記事項				



## 別添 1 - 6 農地防災事業に係る取扱

### (定義)

第 1 この取扱において「事業」とは、取扱別紙 1 に掲げる事業であって特定都道県（東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 77 条第 1 項の特定都道県をいう。以下同じ。）が行うもの（以下「県営事業」という。）と特定市町村（同法（平成 23 年法律第 122 号）第 77 条第 1 項の特定市町村をいう。以下同じ。）、土地改良区、農業協同組合その他特定都道県の知事が適当と認めるものが行うもの（以下「団体営事業」という。）をいう。

### (事業の実施)

第 2 特定都道県の知事は、新たに東日本大震災復興交付金（以下「交付金」という。）を充当して本事業を実施するとき、または団体から新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、事業計画概要書（別紙様式第 1 号、但し、地域ため池総合整備事業、ため池等農地災害危機管理対策事業、農業用河川工作物応急対策等事業及び土地改良施設耐震対策事業を除く。）を地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

- (1) 取扱別紙 1 の農地保全整備事業のうち特殊農地保全工事における、ほ場整備、畑地かんがい又は農地開発については別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 2 号を提出するものとする。
- (2) 取扱別紙 1 の農地保全整備事業のうち特殊自然災害対策工事を実施する場合は、別紙様式第 1 号のほか別紙様式第 3 号を提出するものとする。
- (3) 取扱別紙 1 のため池等整備事業のうち、ため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）又はため池整備工事（都市型緊急整備事業）においてため池保全体制整備事業を併せて実施する場合は、別紙様式第 1 号のほか別紙様式第 4 号を提出するものとする。
- (4) 取扱別紙 1 のため池等整備事業のうち、ため池等農地災害危機管理対策事業を実施する場合は、別紙様式第 1 号のほか別紙様式第 5 号を提出するものとする。
- (5) 取扱別紙 1 の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事を併せて実施する場合は、別紙様式第 1 号のほか別紙様式第 6 号を提出するものとする。
- (6) 取扱別紙 1 のため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事又は用排水施設等利活用保全整備工事を併せて実施する場合は、別紙様式第 1 号のほか別紙様式第 6 号を提出するものとする。
- (7) 取扱別紙 1 の地域ため池総合整備事業のうち調査計画事業を実施する場合は、別紙様式第 7 号を、総合整備事業を実施する場合は、別紙様式第 8 号を提出するものとする。
- (8) 取扱別紙 1 の農業用河川工作物応急対策等事業を実施する場合は、別紙様式第 9 号を提出するものとする。

- (9) 取扱別紙1の土地改良施設耐震対策事業のうち点検事業を実施する場合は、別紙様式第10号を、整備事業を実施する場合は、別紙様式第10号のほか別紙様式第11号を提出するものとする。
- (10) 取扱別紙1の農村災害対策整備事業のうち調査計画事業を実施する場合は、別紙様式第12号を、整備事業を実施する場合は、別紙様式第13号を提出するものとする。
- (11) 取扱別紙1のため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業を実施する場合は、別紙様式第1号を提出するものとする。

2 取扱別紙1の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事、ため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事、ため池保全体制整備事業（取扱別紙1のため池等整備事業のうちため池保全体制整備事業をいう。以下同じ。）、ため池整備工事（特別対策型）のウに掲げる工事及び用排水施設等利活用保全整備工事の事業計画の作成に当たっては、事業実施主体となる者は、あらかじめ費用負担予定者及び施設予定管理者の同意を得るとともに、関係行政機関その他関係団体の意見を聴くものとする。

3 新たに交付金を充当して本事業を行おうとする者は、事業計画書を作成するものとしその作成にあたり土地改良法の手続きによらない場合にあっても「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達）」及び「団体営土地改良事業または数人が共同して行う土地改良事業の計画の作成について（昭和42年11月7日付け42農地C第446号農地局長通達）」の土地改良事業計画書の取扱いに係る規定を準用するものとする。

4 事業の実施に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。

（事業計画の変更）

第3 特定都道府県の知事は、土地改良法に基づき実施する県営事業の計画変更については、「補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（平成12年11月30日付12構改C第704号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。

2 団体営事業の事業実施主体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、特定都道府県の知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更

ア 事業の施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農地開発を伴う事業にあつては造成農地面積をいう。）の増又は減が10パーセント以上となる変更

イ 事業別目的面積又は造成面積の利用区分別面積のそれぞれの増減が20パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。た

だし、それぞれの増減が受益面積全体の10パーセントに満たない場合は、この限りではない。

- (2) 主要工事計画について、平成18年9月25日農林水産省告示第1272号（土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更
  - (3) 事業費であって告示第三号に規定されているものについての変更
- 3 取扱別紙1に掲げる事業（地域ため池総合整備事業、農業用河川工作物応急対策整備事業、土地改良施設耐震対策事業、及び農村災害対策整備事業を除く。）のうち土地改良事業以外の事業として実施するものについて、次の各号のいずれかに該当する変更を行なったときは、事業実施主体は、県営事業にあつては変更を行った旨を地方農政局長等に報告し、団体営事業にあつては特定都道府県の知事の承認を受けるものとする。
- (1) 受益面積の10パーセント以上に及ぶ増又は減
  - (2) 主要工事計画であつて、次に掲げるもの
    - ア 用排水系統の著しい変更
    - イ ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止
    - ウ イに掲げる施設の設置位置の大幅な変更
    - エ 水路延長の20パーセント以上に及ぶ増又は減
    - オ そのほかアからエまでに準ずる主要工事計画の変更
  - (3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 4 特定都道府県の知事は、団体営事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、地方農政局長等にその旨報告するものとする。

（助成）

第4 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、別添1－6別表1に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。ただし、取扱別紙1に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。

- (1) 本工事費
- (2) 附帯工事費
- (3) 測量及び試験費
- (4) 用地費及び補償費（ため池緊急防災対策事業、及びため池保全体制整備事業については、補償費に限る。）
- (5) 船舶及び機械器具費（ため池緊急防災対策事業、及びため池保全

体制整備事業については、機械器具費に限る。)

(6) 換地費

(7) システム整備費 (ため池等農地災害危機管理対策事業に限る。)

(8) 実施設計費

(9) 調査費 (ため池等農地災害危機管理対策事業、ため池保全体制整備事業に限る。)

(10) 調査及び台帳作成費 (ため池緊急防災対策事業に限る。)

(その他)

第5 事業の実施は、この取扱に定めるもののほか、別紙に定めるところによる。

2 本事業の実施に当たっては、水土里情報利活用促進事業実施要綱 (平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知) に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本事業を効率的かつ効果的に推進するものである。

(経過措置)

第6 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱 (平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知) に基づき採択された地区、農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号農林事務次官依命通知) 又は地域自主戦略交付金交付要綱 (農林水産省) (平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知) に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、復興交付金事業計画に位置付けることをもって本事業へ移行されたものとみなす。

2 1により移行された地区については、この取扱に定めるもののほかは、なお従前の例による。



別添 1 - 6 別表 1

交付対象事業		基本国費率	摘要
事業名	区分		
農地防災事業	防災ダム工事	55/100	
	防災ため池工事 大規模	55/100	
	小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
	地震対策ため池防災工事 大規模	55/100	
	小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
防災ダム等利活用保全施設整備工事			
	利活用保全施設	1 50/100	
	関連施設	2 1/3	
	ため池整備工事 大規模	55/100	
	小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
	複数のため池で行うもの	50/100	
	旧農業用ため池で行うもの	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
	ため池利	50/100	

活用保全 整備工事		
ため池保 全体制整 備事業	50/100	
実施計画 策定事業	50/100	
ため池整備 工事（特別 対策型）		
大規模	55/100	
小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
複数のた め池で行 うもの	50/100	
旧農業用 ため池で 行うもの	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
ため池利 活用保全 整備工事	50/100	
ため池保 全体制整 備事業	50/100	
実施計画 策定事業	50/100	
ため池整備 工事（都市 型緊急整備 事業）		
大規模	55/100	
小規模	50/100	
ため池利 活用保全 整備工事	50/100	
ため池保 全体制整	50/100	

備事業 実施計画 策定事業	50/100	
ため池水質 改善工事 大規模	55/100	
小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
実施計画 策定事業	50/100	
用排水施設 整備工事 大規模	55/100	
小規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
大規模の うち土砂 崩壊を防 止するも の	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55/100	
小規模の うち土砂 崩壊を防 止するも の	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100	
用排水施 設等利活 用保全整 備工事	50/100	
実施計画 策定事業	50/100	
湖岸堤防工 事 大規模	1 50/100 2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55/100	
小規模	1 50/100	

<p>用排水施設等利活用保全整備工事</p> <p>実施計画策定事業</p>	<p>2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>50/100</p> <p>50/100</p>	
<p>ため池等農地災害危機管理対策事業</p> <p>実施計画策定事業</p>	<p>50/100</p> <p>50/100</p>	
<p>ため池緊急防災対策事業</p>	<p>50/100</p>	
<p>湛水防除工事</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p>	<p>55/100</p> <p>50/100</p>	
<p>農地侵食防止工事</p> <p>特定都道府県が行うもの</p>	<p>1 特定都道府県が行う農地侵食防止工事</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52/100</p> <p>2 1と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度未満の場合</p> <p>(1) 45/100</p> <p>(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>3 1と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度以上の場合</p> <p>50/100</p> <p>4 1と併せ行う関連工事のうち、農村地域防災施設整備工事については、50/100</p>	

<p>特定市町村が行うもの</p> <p>実施計画策定事業</p>	<p>1 特定市町村が行う農地侵食防止工事 50/100</p> <p>2 1と併せ行う関連工事 (1) 45/100 (2) 北海道において行うものにあつては、 (1)の規定にかかわらず、50/100 (3) 離島において行うものにあつては、 (1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>50/100</p>	
農地機能保全対策工事	50/100	
<p>特殊自然災害対策工事</p> <p>実施計画策定事業</p>	<p>50/100</p> <p>50/100</p>	
<p>地盤沈下対策工事</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p>	<p>55/100</p> <p>50/100</p>	
<p>農地等防災保全対策工事</p> <p>関連工事</p> <p>地域環境保全対策工事</p>	<p>防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業、水質保全対策事業及び地盤沈下対策事業について、それぞれこの表の交付率の欄に掲げる交付率</p> <p>1 45/100 2 北海道において行う農業用排水施設の変更、客土及び暗きょ排水にあつては、50/100</p> <p>50/100</p>	
特定農業用管水路等特別対策事業	50/100	
地域ため池総合整備事業		

調査計画事業	50/100	
総合整備事業		
大規模	55/100	
小規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 50/100</li> <li>2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100</li> <li>3 取扱別紙3第5の2の(8)の要件に該当するものにあつては、1の規定にかかわらず、 (1) 55/100 (2) 離島において行うものにあつては、 (1)の規定にかかわらず、60/100</li> </ul>	
農業用河川 工作物応急 対策工事		
大規模	55/100	
小規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特定都道府県及び特定市町村が行うものにあつては、 (1) 50/100 (2) 離島において行うものにあつては、 (1)の規定にかかわらず、52/100</li> <li>2 土地改良区等が行うものにあつては、 (1) 50/100 (2) 離島において行うものにあつては、 (1)の規定にかかわらず、60/100</li> </ul>	
農業用道路 横断工作物 緊急耐震対 策事業	50/100	
土地改良施 設耐震対策 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 50/100</li> <li>2 離島において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、52/100</li> </ul>	
農村災害対 策整備事業		
調査計画事業	50/100	
整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害防除対策推進地域で実施するものにあつては、 (1) 50/100</li> </ul>	

(2) 取扱別紙 2 第 4 の 2 の (1) のウの要件に該当するもの（団体営事業にあっては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあっては、

ア 55/100

イ 離島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、60/100

2 甚大な災害発生地域で実施するものにあつては、

(1) 50/100

(2) 取扱別紙 2 第 4 の 2 の (1) のウの要件に該当するもの（団体営事業にあっては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあっては、

ア 55/100

イ 離島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、60/100

## 取扱別紙 1

- I. 防災ダム事業
- II. ため池等整備事業
- III. 湛水防除事業
- IV. 農地保全整備事業
- V. 農村地域環境保全整備事業
- VI. 地盤沈下対策事業
- VII. 地域ため池総合整備事業
- VIII. 農業用河川工作物応急対策等事業
- IX. 土地改良施設耐震対策事業
- X. 農村災害対策整備事業

### I. 防災ダム事業

#### 1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修（以下「防災ダム工事」という。）
- (2) 洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池等の改修（(1)に掲げるものに該当するものを除く。）及び併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備（以下「防災ため池工事」という。）
- (3) 耐震性の向上のための農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修（以下「地震対策ため池防災工事」という。）
- (4) 防災ダム等の保全、管理及び利活用上必要な施設の新設又は改修であって(1)又は(2)の工事と併せて行うもの（「防災ダム等利活用保全施設整備工事」という。）

#### 2 要件

1の(1)から(3)までの事業にあつては、次の要件に該当するものとする。

##### (1) 防災ダム工事

受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。ただし、台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第7号）第3条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当する地域（以下「特例地域」という。）において行うものの受益面積については、おおむね70ヘクタール以上とする。

ア 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項の規定に基づき定められた地域であつて、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であ



ること。

イ 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。

(2) 防災ため池工事

ア 洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修にあっては、次のいずれかに該当するもの

(ア) 大規模事業

- a 受益面積がおおむね100ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね70ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの。ただし、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあっては、受益面積がおおむね40ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね30ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの
- b 洪水調節容量が10万 $\text{m}^3$ 以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が1億円以上のものであって、かんがい受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの

(イ) 小規模事業

- a 受益面積がおおむね10ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね7ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね5ヘクタール（取扱別紙1別表第1に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね3,000万円以上のものかんがい受益面積については、おおむね2ヘクタール）以上のものであって、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの
- b 洪水調節容量が5千 $\text{m}^3$ 以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が1,000万円以上のものであり、かんがい受益面積がおおむね5ヘクタール（取扱別紙1別表第1に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね3,000万円以上のものかんがい受益面積については、おおむね2ヘクタール）以上のものであって、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ アと併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあっては、対策の対象となる農地面積が10ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

(ア) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備

(イ) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備

(ウ) 対象農地の関連整備

(3) 地震対策ため池防災工事

大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であって、地震防災対策特別措置

法（平成7年法律第111号）第2条第1項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 大規模事業

次のいずれかに該当するもの

- (ア) 受益面積がおおむね70ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの
- (イ) 受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ヘクタール以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの

イ 小規模事業

受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

3 事業実施主体

特定都道府県又は特定市町村（防災ダム工事、防災ため池工事及び防災ダム等利活用保全施設整備工事にあつては、特定都道府県に限る。）

II. ため池等整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) ため池整備工事

ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備

イ 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する複数の農業用ため池の多面的な整備を図ることを目的として特定都道府県又は特定市町村が策定する総合的なため池総合整備計画（以下「ため池再編総合整備計画」という。）に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

ウ 災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ（以下「ため池機能保全工事」という。）

エ ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農作業の効率の低下を防止するために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更（以下「農作物等の生育阻害等を防止する工事」という。）であつてア又はイと併せ行うもの

オ 洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更（以下「管理施設の整備」という。）であつてア又はイと併せ行うもの

カ ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更（以下「ため池利活用保全整備工事」という。）であって、次のいずれかに該当するもの

- a アと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更並びに過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）））及び振興山村において行う地域の活性化を図る施設（以下「地域活性化施設」という。）のための用地造成又は整備
- b イと併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設又は変更
- c 地域防災の観点から緊急時における有効活用を図るためのため池の変更又は附帯する取水施設、管理施設等利活用上必要な施設等の新設若しくは変更（以下「地域防災のための施設の整備」という。）であって、ア若しくはイと併せ行うもの又はア若しくはイを過去に実施したため池において行うもの
- d ア又はイと併せ行う地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理

キ ため池の生態系、景観等を保全するために必要な構想の策定、体制の整備及び活動の実施（以下「ため池保全体制整備事業」という。）であって、ア又はイと併せ行うもの

## (2) ため池整備工事（特別対策型）

ア 災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び附帯施設の整備

イ ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び附帯施設の整備

ウ 中山間地域において、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備

エ ア又はイ及びウと併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事

オ ア又はイ及びウと併せ行う管理施設の整備

カ ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの

- a ア又はウと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更
- b イ又はウと併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設又は変更
- c 地域防災のための施設の整備であって、ア、イ若しくはウと併せ行うもの又はウを過去に実施したため池において行うもの

- d ア、イ又はウと併せ行う地域資源の有効活用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理
  - キ ため池保全体制整備事業であって、ア、イ又はウ（ウのうち旧農業用ため池の廃止のみを行う場合を除く。）と併せ行うもの
- (3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）
- ア 災害発生の防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害が生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備
  - イ とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがある農業用ため池を対象とする「ため池再編総合整備計画」に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備
  - ウ ア及びイと併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事
  - エ ア及びイと併せ行う管理施設の整備
  - オ ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの
    - a ア又はイ（イのうち農業用排水路を除く。）と併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設又は変更
    - b 地域防災のための施設の整備であって、ア若しくはイと併せ行うもの又はア若しくはイを過去に実施したため池において行うもの
  - カ ため池保全体制整備事業であって、ア又はイと併せ行うもの
- (4) ため池水質改善工事
- 水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事
- (5) 用排水施設整備工事
- ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備
  - イ 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更
  - ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設又は変更（以下「土砂の崩壊を防止する工事」という。）
  - エ ため池以外の農業用排水施設等の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更及び地域活性化施設の用地造成又は整備（以下「用排水施設等利活用保全整備工事」という。）であって、ア、イ又はウ（地域活性化施設の用地造成、整備にあつてはア及びイを除く。）と併せ行うもの

(6) 湖岸堤防工事

ア 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防、樋門の新設、変更等

イ 用排水施設等利活用保全整備工事であって、アと併せ行うもの

(7) ため池等農地災害危機管理対策事業

災害発生のおそれがあるため池、農業用排水施設、農用地の保全上必要な施設その他の農業用施設及び農用地（以下「農業施設等」という。）について、その防災・減災又は当該農業施設等の被災による被害の程度が大きいと想定される地域についての一体的な防災・減災を目的として特定都道府県、特定市町村等が定める危機管理対策計画

（以下「農地災害危機管理対策計画」という。）に基づき実施する事業であって、次に掲げる内容のいずれかに該当するもの

ア 農業施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステム（以下「防災情報管理システム」という。）の整備

イ 農業施設等の危機管理機能を向上させるための施設の整備

ウ 農業施設等に係るハザードマップ作成のための調査、試験、測量等の実施

エ 農業施設等の防災・減災のために必要な計画及び体制の整備並びに当該計画及び体制に基づいて行う活動

(8) ため池緊急防災対策事業

人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い実施計画を策定する。

2 要件

(1) 大規模事業（1の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)並びに(8)に掲げる場合を除く。）

ア 特定都道府県が行うもの

a 受益面積がおおむね400ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね100ヘクタール）以上のもの。

b 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

a 受益面積がおおむね200ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね60ヘクタール）以上のもの

b 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(2) 小規模事業（1の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)並びに(8)に掲げる場合を除く。）

ア 特定都道府県が行うもの

- a 受益面積がおおむね20ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね10ヘクタール（取扱別紙1別表第1に掲げる地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）、高度な技術を要する場合には、2ヘクタール）以上のもの
- b 総事業費がおおむね800万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

- a 受益面積がおおむね20ヘクタール（取扱別紙1別表第1に掲げる地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のもの  
ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね10ヘクタール未満
- b 総事業費がおおむね800万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(3) 中山間地域において行うため池整備工事（1の(1)のア及び(2)のアの工事）、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）（1の(3)のアの工事）及びため池水質改善工事（1の(4)の工事）

ア 大規模事業

(ア) 特定都道府県が行うもの

- a 受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの  
ただし、離島において行うものにあつては、(イ)のaの基準による
- b 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものが行うもの

- a 受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの
- b 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ 小規模事業

(ア) 特定都道府県が行うもの

受益面積がおおむね5ヘクタール（高度な技術を要する場合には、2ヘクタール）以上で、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものが行うもの

受益面積がおおむね10ヘクタール以上で、総事業費がおおむね800万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(4) 中山間地域において行う用排水施設整備工事

ア 大規模工事

(ア) 特定都道県が行うもの

a 受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの

ただし、離島において行うものにあつては、(イ)のaの基準による

b 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものが行うもの

a 受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの

b 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ 小規模事業

(ア) 特定都道県が行うもの

受益面積がおおむね20ヘクタール以上で、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものが行うもの

受益面積がおおむね10ヘクタール以上で、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(5) 湖岸堤防工事及び土砂の崩壊を防止する工事

ア 特定都道県が行うもの

ただし、離島で行うものにあつてはイの基準による

(ア)

a 湖岸堤防工事にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

b 土砂の崩壊を防止する工事にあつては、受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの

(イ) 総事業費がおおむね800万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

(ア) 大規模事業

a 受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの（土砂の崩壊を防止する工事に係るものを除く。）

b 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

(イ) 小規模事業

a 受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの（土砂の崩壊を防止する工事に係るものを除く。）

b 総事業費がおおむね800万円以上のもの

(6) ため池整備工事（1の(1)のア又は(2)のア若しくはウに掲げる場合を除く。）及び都市型緊急整備事業（1の(3)のアに掲げる場合を除く。）

ア 受益面積がおおむね5ヘクタール（中山間地域で行われるものにあつては、おおむね2ヘクタール）以上のもの

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費が3,500万

円以上のもの

(7) ため池等農地災害危機管理対策事業

災害の発生するおそれが高く、若しくは周辺への影響が著しく大きい農業施設等又は同一市町村若しくは関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積（以下「被害想定面積」という。）の合計がおおむね10ヘクタール以上（中山間地域又は地震対策上緊急性の高い地域にあつてはおおむね5ヘクタール以上）である地域の一体的な防災・減災を目的とした、当該農業施設等についての農地災害危機管理対策計画を事業実施主体が策定していること。

(8) ため池緊急防災対策事業

貯水量がおおむね1,000立方メートル以上のため池を対象とするものであること。

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)に掲げる事業において団体が行うものであり、実施期間は1年以内とする。

3 事業実施主体

特定都道府県又は団体（特定市町村、土地改良区、農業協同組合その他特定都道府県の知事が適当と認めるものをいう）。（ため池整備工事（特別対策型）において旧農業用ため池の整備・改修を行う場合は、特定都道府県又は特定市町村に限る。ため池等農地災害危機管理対策事業にあつては災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき防災に関する責務を有する特定都道府県、特定市町村、土地改良区に限る。ため池緊急防災対策事業にあつては、特定都道府県に限る。ため池整備工事のうち、アの工事であつて受益面積が10ヘクタール以上のもの及び流域開発等の他動的要因による溢水被害防止のための農業用排水施設の新設・改修を行う場合の大規模事業にあつては、特定都道府県に限る。事業計画策定にあつては、団体に限る。）

III. 湛水防除事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

（これにより農業以外の事業効果が見込まれる場合は、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。）

排水施設整備対策工事

ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修（以下「排水施設整備工事」という。）

イ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管



理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）（以下「排水管理施設整備工事」という。）

ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（以下「湛水防除施設改修工事」という。）

## 2 要件

### (1) 大規模事業

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

a 受益面積がおおむね400ヘクタール（離島にあつては、受益面積がおおむね300ヘクタール）以上のもの

b 総事業費がおおむね5億円以上のもの

イ 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね1,000ヘクタール以上のもの

### (2) 小規模事業

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

a 受益面積がおおむね30ヘクタール以上のもの

b 総事業費がおおむね5,000万円以上のもの

イ 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの

## 3 事業実施主体

特定都道府県又は特定市町村

## IV. 農地保全整備事業

### 1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）若しくはこれに準じる地帯における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備（以下「本工事」という。）

(2) 本工事と併せ行うことが技術的・経済的に適当と認められる次に掲げる工事（以下「関連工事」という。）

ア 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修

イ 農道の新設又は改修

ウ 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修

エ 農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修（以下「農村地域防災施設整備工事」という。）

(3) 石れき等の排除（以下「排除工事」という。）

- (4) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗きょ排水若しくは整地（以下「農地機能保全対策工事」という。）
- (5) 耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した「国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの（以下「国土保全機能持続対策工事」という。）
- (6) 特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備（以下「特殊自然災害対策工事」という。）
- (7) 実施計画策定事業
  - (1)から(3)、(6)から(7)に掲げる工事について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調整及び検討を行い実施計画を策定する。

## 2 要件

- (1) 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事をいう。以下同じ。）にあつては次の基準による。
  - ア 県営事業
    - (ア) 本工事にあつては、受益面積がおおむね50ヘクタール（畑地等にあつては、おおむね20ヘクタール）以上
    - (イ) 関連工事にあつては、それぞれの受益面積がおおむね5ヘクタール以上
    - (ウ) 北海道が行う排除工事にあつては、受益面積がおおむね10ヘクタール以上
  - イ 団体営事業
    - (ア) 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益面積がおおむね10ヘクタール以上
    - (イ) 関連工事にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。
- (2) 農地機能保全対策工事にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの
- (3) 特殊自然災害対策工事にあつては、次の基準による。
  - ア 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること。
  - イ 土壌改良にあつては、アのほか、別紙第5の(18)の要件を満たしていること。
- (4) 実施計画策定にあつては、(1)及び(3)に掲げる工事において団体が行うものであり、実施期間は1年以内とする。

## 3 事業実施主体

特定都道府県又は団体（農村地域防災対策施設整備工事にあつては、特定都道府県に限る。排除工事にあつては、特定都道府県又は団体に限る。農地機能保全対策工事にあつては、特定都道府県に限る。特殊自然災害対策工事にあつては、特定都道府県又は団体に限る。実施計画策定にあつては、団体に限る。）

## V. 農村地域環境保全整備事業

### 1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 農村地域の防災安全度の向上及び地域環境の保全を目指した農村地域環境保全計画に基づき、各種農地防災事業等を総合的かつ緊急的に実施するもの（以下「農村地域環境保全総合整備事業」という。）であつて、2の要件に該当するもの

ア 複合・錯綜化した災害による農用地及び農業用施設の被害を未然に防止し、又は解消するため、この表に掲げる防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業、水質保全対策事業（一般型）又は地盤沈下対策事業を併せて行うもの（以下「農地等防災保全対策工事」という。）

イ アの工事（農地保全整備事業のうち農地侵食防止工事以外の工事及び地盤沈下対策事業にあつては、ため池等整備事業と併せ行う場合に限る。）と併せて行うことが技術的・経済的に適当と認められる農業用排水施設若しくは農業用道路の変更、客土又は暗きょ排水（以下「関連工事」という。）

ウ 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るために行う防災安全施設及び農地防災施設管理連絡道の整備並びに保全管理・利活用を考慮した施設の新設又は改修であつてアの工事と併せて行うもの（以下「地域環境保全対策工事」という。）

- (2) 石綿等（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項第1号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）による影響を防止するために行う次に掲げるもの（以下「特定農業用管水路等特別対策事業」という。）

ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更

イ アの農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更

ウ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

### 2 要件

- (1) 農村地域環境保全総合整備事業

ア 農地等防災保全対策工事は事業種類のうち2以上の事業を併せ行

うこと

ただし、ため池等整備事業のうち、ため池工事、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設整備工事及び湖岸堤防工事を各々の事業として扱うものとする。

イ 農地等防災保全対策工事に係る合計受益面積がおおむね60ヘクタール以上で、かつ、総事業費がおおむね2億円以上のもの

(2) 特定農業用管水路等特別対策事業

ア 都道県営事業

受益面積がおおむね20ヘクタール以上であり、かつ1の(2)のア及びイを対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上のもの

イ 団体営事業

受益面積がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ1の(2)のア及びイを対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上のもの

3 事業実施主体

特定都道県（特定農業用管水路等特別対策事業にあつては、特定都道県又は団体。）

VI. 地盤沈下対策事業

1 事業内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う次に掲げる事業であつて、2の要件に該当するもの

(1) 地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地

ただし、その機能低下率がおおむね30パーセント以上のものに限る。

(2) 水源を転換するために行う農業用排水施設の新設又は改修

(3) (1)又は(2)により整備された農業用排水施設の変更

ただし、当該施設の耐用年数が経過した以後において、地盤の変動が明らかに認められることによる効用の低下が発生している施設に限る。

2 要件

(1) 大規模事業にあつては、受益面積がおおむね400ヘクタール以上のもの

(2) 小規模事業にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

3 事業実施主体

特定都道県

VII. 地域ため池総合整備事業

地域ため池総合整備事業の運用については、取扱別紙 3（地域ため池総合整備事業）によるものとする。

VIII. 農業用河川工作物応急対策等事業

農業用河川工作物応急対策等事業の運用については、取扱別紙 4（農業用河川応急対策等事業）によるものとする。

IX. 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設耐震対策事業の運用については、取扱別紙 5（土地改良施設耐震事業）によるものとする。

X. 農村災害対策整備事業

農村災害対策整備事業の運用については、取扱別紙 2（農村災害対策整備事業）によるものとする。

取扱別紙1別表第1（防災ダム事業、ため池等整備事業、地域ため池総合整備事業、及び農村災害対策整備事業関係）

番号	地 域
1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき指定された地域）
2	<p>旧観測強化地域及び旧特定観測地域（地震予知連絡会の今後の活動展開の検討ワーキンググループ報告書（平成20年2月18日地震予知連絡会了承）による廃止前の観測強化地域及び特定観測地域（1から3までに掲げる地域を除く。）をいう。）</p> <p>①南関東地域</p> <p>茨城県のうち 龍ヶ崎市 取手市 鹿嶋市 潮来市 稲敷市 神栖市 稲敷郡（美浦村及び阿見町を除く。） つくばみらい市（旧伊那町に限る。） 北相馬郡</p> <p>千葉県 全域</p> <p>②北海道東部</p> <p>北海道のうち 厚岸郡</p> <p>③宮城県東部、福島県東部</p> <p>岩手県のうち 一関市</p> <p>宮城県のうち 仙台市 石巻市 塩釜市 大崎市（旧鳴子町を除く。） 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市 栗原市 登米市 亶理郡 宮城郡 黒川郡 加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡</p> <p>福島県のうち いわき市 南相馬市 相馬市 双葉郡（葛尾村を除く。） 相馬郡（飯館村を除く。）</p> <p>④新潟県南西部、長野県北部</p> <p>新潟県のうち 十日町市 上越市 中魚沼郡</p> <p>長野県のうち 下水内郡</p>

番号	地域
3	<p>(1) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第十条に基づく地震調査委員会が選定した主要な活断層が通過する市町村</p> <p>(2) 活断層研究会編「新編日本の活断層」によるA級活断層が通過する市町村</p>

〇〇事業計画概要書

県名		地区名		所在地		着手年度		事業実施主体					
受益面積	総事業費	効果				t当たり事業費	10アール当たり事業費	負担区分					備考
		農業関係			その他			国費	県費	地元負担金			
		農作物	農地・施設	計						市町村	賦課金	その他	
ha	円	t円	か所円	円	か所円	円	円	円	円	円	円		
現況													
計画													
主要工事													
ため池基本台帳	登録年度					更新年度							

- (注) 1 5万分の1の位置図を添付すること。  
 2 ため池等整備事業にあっては、受益面積は、かんがい面積とし、被害防止面積を括弧書きで併記すること。  
 3 農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）にあっては、効果の欄を削除すること。  
 4 ため池緊急防災対策事業の事業計画概要書にあっては、地区名、所在地、受益面積、効果、t当たり事業費、10アール当たり事業費及び主要工事の欄を削除すること。  
 5 農村環境施設整備及び支援事業並びに農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）にあっては、受益面積、効果、t当たり事業費及び10アール当たり事業費の欄を削除すること。  
 6 農地保全整備事業のうち農地機能保全対策工事を実施する場合には、農地機能保全対策工事と事業名の欄に括弧書きで併記すること。  
 7 ため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業にあっては、効果、t当たり事業費、10アール当たり事業費現況、計画、主要工事、ため池基本台帳の欄を削除すること。また、備考欄に実施計画の対象事業を記入すること。





農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）整備計画概要書

1 計画概要書

農政局名		県名		地区名		受益面積	水田	畑	樹園地	その他	計
関係市町村			事業実施主体			( )は 重複受益	( )	( )	( )	( )	( )
事業実施主体 が法人の場合	代表者			所在地		予定工期					
				設立年 月日							
特殊自然災害 の被害状況						工事の概要					
工事の必要性											
対策計画名						負担割合	国	県	市町村	地元	
計画策定者			策定年月日			施設の予定 管理方法					

位置平面図（2万5千分の1程度）

計画平面図

ため池保全体制整備事業計画概要書

1 計画概要書

地区名		局名	県名	本体工事 の概要	工事名	地区名	受益面積	総事業費	工期
関係市町村		事業実施主体						ha	千円
概算事業費 (千円)				自然環境の保全、良好な景観の形成等のために配慮すべき事項					
事業の必要性									
事業の概要	1年目			協議会	名称				
	2年目				設立年度				
	3年目				構成				
	4年目			費用の負担方法					
	5年目			備考					

(注1) 本体工事とは、ため池保全体制整備事業を併せて行う工事をいう。

(注2) 協議会を事業着手後に設立する地区については、協議会に関する事項は予定として記載。

(注3) 中山間地域ため池保全体制整備事業については、実施期間が6年間の場合、事業の概要の欄に6年目を追加して記載。

ため池等農地災害危機管理対策事業計画概要書

1 計画概要書

県名		地区名				着手年度				事業実施主体	
総事業費	被害想定面積	想定被害額等				負担区分				備考	
		農業関係			その他	国	県	市町村	その他		
		農地	施設	計							
千円	ha	ha 千円	か所 千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
現況											
計画											
主要工事											
農地災害 危機管理 対策計画	策定年度										

(注) 1 5万分の1の位置図を添付すること。

2 防災情報管理システム整備のみを行う場合にあつては、「被害想定面積」は、当該システムの対象となる範囲における農業振興地域内の「農用地面積」とし、想定被害額等の欄を削除すること。

利活用保全施設整備工事計画概要書

1 計画概要書

地区名	局名	県名	工事名	地区名	受益面積	総事業費	工期
関係市町村	事業実施主体		本体工事		ha	千円	
工事の必要性			の概要				
			概算工事費				
工事の概要	1 利活用保全施設  2 関連施設		費用の負担の方法				
			施設の予定管理方法				
			関連事業等の概要				

2 計画概要図

1) 位置図（2万5千分の1程度）

2) 計画平面図

（注）本体工事とは、利活用保全施設工事を併せて行う工事をいう。

## 取扱別紙 2 農村災害対策整備事業

### (定義)

第1 この取扱において「事業」とは、取扱別紙2別表1に掲げる事業であって特定都道府県が行うもの（以下「県営事業」という。）と特定市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他特定都道府県の知事が適当と認めるものを行うもの（以下「団体営事業」という。）をいう。

### (事業内容)

第2 本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 調査計画事業

(1) 災害防除対策を推進する地域に指定されている地域及び災害に対して脆弱な中山間地域等として農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が定める要件を満たす地域（以下「災害防除対策推進地域等」という。）においては、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため、農村災害対策整備計画（以下「整備計画」という。）を作成する。

① 農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が定める要件を満たす地域とは、次のいずれかに該当する地域を含む特定市町村とする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条に基づき指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝地震防災対策推進地域

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条に基づき指定された豪雪地帯

ウ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）第3条に基づき指定された台風常襲地帯

オ 第4の2の(1)のウに示す災害に対して脆弱な中山間地域

カ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域

② 整備計画は、次に掲げる事項について取扱別紙2別紙様式1号により作成するものとする。

ア 地区概要

イ 地区の所在及び現況

ウ 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果

エ 施設等の安全度評価

オ 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（ただし、特に甚大な被害を受けた地域の場合のみ）

カ 全体基本計画

キ 整備事業計画

ク 添付図面

③ 調査計画事業の実施に当たって留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 災害防除対策推進地域等において行う施設の安全度評価は、農業用施設や農村防災施設（現在は存在しないが、地域住民の安全確保の観点か

ら新たに設置することを検討する必要があるとされた農村防災施設を含む。)等の点検結果を踏まえ、地域住民の安全性確保の観点から農業用施設や農村防災施設等の被災時の想定被害を考慮しつつ、当該施設の安全対策の必要性及び緊急性を評価する。

イ 甚大な被害発生地域(第2の1の(2)の「甚大な被害発生地域」をいう。)において行う安全度評価は、農用地・農業用施設や農村防災施設(現在は存在しないが、再度災害防止の観点から新たに設置することを検討する必要があるとされた農村防災施設を含む。)等の点検結果を踏まえ、再度災害防止の観点から農業用施設や農村防災施設等の再度災害時の想定被害を考慮しつつ、安全対策の必要性及び緊急性を評価する。

ウ 安全対策が必要な施設の整備の優先度の判断にあたっては、地域住民との意見交換を行い、また、安全対策に係る普及・啓発活動を行うよう努める。

エ 整備事業計画は、安全度評価の結果、整備事業で安全対策等を行うこととするものだけに限り作成する。また、安全度評価の結果、整備事業で安全対策等を行うこととするものがない場合は作成しない。

(2) 特に甚大な被害を受けた地域として農村振興局長が定める要件を満たす地域(以下「甚大な災害発生地域」という。)においては、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに再度災害防止の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うとともに、併せて持続的に営農を継続するために必要な農業生産性の向上に資する農業生産基盤及び農村生活維持に必要な対策を行うため、整備計画を作成する。

① 農村振興局長が別に定める要件を満たす地域とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき指定された激甚災害に係る事象による被害(以下「激甚災害」という。)を受けた地域であって、次のすべてを満たす特定市町村内にあるものとする。

ア 局地激甚災害指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議決定)第1又は第2に相当する被害を受けた市町村

イ 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項に相当する被害を受けた市町村

## 2 整備事業

整備計画に位置付けられた、次に掲げる事業を実施する。

(1) 災害防除対策推進地域等においては取扱別紙2別表1の1の(1)から(5)までの事業

(2) 甚大な災害発生地域においては取扱別紙2別表第1の1の(1)から(10)までの事業

(事業実施主体)

### 第3

1 第2の1の調査計画事業の事業実施主体は特定都道府県又は特定市町村とする。また、第2の2の整備事業の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村、土地改良区又は農業協同組合その他特定都道府県の知事が適当と認めるものとする。

2 本事業のうち特定都道府県が実施するものを「県営事業」といい、特定市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが実施するものを「団体営事業」という。

調査計画事業と整備事業の事業実施主体が異なる場合にあつては、整備事業を実施する者は、調査計画事業の事業実施主体と十分調整の上、事業を実施す

るものとする。

(交付要件)

第4 本事業の交付要件は、次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

- (1) 災害防除対策推進地域等又は甚大な災害発生地域であること。
- (2) 事業実施主体等による地域の農業用施設や農村防災施設等の点検がなされていること。

2 整備事業

整備事業は、整備計画に記載されている事業であって、次の要件を満たすこと。

(1) 県営事業

ア 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては、取扱別紙2別表1の1の(1)から(5)までの事業のうち、少なくとも一つを実施すること。また、それぞれの事業はオの受益面積要件(ア)から(オ)までにそれぞれ定める当該受益面積要件を満たすこと。ただし、ウの要件に該当する場合はこの限りではない。

イ 甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあつては、取扱別紙2別表1の1の(1)から(10)までの事業のうち、少なくとも一つを実施すること。また、それぞれの事業はオの受益面積要件(ア)から(コ)までにそれぞれ定める当該受益面積を満たすこと。ただし、取扱別紙2別表1の1の(6)から(10)までの事業であつて、取扱別紙2別表1の1の(2)又は(6)から(10)までの事業のうち2以上の事業と併せ行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるものにあつては、受益面積がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、ウの要件に該当する場合はこの限りではない。

ウ 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であつて、農村振興局長が定める要件を満たす地域で実施する場合、災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては取扱別紙2別表1の1の(1)から(5)までの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上、甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあつては取扱別紙2別表1の1の(1)から(10)までの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であつて、農村振興局長が定める要件を満たす地域とは、次の①のいずれかに該当する特定市町村のうち、以下の②の要件をいずれかを満たす特定市町村をいう。

① 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域

② 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域を含む市町村

ア 傾斜度が20分の1以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおお



むね50パーセント以上を占めること

イ 傾斜度が8度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね50パーセント以上を占めること

ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存すること

エ 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存在すること

③ この第4でいう市町村とは、2005農林業センサス調査で区分する市町村の区域とする。

ア 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては総事業費がおおむね1億円以上であること。

イ 受益面積要件

(ア) 取扱別紙2別表1の1の(1)の事業 おおむね2ヘクタール以上

(イ) 取扱別紙2別表1の1の(2)の事業 おおむね20ヘクタール以上

(ウ) 取扱別紙2別表1の1の(3)の事業 おおむね5ヘクタール以上

(エ) 取扱別紙2別表1の1の(4)の事業 おおむね10ヘクタール以上

(オ) 取扱別紙2別表1の1の(5)の事業 おおむね10ヘクタール以上

(カ) 取扱別紙2別表1の1の(6)の事業 おおむね60ヘクタール以上

(キ) 取扱別紙2別表1の1の(7)の事業 おおむね60ヘクタール以上

(ク) 取扱別紙2別表1の1の(8)の事業 おおむね40ヘクタール以上

(ケ) 取扱別紙2別表1の1の(9)の事業 おおむね50ヘクタール以上

(コ) 取扱別紙2別表1の1の(10)の事業 おおむね20ヘクタール以上

(2) 団体営事業

ア 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては取扱別紙2別表1の1の(1)から(5)までの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。また、甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあつては取扱別紙2別表1の1の(1)から(10)までの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

イ 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては、総事業費がおおむね3千万円以上であること。

(計画書の変更)

第5

1 団体営事業の事業実施主体は、土地改良事業に基づき実施する団体営事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、特定都道県の知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の執行に係る地域についての次に掲げる変更

ア 事業の執行に係る地域の変更であつて、これに伴う受益面積（農用地造成にあつては造成する農用地面積）の増又は減が10パーセント以上となる変更

イ 事業別目的面積又は造成面積の利用区分面積のそれぞれの増減が20パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の10パーセントに満たない場合は、この限りでない。

(2) 主要工事計画について、「土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定める件」（平成18年9月25日農林水産

省告示第1272号。以下「告示」という。) 第一号の(一)のイの(ア)から(ウ)まで、(二)のイの(ア)及び(イ)、(三)のイの(ア)及び(イ)、(四)のイ並びに(五)のイに掲げる変更

(3) 事業費にあって告示第三号に規定されているものについての変更

2 1に定める事業以外の事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、団体営事業の事業実施主体は、特定都道府県の知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の新設又は廃止

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10パーセント以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の縮減であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られる場合を除く。)

3 特定都道府県の知事は、県営事業について手続き通知による報告を行った場合及び1に定める事業以外の事業について2の(1)又は(2)のいずれかに該当する変更を行った場合並びに団体営事業について変更を承認した場合には地方農政局長にその旨取扱別紙2別紙様式第2号により報告するものとする。

取扱別紙2別表1

整備事業の事業種類及び内容

区分	事業種類	事業内容	備考
1 農業生産基盤整備	(1) 農業用ため池整備	決壊のおそれのある農業用ため池の廃止又は変更（洪水調節機能の賦与・増進を行うための農業用ため池の改修、ため池の浚渫工事含む）	
	(2) 農業用排水施設整備	災害発生のおそれのある農業用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(3) 土砂崩壊防止施設	土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留工その他の施設	
	(4) 水抜工等	長大な水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及び水抜工設置に併せて行う水田の整地	
	(5) 農地機能保全対策工事	火山性土壌等に起因する土壌浸食等の災害の未然防止を図るための農業用施設、土留工等の改修	
	(6)*農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更する事業であって(2)に該当するもの以外	
	(7)*区画整理	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業	
	(8)*農用地造成	農用地以外の土地の畑地への地目転換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更	
	(9)*農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更	
	(10)*農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全上必要な事業であって、(3)に該当するもの以外	
2 農村防災施設整備	(1) 緊急避難路整備	集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの。	
	(2) 緊急避難塔整備	集落の防災安全のために必要な避難塔の整備	
	(3) 防火水槽整備	集落の防災安全のために必要な防火水槽及び附帯施設の整備	
	(4) 緊急避難施設の耐震化	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化	
	(5) 情報基盤施設整備	土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備	
	(6) 雪崩防止施設整備	雪崩予防柵、防雪柵等の整備	

	(7) 防護柵等安全設備	集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の整備	
	(8) 災害防除林	台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて特に必要と認めるものの整備	

事業種類の「※」は甚大な災害発生地域に該当する地域においてのみ対象となる。

取扱別紙2別表1の事業種類のうち、留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水抜工事

地下水位が高く、水田畦畔の法面が長大な地域で、法面の地すべり発生のおそれのある地域で実施するものとする。

(2) 農地機能保全対策工事

泥炭土に起因する地盤の沈下や、火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育等が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地及び農業用施設の機能回復及び火山性土壌等に起因する土壌侵食等の災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設又は改修、農業用道路の改修等を行う工事とする。

(3) 緊急避難路整備及び農業集落道整備

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までの道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

イ 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設とし農業集落道整備にあつては周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

ウ 修景施設は植樹、芝生、水飲場、便所、遊歩道等とする。

エ 緊急避難路整備においては、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

(4) 営農飲雑用水施設整備

ア 受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益戸数は、2戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

(5) 農業集落排水施設整備

ア 受益戸数は、おおむね20戸（北海道にあつては10戸、集落排水路にあつては10戸）以上とする。ただし、末端受益戸数は、2戸以上とする。

イ 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備に当たっては、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）及びこれと関連する規定に準ずるものとする。

(6) 農業施設等用地整備

区画整理等により創出された非農用地の整備にあつては、次に掲げる用地の整備を実施できるものとする。

ア 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設

イ 地方公共団体が事業実施主体となつて、地域住民の生活環境の改善のために整備する公用・公共施設

ウ 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

エ がけ地の崩壊、土石流及び地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地

(7) 情報基盤施設整備

整備する施設の内容は次に掲げるとおりとする。

ア 土地改良施設等の維持管理に必要な遠隔監視操作システムの設置又は改造・更新

イ 災害時の緊急通知を住民及び関係機関の間で相互の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造

(8) 災害防除林

台風常襲地帯等の農地及び農村集落の風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて必要と認められるものの整備を実施するものである。

取扱別紙 2 別紙様式第 1 号（第 3 関係）

農村災害対策整備計画

〇〇地区

平成 年 月

〇〇県〇〇市（計画作成主体）

農村災害対策整備計画 目次

< 全体基本計画 >

- 1 地区概要表
- 2 地区の所在及び現況
  - (1) 所在
  - (2) 地域の地勢、社会条件及び農業状況
  - (3) 既往の災害状況
  - (4) 農業生産基盤整備状況
- 3 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果
  - (1) 農業用施設
  - (2) 農村防災施設
  - (3) 新たに設置することを検討する必要がある農村防災施設
- 4 施設等の安全度評価
  - (1) 調査から判明した施設の安全性
  - (2) 被災時の想定被害
  - (3) 安全度評価
- 5 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（ただし、甚大な災害発生地域の場合のみ）
  - (1) 農業生産基盤の必要性及び整備の概要
  - (2) 農村生活維持施設の整備の概要
- 6 全体基本計画
  - (1) 整備が必要な施設の優先度
  - (2) 整備の優先度が高い施設の整備予定事業及び整備予定時期等

< 整備事業計画 >

- 7 整備事業計画
  - (1) 整備事業の対象となる施設の整備内容
  - (2) 事業費及び事業効果の概算額
  - (3) 整備事業の工期
- 8 添付図面
  - (1) 農村災害対策整備計画対象施設配置状況図
  - (2) 被害想定図
  - (3) 整備事業の対象となる施設の整備計画図

農村災害対策整備計画

<全体基本計画>

1 地区概要表

都道県名				地区名			
関係市町村名				計画作成 主 体			
地 域 の 概 要	地 勢 等						
	社 会 的 条 件						
	農 業 状 況						
	既 往 の 主 な 災 害	注 1)					
計画対象区域 集落諸元	集落数	世帯数		人口		主な 公共施設	備 考
		全体	農家	全体	農家		
	集落	戸	戸	人	人		
計画対象区域 農用地等面積	全 体	水 田	畑	その他農用地		農用地以外	備 考
	ha	ha	ha	ha		h a	
整備対象施設 の受益面積	全 体	水 田	畑	その他農用地		農用地以外	備 考
	ha	ha	ha	ha		h a	
農業生産基盤 整備状況							

注 1) 地域に大きな災害をもたらした既往の災害について、災害名、農業被害額、被害面積等について記載する。



2 地区の所在及び現況

(1) 所在

都道県名	市町村名	関係土地改良区等

(2) 地域の地勢、社会条件及び農業状況

--

(3) 既往の災害状況

発生年月日	災 害 名	主な被害状況			備 考
		農業	公共土木	その他	

※「農業」には農用地・農業用施設を含む。

(4) 農業生産基盤整備状況

事 業 名	地区名	実施期間	受益面積	整 備 内 容
			ha	

3 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果

(1) 農業用施設

施 設 名	施設の現況		管理の状況		点検 結果	点検者	点検 手法	安全度評 価の要否
	施設構造	数量	管理者	状況				

(2) 農村防災施設

施 設 名	施設の状況		管理の状況		点検 結果	点検者	点検 手法	安全度評 価の要否
	施設構造	数量	管理者	状況				

(3) 新たに設置することを検討する必要がある農村防災施設

施 設 名	既存施設			点検結果		点検者
	施設構造	数量	管理者	新設又は増設 の必要性	構造	

4 施設等の安全度評価

施設名	施設の状況		調査から判明した施設の安全性	被災時の想定被害			安全度評価		
	施設の構造	数量		人的被害	農業被害	公共被害	安全対策の必要性	安全対策の緊急性	評価

5 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（甚大な災害発生地域の場合のみ）  
 (1) 農業生産基盤の必要性および整備の概要

事業種類	安全度評価	施設概要		受益面積				概算工事費
		構造	数量	計	水田	畑	農地外	

(2) 農村生活維持施設の整備の概要

事業種類	施設概要			対象戸数	概算工事費	施設の管理予定者
	構造	規模	数量			

6 全体基本計画

事業種類	施設名	優先度	事業名	事業実施主体	概算総事業費	予定時期

<整備事業計画>

7 整備事業計画

事業種類	施設名	整備内容		計画の概要				
		構造規格	数量	整備内容	受益面積	概算額		工期
						事業費	効果額	

8 添付図面

- (1) 農村災害対策整備計画対象地域施設配置状況図
- (2) 被害想定図
- (3) 整備事業の対象となる施設の整備計画図

農村災害対策整備事業（調査計画事業）計画書

1 地区概要

①地区名			
②事業実施主体			
③都道府県名			
④関係市町村名			
⑤関係土地改良区名			
⑥計画対象面積	( h a )		
⑦事業実施内容			
⑧総事業費（調査計画事業）			
⑨事業実施期間（調査計画事業）			
⑩災害防除に関する地域指定			
⑪甚大な災害諸元	発生日	災害名	被害額
	激甚災害 指定状況	局激基準 被害状況	災害救助法 適用基準

2 添付図面

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図
- (3) 現況施設の点検結果

農村災害対策整備事業（整備事業）計画書

1 地区概要

①地区名					
②事業実施主体					
③都道府県名					
④関係市町村名					
⑤関係土地改良区名					
⑥整備事業対象面積	全 体	水 田	畑	その他農用地	農用地以外
	対象面積の内訳	ha	ha	ha	ha
⑦事業実施内容					
⑧総事業費	千円 ( 千円)				
⑨事業実施期間	( )				
⑩条件不利地域に関する指定					
⑪災害防除に関する地域指定					
⑫甚大な災害諸元	発生日	災害名		被害額	
	激甚災害 指定状況	局激基準 被害状況		災害救助法 適用基準	

注1) 「総事業費」には、事業費を記載する。

注2) 「総事業費」及び「事業実施期間」欄の( )には、調査計画事業を含む総事業費及び工期を記載する。

2 添付資料

農村災害対策整備計画

3 添付図面

(1) 位置図

(2) 計画平面図

取扱別紙 2 別紙様式第 4 号 (第 6 関係)

変 更 手 続 報 告 書

番 号

年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省農村振興局長 〕

特定都道県の長の氏名 印

事業計画書を変更したので、報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画書 (変更)

※別紙様式第 1 2 号または別紙様式第 1 3 号により、変更に係る項目については上段 ( ) 書きで変更前を記載する。

## 取扱別紙3 地域ため池総合整備事業

### 第1 総合整備計画

1 総合整備計画は、原則としておおむね10年間を計画期間とするものであり、次に掲げる事項について作成するものとする。なお、1の(1)のア、イ及びオ並びに(2)のア及びエは必ず作成するものとする。

#### (1) 全体基本計画

ア 地区概要

イ 防災・減災対策

(ア) 安全度等評価

(イ) 対策の種類

(ウ) 対策の種類別の対応方針

ウ 環境・利活用対策

(ア) 現状と課題

(イ) 基本方針

エ 保全対策

(ア) 現状と課題

(イ) 基本方針

オ 添付図面

#### (2) 整備事業計画

ア 防災・減災事業計画

イ 環境・利活用事業計画

ウ 保全体制整備事業計画

エ 添付図面

2 1の(1)のイの(ア)については、ため池の安全度、想定被害等の観点から評価した結果を記載すること。

3 総合整備計画の作成に当たっては、ワークショップ等により市町村、ため池管理者、地域住民等との意見交換を行うよう努めること。

### 第2 事業内容

本事業を構成する調査計画事業及び総合整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

#### 1 調査計画事業

総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びにこれらの計画の策定に係る調査

#### 2 総合整備事業

総合整備計画に基づき実施する次に掲げる事業

(1) 農用地、農業用施設等の災害を防止、又は軽減するために行う取扱別紙3別記1の1の事業

(2) ため池の環境保全又は利活用を図るために行う取扱別紙3別記1の2の事業

(3) ため池の保全を図るために行う取扱別紙3別記1の3の事業

### 第3 事業実施主体 特定都道府県

### 第4 事業の実施

事業実施主体は、総合整備事業のうち取扱別紙3別記1の(1)から(3)までの実施に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

### 第5 交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び総合整備事業の交付要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

#### 1 調査計画事業

地域に所在する複数のため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。

#### 2 総合整備事業

総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること。
- (2) 取扱別紙3別記1の1の(1)のアの事業を1箇所以上実施すること。
- (3) 取扱別紙3別記1の1の(1)のア、(2)及び(3)並びに2の(2)の事業にあっては、次の要件を満たすこと。

##### ア 大規模事業

- (ア) 取扱別紙3別記1の1の(1)のア及び(2)並びに2の(2)の事業にあっては、受益面積がおおむね100ヘクタール以上であること。
- (イ) 取扱別紙3別記1の1の(3)の事業にあっては、受益面積がおおむね400ヘクタール以上であること。

##### イ 小規模事業

- (ア) 取扱別紙3別記1の1の(1)のイ及び(2)並びに2の(2)の事業にあっては、受益面積がおおむね10ヘクタール（取扱別紙1別表第1に掲げる地域において行うものにあっては、おおむね5ヘクタール。高度な技術を要する場合にあっては、おおむね2ヘクタール）以上であること。
  - (イ) 取扱別紙3別記1の1の(3)の事業にあっては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上であること。
- (4) 取扱別紙3別記1の1の(1)のイの事業にあっては、受益面積がおおむね10ヘクタール（高度な技術を要する場合にあっては、おおむね5ヘクタール）以上であること。
  - (5) 取扱別紙3別記1の1の(5)から(7)までの事業にあっては、災害の発生するおそれが高い若しくは周辺への影響が著しく大きいため池等又は同一市町村若しくは関連する流域の地域においてため池等

が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積（以下「被害想定面積」という。）の合計がおおむね10ヘクタール（地震対策上緊要性の高い地域にあっては、おおむね5ヘクタール）以上であること。

- (6) 取扱別紙3別記1の2の(2)の事業にあっては、取扱別紙3別記2の3の(2)のエの条件に該当する地域で行うこと。
- (7) 取扱別紙3別記1の2の(4)の事業にあっては、農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となりうる施設、市町村が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設、防災対策上必要な施設等の用に供する土地が対象であること。
- (8) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であって、取扱別紙3別記2の1の(4)の要件を満たす地域で実施する場合においては、(3)、(4)及び(5)に掲げる要件に代えて次に掲げる要件を満たすことをもって足りること。
  - ア 取扱別紙3別記1の1の(1)から(3)までの事業にあっては、これらの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。
  - イ 取扱別紙3別記1の1の(5)から(7)までの事業にあっては、これらの事業の被害想定面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であること。
  - ウ 取扱別紙3別記1の2の(2)の事業にあっては、受益面積がおおむね5ヘクタール（高度な技術を要する場合にあっては、おおむね2ヘクタール）以上であること。
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、取扱別紙3別記2に掲げる事項とする。

## 第6 事業計画の変更

取扱別紙3別記1の1の(1)から(3)までの事業以外の事業について、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、特定都道府県の知事は、別紙様式第7号または別紙様式第8号により地方農政局長等へ提出するものとする。

### (1) 調査計画事業

#### ア 地区概要の変更

イ 物価又は労賃の変動によるものを除く調査計画事業の事業費の30パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の調査計画事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

### (2) 総合整備事業

#### ア 受益面積の10パーセント以上の増加又は減少

#### イ 事業種類の追加又は廃止

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く総合整備事業の事業費の10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開



発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の総合整備事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

エ その他主な工事の著しい変更

## 取扱別紙3別記1（第2及び第5関係）

### 1 防災・減災対策

#### (1) 農業用ため池の改修

ア 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の改修及び附帯施設の整備

イ 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する複数の農業用ため池の再編を図ることを目的として実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は改修及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

#### (2) ため池機能保全工事

災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ

#### (3) ため池下流水路整備

ため池下流にあり、老朽化又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因する脆弱化のため災害を生じるおそれのある農業用排水路の新設又は改修及び附帯施設の整備

#### (4) 旧農業用ため池の廃止

旧農業用ため池の廃止及び附帯施設の整備

#### (5) 防災情報管理システムの整備

ため池等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備

#### (6) ハザードマップの作成

ため池等に係るハザードマップ作成及び作成のために必要な調査、試験、測量等の実施

#### (7) 危機管理向上施設の整備

ため池等の危機管理機能を向上させるための施設の整備

### 2 環境・利活用対策

#### (1) 環境保全・利活用施設の整備

ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更

#### (2) 水質改善対策

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

#### (3) 安全施設の設置

ため池への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備

#### (4) 旧農業用ため池の廃止後の用地整備

旧農業用ため池の廃止後の埋立及び池敷内又は埋立後の土地造成に係る整備

### 3 保全対策

#### (1) 地域住民参画による保全体制の整備及び活動

ため池の防災・減災、環境保全等にも資する地域住民参画による保全体制の整備及び活動の実施

## 取扱別紙 3 別記 2 (第 5 関係)

### 1 共通事項

- (1) 第 5 の 2 の (2) の ア の大規模事業の対象とするため池にあっては、第 5 の 2 の (2) の ア に掲げる要件のほか、次の要件を満たすこと。
  - ア 堤高がおおむね 10メートル以上又は貯水量がおおむね 10万立方メートル以上のもの
  - イ 当該ため池の決壊による想定被害額（以下「想定被害額」という。）がおおむね 1 億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の想定被害額が 5,000万円以上を占め、さらに、関係市町村住民 100名以上の生命に危険が予測されるもの
- (2) 取扱別紙 3 別記 1 に掲げる事業のうちため池の整備に係る事業の対象となるため池にあっては、ため池に係る農家が 2 戸以上であること。
- (3) 「地震対策上緊要性の高い地域」（第 5 の 2 の (5) の「地震対策上緊要性の高い地域」をいう。以下同じ。）とは、取扱別紙 1 別表第 1 に掲げる地域をいう。
- (4) 第 5 の 2 の (8) の自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域とは、アのいずれかに該当する市町村のうち、イの要件のいずれかを満たす市町村をいう。
  - ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村
    - (ア) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
    - (イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
    - (ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
    - (エ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域
  - イ 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域を含む市町村
    - (ア) 傾斜度が 20 分の 1 以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること
    - (イ) 傾斜度が 8 度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること
    - (ウ) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存すること
    - (エ) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存すること
- ウ この (4) でいう市町村とは、2005 農林業センサス調査で区分する市町

村の区域とする。

## 2 防災・減災対策

### (1) 農業用ため池の改修

取扱別紙3別記1の1の(1)のイにあっては、ため池の農業的利用を基本としつつ、地域の防災安全度の向上、水利用の合理化、ため池管理の効率化並びに水辺環境の保全及び活用に資すること。

### (2) ため池機能保全工事

取扱別紙3別記1の1の(2)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上であること。

イ ため池の安全性を損なわないこと。

### (3) 旧農業用ため池の廃止

取扱別紙3別記1の1の(4)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 廃止する旧農業用ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。

イ 廃止する旧農業用ため池について埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共・公益的施設、地域活性化施設（特定市町村、農協等が地域の活性化を図るために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、運動広場等をいう。以下同じ。）等に供されるものであること。

ウ 事業完了後の維持管理計画が作成されていること。

### (4) ハザードマップの作成

取扱別紙3別記1の1の(6)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知するものとする。

イ ハザードマップの作成に当たっては、ワークショップを開催する等により関係住民等との意見交換を行うよう努めること。

### (5) 危機管理向上施設の整備

取扱別紙3別記1の1の(7)の危機管理向上施設は、雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等をいう。

## 3 環境・利活用対策

### (1) 環境保全・利活用施設の整備

取扱別紙3別記1の2の(1)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 対象となるため池は、取扱別紙3別記1の1の(1)又は(2)であって本事業で整備されるもの、過去に整備（他事業による整備を含む。）が行われたもの等とする。

イ 環境保全・利活用施設は、次に掲げるものとする。

(ア) 親水・景観保護のための施設

親水護岸又はこれらに類するもの

(イ) 生態系保全のための施設

蛍ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの

(ウ) 適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

(エ) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路、遊水池等の整備

(オ) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備

(カ) (エ)又は(オ)と併せ行う土砂ダム堰堤等の管理施設の整備

ウ しゅんせつを行う場合にあっては、次のいずれかに該当するものとする（代替工事として嵩上げ工事を含む）。

(ア) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの

a 貯水量がおおむね30万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの

b 貯水量がおおむね10万立方メートル以上30万立方メートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね3万立方メートル以上のもの

(イ) 池敷池内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの

(2) 水質改善対策

取扱別紙3別記1の2の(2)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 水質改善対策は、次に掲げるものとする。

(ア) 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は改修

(イ) 水質浄化施設整備

a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

(ウ) ため池のしゅんせつ

イ ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること

ウ 農家・地域住民・行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること

エ 第5の2の(6)を満たしているかどうかの判定は、次に掲げる条件によるものとする。

農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。

農村振興局長が別に定める条件を満たしているかどうかの判定は、次の基準値及び測定法により行うものとする。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、特定都道府県の知事は、農業用水に関する項目及び基準値について、当該都道府県を単位として定め、「農村振興局長が別に定める条件」に代えることができるものとする。

(ア)農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基 準 値	測 定 法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は7.5以上	日本工業規格K0102 (以下「規格」という) 12・1に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6mg/1 以上	規格17に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5mg/1 以下	規格32に掲げる方法
全窒素濃度 (TN)	1mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表7に掲げる方法
砒素	0.05mg/1 以上	規格61に掲げる方法
シアン	検出されること	規格38・1・2 及び38・2 又は38・1・2 及び38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和46年12月28日環告59附表4の第1 及び第2 に掲げる方法
有機リン	〃	昭和46年12月28日環告59附表1 及び2 又は規格31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/1 以上	規格55・2 に掲げる方法
鉛	0.1mg/1 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05mg/1 以上	〃 65・2 〃

(イ)農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基 準 値	測 定 法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は8.5以上	規格12・1 に掲げる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/1 以上	規格21に掲げる方法
浮遊物質 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2mg/1 以下	規格32に掲げる方法

(3) 旧農業用ため池の廃止後の用地整備

取扱別紙3別記1の2の(4)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 全体基本計画に位置づけられ、かつ、総合整備事業で廃止されるため池において行うことができるものとする。

イ 用地整備は、次に掲げるものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設であって本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地

(イ) 特定市町村が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地

(ウ) 特定市町村が実施主体となって、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

(エ) 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

(オ) がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

4 保全対策

地域住民参画による保全体制の整備及び活動

取扱別紙3別記1の3にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

(1) 対象となるため池において、ため池の受益農家、地域住民等で構成されるため池の防災・減災、生態系・景観等の環境保全等に資するための協議会（以下「ため池保全協議会」という。）が組織されていること又は本事業の完了までに組織されることが見込まれること

(2) 事業の内容は、ため池保全協議会の設立、ため池の受益農家、地域住民等で行うため池の防災・減災、希少種の移植・外来生物の駆除等のため池の生態系・景観等の保全のための活動、パンフレットの作成、防災・減災、希少種・景観・環境配慮工法等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催等とする。



地域ため池総合整備事業（調査計画事業）計画概要書

1 地区概要

①地区名	
②事業実施主体	
③関係市町村名	
④計画対象面積	(h a)
⑤対象ため池名	
⑥事業実施内容	
⑦総事業費（調査計画事業）	
⑧事業実施期間（調査計画事業）	

注1) 「対象ため池名」について、ため池等の数が多い場合は「〇〇池ほか〇箇所」のような記載可。

注2) 取扱第2、取扱別紙3第6に該当する場合は、変更に係る項目については上段( )書きで変更前を記載する。

2 添付図面

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図

地域ため池総合整備事業（総合整備事業）計画概要書

1 地区概要

①地区名						
②事業実施主体						
③関係市町村名						
④事業実施内容						
⑤対象ため池（水路）名						
⑥受益面積		全 体	水 田	畑	その他農用地	農用地以外
	受益面積の内訳	ha	ha	ha	ha	ha
⑦総事業費		千円（ 千円）				
⑧事業実施期間		（ ）				
⑨条件不利地域に関する指定						

注1）「総事業費」及び「事業実施期間」欄の（ ）には、調査計画事業を含む総事業費及び工期を記載する。

注2）事業実施内容ごとに対象ため池（水路）名、受益面積（取扱別紙3別記1の1の(5)から(7)までの事業にあっては被害想定面積をいう。）を記載する。

注3）取扱第3、取扱別紙3第6に該当する場合は、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

2 添付資料

地域ため池総合整備計画

3 添付図面

(1) 位置図

(2) 計画平面図

## 取扱別紙 4 農業用河川工作物応急対策等事業

### 第1 事業の内容、交付要件及び事業実施主体

本事業の種類毎の事業の内容、交付要件及び事業実施主体は次のとおりとする。

#### 1 農業用河川工作物応急対策事業

##### (1) 大規模事業

###### ア 事業の内容

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備（以下「整備補強等」という。）であって、その総事業費がおおむね10,000万円以上のものをいう。ただし、離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあつては、5,000万円以上のものをいう。

###### イ 事業実施主体

特定都道県

##### (2) 小規模事業

###### ア 事業の内容

工作物の整備補強等であつて、その総事業費がおおむね800万円以上

10,000万円未満のものをいう。ただし、特定都道県又は特定市町村以外のものが行うもの及び離島にあつては、800万円以上5,000万円未満のものをいう。

###### イ 事業実施主体

(ア) 特定都道県

(イ) 特定市町村、土地改良区、農業協同組合、その他特定都道県の知事が適当と認めるもの（以下「団体」という。）

#### 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

##### (1) 事業の内容

農業用道路横断工作物の耐震補強整備であつて、その総事業費がおおむね

800万円以上のものをいう。

##### (2) 事業実施主体

特定都道県又は団体

### 第2 事業の実施

新たに交付金を充当して本事業を行おうとする者は、事業計画書を作成するものとしその作成に当たり土地改良法の手続きによらない場合にあつても「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達）」及び「団体営土地改良事業または数人が共同して行う土地改良事業の計画の作成について（昭和42年11月7日付け42農地C第446号農地局長通達）」の土地改良事業計画書の取扱いに係る規定を準用するものとする。

### 第3 事業の対象工作物

本事業の対象とする工作物は次のとおりとする。

#### 1 農業用河川工作物応急対策事業

(1) 工作物の構造が不適當又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。

(2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。

(3) (1)の対策基準とは、「農業用河川工作物の応急対策について（昭和52年7月19日付け52構改D第516号（設）構造改善局長通知）」の別添覚書の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。

#### 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。）。

### 第4 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、取扱別紙4別記様式により、地方農政局長に報告するものとする。なお、団体が行う事業にあつては、特定都道府県を通じて報告するものとする。

#### 1 主要な工事計画の著しい変更

2 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

別紙様式第9号（取扱第2関係）

農業用河川工作物応急対策事業計画概要書

県名		地区名		関係市 町村名		区分		着手年度		事業主体	
工作物の種類		所在地					工作物の管理者				
水系名		河川名		級数		河川管理者					
受益面積	総事業費	負担区分						備考			
		国費	県費	地元負担							
				市町村	賦課金	その他					
ha	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
現況											
計画											
主要工事											
河川管理者 との協議							全体事業費	負担区分			
								農林側	建設側		
							千円	千円	千円		

- (注) 1. 区分欄には、大規模、小規模の別を記入すること。  
 2. 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業の場合は、表中「河川」を「道路」に改めることとする。

事業計画変更手続報告書

番 号

年月日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿

特定都道県の長の氏名 印

<sup>(注1)</sup> 農業用河川工作物応急対策等事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行った  
ので、報告する。<sup>(注1)</sup>

<sup>(注2)</sup> 農業用河川工作物応急対策等事業〇〇地区の事業計画の変更について、別紙のと  
おり〇〇〇長より提出があったので、報告する。<sup>(注2)</sup>

(注 1) 都道県が事業計画の変更を報告する場合

(注 2) 都道県が団体からの事業計画の変更提出書類を報告する場合

取扱別紙4別記様式の別紙

地区名		局名		所在地	
事業名					
事業の経緯	採択年度	着工年度	○年までの進捗率（事業費ベース）		
項目	現計画	変更計画	増△減	備考	
事業費					
投資効率					
所得償還率					
工期					
変更の要旨					
変更項目及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

## 取扱別紙5 土地改良施設耐震対策事業

### 第1 事業の内容

本事業の種類及び事業の内容は、次のとおりとする。

#### 1 点検事業

土地改良施設の耐震点検及び必要に応じた耐震対策事業計画の策定

#### 2 整備事業

耐震対策事業計画に基づく耐震改修の実施

### 第2 事業実施主体

特定都道府県

### 第3 交付要件

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

#### 1 対象施設

地震による被害が生じた場合に、次のいずれかに被害を与えるおそれがある土地改良施設

(1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道若しくは迂回路のないもの、受益面積100ha以上の農道又はその他公共施設のうち重要なもの

(2) 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なもの

(3) 人家10戸以上

(4) 農地10ha以上（農地5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの（人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定）を含む。

#### 2 総事業費

整備事業に係る総事業費がおおむね800万円以上のもの

### 第4 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、取扱別紙5別記様式により、地方農政局長等に報告するものとする。

#### 1 主要な工事計画の著しい変更

2 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

### 第5 助成

#### 1 助成経費

国は、本事業に関連して必要となる次の費用につき、別に定めるところにより予算の範囲内において特定都道府県に助成するものとする



る。

- (1) 点検事業  
取扱別紙 5 別表 1 に掲げる工事費
- (2) 整備事業  
取扱別紙 5 別表 2 に掲げる工事費

取扱別紙 5 別表 1 (第 5 の 1 の (1) 関係)

費目	工 種	事 業 内 容
工事費	点検及計画作成費	事業の施行に必要な調査、試験、測量及び計画の作成に要する費用
	補 償 費	事業の施行に必要な補償に要する費用
	機 械 器 具 費	事業の施行に必要な器具等の購入に要する費用

取扱別紙 5 別表 2 (第 5 の 1 の (2) 関係)

費目	工 種	事 業 内 容
工事費	工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	補 償 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費とする。
	測 量 及 試 験 費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。
	用地費及補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

土地改良施設耐震対策事業計画概要書

地区名			所在地			
工期			受益面積	ha	事業主体	
総事業費	負担区分				備考	
	国	道県	地元負担金			
			市町村	賦課金	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
事業の種類			施設の種類			事業の管理者
事業内容						
施設の諸元						
当該地域及び当該施設の特徴並びに事業の必要性						
採択要件						

注1) 位置図及び計画平面図を添付すること

注2) 事業の種類については、点検事業又は整備事業のいずれかを記入すること

注3) 採択要件については、取扱別紙5の第3における該当箇所を記入すること

## 耐震対策事業計画書

### 第1 地区の概要

地区内の農業や生活環境に係る現状、当該施設周辺の土地利用状況、今後目指す地区の姿等について記載する。

### 第2 想定される地震

当該地域で発生するおそれのある地震の規模及び可能性や発生した際の地区内の想定被害等について記載する。

### 第3 施設の現状

点検の結果をもとに当該施設や基礎地盤の現状等について記載する。また、必要に応じて図面や写真の添付を行う。

### 第4 耐震補強計画

整備事業の主要工事計画について記載する。

### 第5 工期

整備事業の工期について記載する。

### 第6 費用

整備事業の実施に要する費用について記載する。

### 第7 効用

整備事業の実施により生ずる災害防止効果等について記載する。

### 第8 位置図及び一般計画平面図

取扱別紙5別記様式（第4関係）

事業計画変更手続報告書

番 号  
年月日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿

特定都道県の長の氏名 印

土地改良施設耐震対策事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、  
報告する。

取扱別紙 5 別記様式の別紙

地区名		局 名			
事業名				所在地	
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定 年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項 目	現計画	変更計画	増△減	備 考	
事業費					
工 期					
投資効率					
変更の要旨					
変更項目及び 要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

## 別添 1 - 7 農地防災事業に係る別紙

第 1 農地防災事業の実施に関しては、農地防災事業に係る取扱（以下「取扱」という。）によるほか、農地防災事業に係る別紙（以下「別紙」という。）によるものとする。

### 第 2 防災ダム事業

(1) 取扱別紙 1 の I の 1 の (3) の地震対策ため池防災工事のうち管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにするものとする。

(2) 防災ダム等利活用保全施設整備工事（取扱別紙 1 の I の 1 の (4) の防災ダム等利活用保全施設整備工事をいう。以下同じ。）は、取扱別紙 1 の I に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

ア 防災ダム等の保全・管理向上、周辺環境の保全及び利活用を図る上で、必要と認められるものであること。

イ 防災ダム等利活用保全施設整備工事の実施につき、地元の農業者その他住民、市町村及び農業団体の意欲が高い地域において行われるものであること。

(3) 防災ダム等利活用保全施設整備工事の内容は、次に定めるものとする。

ただし、貯水池内で行う工事については、防災ダム等の機能及び管理上支障を与えないものに限るものとする。

(ア) 景観の保持及び管理のための貯水池内の整備

(イ) 親水のための石積護岸、ブロック積等の整備

(ウ) 防災ダム等の利活用を考慮した管理用道路、防護柵、管理棟の整備、法面整形・保護工、侵食防止工

(4) 防災ダム等利活用保全整備工事は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業以外の事業として実施する。

(5) 取扱別紙 1 の I の 1 の (1) の防災ダム工事及び 2 の (2) の防災ため池工事のうち 2 の (2) のアの (ア) の a 並びに (イ) の a により農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の 50% 未満のものに限る。

### 第 3 ため池等整備事業

(1) 大規模事業の対象とする施設は、取扱別紙 1 の II に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

ただし、維持管理に係るものは除くものとする。

ア ため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）にあっては、次の要件を満たすもの

(ア) 堤高がおおむね 10 メートル以上又は貯水量がおおむね 10 万立方メートル（中山間地域（取扱別紙 1 の II の 2 の (3) の中山

間地域をいう。以下同じ。) にあっては、おおむね5万立方メートル) 以上のもの

- (イ) 当該ため池の決壊による想定被害額(以下「想定被害額」という。)がおおむね1億円以上で、かつ、農業関係(農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等)以外の被害額が5,000万円以上を占め、更に、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの(中山間地域にあっては、想定被害額が5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの)

イ 頭首工、樋門、用排水機場及び水路にあっては、次の要件を満たすもの

- (ア) 頭首工(集水渠を含む。以下同じ。)にあっては、流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するもの

- a 決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの
- b 流木、土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの

- (イ) 樋門(水門、樋管を含む。以下同じ。)にあっては、堤防と一体となっている樋門であって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの

- (ウ) 用水又は排水の機場にあっては、次のいずれかに該当するもの

- a 排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じているもの
- b 用水又は排水の機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの

- (エ) 水路にあっては、次のいずれかに該当するもの

- a 山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊、山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設、人家等に被害を与えるおそれのあるもの
- b 盛土又は軟弱基盤上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設、人家等に被害を与えるおそれのあるもの
- c 一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの
- d サイホン、水路橋、暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの
- e a～dと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの

(2) 小規模事業の対象とするもののうち頭首工、樋門、用排水機場及び水路は、取扱別紙1のⅡに掲げる要件を満たすほか、流域又は



河状の変化、土砂崩壊、施設の脆弱化等により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの

ただし、維持管理に係るものは除くものとする。

(3) ため池整備工事（取扱別紙1のⅡの1の(1)のため池整備工事をいう。以下同じ。）、ため池整備工事（特別対策型）（取扱別紙1のⅡの1の(2)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下同じ。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（取扱別紙1のⅡの1の(3)のため池整備工事（都市型緊急整備事業をいう。以下同じ。））で実施するため池等の廃止は、ため池等の安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とし、当該ため池等の周辺のため池等の整備と一体的に行うものに限るものとする。

(4) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）の対象となるため池は、公共施設、周辺人家等の想定被害額がおおむね1億円以上であるものに限るものとする。

(5) 利活用保全整備工事（ため池利活用保全整備工事（取扱別紙1のⅡの1の(1)のカ、(2)のカ及び(3)のオのため池利活用保全整備工事をいう。以下同じ。））及び用排水施設等利活用保全整備工事（取扱別紙1のⅡの1の(5)のエ及び(6)のイの用排水施設等利活用保全整備工事をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるものとする。

ア 用排水施設等利活用保全整備工事により実施するもの

(ア) 親水のための石積護岸、ブロック積等及び利用者の安全のための防護柵等の整備

(イ) 特認施設（利活用を考慮した照明設備、放送設備その他農村振興局長が特に必要と認める施設）整備

イ ため池利活用保全整備工事で、当該工事以外の整備と併せて行うもの

(ア) 親水・景観保護のための施設

親水護岸又はこれらに類するもの

(イ) 生態系保全のための施設

蛍ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの

(ウ) 造成された施設の適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む）・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

ただし、取扱別紙1のⅡの1の(1)のア、(2)のア及びウの工事と併せて行う場合にあつては、巡回用道路、安全施設又はこれらに類するものに限ることとする。

(エ) a ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防災用水として利用するために必要

な取水施設、導水路、遊水池等の整備

b しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備

c a 又は b と併せ行う安全施設、土砂ダム堰堤等の管理施設の整備

ウ ため池利活用保全整備工事で、イの他に行うもの

(ア) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防災用水として利用するために必要な貯水機能等の整備

(イ) (ア)と併せ行う安全施設及び巡回道路等の整備

(6) 管理施設の新設のみの場合にあっては、法律の規定等によりその設置を義務付けられ、又は設置の指示のあったもので、洪水等から安全を確保するために必要なものに限るものとする。

(7) ため池のしゅんせつ工事は、次のア又はイの要件を満たすものとする。

ア ため池機能保全工事（取扱別紙1のⅡの1の(1)のウのため池機能保全工事をいう。以下同じ。）で行うため池のしゅんせつ工事であって次のすべてに該当するものであること。

(ア) 貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの

(イ) 地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するもの

(ウ) ため池の安全性を損なわないもの

イ ため池機能保全工事以外で行うため池のしゅんせつ工事のうち、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものであること（代替工事として嵩上げ工事を含む。）

(ア) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの。

a 貯水量がおおむね30万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの

b 貯水量がおおむね10万立方メートル以上30万立方メートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね3万立方メートル以上のもの

(イ) 池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの

(8) ため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。

(9) 取扱別紙1のⅡの1の(1)、(2)及び(3)の旧農業用ため池を対象に行う場合にあっては土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

(10) 取扱別紙1のⅡの1の(2)並びに2の(3)、(4)、(6)及び(7)の

「中山間地域」とは、次のとおりとする。

ア 次の市町村又は地域を含む市町村の区域

(ア) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）を含む。以下同じ。）

(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策

(エ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域

イ アに準じる地域であって地方農政局長が特に必要と認めた市町村の区域

(11) ため池整備工事（取扱別紙1のⅡの1の(1)のイを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（取扱別紙1のⅡの1の(2)のイを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（取扱別紙1のⅡの1の(3)のイを除く。）の対象とするため池のうち、受益面積が10ヘクタール未満のものにあつては、次の要件のすべてに該当するもの

ア ため池の貯水量がおおむね1,000立方メートル以上であること。

イ ため池に係る農家が2戸以上であること。

ウ ため池周辺の住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予測されること。

エ 災害防止のため、応急工事等を実施したものであること。

オ ため池の廃止の場合にあつては、当該ため池の用水の転換が可能であること。

(12) ため池整備工事（取扱別紙1のⅡの1の(1)のイを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（取扱別紙1のⅡの1の(2)のイを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（取扱別紙1のⅡの1の(3)のイを除く。）の対象とするため池のうち、受益面積が10ヘクタール未満のもの事業実施主体は、特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ。）、土地改良区、農業協同組合その他特定都道府県（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定都道府県をいう。以下同じ。）の知事が適当と認めるもの（以下「団体」という。）とする。

ただし、高度な技術を要するものであつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のものについては、特定都道府県を事業実施主体とすることができる。

- (13) ため池整備工事（取扱別紙1のⅡの1の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（取扱別紙1のⅡの1の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（取扱別紙1のⅡの1の(3)のアを除く。）のうち、農業用ため池を対象として行われる場合の事業実施主体は、受益面積がおおむね10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のものにあつては、特定都道府県、受益面積がおおむね5ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね2ヘクタール）以上10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、5ヘクタール）未満のものにあつては原則として団体とする。ただし、高度な技術を要するものについては、特定都道府県とすることができる。
- (14) 取扱別紙1のⅡの1の(5)のイを行う場合にあつては、当該事業内容の欄に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。
- ア 現に農業用水利施設としての機能を有しているもの
  - イ 過去に溢水等により周辺地域に被害をもたらしたことのある施設であり、現に農業被害をもたらしているもの
  - ウ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に掲げる防災計画に定められている施設又は定められる予定の施設であること。
- (15) ため池整備工事（取扱別紙1のⅡの1の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（取扱別紙1のⅡの1の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（取扱別紙1のⅡの1の(3)のアを除く。）の「ため池再編総合整備計画」は次に定めるところによるものとする。
- ア ため池の農業的利用を基本としつつ、ため池の多面的な活用を図り、地域の防災安全度の向上、水利用の合理化、ため池管理の効率化並びに水辺環境の保全及び活用に資するものとする。
  - イ 同一水系又は受益地の重複した複数のため池の存在する地域を対象とする。
- (16) 特定都道府県の知事は、取扱第2の規定によりため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）及び利活用保全整備工事を実施するときは、当該ため池再編総合整備計画書を、別紙様式第1号の事業計画概要書に添付するものとする。
- (17) ため池整備工事（取扱別紙1のⅡの1の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（取扱別紙1のⅡの1の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（取扱別紙1のⅡの1の(3)のアを除く。）で実施するため池のしゅんせつ工事は、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 廃止するため池の埋立並びに池敷内又は池敷周辺の土地造成に係るものであつて、当該土地が公共の用に供されるもの
  - イ 新たに容量増加を行うため池に係るしゅんせつであつて、防災安全度の向上、水利用の合理化等に資するもの

- (18) ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件のすべてに該当するものとする。
- ア 旧農業用のため池であること。
  - イ ため池の貯水量がおおむね1,000立方メートル以上であること。
  - ウ ため池の廃止の場合にあっては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
  - エ 特定市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。
- (19) ため池緊急防災対策事業（取扱別紙1のⅡの1の(8)のため池緊急防災対策事業をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとする。また、事業実施主体は、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。
- (20) 計画的に防災対策を推進するため、ため池緊急防災対策事業により整備される台帳（以下「ため池基本台帳」という。）の記載事項について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体はため池基本台帳の管理体制を整備するものとする。
- (21) 「地震対策上緊急性の高い地域」（取扱別紙1のⅡの2の(7)の「地震対策上緊急性の高い地域」をいう。以下同じ。）とは、取扱別紙1別表第1に掲げる地域をいう。
- (22) ため池整備工事のうち、地震対策上緊急性の高い地域における、地震発生時にため池の水を放流するための工事の内容は、次に定めるものとする。
- ア ため池の水を迅速かつ安全に放流するための底樋、下流側水路等の新設又は改修
  - イ アの施設の機能を発揮させるための堆砂土のしゅんせつ又は放水バルブを遠隔操作するための施設等の整備
  - ウ ア又はイと併せ行う管理用道路、安全施設、土砂ダム堰堤等の附帯施設の整備
- (23) 地域防災のための施設の整備（取扱別紙1のⅡの1の(1)のカのcの地域防災のための施設の整備をいう。以下同じ。）に当たっては、次の要件のすべてに該当するものとする。
- ア 緊急時の防災用水量がおおむね400立方メートル以上であること。
  - イ 災害対策基本法に掲げる都道府県等の防災計画に定められた又は定められる予定がある施設であること。
- (24) 取扱別紙1のⅡの1の(1)のエ、(2)のエ及び(3)のウを行うに当たって留意すべき事項及び事業内容については次のとおりとする。
- ア ため池の水質汚濁に起因する農作物の生育阻害又は農作業の効率の低下等を防止するために必要な農業用排水施設の新設又は変更

イ 水質浄化施設整備

- a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
- b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

ウ ため池のしゅんせつ

(25) ため池水質改善工事（取扱別紙1のⅡの1の(4)のため池水質改善工事をいう。以下同じ。）の内容及び留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 工事の内容

(ア) 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更

(イ) 水質浄化施設整備

- a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
- b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

(ウ) ため池のしゅんせつ

イ 留意すべき事項

特定都道府県が行う工事のうち、受益面積2ヘクタール以上20ヘクタール未満のものについては、しゅんせつした底泥土の活用等により、ため池の堤体又は周辺法面の補強等に資するものに限る。

(26) 取扱別紙1のⅡのため池等整備事業の2の(1)のウ、(2)のウ、(3)のウ及び(6)のウの「農村振興局長が別に定める条件」については、アに掲げるものとする。ただし、ため池水質改善工事については、イ及びウに掲げる要件も満たすものとする。

ア 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。農村振興局長が別に定める条件を満たしているかどうかの判定は、次の基準値及び測定法により行うものとする。ただし、次のア)及びイ)に掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、特定都道府県の知事は、農業用水に関する項目及び基準値について、当該都道府県を単位として定め、「農村振興局長が別に定める条件」に代えることができるものとする。

ア) 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は7.5以上	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という) 12・1 に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6mg/1 以上	規格17に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5mg/1 以下	規格32に掲げる方法
全窒素濃度 (TN)	1mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表7に掲げる方法
砒素	0.05mg/1 以上	規格61に掲げる方法
シアン	検出されること	規格38・1・2 及び38・2 又は38・1・2 及び38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和46年12月28日環告59附表4の第1及び第2に掲げる方法
有機リン	〃	昭和46年12月28日環告59附表1及び2 又は規格31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/1 以上	規格55・2 に掲げる方法
鉛	0.1mg/1 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05mg/1 以上	〃 65・2 〃

イ) 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は8.5以上	規格12・1 に掲げる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/1 以上	規格21に掲げる方法
浮遊物質 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2mg/1 以下	規格32に掲げる方法

イ ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。

ウ 農家・地域住民・行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。

(27) ため池機能保全工事、取扱別紙1のIIの1の(1)の力のd及び(2)の力のdの実施に当たって留意すべき事項は次のとおりとする。

ア ため池のしゅんせつ土を耕土として利用する場合で、ため池

のしゅんせつ土に重金属等有害な物質を含む場合は、事業で使用しないものとする。

イ 耕土、基盤土等の受入れに係る合意が形成されているため池に限る。

(28) ため池等農地災害危機管理対策事業（取扱別紙1のⅡの1の(7)のため池等農地災害危機管理対策事業をいう。以下同じ。）において、土地改良区が事業実施主体となる場合は、当該土地改良区が、災害対策基本法第2条第6号に掲げる指定地方公共機関として指定された、又は指定される予定の場合に限るものとする。

(29) ため池等農地災害危機管理対策事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

(30) 農地災害危機管理対策計画（取扱別紙1のⅡの1の(7)の農地災害危機管理対策計画をいう。以下同じ。）は、防災情報管理システム整備計画及び地域危機管理整備計画に区分され、それぞれの計画の記載事項については、以下に掲げるとおりとし、当該計画及び当該計画内の事項のうちため池等農地災害危機管理対策事業に係る整備に必要な計画を策定し、及び当該整備に必要な計画内の事項を記載するものとする。なお、農地災害危機管理対策計画の策定に当たっては、防災情報管理システム整備計画については取扱別紙1のⅡの1の(7)のアに関する事項、地域危機管理整備計画については取扱別紙1のⅡの1の(7)のイ、ウ又はエに関する事項を記載するものとする。

ア 防災情報管理システム整備計画

(ア) 防災情報管理システム整備の基本構想

(イ) 整備実施期間

(ウ) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容

(エ) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

(オ) 他の防災関連システムとの連携等

イ 地域危機管理整備計画

(ア) 地域危機管理整備の基本構想

(イ) 整備実施期間

(ウ) 地域基礎情報

(エ) 地域危機管理整備の内容

(31) 農地災害危機管理対策計画のうち防災情報管理システム整備計画の対象範囲は、取扱別紙1のⅡの2の(7)の基準、災害対策基本法に基づく防災業務計画等を踏まえつつ、特定都道府県又は特定市町村が事業実施主体の場合はそれぞれ当該都道府県又は当該市町村の地域、土地改良区が事業実施主体の場合は当該土地改良区が災害対策基本法に基づき作成する防災業務計画に位置づけられた業務地域とするよう努めるものとする。

(32) 取扱別紙1のⅡの1の(7)のイの危機管理機能を向上させるための施設は、雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポン



プ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等とする。

- (33) 取扱別紙1のⅡの1の(7)のウの支援を受けてハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを公表するものとする。
- (34) 取扱別紙1のⅡの1の(7)のエの防災・減災のために必要な活動、計画の策定及び体制の整備に当たっては、施設管理者又は受益農家のみならず関係住民等が参画するよう努めるものとする。
- (35) ため池等農地災害危機管理対策事業の別紙については、別紙別記2（ため池等農地災害危機管理対策事業）によるものとする。
- (36) ため池保全体制整備事業（取扱別紙1のⅡの1の(1)のキ、(2)のキ及び(3)のカのため池保全体制整備事業をいう。以下同じ）の内容は、ため池の生態系、景観等を保全するために必要な構想（以下「ため池保全構想」という）の策定並びにこれに必要な動植物等の生息実態・地域住民の意向把握等の各種調査、ため池の受益農家、地域住民等で構成されるため池の生態系、景観等を保全するための協議会（以下「ため池保全協議会」という）の設立、ため池の受益農家、地域住民等で行う希少種の移植・外来生物駆除等の地域一体で行うため池の生態系、景観等を保全するための活動、パンフレットの作成、希少種・景観・環境配慮工法等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催等とする。
- (37) ため池保全体制整備事業は、次に定める要件をすべて満たすものとする。
  - ア ため池保全協議会が組織されていること又はため池等整備事業の完了までに組織されることが見込まれること。
  - イ ため池保全構想がため池等整備事業の完了までに策定されることが見込まれること。
- (38) ため池保全構想は、事業実施主体が作成するものとし、策定に当たってはため池保全協議会の意見を聴くものとする。
- (39) ため池保全体制整備事業の実施期間は、おおむね5年間又はため池等整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間とする。
- (40) ため池保全体制整備事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

#### 第4 湛水防除事業

湛水防除事業の別紙については、別紙別記1（湛水防除事業）によるものとする。

#### 第5 農地保全整備事業

- (1) 取扱別紙1のⅣの1の(3)に掲げる排除工事の実施地区は、石れきが存在する地域（石れきにあつては、れき含量おおむね5パーセント以上の地域）とする。
- (2) 取扱別紙1のⅣの1の(2)のアに掲げるもの（以下「関連排水路」という。）及び(2)のイに掲げるもの（以下「関連農道」とい

う。)に要する経費と(2)のウに掲げるもの(以下「水路兼用農道」という。)に要する経費の50パーセントの合計額は、総事業費のおおむね50パーセントの範囲内であるものとする。

(3) 関連農道及び水路兼用農道は、原則として本工事(取扱別紙1のⅣの1の(1)の本工事をいう。以下同じ。)の受益地域内で施工するものとする。

ただし、本工事及び水路兼用農道施工の結果、流域面積の増加等の原因により洪水量が増大し、排水不良となる場合には、地域外の排水路も本工事とする。

(4) 関連農道及び水路兼用農道の有効幅員は、原則として2メートル以上とする。

(5) 工事完了後農道網の一環として使用される資材運搬道路は、関連農道とする。

(6) 関連排水路は、本工事の排水路又は水路兼用農道の末端に接続し、本工事の地域内の排水を安定した河川に導くとともに、地域外の農用地の排水改良に資するものとする。

(7) 承水路、集水路、排水路等に附帯する溝畔は、水路安全上必要な最小幅員とする。

(8) 本工事の排水路と当該水路に接して同時に施行される関連農道との費用の振分けは、原則として断面上における農道部分と水路構造物との境界線により分割して積算したところによるものとする。

(9) 取扱別紙1のⅣの1の(1)に掲げる「これに準じる地帯」とは、普通畑であって土地の平均傾斜度が10度以上の地域をいう。

(10) 取扱別紙1のⅣの1の(2)のエの「土留工等」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、土砂吐等をいう。

(11) 取扱別紙1のⅣの1の(1)に掲げる「防風施設の整備」とは、農用地を風食、風害又は潮害から守る防風林、防風垣、防風ネット及びこれらの施設の管理に必要な管理用道路の設置をいう。

(12) 取扱別紙1のⅣの1の(4)の「土留工その他の施設」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、水路等をいう。

(13) 取扱別紙1のⅣの1の(5)の「国土保全機能持続対策計画」の内容は次のとおりとする。

ア 農地防災施設工等の設置理由

イ 農地防災施設工等の維持管理方法

(14) 取扱別紙1のⅣの1の(5)の「農地防災施設工」とは、沈砂池等をいう。

(15) 取扱別紙1のⅣの1の(6)の「土壌改良」とは、降灰による農地又は果樹等樹体の酸度の矯正等を行うための土壌改良資材の投入とする。

(16) 取扱別紙1のⅣの1の(6)の「栽培管理用施設」とは、農業用水の確保、降灰の除去等を行うための畑地かんがい用施設とする。

(17) 取扱別紙1のⅣの1の(6)の「農地被覆施設」とは、降灰による農地又は農作物の被害を防止するための農地を覆う施設とする。

(18) 取扱別紙 1 の IV の 2 の (3) の (イ) の要件とは、降灰による農地又は果樹等樹体への影響について、公共の試験研究機関等に次のとおり認められたものであることとする。

ア 農地にあつては、その地域において通常栽培される農作物又は果樹等樹体の生育が著しく阻害されることが確実であること。

イ 果樹等樹体にあつては、当該樹体に対する降灰により、その地域における通常の生育状態に比べ、生育が著しく阻害されることが確実であること。

(19) 取扱別紙 1 の IV の 1 の (6) 及び (7) の事業は土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

## 第 6 地盤沈下事業

(1) この事業でいう地盤沈下とは、地下水（水溶性天然ガスを含む。）の採取に起因して生じた地盤沈下をいう。

(2) 地下水採取の規制に関する法令等には、地方公共団体の条例を含むものとする。

## 第 7 農村地域環境保全整備事業

(1) 農村地域環境保全総合整備事業

ア 特定都道府県の知事は、取扱別紙 1 の V により農村地域環境保全整備事業を実施するときは、次に掲げる事項を内容とする農村地域環境保全計画を策定し、別紙様式第 1 号の事業計画概要書に添付するものとする。

(ア) 基本構想

a 防災安全度の向上を図るために整備を行うことが必要な地区の設定理由及び整備構想

b 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るために a と一体として併せ行う施設の整備構想

(イ) 保全管理計画

a (ア) の整備構想を達成するための工事計画

b 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るための整備内容

c 農地等防災保全対策工事及び地域環境保全対策工事で整備される施設の費用負担、予定管理者及び予定管理方法

イ 関連工事の内容は、次に定めるものとする。

(ア) 農業用排水施設の変更

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した水路の底張り、法張り等

(イ) 農道の変更

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農道の舗装等

(ウ) 客土

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連し

た農用地において、流亡した耕土の復元等を行うための客土  
(エ) 暗きょ排水

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連し  
た農用地の乾田化を図るために行う暗きょ排水

ウ 取扱別紙 1 の V の 1 の (2) のウの事業は土地改良法による土地  
改良事業以外の事業として実施する。

## 第 8 その他

- (1) ため池等利活用保全施設整備工事のうち、関連施設の整備は第 3 の規定に関わらず新たに実施しない。
- (2) 利活用保全整備工事のうち、利活用保全施設の整備で、取扱別紙 1 の II の 1 の (1) のア及び (2) のア（受益面積が 5 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、2 ヘクタール）以上のものに限る。）と併せ行う特認施設の整備については、第 3 の規定に関わらず新たに実施しない。
- (3) ため池等整備利活用保全整備のうち取扱別紙 1 の II の (6) のウの b は第 3 の規定に関わらず新たに実施しない（ため池整備工事（都市型緊急整備事業）を除く。）。

## 別紙別記1 湛水防除事業

### 湛水防除事業について

#### 1 要旨

- (1) 湛水防除事業とは、原則として、かつて応急湛水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施行して、予想される被害を未然に防止する事業をいい、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を主要工事とする事業である。
- (2) 完了後の施設の維持管理には、特定都道府県、特定市町村等地方公共団体が当たるものとする。

#### 2 実施基準

##### (1) 排水施設整備工事

原則として応急湛水排除事業が実施された地域において実施される次の各号の要件を満たすものであって、当該対象地域は既に排水施設が整っているも、立地条件等の変化により必要となった最小限度の事業とする。

ア 面積 1地区おおむね30ヘクタール以上

イ 事業費 1地区おおむね50,000千円以上

ウ 事業効果 予想被害額が事業費に等しいか、より大きい場合であり、かつ、予想被害のうち農業部門の比率が50パーセント以上の地区

エ 次の条件のいずれかに該当する地区

(ア) 排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区

(イ) 事業の施行に係る地域において、受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が5分の1以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域

(ウ) 地盤沈下等により湛水被害の著しい地域

(エ) 受益面積と流域面積との比が著しく大きく（3倍以上）、負担に耐えないもの

オ 排水調整池を事業の対象とする場合にあっては、耕作放棄地を利用することとする。

また、自然環境を保全するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみとする。

##### (2) 排水管理施設整備工事

次に掲げる各号の要件のすべてを満たす事業とする。

ア 面積 1地区おおむね100ヘクタール以上

イ 排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの

ウ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設によって

排水される河川等をいう。)に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの

エ 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの

### 3 事業区分及び事業主体

- (1) 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事のうち地区面積が400ヘクタール（離島にあっては300ヘクタール）以上であり、かつ、事業費が5億円以上のもの及び排水管理施設整備工事のうち地区面積が1,000ヘクタール以上のもの及びクリーク防災機能保全対策工事のうち地区面積が100ヘクタール以上のものについては大規模地区とし、その他の地区は小規模地区とする。
- (2) 事業主体は特定都道県を原則とするが、小規模地区については、特定市町村又は市町村組合を事業主体とすることができる。

## 別紙別記 2 ため池等農地災害危機管理対策事業

### ため池等農地災害危機管理対策事業について

農地災害危機管理対策計画（以下「本計画」という。）は、防災情報管理システム整備計画（別紙別記 2 別記様式 1）と地域危機管理整備計画（別紙別記 2 別記様式 2）に区分され、以下に掲げる計画及び事項のうち必要なものを記載するものとする。

なお、本計画の策定に当たっては、防災情報管理システム整備計画は取扱別紙 1 のⅡの 1 の(7)のアに関するもの、地域危機管理整備計画は取扱別紙 1 のⅡの 1 の(7)のイ、ウ又はエに関するものを記載するものとする。

#### 1. 防災情報管理システム整備計画

##### (1) 防災情報管理システム整備の基本構想

防災情報管理システム整備の目的、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法、期待される効果等を記載するものとする。

##### (2) 整備実施期間

##### (3) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容

防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容について記載するとともに、それらの位置が明示された平面図（5 万分の 1 程度）を添付するものとする。

##### (4) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

###### ア 災害を予測するシステムの整備及び運用計画

防災情報管理システムのうち災害を予測するシステムの整備及び運用計画について記載するものとする。

###### イ 防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画

防災情報管理システムのうち防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画について記載するものとする。運用計画にあっては、都道府県からため池管理者等の末端受達者までの防災情報の伝達体制について伝達体系図及びその伝達方法等について別途記載するものとする。

###### ウ 防災情報管理システムの予定管理者

防災情報管理システムの維持管理等について、責任を有する者の所属及び役職について記載するものとする。

##### (5) 他の防災関連システムとの連携等

防災情報管理システムを導入する事業主体に既に設置され、又は設置される予定の他の防災関連システムとの連携等について記載するものとする。

#### 2. 地域危機管理整備計画

##### (1) 地域危機管理整備の基本構想

危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最

小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針、期待される効果等を記載するものとする。

(2) 整備実施期間

(3) 地域基礎情報

危機管理区域ごとに以下の事項について記載するものとする。

ア 地形・地質・気象

(ア) 地形

地形については、危機管理区域ごとに地形図（5万分の1程度）を添付するものとする。

(イ) 地質

地質については、地質調査所刊や県内地質図等の既存資料を利用して作成するものとし、危機管理区域ごとに地質図（5万分の1程度）を添付するものとする。なお、可能な限り断層、地すべり区域、土砂崩壊危険箇所等の防災情報について図示するものとする。

(ウ) 気象

気象については、一般気象、特別気象、地震、地すべりに区分されるものとし、危機管理区域ごとに記載するものとする。

一般気象については、最近10か年の記録を基に年平均気温及び平均降水量（年降水量及び年降水日数）、特別気象については既往最大時間雨量、既往最大連続雨量及び時間雨量が最近30か年の記録のうち上位5位までについての時間雨量、連続雨量及び日雨量を記載するものとする。また、地震については、既往最大の地震の規模及び最近30か年の記録のうち上位5位までの地震を記載するものとする。なお、危機管理区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり区域が含まれる場合は、地すべり区域及びその代表箇所の間隙水圧を記した地形図（2万5千分の1程度）を添付するものとする。

イ 排水状況

危機管理区域を単位として、排水施設、排水河川等の位置及び各排水施設の支配流域を記した排水系統図（2万5千分の1程度）を添付するものとする。なお、ため池にあっては、下流の被害想定区域も記すものとする。

地域開発等により排水施設の支配流域に著しい土地利用等の変動がある地域を含む危機管理区域においては、危機管理区域単位で旧況、現況の土地利用の変動経緯を記載するものとする。なお、旧況とは既存施設が設置された年代とするが、不明の場合はおおむね10年前の土地利用の状況をいう。また、排水河川については危機管理区域の排水が到達する直近の河川における河川名、河川管理者、流域面積、洪水量（1/20年確率）、洪水位（1/20年確率）、河道の状況、改修計画の有無について記載するものとする。



## ウ 被害状況

危機管理区域が存在する市町村又は旧市町村を単位として過去 30 年間の台風、豪雨、地震等の自然災害による農用地、農業用施設、作物、民家、住民等の被害額の合計の大きさが上位 3 位までの災害について被害量、被害額を記載するものとする。なお、危機管理区域内で発生した既往災害について、特記すべき事項があれば必要に応じて記載するものとする。

## エ 危機管理区域内の施設管理状況

危機管理区域内で危機管理の対象とすべき施設ごとの管理状況について記載するものとする。

### (4) 地域危機管理整備の内容

危機管理区域ごとに以下の事項について記載するとともに、危機管理区域及び対象施設の位置が明示された平面図（2 万 5 千分の 1 程度）を添付するものとする。

#### ア 取扱別紙 1 の II の 1 の (7) のイに関する整備計画

##### (ア) 対象施設の名称

##### (イ) 対象施設ごとの整備内容及び総事業費

##### (ウ) 対象施設ごとの被害想定面積及び想定被害額

なお、想定被害額の算定方法にあつては、ため池等整備事業の効果算定方法に準ずるものとし、被害想定面積を図示した平面図（2 万 5 千分の 1 程度）を添付するものとする。

##### (エ) 対象施設がため池の場合にあつては、「農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画の策定について（平成 17 年 8 月 9 日付け 17 農振第 771 号農村振興局通知）」による農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画との関係、また、農業用ため池緊急点検（平成 17 年 4 月 15 日付け 17 農振第 105 号防災課長通知）の点検結果を記載した様式 1 を添付するものとする。

#### イ 取扱別紙 1 の II の 1 の (7) のウに関する整備計画

##### (ア) ハザードマップの対象となる危機管理区域及び施設の被害想定面積及び想定被害額

##### (イ) ハザードマップ作成のための調査等の内容

##### (ウ) ハザードマップの活用構想

#### ウ 取扱別紙 1 の II の 1 の (7) のエに関する整備計画

##### (ア) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備の対象となる危機管理区域及び施設の被害想定面積及び想定被害額

##### (イ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備に必要となる啓発・研修等の活動内容、機材等の整備内容

##### (ウ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備に参画する者及び今後の防災・減災活動方針

別紙別記2別記様式1

防災情報管理システム整備計画

(1) 防災情報管理システム整備の基本構想

--

(2) 整備実施期間

平成 年度 ～ 平成 年度 ( 年間)

(1) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設等の内容

対象地域						
対象施設	No	施設名	区分	諸	元	対象とした理由

※「区分」には「ダム」、「ため池」、「頭首工」、「用水路」、「排水路」、「用排水路」、「排水機場」、「樋門」、「地すべり防止施設」等を記載するものとする。

(4) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

①災害を予測するシステムの整備及び運用計画

--

②防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画

--

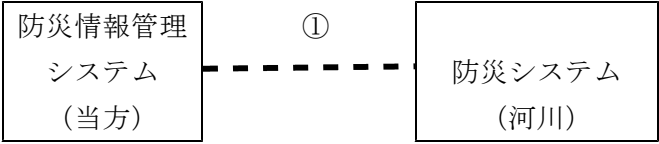
伝達系統図	情報発信者等				
<p>(例)</p> <pre> graph TD     A[〇〇県] -- ① --&gt; B[△△市]     B -- ② --&gt; A     B -- ③ --&gt; C[□□池管理者]     B -- ④ --&gt; D[■■池管理者]     B -- ⑤ --&gt; E[☆☆土地改良区]     A -- ④ --&gt; C     A -- ⑤ --&gt; D     A -- ⑤ --&gt; E             </pre>	No	発信者 (組織)	受信者 (組織)	内 容	伝達方法
	①	県	市	防災・減災活動の要請	電話、Fax
	②	市	県	防災・減災活動の報告	電話、Fax
	③	市	管理者	雨量、水位情報	メール
	④	市	改良区	防災・減災活動の要請	電話
	⑤	市	改良区	雨量、水位情報	メール
	⑤	県	改良区	防災・減災活動の要請	電話
	⑤	県	改良区	雨量、水位情報	メール

③防災情報管理システムの予定管理者

	所 属 ・ 役 職
システム予定管理者	

(5) 他の防災情報システムとの連携関係等

(例)

連 携 図	連 携 内 容	
<p>(例)</p>  <pre>graph LR; A[防災情報管理システム (当方)] -.- ① B[防災システム (河川)]</pre>	No	内 容
	①	河川担当部局で管理する雨量データを共有する。

地域危機管理整備計画

1. 地域危機管理整備の基本構想

番号	区域名	基本構想（危機管理区域の設定の考え方、整備方針、期待される効果等）

3. 整備実施期間

平成 年度 ～ 平成 年度 （ 年間）

4. 地域基礎情報（危機管理区域ごとに記載するものとする。）

①地形、地質、気象

(ア) 地形

別添

(イ) 地質

別添

## (ウ) 気象

区域名	一般気象	観測所名		観測期間				
		年平均気温 (°C)		年平均降水量 (mm)				
	特別気象	順位	観測年月日	時間雨量 (mm)	日雨量 (mm)	連続雨量 (mm)		
		既往最大						
		1位						
		2位						
		3位						
		4位						
		5位						
	地震	順位	地震名	観測年月	震源地 (都道府県・市町村名)	深さ (km)	地震の規模	震度
		既往最大						
		1位						
		2位						
		3位						
		4位						
		5位						

## ②-1 排水状況 (土地利用の変動状況)

(単位: ha)

区域名		田	畑	山林	市街地	その他	計
	旧 況						
	現 況						
	差引増減						

②- 2 排水状況（排水河川）

区域名	河川名	河川管理者	流域 (ha)	洪水量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水位 (m)	河 道 の 状 況	改修計画の有無

③被害状況

区域名	順位	災害名等	年月日	危機管理区域が存在する市町村又は旧市町村単位の災害状況							
					農用地	農業用施設	作物	人家	公共施設	道路	合計
	1 位			被害量 (ha、箇所等)							—
				被害額 (千円)							
	2 位			被害量 (ha、箇所等)							—
				被害額 (千円)							
	3 位			被害量 (ha、箇所等)							—
				被害額 (千円)							
特記事項											

④危機管理区域内の施設管理状況

区域名	番号	施設名	区分	管理者	平常時の管理内容	異常時の管理内容

※「区分」には「ダム」、「ため池」、「頭首工」、「用水路」、「排水路」、「用排水路」、「排水機場」、「樋門」、「地すべり防止施設」等を記載するものとする。

5. 地域危機管理整備の内容

①取扱別紙1のⅡの1の(7)のイに関する整備計画

区域名	番号	施設名	総事業費 (千円)	被害想定 面積(ha)	想定被害額 (千円)	整備内容
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は4. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

②取扱別紙1のⅡの1の(7)のウに関する整備計画

区域名	番号	施設名	被害想定 面積(ha)	被害総定額 (千円)	ハザードマップ作成のための 調査内容	活用構想
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は4. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。



③取扱別紙1のⅡの1の(7)のエに関する整備計画

区域名	番号	施設名	被害想定 面積(ha)	被害総定額 (千円)	防災・減災活動の内容、体制整備の内容	関係者、防災・減災活動方針
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は4. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。



## 別添1－8 震災対策農業水利施設整備事業に係る取扱

### 第1 事業内容

本事業は、耐震性点検・調査計画事業及び耐震化整備事業により構成され、各事業で実施することができる事業内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 耐震性点検・調査計画事業

大規模地震発生のおそれのある地域において、農業水利施設の耐震性を点検・調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定

#### (2) 耐震化整備事業

大規模地震発生のおそれのある地域において、地震により施設の損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農業水利施設を整備

### 第2 事業実施主体

特定都道府県（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定都道府県をいう。以下同じ。）又は特定市町村（同法の特定市町村をいう。以下同じ。）

### 第3 事業の実施等

1 特定都道府県の知事は、事業を実施しようとするとき又は特定市町村の長から事業を実施したい旨の報告があったときは、事業計画概要書（別紙様式第1号、また、耐震化整備事業にあっては、これらに併せて耐震化対策整備計画）を、地方農政局長（北海道にあっては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。））に提出するものとする。

2 事業の実施に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この取扱の定めるところによる。

### 第4 要件

本事業を構成する耐震性点検・調査計画事業及び耐震化整備事業の採択要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

#### 1 耐震性点検・調査計画事業

農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）にあっては受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上、農業用ため池を除く頭首工、樋門、用排水機場、水路等の農業水利施設にあっては受益面積30ha以上であること。

#### 2 耐震化整備事業

耐震化対策整備計画が策定されている事業であって、次の要件を満たすこと。

##### (1) 震災対策ため池整備工事

大規模な地震等の発生に伴う決壊により湛水被害等が生ずるおそれのある農業用ため池の変更又は新設並びにこれと併せ行うため池の廃止及び附帯施設の整備  
ア大規模事業

次のいずれかに該当するもの

ア) 受益面積70haかつかんがい受益面積40ha以上

イ) 受益面積7ha以上、かんがい受益面積2ha以上かつ農外想定被害額3億円以上

イ 小規模事業

受益面積7ha以上かつ、かんがい受益面積2ha以上

(2) 震災対策用排水施設整備工事

大規模な地震等の発生に伴う施設の損壊により湛水被害等が生ずるおそれのある頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

ア 大規模事業

受益面積400ha以上

イ 小規模事業

受益面積30ha以上

## 第5 事業計画書の変更

1 特定都道府県の知事は、土地改良法に基づき実施する都道府県営事業の計画変更については、補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて（平成12年11月30日付け12構改C第704号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。

2 特定市町村の長は、土地改良法に基づき実施する市町村営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、特定都道府県の知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更

ア 事業の施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積の増減が10パーセント以上となるもの

イ 事業別目的面積の増減が20パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動（それぞれの増減が受益面積全体の10パーセントに満たないものを除く。）

(2) 主要工事計画について、平成18年9月25日農林水産省告示第1272号（土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更

(3) 事業費であって、告示第三号に規定されているものについての変更

3 特定都道府県の知事は、1に定める変更以外の変更であって、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、農村振興局長が別に定めるところにより、その旨を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）に報告しなければならない。

(1) 地区概要の変更

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く調査計画事業の事業費の10パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額で

あって、変更前の耐震性点検・調査計画事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものを除く。)

- 4 特定市町村の長は、2に定める変更以外の変更であって、3(1)又は(2)に該当する変更を行おうとするときは、特定都道府県の知事の承認を受けなければならない。
- 5 特定都道府県の知事は、2及び4の規定により、市町村営事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）にその旨を報告するものとする。

## 第6 助成

本事業に要する経費のうち、耐震性点検・調査計画事業については別添1－8別表1に掲げる事業費、耐震化整備事業については別添1－8別表2に掲げる工事費につき、次に定める基本国費率を助成するものとする。

耐震性点検・調査計画事業	: 50%
耐震化整備事業（大規模事業）	: 55%
（小規模事業）	: 50%

## 第7 経過措置

地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け）別紙12の運用別紙1のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅶ及びⅩに基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降に本交付金により継続して事業を実施する地区については、復興交付金事業計画に位置づけることをもって本事業へ移行されたものとみなし、この取扱に定めることのほかは、なお従前の例による。

別添 1 - 8 別表 1 (第 6 関係)

費 目	工 種	事 業 内 容
事業費	点検調査及び 計画作成費	事業の施行に必要な調査、試験、測量及び計画の作成に要する経費とする。
	補 償 費	事業の施行に必要な補償に要する費用とする。
	機 械 器 具 費	事業の施行に必要な器具等の購入に要する費用とする。

別添 1 - 8 別表 2 (第 6 関係)

費 目	工 種	事 業 内 容
工事費	本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	附 帯 工 事 費	本工事によって必要性が生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費とする。
	測量及び試験費	本工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。
	用地及び補償費	本工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受けるものに対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及機械器具費	本工事の施行に直接必要な船舶及び機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

## 別添1－9 震災対策農業水利施設整備事業に係る別紙

### 第1 耐震化対策整備計画

耐震化対策整備計画は、次に掲げる事項について作成するものとする。

#### (1) 地区の概要

地区内の農業や生活環境に係る現状、当該施設周辺の土地利用状況、これらについて今後目指す地区の姿等について記載する。

#### (2) 想定される地震

当該地域で発生するおそれのある地震の規模や発生した際の地区内の想定被害等について記載する。

#### (3) 施設の現状

点検の結果をもとに当該施設や基礎地盤の現状等について記載する。また、必要に応じて図面や写真の添付を行う。

#### (4) 耐震補強計画

整備事業の主要工事計画について記載する。

#### (5) 工期

整備事業の工期について記載する。

#### (6) 費用

整備事業の実施に要する費用について記載する。

#### (7) 効用

整備事業の実施により生ずる災害防止効果等について記載する。

#### (8) 位置図及び一般計画平面図

### 第2 採択要件等

1 耐震性点検・調査計画事業を実施する地区においては、施設の諸元や改修履歴等、施設の現況把握を実施しているものとする。

2 対象施設は、施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物とする。

なお、重要な構造物とは、以下のいずれかに該当する施設とする。

(1) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きい施設

(2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きい施設

(3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設

### 第3 事業の実施

別添1－8の第3の1の事業計画概要書は、別紙様式第1号によるものとする。

### 第4 事業計画の変更

別添1－8の第5の5の報告は、別紙様式第2号によるものとする。

別紙様式第1号（第3関係）

震災対策農業水利施設整備事業計画概要書

県名		地区名				所在地			着手年度			事業実施主体	
受益面積	総事業費	効果				tあたり事業費	10アールあたり事業費	負担区分					備考
		農業関係			その他			国費	県費	地元負担金			
ha		農作物	農地・施設	計								市町村	賦課金
かんがい 受益面積	円	t 円	か所 円	円	か所 円	円	円	円	円	円	円	円	
ha													
事業の種類						施設の種類							
事業内容						主要工事							
当該地域及び当該施設の特徴並びに事業の必要性													
採択要件													

- (注) 1 位置図及び一般計画平面図を添付すること。(ただし、一般計画平面図は耐震化整備事業のみ提出)  
 2 震災対策用排水施設整備工事にあつては、かんがい受益面積の欄を削除すること。  
 3 事業の種類については、耐震性点検・調査計画事業又は耐震化整備事業のいずれかを記入すること  
 4 耐震性点検・調査計画事業にあつては、効果、tあたり事業費、10アールあたり事業費及び主要工事の欄を削除すること。  
 5 採択要件については、第2及び別添1-8の第4における該当箇所を記入すること



変 更 手 続 報 告 書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕

特定都道県の長の氏名 印

事業計画書を変更したので、震災対策農業水利施設整備事業に係る別添1-8の第5の5により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画概要書（変更）

※別紙様式第1号の事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。



## 別添 1-10 地すべり対策事業に係る取扱

### (適用の範囲)

第1 農地保全に係る地すべり防止事業及び農地保全に係る地すべり関連事業（以下「関連事業」という。）の実施に関しては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。以下「法」という。）、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号。以下「令」という。）、地すべり等防止法施行規則（昭和33年農林省、建設省令第1号）及び地すべり等防止法の施行について（昭和33年5月27日付33林野第6086号、建設省発河第90号、農林、建設両事務次官通知）その他法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (特定都道府県の知事の地すべり防止工事の実施)

第2 特定都道府県（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定都道府県をいう。以下同じ。）の知事は、当該事業に係る実施計画書（別紙様式1号）を地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長）に提出するものとする。

2 特定都道府県の知事は、前項の実施計画を変更したときは、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、実施計画概要書（別紙様式2号）の様式により地方農政局長等に報告するものとする。

(1) 主要な地すべり防止工事又は地すべり防止施設の種類、位置及び規模の著しい変更

(2) 総事業費の増減が20%以上に及ぶ変更。ただし、労賃又は物価の変動による場合を除く。

3 特定都道府県の知事は、地すべり防止工事の実施にあたっては、各年度ごとに当該年度の実施設計画（農村振興局長が別に定める様式による。）を作成して地方農政局長等に提出するものとする。

### (関連事業の種類及び基準)

第3 関連事業の種類は、おおむね次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの

(2) ため池の移転、用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの

(3) 農道の整備、区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様地すべりによる被害を軽減することに役立つもの。

### (助成)

第4 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、次の表に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

事業の区分	基本国費率
地すべり防止工事	1 / 2
関連工事	

区画整理	1 / 3 1 / 2 (北海道)
暗渠排水	1 / 3 1 / 2 (北海道)
農道の整備 (農道の整備に係る傾斜度が15度未満である場合)	45/100 1 / 2 (北海道)
農道の整備 (農道の整備に係る傾斜度が15度以上である場合)	1 / 2
かんがい排水施設及びため池の整備	1 / 2

(事業費の範囲)

第5 事業費の範囲は、工事費（本工事費、附帯工事費、測量及試験費、用地及補償費、船舶及機械器具費、換地費、実施設計費）とし、経費の区分及び算定については次の各号によるものとする。

2 工事費

- (1) 本工事費
- (2) 附帯工事費
- (3) 測量及試験費
- (4) 用地及補償費
- (5) 船舶及機械器具費
- (6) 換地費
- (7) 実施設計費

(準用規定)

第6 第2、第4及び第5の規定は、ぼた山崩壊防止事業の実施について準用するものとする。

この場合において「地すべり防止工事」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事」と読みかえるものとする。

(別紙様式1号)

地区地すべり防止工事実施計画書

地域番号

着工年度 平成 年度

事業主体

所在地 都道 郡 町 大字 字  
府県 市 村

1 計画概要表

地域番号	指 定 年 月 日	基本計画 提出年度	地 区 名	地域面積	区分記号	計 画 概 要 図
				ha		(注) 移動観測線、移動状況、き烈、地形、地目防止工事の種類、箇所等について詳細に記入のこと。
所在地	郡 町 市 村		大字 字			
水系統	川支川		川溪流			
地すべりの種類		地 層	系統 岩			
地すべり機構 (注) 空欄に図示して説明すること						
地すべり防止工事計画概要						
関連事業計画概要						



### 3 現況

#### (1) 営農状況

農 家		専 業		第1種兼業	第2種兼業	計		備 考	
	農 家 戸 数	戸		戸	戸	戸			
	同 上 比 率	%		%	%	%			
農 家 經 営		経営耕地面積			農 家 所 得				備 考
		田	畑	計	農 業 所 得	農 外 所 得	農 家 所 得	農 業 所 得 率	
	全農家平均	ha	ha	ha	冊	冊	冊	%	
	専業農家平均								
主 要 作 物	作 物 名								
	作 付 面 積	ha							
	10 a 当り収量	kg							

(2) 被害状況

ア 被害状況表

		地すべりによる被害						その他の被害	
		農地	農用施設	作物	家屋	その他	計	作物	計
地すべり区域	被害量								
	被害額								
隣接する地域	被害量								
	被害額								
地域外被害 想定地域	被害量								
	被害額								
計	被害量								
	被害額								

(注) 被害は過去10か年の平均とすること。

イ 想定被害状況

将来地すべりの移動に伴い被害が予想される場合は、アに準じ記入すること。



(3) 地すべり状況

ア 過去の地すべりの状況

イ 気象

観測所名		位置				観測期間									
一般気象	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	
	平均降水量	mm													
	平均降水日数	日													
	根雪期間 および日数														

特殊気象		第1位		第2位		第3位	
		数値	生起年月日	数値	生起年月日	数値	生起年月日
	最大日雨量	mm		mm		mm	
	最大時間雨量						
	最大連続雨量						

ウ 地質

地すべり地域一帯の地質概要（地形、標高、傾斜、地質系統、岩石名、土性等）を記入し、試掘、試すい等による地質断面図、柱状断面図等を添付し、特に地質と地すべり機構との関係について記入すること。

エ 移動状況

き裂の発生、滑動、沈降、隆起、地下水位の変動、白濁等の移動状況について記入すること。なお、移動観測線を設定して観測した場合は、その設定状況及び観測結果についても記入し、必要な図表等も添付すること。

#### オ 水理状況

地域内への水の供給（地表水、地下水）および湧水、排水等の水理状況ならびに用排水の水利状況について記入するものとし、ことに地下水位、地下水流動機構、湧水量、浸透量、侵食状況など、地下水と地すべり機構等について記入し、必要な図表等も添付すること。

#### 4 地すべり機構

##### (1) 地すべり機構

地質、移動状況、水理状況等の地すべりの状況を総合し、地すべり機構を図示して説明すること。

地すべり機構平面図は、第1次地すべり、第2次地すべりの範囲、地すべり地上端のがいすい移動方向およびその量、隆起沈降区域、き裂等を記入すること。地すべり機構断面図は、原則として地すべり地の縦断面図とし、第1次地すべり、第2次地すべりの区分及びすべり面の位置、移動方向およびその量、隆起沈降区域、き裂等の移動状況を記入すること。

##### (2) 地すべり粘土等の性質

地すべり粘土の力学的試験、その他必要に応じて物理試験等を行い、その試験結果および分析または解析を記入すること。

#### 5 地すべり防止工事計画

##### (1) 地すべり防止工事計画

ア 計画概要

イ 主要防止工事および防止施設

ウ 水理計算および構造計算

エ 施工計画

オ 工事明細書

##### (2) 関連事業計画概要

#### 6 他事業との関係

#### 7 添付図面

計画平面図（縮尺1/1,000～1/2,000）、地質図、試すい柱状図、地すべり機構図、土質図、その他参考図を添付すること。

(別紙様式2号)

〇〇地区地すべり工事実施計画概要書

着工年度  
事業主体

地域番号	指 定 年月日		基本計画 提出年度		地区名		区分記号					
所在地	都道 郡 町 大字 字 府県 市 村				地すべりの種類							
水系名	川支川		川支溪		地 質	系統 岩						
地域・地質	区 分	耕 地				山 林	採 草 放牧地	宅 地	その他	合 計	備 考	
		田	普通畑	樹園地	計							
	地すべり地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha(戸)	ha	ha		
	地域外被害 想定地域											
現 況	営 農 家	専 業		第一種兼業		第二種兼業		計		備 考		
		農 家 戸 数		戸		戸		戸		戸		
	農 家 経 営	経営耕地面積				農 家 所 得				備 考		
		田	畑	計	農業所得	農外所得	農家所得	農業所得率				
		全農家平均	ha	ha	ha	円	円	円	%			
	主 要 作 物	作 物 名										
		作 付 面 積		ha	ha	ha						
		10 a 当り収穫										
	被 害 状 況	地 す べ り に よ る 被 害							その他の被害			
		農 地	農用施設	作 物	家 屋	その他	計	作 物		計		
地 す べ り 状 況	過去の地すべり記録											
	地 質											
	水 理 状 況											
	移 動 状 況											
地 す べ り 機 構	地 す べ り 機 構											
	地すべり粘土等の性質											
地 す べ り 防 止 計 画	計 画 概 要											
	地 防 止 事 業	防止工事の種類	工 種	規模構造等	数 量	事 業 費	備 考					
		地すべり防止施設										
		計										
関 連 概 要												
他 関 連 事 業												
添 付 図 面	計画平面図 (縮尺 1/1,000~1/2,000) 地すべり機構図											



## 別添 1 - 11 広域農業用水適正管理対策事業に係る取扱

### 第 1 事業内容

#### 1 趣 旨

水資源のひっ迫による新たな水資源開発の困難化に加えて、河川環境への社会的関心の高まり等から、河川の利用者に対しても水資源の有効利用、河川の正常な機能を維持するための流量の確保、河川に設置する施設の治安上の安全対策等について従来以上の配慮が求められている。

広域農業用水適正管理対策事業（以下「本事業」という。）は、国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を図る観点から実施するものである。

#### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 77 条第 1 項の特定市町村をいう。以下同じ。）、特定都道府県（同法の特定都道府県をいう。以下同じ。）、土地改良区その他特定都道府県の知事が適当と認める者とする。

#### 3 事業メニュー

交付要綱別表 1 の 1 の（ 1 ）のオの広域農業用水適正管理対策事業の事業内容は、次の（ 1 ）及び（ 2 ）に該当する農業水利施設の撤去を行うものとする。

- （ 1 ）国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの
- （ 2 ）農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

#### 4 事業計画

- （ 1 ）事業計画は、事業実施主体となる者が作成するものとする。
- （ 2 ）事業計画においては、事業目的、事業実施主体、工事計画、費用の総額及びその内容、費用負担の方法その他必要な事項を定めるものとする。
- （ 3 ）事業実施主体は、事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、撤去する施設の所有及びその管理者と協議調整を図るものとする。

### 第 2 事業の実施

#### 1 事業の実施

- ( 1 ) 特定都道県の知事は、特定都道県が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、交付要綱第17の2に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画書（別記様式第1号）及び事業計画概要書（別記様式第2号）（以下「事業計画概要書等」という。）を策定し、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- ( 2 ) 特定都道県の知事は、特定市町村、又は土地改良区その他特定都道県の知事が認める者から、事業計画概要書等を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、交付要綱第17の2に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画概要書等を地方農政局長等に提出するものとする。

## 2 交付要件

次のすべての要件に該当するものであること。

- ( 1 ) 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。
- ( 2 ) 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去
  - ア 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設
  - イ 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設

## 3 事業計画の変更

- ( 1 ) 事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。
  - ア 工事計画の著しい変更
  - イ 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- ( 2 ) 特定都道県の知事は、事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式第3号により事業計画変更手続き報告書を地方農政局長等に提出するものとする。
- ( 3 ) 特定都道県の知事は、特定市町村、土地改良区又は特定都道県の知事が認める者が事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別記様式3号により事業計画変更手続き報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

### 第3 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

なお、基本国費率は別表のとおりとする。

#### 1 広域農業用水適正管理対策事業

費目	工種	事業内容
工事費	純工事費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費，材料費，役務費，仮設損料，土地の借料等とする。 ただし，請負施行の場合にあっては，これらの費用のほか，船舶及び機械器具損料，営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし，前号に規定する本工事費の内容に相当する経費とする。
	用地費及び補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損害を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及び機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具，車輛（乗用車を除く。）等の購入費，借料，運搬費又は据付，撤去，修理若しくは製作に要する費用とする。
調査設計費	調査設計費	調査及び実施設計に要する経費とする。

### 第4 国の助成を除いた額の取扱い

本事業は、当該流域の農業用水管理の適正化、水利使用者としての義務の履行、災害の未然防止等のためのものであることから、国の助成を除いた額については、特定都道府県及び特定市町村の費用をもって充当するよう、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の県にあっては地方農政局長をいう。）は、特定都道府県の知事、特定市町村を指導するものとする。

## 第5 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金（平成23年4月1日付け22農地第2185号農林水産事務次官依命通知）の別表2の事業等の欄の（別表1の1（1）才の事業（広域農業用水適正管理対策事業））に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降に本交付金により継続して事業を実施する地区については、復興交付金事業計画に位置づけることをもって本事業へ移行されたものとみなす。



### 基本国費率

工事費及び調査設計費の一定割合とし、この割合は本工事の対象となる施設の撤去が土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 87 条の 3 のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた国営土地改良事業（以下「従前の事業という。）の農業委員会等に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 60 年政令第 128 号）等関係政令に基づく国の負担割合の引き下げ及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号）の適用を受けない場合の国庫負担率と同率とするが、その適用は以下に定めるものとする。

- 1 従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率
- 2 従前の事業が国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあっては、1 の規定にかかわらず、本工事の対象となる施設の撤去工事が含まれていた工種の事業完了時の国庫負担率と同率とする。
- 3 従前の事業が総合土地改良事業実施要綱（昭和 38 年 10 月 23 日付け農地 B 第 3742 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあっては、1 の規定にかかわらず、従前のかんがい排水事業の事業完了時の国庫負担率とする。

別記様式第 1 号

広域農業用水適正管理対策事業計画書

第 1 章 事業目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設撤去する必要性について簡潔に記載する。

第 2 章 事業主体

事業を実施する者を記載する。

第 3 章 従前の国営土地改良事業

従前の国営土地改良事業の地区名，事業制度，事業年度及び国庫負担率（基本）について記載する。

第 4 章 施設の撤去状況

従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった農業水利施設名及び本事業により撤去する農業水利施設名，施設規模を記載する。

第 5 章 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第 6 章 事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況

事業で撤去する農業水利施設の利用及び管理状況について簡潔に記載するとともに，その施設を残存した場合，農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれがある内容について簡潔に記載する。

第 7 章 河川法等に基づく農業水利施設の用途廃止の義務

農業水利施設の用途廃止を河川管理者から求められている場合は，その内容を簡潔に記載する。

第 8 章 工事に関する河川管理者との協議状況

工事に関して，河川管理者と協議を行っている場合は，その内容について記載する。

第 9 章 総事業費及びその内容

事業に要する費用の総額及び内訳等について記載する。

第 10 章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合等について記載する。

第 11 章 予定工期

工事の着手及び完了の予定工期を記載する。

第 12 章 計画図面

1. 位置図（5 万分の 1 地形図）
2. 計画平面図

広域農業用水通正管理対策事業計画概要書

1. 事業概要表

県名	地区名	関係市町村名	年度	予定期	事業主体
事業目的 (必要性)	地区名	事業の概要	事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況	事業の概要	事業主体
従前の国営土地改良事業	従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった施設				
事業制度	全施設数				
地区名	未撤去施設数				
事業年度	～			工事に関する河川管理者との協議状況	
国庫負担率 (基本)	本事業により撤去する施設数				
総事業費	負担区分 (千円)				
	国費	県費	市町村	その他	

2. 計画概要図

(1) 位置図

(2) 計画平面図

別記様式第3号

### 事業計画変更手続報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長

北海道にあつては農村振興局長

} 殿

特定都道府県の知事 印

広域農業用水適正管理対策事業 地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行つたので報告する。

(別記様式第3号の別紙)

地区名		局名		所在地	
事業名					
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定年月日		年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項目	現計画	変更計画		増減	備考
事業費					
工期					
投資効率					
変更の要旨					
変更項目及び要件	項目	現計画	変更計画	増減	増減の内訳又は理由

## 別添 1-12 農業集落排水事業に係る取扱

### 第1 農業集落排水事業の内容等

- 1 事業実施主体は、特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ。）、特定都道県（同法の特定都道県をいう。以下同じ。）、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体であって、別添1-13第1に定める要件を満たしているものとする。ただし、2の(2)及び(3)の事業実施主体は、特定市町村に限るものとする。
- 2 事業の内容は、以下のとおりとする。
  - (1) 汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（以下「農業集落排水施設等」という。）の整備又は改築
  - (2) (1)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定
  - (3) 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画（以下「最適整備構想」という。）の策定
- 3 2の(1)の事業実施主体は、特定市町村が作成する農業集落排水資源循環促進計画に即して、農業集落排水事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これに基づき事業を実施するものとする。

### 第2 資源循環促進計画

- 1 農業集落排水資源循環促進計画（以下「資源循環促進計画」という。）は、特定市町村の長が作成するものとする。
- 2 資源循環促進計画は、原則として、特定市町村のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）全域を対象として作成するものとする。
- 3 資源循環促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 農業集落排水汚泥処理の現状
  - (2) その他の有機物資材の処理の現状
  - (3) 農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針
  - (4) 対象となる農業集落排水汚泥等
  - (5) 農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画
  - (6) 再生資源の利用に関する計画
  - (7) 再生資源の利用促進方策
  - (8) 農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール
  - (9) 農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方

### 第3 第1の2の(1)の事業計画

- 1 事業計画は、原則として、事業実施主体となる者が作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を勘案し、特定都道県の知事が作成する場合は、この限りでない。
- 2 事業計画は、主として連続した農業集落の領域であって、社会的・歴史的・地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域（以下「集落圏」という。）を対象として作成するものとする。

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業計画区域の範囲
- (3) 工事計画
- (4) 費用の総額及びその内容
- (5) 事業実施主体
- (6) 費用負担の方法
- (7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
- (8) 資金計画
- (9) 工期

4 事業計画は、集落圏における農業生産基盤、農村生活環境基盤等との調和に配慮して定めるものとする。

5 当該事業計画の作成に当たり必要がある場合には、農業集落排水事業の実施に関する施設の管理者及び関係特定都道県の担当部局と協議調整を図るよう努めるものとする。

#### 第4 第1の2の(1)の事業実施手続き

1 特定都道県の知事は新たに交付金を充当して第1の2の(1)の事業を実施しようとするときは、別添1-13に定める様式による資源循環促進計画及び事業計画の概要表を添付し、事業実施計画報告書を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 特定都道県の知事は、特定市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第1に定める農業者等が組織する団体から、別添1-13に定める様式による資源循環促進計画及び事業計画の概要表並びに事業計画書を添付して新たに交付金を充当して第1の2の(1)の事業を実施したい旨の申請があったときは、事業計画について承認を行った上で、資源循環促進計画及び事業計画の概要表を地方農政局長等に提出するものとする。

3 特定市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第1に定める農業者等が組織する団体が事業計画の重要な部分の変更を行うときは、特定都道県の知事の承認を受けるものとする。なお、この場合、従前の地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業にあっても、事業計画において新たに工期を定めるものとする。

4 特定都道県の知事は、重要な部分の変更を行った際及び3の承認を行った際には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

#### 第5 第1の2の(2)の事業実施手続き

特定都道県の知事は、特定市町村の長から、別添1-13に定める様式による事業実施申請書により、新たに交付金を充当して第1の2の(2)の事業を実施したい旨の申請があり、事業実施が適当であると認めるときは、事業実施申請報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

#### 第6 第1の2の(3)の事業実施手続き

1 特定都道県の知事は、特定市町村の長から、別添1-13に定める様式による事業計画書を添付して新たに交付金を充当して第1の2の(3)の事業を実施したい旨の申請があり、事業実施が適当であると認めるときは、当該事業計画書を添付した事業実施計画報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

2 特定市町村の長は、当該事業計画において施設を追加又は対象外とする変更を行うときは、特定都道県の知事の承認を受けるものとする。

3 特定都道県の知事は、2の承認を行った際には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

#### 第7 助 成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別添1-13第8に定めるところにより、事業実施主体等に交付する。

#### 第8 第1の2の(3)の事業の実施結果の報告

事業実施主体は、別添1-13に定めるところにより、本事業の実施結果を特定都道県の知事を経由して地方農政局長等に報告するものとする。

#### 第9 経過措置

地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別表1の1の(1)のクに基づき農業集落排水単独事業を実施してきた地区であって、本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。





## 別添1-13 農業集落排水事業に係る別紙

### 第1 事業実施主体について

別添1-12第1の1の「農業者等が組織する団体であって、別添1-13第1に定める要件を満たしているもの」は、土地改良区、農業協同組合等の農業法人及び農業者等が原則としてその構成員の過半を占め、又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資し、若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が農業集落排水事業の事業実施主体として適当と認められるものとする。

なお、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

- (1) 団体の代表者及び代表権の範囲
- (2) 団体の意思決定機関及びその決定方法
- (3) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

### 第2 事業の内容等

1 別添1-12第1の2の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 受益戸数は、おおむね20戸（北海道及び離島にあつては10戸）以上を原則とする。
- (2) 汚水処理施設は、原則として処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を単位として計画し、施行するものとする。ただし、流域下水道又は公共下水道に農業集落の汚水を排出しようとする場合においては、下水道として計画し、施行することを原則とする。

以上の原則によりがたい場合には、関係特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ。）及び特定都道府県（同法の特定都道府県をいう。以下同じ。）の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行うものとする。

- (3) 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないものとする。
- (4) 別添1-12第1の2の(1)の汚泥の循環利用を目的とした施設においては、農業集落排水施設から発生する汚泥を優良な有機質肥料等として農地等へ還元利用することを促進する観点から、周辺地域から発生する有機物資源（食物残さを含む。）を活用することができるものとする。

なお、有機物資源として家庭及び事業所から発生する食物残さを活用する場合にあつては、特定市町村の廃棄物担当部局と所要の連絡調整を行うものとする。

- (5) 別添1-12第1の2の(1)の処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設には、水需給の逼迫した地域にあつては、水資源の有効利用の観点から農業集落排水施設から発生する処理水を雑用水に利用するための配水施設を含むものとする。
- (6) 別添1-12第1の2の(1)の「これらに附帯する施設」とは、一体的に施行することが本事業の推進上有効な農業集落道、水洗化用水施設（便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設をいう。）及び周辺環境配慮施設を含むものとする。
- (7) 改築の場合は、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。

- ① 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。
  - ② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (8) 改築の対象施設には、農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号、自治準企第90号、農林水産事務次官、自治事務次官通知）、農村総合整備事業等実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第281号農林水産事務次官依命通知）、集落地域整備統合補助事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知）、集落基盤整備事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知）、農村振興総合整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）、むらづくり総合整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官依命通知）、美しい村づくり総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2553号農林水産事務次官依命通知）及び村づくり交付金実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業並びに従前の農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱（昭和47年6月30日付け47農地C219号農林事務次官依命通知）、農村総合整備モデル事業実施要綱（昭和48年7月28日付け48構改A第1122号農林事務次官依命通知）、農村基盤総合整備事業実施要綱（昭和51年5月10日付け51構改D第344号農林事務次官依命通知）、集落環境整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第81号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水事業等実施要綱（昭和58年4月4日付け58構改D第271号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）及び地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業により整備されたもの又は国の助成を受けずに整備されたものを含むものとする。
- 2 別添1-12第1の2の(2)において、留意すべき事項は次のとおりとする。
- (1) 農業集落排水施設等の整備にあつては、その計画の概要を定める程度の制度を有する書類を作成する業務であること。
  - (2) 農業集落排水施設等の改築にあつては、第2の1の(8)に掲げる事業により造成された農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。
- 3 別添1-12第1の2の(3)において、留意すべき事項は次のとおりとする。
- (1) 既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該特定市町村内に整備された農業集落排水施設であること。
  - (2) 「最適整備構想」は、次に掲げる事項について、別記様式第13号により作成するものとする。
    - ① 施設現況調査（構造物の環境条件、使用状況等）の概要及び結果
    - ② 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

③ 劣化原因究明のための構造物の監視

④ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

### 第3 資源循環促進計画

- 1 別添1-12第2の資源循環促進計画を定めるに当たっては、経済性、地域特性、地域住民・利用者・関係団体の意向等を踏まえ、総合的に検討を行うことに留意する。
- 2 別添1-12第2の2の「一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域」とは農業振興地域を受益の対象として別添1-12第1の2の(1)の事業を実施するに当たり、農業振興地域以外の一部区域を含めて当該事業を行わざるを得ない場合における当該一部の区域とする。

### 第4 別添1-12第1の2の(1)の事業計画

- 1 別添1-12第3の2の「農業集落」とは、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落とする。
- 2 別添1-12第3の3の事業計画を定めるに当たっては、次の点に留意する。
  - (1) 事業計画は、経済性、地域特性及び事業の効果等の観点から総合的に検討を行うこと。
  - (2) 事業計画は補助分及び単独分で構成する。
  - (3) 補助分は、別添1-12第1の2の(1)に掲げる施設で排水路末端の受益戸数2戸以上の部分とする。
  - (4) 単独分は、受益戸数2戸未満の管路、ます等で、個人の宅地内配管等を含まない部分とする。

### 第5 別添1-12第1の2の(1)の事業の実施手続き

- 1 別添1-12第4の1に定める「第1の2の(1)の事業を実施しようとする」場合及び別添1-12第4の2に定める「第1の2の(1)の事業を実施したい旨の申請をする」場合に留意すべき事項は次のとおりとする。
  - (1) 事業実施主体は、管理主体、管理方法を事前に定めるとともに、これら及び当該施設の建設事業費に係る受益者負担について同意を得ておくものとする。ただし、特定市町村が条例により受益者負担金の徴収方法を定めた場合には、この限りではない。
  - (2) 事業実施主体は、くみ取り便所から水洗便所への改造等、家庭内設備の整備については、施設供用開始の計画に合わせて、速やかに実施するよう受益者の同意を得ておくものとする。また、その改造に関し、必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。
- 2 別添1-12第4の1に定める特定都道府県の知事が別添1-12第1の2の(1)の事業を実施しようとするときは、特定市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は別添1-12第1の1に定める農業者等が組織する団体の申請により、特定都道府県の知事が事業の規模、内容等を勘案し、別添1-12第1の2の(1)の事業を実施することが適当と認める場合とする。
- 3 別添1-12第4に定める申請及び通知の様式は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 別添1-12第4の1及び2に定める「資源循環促進計画の概要表」、「事業計画の概要表」及び「事業実施計画報告書」は、それぞれ別記様式第1号、第2号及び第5号によるものとする。
  - (2) 2に定める特定都道府県の知事が別添1-12第1の2の(1)の事業を実施すべき旨の特定都道府県の知事への申請は、別記様式第3号によるものとする。
  - (3) 別添1-12第4の2に定める「第2の2の(1)の事業を実施したい旨」の

申請及び事業計画についての承認は別記様式第4号及び第4号の2によるものとする。

(4) 別添1-12第4の3及び4に定める事業計画の変更に伴う事業計画の概要、申請、通知及び報告の様式は、それぞれ別記様式第2号、第6号、第7号及び第7号の2とする。

(5) 別添1-12第4の3及び4の事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

- ① 事業実施主体の変更
- ② 事業計画区域の著しい変更
- ③ その他主要事項の変更

#### 第6 別添1-12第1の2の(2)の事業の実施手続き

1 別添1-12第5の「事業実施申請書」は、第2の2の(1)の実施においては別記様式第9号、第2の2の(2)の実施においては別記様式第10号によるものとする。

2 別添1-12第5の「事業実施申請報告書」は、第2の2の(1)の実施においては別記様式第11号、第2の2の(2)の実施においては別記様式第12号によるものとする。

#### 第7 別添1-12第1の2の(3)の事業の実施手続き

1 別添1-12第6の1の「事業計画書」は、別記様式第14号によるものとする。

2 別添1-12第6の1の「事業実施計画報告書」は、別記様式第15号によるものとする。

3 別添1-12第6の3の地方農政局長等への報告は、別記様式第16号により報告するものとする。

#### 第8 助成

1 各事業における基本国費率は、以下の通りとする。

(1) 別添1-12第1の2の(1)及び(2)に係る基本国費率  
50%

(2) 別添1-12第1の2の(3)に係る基本国費率  
定額(ただし、機能診断に係る交付額は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、一特定市町村当たり500万円をそれぞれ上限とする。)

2 別添1-12第1の2の(1)の事業に係る別添1-12第7の国の交付の対象となる経費は、次のものとする。

(1) 工事費

- ① 純工事費
- ② 測量及び試験費
- ③ 船舶機械器具費
- ④ 用地費及び補償費
- ⑤ 全体実施設計費

3 別添1-12第1の2の(2)及び(3)の事業に係る別添1-12第7の国の交付の対象となる経費は、次のものとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費

- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 給料、職員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料

第9 別添1-12第1の2の(3)の事業実施結果の報告

別添1-12第1の2の(3)の事業実施主体は、別添1-12第8に基づき、当該年度における事業実施結果を別記様式第17号により、事業実施年度の3月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。



### 農業集落排水資源循環促進計画概要表（記載例）

都道県名		市町村名							汚泥の資源化に関する計画				資源化フロー
農業集落排水汚泥処理の現状									施設名(処理形態)	施設整備年次	製品量	事業名	○汚泥を資源化するまでのフローを記入 (処理形態ごとにフローを整理)
処理区名	発生汚泥量	汚泥処理方法	汚泥運搬方法	農地還元面積(ha)					消化ガス発電+コンポスト施設	H○	○kg/日	本事業	
○○	○△(○○%)	焼却埋立処分	バキュームカー	水田	畑	樹園地	その他	計	炭化施設	H○○	○kg/日	○○事業	
△×	△△(○△%)	〃	〃										
( )	( )								再生資源の利用に関する計画				
( )	( )								再生資源の種類	供給量	流通主体 (販売主体・運搬主体)	利用先	
( )	( )								コンポスト	○kg/日	○○農協	農地(畑地○ha)	
その他有機物資材の処理の現状									炭化	○kg/日	△△社	公園	
有機物資材名	発生量(m <sup>3</sup> /年)			処理方式		再生資源の利用促進方策  ○再生資源の利用促進に向けた施策を記入(利用促進体制、利用者の合意形成方法、安全確認方法等)							
浄化槽発生汚泥	○○m <sup>3</sup> /年[×m <sup>3</sup> /年](○△%)			焼却処分									
その他汚水処理施設発生汚泥	○m <sup>3</sup> /年[○m <sup>3</sup> /年](○×%)			焼却処分									
稲ワラ・モミガラ等	モミガラ○○m <sup>3</sup> /年			焼却又は農地還元									
その他有機物資材	○×m <sup>3</sup> /年			〃									
	[ ]( )												
	[ ]( )												
	[ ]( )												
	[ ]( )												
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本構想									汚泥循環利用のスケジュール				
集排汚泥循環利用に関する基本方針									○汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入(再生資源の利用促進方策、資源循環施設整備、普通肥料登録等に係るスケジュール)				
○全地区から発生する汚泥をメタン発酵し、発電・熱回収することにより有効活用を図るほか、コンポスト化による緑農地還元を行う。 ○全地区から発生する汚泥を炭化し、土壌改良材として緑農地還元を行う。 等													
対象汚泥等									農業集落排水処理施設の循環促進に関する考え方				
処理区名	汚泥処理量	副資材(資材名、処理量)		処理形態		○処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入							
○○地区	○○m <sup>3</sup> /年	生ゴミ○○m <sup>3</sup> /年		消化ガス発電									
○○地区	○○m <sup>3</sup> /年	剪定枝□□m <sup>3</sup> /年		+コンポスト									
□□地区	□□m <sup>3</sup> /年	生ゴミ□□m <sup>3</sup> /年		炭化									
××地区	××m <sup>3</sup> /年	-		焼却		地区名	処理水再利用施設の種類	施設整備年次	利用先				
						○○地区	貯留槽	H○年	農地				

農業集落排水資源循環促進計画概要表

項目	内容	記入要領
都道県名、市町村名		都道県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。
農業集落排水汚泥処理の現状	農業集落排水施設	<p>既に供用開始している農業集落排水施設について記入する。</p> <p>発生汚泥量は、1年間に引き抜きを行った汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。</p> <p>汚泥処理方法は、し尿処理施設での焼却処分、コンポスト化による農地還元等を簡潔に記入する。</p> <p>農地還元面積は、汚泥処理方法が農地還元の場合に、対象となる農地面積を記入する。</p>
その他の有機物資材の処理の現状	浄化槽発生汚泥	浄化槽等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。[ ]には将来予測される発生汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。
	その他污水处理施設発生汚泥	漁業集落排水施設、小規模集合排水処理施設等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。[ ]には将来予測される発生汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。
	稲ワラ、モミガラ等	農業集落排水施設より発生する汚泥（以下、集排汚泥と言う。）の循環利用に当たって、活用可能な稲ワラ、モミガラ等の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	家畜ふん尿	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な家畜ふん尿の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	その他有機物資材	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な有機物資材（食物残さを含む。）の発生量及び現在の処理方法を記入する。



様式第1号

項目	内容	記入要領
<p>農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針</p>	<p>対象となる農業集落排水汚泥等</p>	<p>集排汚泥循環利用に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。</p> <p>集排汚泥の処理の将来構想について、対象となる地区ごとに、集排汚泥の処理形態及び処理量を記入する。</p> <p>また、併せて処理する有機物資材名及び処理量を記入する。</p>
	<p>農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画</p>	<p>汚泥の循環利用を目的とした施設毎に、施設整備年次、再生資源の種類・量及び施設整備の事業名を記入する。</p> <p>また、各農業集落排水施設からの汚泥を資源化するまでのフローを記入する。</p> <p>他の有機物資材を併せて処理する場合には、そのフローも記入する。</p> <p>複数市町村による広域な循環利用を行う場合には、当該市町村に係るもののみ記載することとする。</p> <p>詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。</p>
	<p>再生資源の利用に関する計画</p>	<p>再生資源の利用に関する計画を記入する。記入に当たっては、再生資源の種類、供給量、流通主体（販売主体、運搬主体）及び利用先を記入する。</p> <p>詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。</p>
	<p>再生資源の利用促進方策</p>	<p>再生資源の利用促進に向けた施策を記入する。記入に当たっては、利用促進体制、利用者の合意形成方法及び安全性確認方法等を明確にする。</p>

様式第1号

項目	内容	記入要領
<p>農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方</p>	<p>農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール</p>	<p>汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入する。記入に当たっては、再生資源の利用促進方策や資源循環施設整備及び普通肥料登録（農地還元する場合）に係るスケジュール等を明確にする。</p> <p>処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。</p> <p>処理水再利用施設を整備する場合には、地区毎に処理水再利用施設の種類、施設整備年次及び利用先を記入する。</p>

## 平成 年度新規 農業集落排水事業計画概要表（総括表）

地区名		所在地		処理区名		該当集落名					
地区の現況	目的										
	社会・経済	事業計画区域面積	農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農業地域類型	主要農産物		
		形態別集落数	密居	集居	散居	散在	計	ほ場整備率	%	上水道整備率	
	集落排水の現況	水需給状況									
		し尿処理の現況				生活雑排水の放流経路の現況					
		処理方式	構成比率	放流経路パターン				構成比率			
		くみ取り	%	1	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 河川、海				%		
	自家処理	%	2	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 閉鎖性水域				%			
	水洗	%	3	家庭 → 集落内水路 → 公共用水域				%			
	その他	%	4	家庭 ( )				%			
汚濁の状況	汚水放流先の水域類型	指定の有無	水域名	当該類型	達成期間	指定年月日					
	汚濁の状況	観測点	流量m³/S	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P	畜産排水の有無
		有・無									
		有・無									
被害状況	農業生産被害	ha	(被害面積率)		農業用施設被害		有・無				
費用の概算	事業費	工種		事業費(百万円)	単価(千円/m, m³)	事業主体		負担区分			汚泥処分計画及び資金計画
		処理施設				国	都道県	市町村	その他	受益者	
		管路施設				%	%	%	%	%	
		雨水排水施設									
		ポンプ施設									
		資源循環施設									
		附帯施設									
	その他小計										
	単独分(a)										
	計(b)										
維持管理費	区分	年間管理費(千円/年)	単価(円/人)	維持管理主体		負担区分					
				都道県	市町村	その他	受益者				
	運転経費償却費			%	%	%	%				
計											
関連事業	事業名		事業主体	総事業費(千円)	工事進捗率	事業量及び本事業との関連					
					%						
同意状況		( 月 日現在)	別添1-12第5の1の(1)	%	別添1-12第5の1の(2)	%					
施設概要	敷地面積	処理計画量		処理水の放流先	高度処理の有無						
		計画人口	計画戸数	その他	有・無	有・無					
	計画日最大汚水量	計画流入水質		計画放流水質							
		BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P		
	資源循環利用施設	利用目的	再生資源量		施設名						
汚泥処理量		処理形態	m³/年	m³/年							
処理水循環利用施設	利用目的	管路施設		ポンプ施設	その他循環利用のための施設	施設名	数量				
	管径	長さ	箇所	箇所	数量						
その他施設	管路施設		雨水排水施設								
	概略延長	ポンプ必要箇所	路線数	概略延長							
	( ) m	箇所	本	m							
施設の概要	附帯施設				施設名		数量等	その他			
	農業集落道	延長	m	幅員	m	施設名	数量				
	水洗化	延長	m	供給水量	m³/日						
	周辺環境配慮施設	箇所	面積	m²							
効果	補助残		非補助分		受益者負担金	建設費(千円/戸)	維持管理費(千円/戸)				
			単独分	家庭内施設							
工期	効果項目		年総効果額(千円)		妥当投資額	千円					
	農業被害軽減効果等										
	衛生水準向上効果等										
備考	公共用水域水質保全効果				投資効率						
	維持管理費節減効果等										
合計											
着工年度		完了予定年度		着工から完了までの期間							
(a) / (b) × 100 =				%							

\*BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

## 農業集落排水事業計画概要表（総括表）

項目	記入要領	備考
地区名、処理区名	<p>処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。</p> <p>本事業で整備する処理区がひとつの場合には最上段（ ）内に総括表と記入し、複数の場合には処理区別と記入する。</p> <p>地区名と処理区名にはふりがなをつける。</p>	
所在地	<p>都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。</p>	
当該集落名	<p>対象集落名を記入する。</p>	
目的	<p>各処理区における本事業を実施する必要性、緊急性及び効果を簡潔に記述する。</p>	
地区の現況 社会・経済の現況	<p>(1) 最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。</p> <p>(2) 事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。</p> <p>(3) 集落圏とは別添1-12第3の2に掲げる区域をいう。</p> <p>(4) ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。</p> <p>(5) 道路整備率については、1、2級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。</p> <p>(6) 上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。</p> <p>(7) 配水施設を整備する場合にあっては、渇水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。</p>	
集落排水の現況	<p>(1) し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。</p> <p>(2) 生活雑排水の放流経路については、1から3までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（1から3までに該当しない場合には、4の（ ）内にその経路を記入する。）</p> <p>(3) 汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。</p> <p>(4) 汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。</p>	

項目	記入要領	備考
費用の概算 事業費	<p>(5) 畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。</p> <p>(1) 工種ごとの事業費を記入する。</p> <p>(2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設その他の附帯施設を、その他については測試等を記入する。</p> <p>(3) m<sup>3</sup>当たりの単価については、計画1日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価（千円/m）を記入する。</p> <p>(4) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。</p>	
維持管理費	<p>(1) 運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。</p> <p>(2) 単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。</p> <p>(3) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分しその各々につき記入する。</p>	
関連事業	宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要を記入する。	
同意状況	各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を%で記入する。	
施設計画の概要 処理施設	<p>(1) 処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口（換算値）の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、1施設を1戸と算定する。</p> <p>(2) 処理水の放流先については、「農業排水路を経て〇〇に放流する」等放流先を記入する。</p> <p>(3) 高度処理（通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、T-P等についての処理）が必要な地区については、その有無を記入する。</p>	
資源循環施設	<p>汚泥循環利用施設を整備する場合にあつては、利用目的（農地還元、熱回収等）及び汚泥処理施設の概要を記入する。</p> <p>処理水循環利用施設を整備する場合にあつては、処理水の利用目的（農業用水、水洗用水、環境用水等）及び循環利用施設の概要を記入する。</p>	

項目	記入要領	備考
その他の施設	<p>(1) 管路施設については、管路及び暗渠の概略延長並びにポンプ施設の概略の必要箇所数を記入する。 ( ) 内に単独分の値を内数で記入する。</p> <p>(2) 雨水排水施設については、その計画路線数及び概略延長について記入する。</p> <p>(3) 附帯施設については、処理施設に附帯する農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設のほか、管理施設、放流施設、脱水施設等の施設名及びその数量等を記入する。</p>	
汚泥処理及び処分計画	<p>汚泥の処理・処分及び搬送法方を記入する。また、汚泥処理施設を導入する場合はその概略を記入する。</p>	
資金計画 受益者負担	<p>資金の借入れ先等を記入する。 単独分を含む全体の事業費に対する受益者負担額を記入する。</p>	
効用	<p>(1) 農業被害軽減効果等 農業被害軽減効果、農業用排水施設保全効果、地域資源有効利用効果の合計を記入する。</p> <p>(2) 衛生水準向上効果等 住居快適性向上効果、農村空間快適性向上効果、衛生水準向上効果の合計を記入する。</p> <p>(3) 維持管理節減効果等 維持管理節減効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。</p>	
工期	<p>工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。</p>	
備考	<p>前項までに記載されていない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記入する。例えば、都道県が条例で上乘せ、横乗せ排水基準を定めている場合にはその条例名及び排水基準を記入し、事業計画区域内の単独分及び各戸の個人負担となる排水施設の整備については、市町村、維持管理主体等がどのような普及活動又は助成措置を講ずるかを記入し、汚水の放流に際しての各種の協議調整については、その状況を簡潔に記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合〔(a) / (b) × 100%〕を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。</p>	

## 平成 年度新規 農業集落排水事業計画概要表

地区名		処理区名		当該集落数		所在地				敷地面積 m <sup>2</sup>	処理計画量				処理水の 放流先		高度処理の 有無 有・無			
											計画人口 人		計画戸数 戸						その他	
地区 の 現 況	社会・ 経済 の 現 況	事業計画 区域面積		農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農業地域類型	主要農産物	処理区名	計画日最大 汚水量 m <sup>3</sup> /日	計画流入水質				計画放流水質			
		形態別 集落数		密居	集居	散居	散在	計	ほ場整備率 : %	上水道整備率 : %			BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P
		水需給状況																		
		し尿処理の現況		生活雑排水の放流経路の現況																
		処理方式		構成比率		放流経路パターン						構成比率								
			くみ取り	%	1	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 河川、海						%								
			自家処理	%	2	家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 閉鎖性水域						%								
			水洗	%	3	家庭 → 集落内水路 → 公共用水域						%								
			その他	%	4	家庭 ( )						%								
			汚水放流先 の水域類型		指定の有無 有・無		水域名		当該類型		達成期間		指定年月日							
		汚濁の状況		処理区名	観測点	流量m <sup>3</sup> /日	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P							
費 用 の 概 算	事業 費	工種		事業費 (百万円)	単価 千円/m, m <sup>3</sup>	事業 主体		負担区分												
							国	都道県	市町村	その他	受益者									
				処理施設			%	%	%	%	%	%								
				管路施設																
				雨水排水施設																
				ポンプ施設																
				資源循環施設																
				附帯施設																
			その他																	
			小計																	
		単独分(a)																		
		計	(b)																	
	維持 理 費	区分		年間管理費 (千円/年)	単価 (円/人)	維持管理 主体		負担区分												
						都道県	市町村	その他	受益者											
			運転経費				%	%	%	%										
		償却費																		
		計																		
関連 事業	事業名		事業主体	総事業費 (千円)	工事進捗率	事業量及び本事業との関連														
					%	%	%	%	%	%										
同意状況 ( 月 日現在)		別添1-12第5の1の(1)		%	別添1-12第5の1の(2)		%													

BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

## 農業集落排水事業計画概要表

項目	記入要領	備考
地区名、処理区名	<p>本事業では、整備する処理区が複数ある場合に作成する。</p> <p>処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。</p> <p>地区名と処理区名にはふりがなをつける。</p>	
当該集落名	<p>対象集落名を記入する。</p>	
所在地	<p>都道県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。</p>	
地区の現況 社会・経済の現況	<p>(1) 最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。</p> <p>(2) 事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。</p> <p>(3) 集落圏とは別添1-12第3の2に掲げる区域をいう。</p> <p>(4) ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。</p> <p>(5) 道路整備率については、1、2級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。</p> <p>(6) 上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。</p> <p>(7) 配水施設を整備する場合にあっては、湧水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。</p>	
集落排水の現況	<p>(1) し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。</p> <p>(2) 生活雑排水の放流経路については、1から3までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（1から3までに該当しない場合には、4の（ ）内にその経路を記入する。）</p> <p>(3) 汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。</p> <p>(4) 汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。</p>	



項目	記入要領	備考
費用の概算 事業費	<p>(5) 畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。</p> <p>(1) 各工種ごとの事業費を記入する。</p> <p>(2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設を、その他については測定等を記入する。</p> <p>(3) m<sup>3</sup>当たりの単価については、計画1日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価(千円/m)を記入する。</p> <p>(4) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。</p>	
維持管理費	<p>(1) 運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。</p> <p>(2) 単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。</p> <p>(3) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分しその各々につき記入する。</p>	
関連事業	<p>宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要及び関連する処理区名を記入する。</p>	
同意状況	<p>各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を%で記入する。</p>	
施設計画の概要 処理施設	<p>(1) 処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口(換算値)の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、1施設を1戸と算定する。</p> <p>(2) 処理水の放流先については、「農業排水路を経て〇〇に放流する」等放流先を記入する。</p> <p>(3) 高度処理(通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、T等についての処理)が必要な地区についてはその有無を記入する。</p>	

項 目	記 入 要 領	備 考
資源循環施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 汚泥処理施設を整備する場合にあつては、汚泥処理施設の概要についてを記入する。</li> <li>(2) 処理水循環理用施設を整備する場合にあつては、循環利用施設の概要を記入する。</li> <li>(3) ポンプ施設については、各処理区ごとにその概略の必要箇所数を記入する。</li> </ul>	
その他の施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管路施設については、各処理区ごとに管路及び暗渠の概略延長を記入する。( )内に単独分の値を内数で記入する。</li> <li>(2) 雨水排水路については、各処理区ごとにその計画路線数及び概略延長について記入する。</li> <li>(3) 附 帯 施設については、農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附 帯施設の概要を記入する。</li> </ul>	
効用	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業被害軽減効果等 農業被害軽減効果、農業用排水施設保全効果、地域資源有効利用効果の合計を記入する。</li> <li>(2) 衛生水準向上効果等 住居快適性向上効果、農村空間快適性向上効果、衛生水準向上効果の合計を記入する。</li> <li>(3) 維持管理節減効果等 維持管理節減効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。</li> </ul>	
工期	<p>工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。</p>	
備考	<p>各処理区のなかで特に重要な事項がある場合にその内容を記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合 また、全体事業費に対する単独分事業費の割合 <math>[(a) / (b) \times 100\%]</math> を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。</p>	

計 画 構 想 図

位置図

S = 1 :

凡 例		
集 落 圏		
事 業 計 画 区 域		
施 設 計 画	処 理 施 設	
	管 路 施 設	
	ポ ン プ 施 設	

## 平成 年度新規 農業集落排水事業〔機能強化対策〕概要表

①既存農業集落排水施設の概要										②機能強化対策事業の概要																		
地区名					所在地					地 区 の 現 計 画 の 改 築 計 画	事業計画 区域面積		農用地 面積		総人口		農家人口		総戸数		農家戸数							
処理区名					該当集落名						現計画																	
着手年度					完了年度						改築計画																	
処 理 施 設 の 概 要	処理形式		評定認定年月日			年		月		日		同意状況 ( 月 日現在)				別紙11第5の1の(1) %		別紙11第5の1の(2) %										
	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	処理計画量			処理水の放流先				高度処理の有無		敷地面積 (m <sup>2</sup> )		処理計画量				計画人口		計画戸数		その他							
		計画人口	計画戸数	その他		有・無																						
	計画日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)		処理計画量				計画放流水質				計画日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)		計画流入水質				計画放流水質											
			BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P			BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P								
事 業 費 実 ・ 本 積 事 の 内 容	工種		事業量		事業費 (百万円)		維 持 管 理 の 状 況	供用開始 年月日		年		月		日		本 事 業 費 ・ 事 業 の 内 容	工種		事業量		事業費		事業主体					
	処理施設							使用率		計画人口比				%			管路施設		m						実施予定期間			
	雨水排水施設		m					維持管理条例制定年月日									雨水排水施設								負担区分			
	ポンプ施設		基					管理 内容		実施 回数 (年)		管 理 者		年間費用 (過去3年間 の実績平均)			ポンプ施設						国		事業費		負担割合	
	資源循環施設							日常 管理									資源循環施設						都道府				%	
	附帯施設							巡回 管理									附帯施設						市町村				%	
	その他							その他									その他						その他				%	
	小計							計									小計						受益者				%	
	単独分 計																単独分 計											
	分担金		条例制定年月日		年 月 日																							
・ 使用料		分担金																										
使用料																												
備考										機 能 強 化 対 策 の 概 要																		

・BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

様式第3号

番 号  
年 月 日

特定都道県の知事 殿

〇〇〇〇 印

事業施行申請書

〇〇地区において、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(1)の事業を〇〇県（道、都）営事業として施行していただきたく申請します。

様式第4号

番 号  
年 月 日

特定都道県の知事 殿

〇〇〇〇 印

事業実施申請書

〇〇地区において、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(1)の事業を実施いたしたく、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第4の2に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

地 区 名

- (1) 資源循環促進計画概要表
- (2) 事業計画概要表
- (3) 事業計画書

様式第4号の2

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇 殿

特定都道県の知事 印

事業計画承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇地区に係る東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(1)の事業の事業計画については、これを承認したので通知する。

様式第5号

番 号  
年 月 日

農 村 振 興 局 長 殿  
(地 方 農 政 局 長)

特定都道県の知事 印

### 事業実施計画報告書

〇〇地区において、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(1)の事業を実施いたしたく、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第4の1〔2〕に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

地 区 名

- 1 資源循環促進計画概要表
- 2 事業計画概要表

(注) 〔 〕 は県営事業以外の場合

様式第6号

番 号  
年 月 日

特定都道県の知事 殿

〇〇〇〇 印

### 事業計画変更承認申請書

〇〇地区に係る東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(1)の事業の事業計画を変更したいので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第4の3に基づき、下記調書を添えて申請します。

記

- 1 地 区 名
- 2 事業計画概要表（変更）

事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段（ ） 書きで変更前を記載する。

様式第7号

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇 殿

特定都道県の知事 印

**事業計画変更承認通知書**

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇地区に係る東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(1)の事業の事業計画の変更については、これを承認したので通知する。

様式第7号の2

番 号  
年 月 日

農 村 振 興 局 長 殿  
(地 方 農 政 局 長)

特定都道県の知事 印

**事業計画変更手続報告書**

〇〇地区に係る東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(1)の事業の事業計画の変更については、今般別紙のとおり手続が完了したので報告する。

様式第7号の2の別紙

地区名		局名		所在地	
事業名				所在地	
事業の経緯	着手年度	着工年度	変更計画確定 年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項目	現計画		変更計画	増△減	備考
計画人口					
計画戸数					
事業費					
工期					
投資効率					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

※事業計画概要表（変更）を添付する。

事業計画概要表（変更）は、事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段（ ）書きで変更前を記載する。



様式第9号

番 号  
年 月 日

特定都道府県の知事 殿

特定市町村の長 印

### 事業実施申請書

下記のとおり東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(2)の事業を実施したいので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第5に基づき申請します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費（千円）	備考

(注) 調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第10号

番 号  
年 月 日

特定都道府県の知事 殿

特定市町村の長 印

### 事業実施申請書

下記のとおり東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(2)の事業を実施したいので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第5に基づき申請します。

記

市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	対象施設	事業費（千円）	備考

(注) 計画一般図（最終）を添付のこと。

様式第11号

番 号  
年 月 日

農 村 振 興 局 長 殿  
(地 方 農 政 局 長)

特定都道県の知事 印

**事業実施申請報告書**

下記のとおり東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(2)の事業を実施したいので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第5に基づき報告します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費（千円）	備 考

(注) 調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第12号

番 号  
年 月 日

農 村 振 興 局 長 殿  
(地 方 農 政 局 長)

特定都道県の知事 印

**事業実施申請報告書**

下記のとおり東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(2)の事業を実施したいので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第5に基づき報告します。

記

市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	対象施設	事業費（千円）	備 考

(注) 計画一般図（最終）を添付のこと。

最適整備構想

平成 年 月  
〇〇県〇〇市、〇〇町、〇〇村

<最適整備構想 目次>

1. 施設現況調書
  - (1) 農業集落排水施設整備状況（平面図を添付すること）
    - ①完了地区、②実施中の地区
  - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
3. 対策方法、工事内容
  - (1) 対策工法
  - (2) 機能保全コスト算定
  - (3) 対策時期

事業計画書（市町村名）

1. 最適整備構想（機能診断を含む）の策定

(1) 対象地区一覧

(ふりがな) 地区名	(ふりがな) 処理区名	計画人口 (人)	建設工期 (経過年数)	備考

※1 地区当たり複数の処理区がある場合は、1 処理区当たり 1 行で記入

(2) 対象施設数計

種類 処理区名	処理施設 (箇所)	管路施設 (k m)	ポンプ施設 (箇所)	その他 (箇所)	備考
計					

2. 事業費等

機能診断に要する経費① :

最適整備構想策定に要する経費② :

計 (①+②) :

事業実施期間 : 平成 年度～平成 年度 ( 年)

3. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

様式第15号

番 号  
年 月 日

農 村 振 興 局 長 殿  
(地 方 農 政 局 長)

特定都道府県の知事 印

事業実施計画報告書

管内〇〇市において、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(3)の事業を実施したいので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第6の1に基づき、事業計画書を添付して報告します。

記

市町村名	事業内容	事業費	備考
		千円	

様式第16号

番 号  
年 月 日

農 村 振 興 局 長 殿  
(地 方 農 政 局 長)

特定都道府県の知事 印

事業計画変更報告書

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(3)の事業の事業計画を変更したので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第6の3により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画書（変更）

※ 変更に係る項目については、上段括弧書きで変更前を記載する。

農 村 振 興 局 長 殿  
(地 方 農 政 局 長)

特定市町村の長 印

平成〇〇年度 事業実施結果報告書

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第1の2の(3)の事業について、下記のとおり事業を実施したので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-12第8に基づき報告します。

記

1. 市町村名
2. 最適整備構想（機能診断を含む）対象施設調書
  - (1) 対象地区一覧

(ふりがな) 地区名	(ふりがな) 処理区名	計画人口 (人)	建設工期 (経過年数)	備考

- (2) 対象施設数計

種類 処理区名	処理施設 (箇所)	管路施設 (k m)	ポンプ施設 (箇所)	その他 (箇所)	備考
計					

※ 最適整備構想を添付すること。

## 別添1-14 草地畜産基盤整備事業に係る取扱

### 第1 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「施行令」という。)、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)その他の法令に定めるもののほか、この要綱別添1-14草地畜産基盤整備事業に係る取扱(以下「取扱」という。)に定めるところによる。
- 2 本事業のうち、施行令第50条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。
- 3 施行令第50条第1項第5号の4に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第3の1の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。
- 4 法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。
- 5 本事業は、整備改良又は造成改良される草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。)、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化に特に努めるとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。
- 6 特定都道府県(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第77条第1項の特定都道府県をいう。以下同じ。)の知事、事業主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数)以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

### 第2 用語の定義

本事業において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農業生産法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

#### 1 団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管

理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱いうるもの及び一連の基本施設によって受益するものは、1団地とみなす。

## 2 草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は、草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は、野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和24年法律第195号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

## 3 草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

## 4 野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

## 5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破砕、土壌改良資材の投入等の作業によって木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

### (1) 高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

#### ア 上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

#### イ 林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

### (2) 混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

## 6 農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で特定都道府県の知事が適当と認めたものをいう。



## 7 受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（以下「草地等」という。）に定める草地等のほか、当該草地等と一体的に利用される草地、これらと一体的に利用される輪作畑及び当該草地等に係る家畜に給餌することを目的として稲わら及び稲発酵粗飼料を収集する水田（水田地帯等担い手育成型に限る。）とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の3分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の5分の1を超えないものとする。また、受益草地等に水田が含まれるときはその面積の2分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の2分の1を超えないものとする。

## 8 中山間地域

第3の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

- (1) 次に掲げる要件のすべてを満たす特定市町村東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ。）の区域であること。

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する特定市町村

(ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下「振興山村」という。）

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域）を含む。以下「過疎地域」という。）

(ウ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下「特定農山村地域」という。）

(エ) (ア)から(ウ)までの地域に準ずる地域であって特定都道府県の知事が特に必要と認める地域

イ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）を作成し、又は作成することが確実である特定市町村

- (2) 当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると特定都道府県の知事が認めた特定市町村の区域であること。

## 9 農業生産法人に準ずる法人

第3の1の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、

持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が50人以下であって、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいうものとする。

- (1) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項第1号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。
- (2) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

#### 10 構成員

第3の1の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は1人として取り扱うものとする。

#### 11 家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

- (1) 肉用牛又は乳用牛であつて、生後2年以上を経過したものにあっては、1頭につき5.0頭とする方法
- (2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1頭につき2.5頭とする方法
- (3) 豚であつて、生後6ヵ月を経過した繁殖用のものにあっては、1頭につき2.0頭とする方法
- (4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1頭とする方法
- (5) 鶏にあつては、1羽につき0.02頭とする方法
- (6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあつては、当該家畜の1頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

#### 12 気候的条件の厳しい地域

第3の1の表の種類欄の草地林地総合整備型の気候的条件の厳しい地域とは、5月15日から10月5日までの期間における1日の平均気温を積算した温度が2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が50%以上の地域をいう。

#### 13 耕作放棄地

第3の耕作放棄地とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「基盤強化法」という。）第6条に規定する基本構想において、耕作放棄地（統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地をいう。

#### 14 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接

な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。)の割合をいう。

### 第3 事業の実施区域

本事業は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象とするものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

また、農用地区域内で行われる区画整理に併せて、農用地区域と農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地等の創設等を行う場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とすることができるものとする。

### 第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、草地畜産基盤整備事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)により整備を行う草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。)を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種 類		事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等
草 地 整 備 型	道営草地整備事業	<p>道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は受けることが確実と見込まれる者(その地域において効率的かつ安定的な農業経営を営むと見込まれる者、又はこれらと一体となって飼料生産を営む者)をいう。(以下「担い手」という。))を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地(受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑(輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。)をいう。))</p>

		<p>の面積がおおむね 500ヘクタール以上であること。ただし、第2の8に定める中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね3分の1以上であること。</p> <p>(3) 受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。</p>
	公共牧場整備事業	<p>公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね100ヘクタール以上、北海道にあっては250ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね50ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあっては125ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。</p> <p>(3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね60ヘクタール以上、北海道にあっては300ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね30ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあっては150ヘクタール以上となること。</p>
畜産担い手	飼料基盤集積整備事業	<p>飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね30ヘクタール以上、北海道にあっては200ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。</p> <p>(3) 事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（以下「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加するこ</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">総 合 整 備 型</p>	<p>とが確実と見込まれること。</p> <p>ア 事業採択時における担い手土地利用集積率が30%未満である場合にあつては、これが40%以上となること。</p> <p>イ 事業採択時における担い手土地利用集積率が30%以上50%未満である場合にあつては、これが10%ポイント以上増加すること。</p> <p>ウ 事業採択時における担い手土地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあつては、これが60%以上となること。</p> <p>エ 事業採択時における担い手土地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあつては、これが5%ポイント以上増加すること。</p> <p>オ 事業採択時における担い手土地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあつては、これが95%以上となること。</p> <p>カ 事業採択時における担い手土地利用集積率が95%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。</p>
<p>再編整備事業</p>	<p>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね30ヘクタール以上、中山間地域については15ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業参加者（農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。）又は第2の9に定める農業生産法人に準ずる法人を含む場合については、第2の10に定める構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域については5人）以上であること。</p> <p>(3) 第2の11に定める換算法（以下「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域については1,000頭）以上の地区であつて、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域については1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。</p> <p>(4) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね2分の1以上であること。</p>
	<p>水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家</p>

<p>水田地帯等担 い手育成整備 事業</p>	<p>畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区が、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（以下「酪農肉用牛生産振興法」という。）第2条の4第1項の認定に係る酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画（以下「市町村計画」という。）を作成し、又は作成することが確実である市町村の区域であること。</p> <p>(2) 事業参加者（農業生産法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域については5人）以上であること。</p> <p>(3) 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が50%以上である場合は、原則としてその割合から5%以上増加した割合）以上を占めること。</p> <p>(4) 事業完了後の受益草地等の面積が30ヘクタール（中山間地域については15ヘクタール）以上であること。</p> <p>(5) 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後2年以上を経過したものは1頭につき1頭、それ以外のものは0.5頭と換算する。）で100頭（中山間地域については50頭）以上増頭することが確実と見込まれること。</p>
<p>草地林地総合整備 型</p>	<p>草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村（昭和25年2月1日現在の市町村の区域であって第2の8の(1)のアの（ア）から（オ）までのいずれか、第2の8の(1)のイ及び次に掲げるイの（ア）から（オ）までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成17年2月1日現在の市町村の区域であってイの（オ）を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。）からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とする。</p>

ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。

ア 中山間地域のいずれかに該当する特定市町村

イ 次のいずれかに該当する特定市町村

(ア) 林野率が75%以上

(イ) 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上

(ウ) 田の面積のうち勾配が20分の1以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上

(エ) 気象条件が厳しい地域であり、大家畜頭数が都道県平均以上で、かつ、林野率が50%以上

(オ) 耕作放棄地の解消に向けた対策を講じており、耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であること。

ウ 家畜頭羽数換算法により算定して得た家畜飼養頭羽数がおおむね1,000頭以上の地区であること。

(2) 林地、野草地、草地等の農用地が混在し、これらの土地を再編又は総合的に整備することにより畜産的利用の促進が見込まれること。

(3) 草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。(ただし、林野率が75%以上の地域にあっては、おおむね15ヘクタール以上であること。また、気候的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあっては、おおむね60ヘクタール以上であること。)

(4) 受益面積のうち、既耕地、野草地又は放牧用林地の整備改良にかかる受益面積の割合がおおむね2分の1以上であること。

2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は、次の表の(2)に掲げるすべての要件を満たすものとする。

種 類		事業主体及び事業参加資格者の要件等
草 地 整	道営草地整備事業	<p>(1) 事業主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う特定市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p>

備 型	<p>ア 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。)を実践し、又は実践することが确实と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を実践することが确实であることを証する書面(以下「農業環境規範の点検シート等」という。)を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 担い手とする。</p>
公共牧場整備事業	<p>(1)事業主体は、特定都道府県とする。ただし、特定都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は特定都道府県の知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。)であって、特定都道府県の知事が適当と認めるもの(以下「事業指定法人」という。)に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。(以下「飼料基盤集積整備事業、再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。)</p> <p>ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 事業指定法人は、特定都道府県の知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する特定市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該特定市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。</p> <p>ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、特定都道府県、事業指定法人及び当該特定市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。</p> <p>(イ) (ア)の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。</p> <p>(ウ) 事業指定法人は、(ア)の契約を締結したときは、遅滞なく特定都道府県の知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。</p> <p>イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含む</p>



		<p>ものとする。</p> <p>(ア) 事業参加資格者の選定に関する事項</p> <p>(イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項</p> <p>(ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項</p> <p>(エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項</p> <p>ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、特定都道府県の知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する特定都道府県、特定市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他特定都道府県の知事が適当と認める者とする。</p> <p>イ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>ウ 担い手とする。</p>
畜産担い手	飼料基盤集積整備事業	<p>(1) 事業主体は、特定都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する特定都道府県、特定市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他特定都道府県の知事が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p>
総合整備	再編整備事業	<p>(1) 事業主体は、特定都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業</p>

型		<p>者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。</p> <p>イ 本事業第2の7に定めるの受益草地等を管理経営する特定都道府県、特定市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他特定都道府県の知事が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。</p> <p>エ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p>
水田地帯等担い手育成整備事業		<p>(1) 事業主体は、特定都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。</p> <p>イ 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する特定都道府県、特定市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他特定都道府県の知事が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。</p> <p>エ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p>
草地林地総合整備型		<p>(1) 事業主体は、特定都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する特定都道府県、特定市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人とする。</p> <p>イ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見</p>

込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者とする。  
ウ 担い手とする。

## 第5 活性化計画の作成

1 本事業を実施する場合にあっては、特定都道府県の知事は、事業が確実に実施されると見込まれる地区について、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

(1) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。

(2) 活性化計画の作成に当たり、特定市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。

(3) 活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

### ア 計画策定委員会の設置

特定市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

### イ 集落懇談会の開催

### ウ その他

(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア 市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する計画をいう。）

イ 集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第7条に規定する計画をいう。）

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項に規定する構想。以下「基本構想」という。）

エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農肉用牛振興法第2条の3及び4に規定する計画をいう。以下「市町村計画等」という。）

2 活性化計画は別記様式第1号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業

構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね10年後とする。

(2) 計画区域の概要

(3) 特定市町村の概要

(4) 担い手育成計画

(5) 農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(6) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

(7) 家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

(9) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

(10) 推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、特定市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

(11) その他必要な事項

## 第6 事業実施計画の樹立

1 特定都道府県の知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、事業実施計画を樹立するものとする。

2 事業実施計画を樹立するに当たっては、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 特定都道府県の知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係特定市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものと

する。

- (ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面
  - (イ) 事業参加資格者（予定者）の場合は、農業環境規範の点検シート等又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面
  - (ウ) 事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面
- (2) 事業実施計画の樹立の判定基準

特定都道府県の知事が事業実施計画を樹立しようとするときは、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して判定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地区において第3の要件に適合すると見込まれること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ 事業実施に対する特定市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ 事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ 本事業により事業を実施している地区、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）第3の2の事業、特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2242号農林水産事務次官依命通知）第3の2の事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1の(2)の別紙1の1の(1)のウの事業及び地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)の別表1の1の(1)のウの事業により事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

#### 4 事業実施計画の作成期間及びその内容

(1) 事業実施計画書の作成に係る調査の期間は2か年以内とし、計画の作成に係る総事業費の上限は1,000万円以内とする。

(2) 特定都道府県の知事は、事業実施計画を樹立することとなったときは、事業実施計画の樹立のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

この場合において、特定都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立事務の一部を特定市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託

することができるものとする。

- (3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（平成19年4月20日付け19生畜第20号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。
- (4) 特定都道府県の知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえた事業実施計画を作成するものとする。
- (5) 事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、特定都道府県の知事は事業実施計画を、別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書によりとりまとめるものとする。この場合において、当該事業実施計画は事業の効用が費用を償っているものでなければならない。

## 第7 事業の実施

### 1 実施計画の提出

- (1) 特定都道府県の知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、東日本大震災復興交付金交付要綱第18若しくは東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱第21に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等（事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。）を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあつては農林水産省大臣）に提出するものとする。
- (2) 特定都道府県の知事は、提出にあたって、以下のことに確認した後に提出するものとする。
  - ア 事業の実施が技術的に可能であること。
  - イ 事業の効果が費用を償うものであること。
  - ウ 活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。
  - エ 土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。
  - オ 活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る）の達成が見込まれること。
  - カ 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。
  - キ 草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあつては、林道管理者等との協議が整っていること。

### 2 事業開始の通知

特定都道府県の知事は、事業実施計画を提出したときは、関係特定市町村長及び事業主体（特定都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

### 3 事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業主体（特定都道府県を除く。）は、特定都道府県の知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する特定市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該特定市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、特定都道府県、事業指定法人及び当該特定市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

- (2) (1)の契約においては、交付金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく特定都道府県の知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

### 4 各年度の事業承認協議

- (1) 事業主体（特定都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施にあたり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる特定市町村等の同意を得るものとする。
- (2) 事業主体（特定都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、特定都道府県の知事の承認を受けるものとする。

### 5 事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

### 6 事業費の積算

本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林省畜産局長通知）により行うものとする。

### 7 事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、早期に事業完了が図られるよう努めるものとする。

### 8 指導体制

- (1) 特定都道府県の知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（以下「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、特定市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 特定都道府県の知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。

## 9 事業完了後の措置

### (1) 草地等及び施設の一時使用等

ア 事業主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ 事業主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ 事業主体（特定都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、特定都道府県の知事と協議するものとする。

(2) 特定都道府県の知事、事業主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

## 第8 事業実施計画等の変更

1 特定都道府県の知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には事業実施計画の変更を行うものとする。

(1) 事業主体、管理経営主体又は事業参加者の変更

(2) 受益草地等の面積の10%以上の増減

(3) 工種の新設又は廃止

(4) 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 特定都道府県の知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第5号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係特定市町村に通知するものとする。

3 特定都道府県の知事は、第4に定める事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係特定市町村に通知するものとする。

## 第9 事業の完了報告

特定都道府県の知事は、本事業が完了したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第10 助成



1 基本国費率

- (1) 国は、本交付金について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の全部又は一部を、予算の範囲内において、特定都道県に対して交付するものとし、本交付金の基本国費率は、次のとおりとする。
- (2) 当該交付金の申請の手續等については、別に定める交付要綱によるものとする。

区分	種目	工種及び整備内容	交付対象						基本国費率
			草地整備型		畜産担い手総合整備型			草地林地総合整備型	
			道営 草地 整備 事業	公共 牧場 整備 事業	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	水田地 帯等担 い手育 成整備 事業		
事業 計画 策定 事業	(1) 事業 計画 策定	ア 事業計画策定 特定都道県が行う草地畜産基盤整備事業実施計画の作成	○	○	○	○	○	○	50% 以内
基 本 施 設	(1) 草地 整備 改良	ア 草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草	○	○	○	○	○	○	50% 以内 草地 林地 総合 整備 型に あつ ては 55% 以内

整備 事業 業	種子の購入及び散布を含む。)に要する経費						
	イ 道路整備 草地(アの整備に係る草地をいう。以下(1)において同じ。)の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
	ウ 用排水施設整備 草地保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
	エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○
	(2) 関連 草地	ア 草地造成 改良 草地(飼	○	○	○	○	○

造成改良	料畑を含む。)の造成又は改良 (これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)に要する経費							
イ	道路整備 草地(アの整備に係る草地をいう。以下(2)において同じ。)の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
ウ	用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
エ	雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取	○	○	○	○	○	○	

	水施設及び 導配水施設 の新設又は 改良に要す る経費						
(3) 草 地 等 の 基 盤 整 備 改 良	ア 野草地整 備改良 野草地の 整備改良(牧 草導入のた めの障害物 除去、起土、 整地並びに 土壌改良資 材、牧草種 子の購入及 び散布を含 む。)のほか、 野草地の利 用に必要な 道路整備、 雑用水施設 整備の新設 又は改良に 要する経費	○	○	○	○	○	
	イ 放牧用林 地整備 放牧用林 地（木竹の 生育に供さ れ、併せて 家畜の放牧 の目的に供 される土地 をいう。以 下同じ。）の 造成又は整 備（造林・		○	○	○	○	

<p>除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費</p>						
<p>ウ 牧野樹林整備 草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	○	○
<p>エ 家畜排せつ物還元用農用地造成・整備 家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良に要する経費</p>	○			○	○	

<p>オ 水質汚染防止基盤整備        牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良に要する経費</p>		○	○	○		
<p>カ 防災施設整備        草地（飼料畑、野草地、放牧用林地及び牧野樹林を含む。）の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	○	○
<p>キ 施設用地造成整備        牧場の管理経営を行うための基地となる畜</p>	○	○	○	○	○	○

		産施設用地、牧場の持つ緑資源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備に要する経費							
利 用 施 設 整 備 事	(1) 農 業 用 施 設 整 備	ア 隔障物整備 整備改良 又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	50% 以内 草地 林地 総合 整備 型に あつ ては 55% 以内
		イ 家畜保護施設整備 整備改良 又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地		○	○	○	○	○	

業

<p>を利用する 家畜の飼養 に必要な家 畜避難舎、 増飼施設、 当該家畜の 看視及び保 護に必要な 看視舎等の 新設又は改 良に要する 経費</p>						
<p>ウ 電気導入 施設整備 施設等に 必要な電気 を導入する 施設の新設 又は改良に 要する経費</p>	○	○	○	○	○	○
<p>エ 用排水施 設整備 農業用施 設に必要な 用排水施設 の新設又は 改良に要す る経費</p>		○	○	○	○	○
<p>オ 雑用水施 設整備 農業用施 設に必要な 水源取水施 設及び導配 水施設の新 設又は改良 に要する経 費</p>		○	○	○	○	○
<p>カ 飼料調製</p>						



<p>貯蔵施設整備  整備改良  又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費</p>	○	○	○	○	○
<p>キ 飼肥料庫整備  家畜の飼養に必要な飼料及び整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良に要する経費</p>			○	○	
<p>ク 家畜排せつ物処理施設整備  家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は</p>	○		○	○	○

改良に要する経費						
ケ 水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○		
コ 間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費				○		○
サ 衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、	○	○	○	○	○	○

	薬浴、牛衝等の施設の新設又は改良に要する経費						
	シ 放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	
	ス 防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費	○					○
(2) 農機具等導入	ア 牧場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用	○		○	○	○	

	林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費						
	イ 農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	○	
	ウ 燃料庫整備 施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○		

2 事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア 通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。

イ 除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、燐酸質資材

(溶性磷肥等及び草地用化成(農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。))とする。

エ 有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ 有機質資材は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子(原則として特定都道府県の定める奨励品種であること。)とする。

キ 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

## (2) 道路整備

道路の改良とは、(a)曲線及び勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b)幅員の拡張、(c)(a)及び(b)の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

## (3) 利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第9の表の種目欄の草地整備改良、関連草地造成改良、第9の表の工種及び整備内容欄の野草地整備改良、放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)によるものとする。

## (4) 家畜保護施設整備

ア 家畜保護施設を整備(公共牧場及び被災し使用困難となった家畜保護施設を整備する場合は除く。)する場合にあっては、飼料自給率の向上が事業採択時の現況値より10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ 家畜保護施設を整備にあたっては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ 家畜保護施設を整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ 家畜保護施設を整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね5年以内に家畜の導入の完了することが見込まれるこ

と。

(5) 飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあっては、すべての利用者（公共牧場における整備を除く。）が第9の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6) 農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

### 3 融資

(1) 本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

(2) 第6の2の事業実施計画の決定通知を受けた特定市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 特定市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第7号の様式により、次の事項を記載した計画書（以下「資金計画書」という。）を作成し、特定都道府県の知事に協議するものとする。

(ア) 農業経営の状況

(イ) 農業経営の改善計画

(ウ) 取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等

(エ) 必要資金の額及び調達方法

(オ) 償還計画

(カ) その他必要な事項

イ 特定都道府県の知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めるときは、特定市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ 特定都道府県の知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関（株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等）との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

## 第11 補則

### 1 本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

### 2 農地保有合理化事業の活用

本事業の円滑な実施を図るため、基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、基盤強化法その他関係法令及び農地保有合理化事業に関する通知の定めるところによるものとする。

### 3 配合飼料価格安定対策

事業参加者のうち、配合飼料を購入している者は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

### 4 家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあつては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

### 5 草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議

実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあつては、林道管理者等との協議が整っているものとする。

### 6 補助事業等の実施に要する人件費の算定等

本事業のうち第9の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

## 第12 経過措置

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）、農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け農地C第500号農林事務次官依命通知）及び畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15生畜第5007号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であつて、平成23年度以降に本交付金により継続して事業を実施する地区については、復興交付金事業計画に位置づけることをもって本事業に移行されたものとみなし、この取扱に定めることのほかは、なお従前の例による。

	県	地区
	作成年月	

( \_\_\_\_\_ 型) \_\_\_\_\_ 事業  
畜産活性化計画書  
○○地区  
  
平成 年 月  
○○県 (都道県)

〈目 次〉

第1章 概 要

- 1 畜産活性化計画総括表
- 2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望
- 3 畜産担い手育成の展望
- 4 対象事業の概要

第2章 地域畜産の概要

- 1 計画地域の概要
- 2 市町村の概況
  - (1)市町村の概要
  - (2)市町村における畜産振興等の目標

第3章 計画事項

- 1 畜産活性化の目標
  - (1)育成すべき畜産経営の姿

- (2)実現すべき農業構造の目標
  - (3)畜産の生産性向上の目標
  - (4) 担い手育成計画
  - (5)農地の流動化計画(飼料基盤集積事業に限る。)
  - (6) 土地利用計画
  - (7) 家畜飼養計画
  - (8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標
    - ①自給飼料の生産目標
    - ②飼料生産基盤の整備目標
- 6 関連事業計画
  - 7 推進体制整備計画
  - 8 その他必要な事項



畜産活性化計画区域図  
〇〇県〇〇地区



- (注) 1 第3章の土地利用構想に従って区分する。  
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

第1章 概要  
1 畜産活性化計画総括表

農政局名											
都道県名	所在地	地区名	区域面積 (ha)		担当部課名						
					(TEL FAX)						
地勢及び社会経済条件					飼料生産基盤の整備状況						
営農状況											
農業構造の再編目標	現在				目標 (10年後)						
	農家数(戸)	農地面積(ha)	飼料基盤面積(ha)	家畜飼養頭数	経営面積(ha)	農業所得(千円)	農家数(戸)	農地面積(ha)	飼料基盤面積(ha)	家畜飼養頭数	経営面積(ha)
自給飼料生産計画	区分	需要量(TDN) (A)	供給量(TDN) (B)	差引過不足量(TDN) (A)-(B)	外部依存量(TDN)			飼料自給率 (B)/(A)	備考		
					その他粗飼料(C)	濃厚飼料(D)	計				
	現況	t	t	t	t	t	t	t	%		
計画	t	t	t	t	t	t	t	%			
道営草地	担い手育成の目標	現況担い手数(A) (戸)	計画担い手数(B) (戸)	計画(B)/現況(A) (10年後)		備考					
整備事業・公共牧場	土地利用計画構想	区分	活性化計画 区域面積(ha)	農用地(ha)					非農用地	その他	計
				水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	小計		
		現況									
計画											
整備事業	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A) (頭)	計画家畜飼養頭数(B) (頭)	戸数 (戸)		計画(B)/現況(A) (10年後)		対象事業完了後 (5年後)		備考 ※比率は頭数による	
関連	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)			
飼料生産基盤集積整備事業関連	飼料生産基盤集積整備事業	項目	受益草地等面積(A)		担い手の経営基盤面積(B)		同左の(%) (B)÷(A)		備考		
		現況	(ha)		(ha)						
		対象事業完了時	(ha)		(ha)		5年後				
		目標	(ha)		(ha)		10年後				
		現況担い手経営飼料基盤面積(A)	計画担い手経営飼料基盤面積(B)	戸数		計画(B)/現況(A)		対象事業完了後		備考	
		(ha)	(ha)	(戸)		(10年後)		(5年後)		※比率は面積による	
		担い手等への土地利用集積方法	計(ha)	個別農家	農業生産法人	生産組織	その他	備考			
		自己所有地									
		賃借権設定									
		経営受託									
農作業受託											
その他	( )	( )	( )	( )	( )						
家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A) (頭)	計画家畜飼養頭数(B) (頭)	戸数 (戸)		計画(B)/現況(A) (10年後)		対象事業完了後 (5年後)		備考 ※比率は頭数による		
事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)				
再編整備事業関連	飼料生産基盤の整備計画	山林	原野	採草放牧地	田	畑	計	備考			
		造成改良				( )					
		整備改良					( )				
		野草地整備					( )				
		放牧用林地整備					( )				
		その他					( )				
計					( )						
家畜飼養計画	事業管理計画	現況うち担い手飼養頭数(A)	計画うち担い手飼養頭数(B)	戸数		計画(B)/現況(A)		対象事業完了後		備考	
		(頭)	(頭)	(戸)		(10年度)		(5年後)			
		うち担い手分(A)	うち担い手分(B)	戸数		計画(B)/現況(A)		対象事業完了後		備考	
		(頭)	(頭)	(戸)		(10年後)		(5年後)			
事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)		④ (年～年)				

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の( )は交換分等を記入する。

(注2) 水田地域等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備事業は、再編整備関係欄に記載すること。

2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望

	現 況	計 画
経営形態		
経営状況		
生産基盤		

3 担い手育成の展望

--

4 対象事業の概要

事業名	地区名	採択年度	完了予定 年 度	受益面積	総事業費	(道営草地整備事業)	
						計画区域草地等面積	参加農家占める担い手割合
		年	年	ha		ha	%

第2章 地域畜産の概要

1 計画区域の概要

① 計画区域の範囲

市町村名	関係集落	関係農協	関係面積	関係戸数

② 計画区域における畜産の概況

③ 対象区域の選定理由

2 市町村の概況

(1) 市町村の概要

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① 振興計画及び指定地域の状況

(市町村名： 、調査年度：平成 年度)

名称	対象地域	指定・許可年月日			内 容	備 考
		指定		許可		
		指定		許可		
		指定		許可		
		指定		許可		







② 飼料基盤利用集積の内訳  
現在

農作業主体 権利の種類	担 手 農 家 等								合 計	
	個別農家		生産法人		生産組織		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

計 画（10年後）

農作業主体 権利の種類	担 手 農 家 等								合 計	
	個別農家		生産法人		生産組織		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

③ 担い手別団地別の飼料基盤利用集積調整一覧表（飼料基盤集積整備事業に限る。）

担い手 農家 番号	地番	面積 (ha)	計画地目	所有農家 番号	面的集積方法 (ha)				
					所有権	賃借権	作業委託	経営委託	計

(注) 一覧表は担い手別に整理する。

④ 飼料基盤集積計画状況図（飼料基盤集積整備事業に限る。）

草地集積計画状況図

凡 例	
活性化計画区域	黒 〇 で囲む
担い手飼料基盤区域	黒 〇 で囲む
担い手団地界	茶 〇 で囲む
集積状況	
所有者	○
耕作者( )による	△
受託者( )	□
所有権による集積	赤
賃借権等による集積	緑
農作業受託等による集積	黄
交換分合による移動	青

(注) 1 色分、記号、番号等で集積状況がわかるように作成する。  
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

(7) 家畜の飼養計画

区分	乳用牛			肉用牛			その他					
	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数
現況	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
増減	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(注) 1 上段は市町村全体、下段( )書きは担い手分とする。なお、公共牧場の場合は上段を預託頭数とする。  
 2 その他は、畜種毎に記入する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

① 自給飼料の生産計画

5年後

(単位：t)

区分	需要量(TDN)(A)	供給量(TDN)(B)	差引過不足量(TDN)(A)+(B)	外部依存量(TDN)				飼料自給率(B)/(A)	備考
				公共草地(C)	その他粗飼料(D)	濃厚飼料(E)	計		
現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増減	t	t	t	t	t	t	t	%	

10年後

(単位：t)

区分	需要量(TDN)(A)	供給量(TDN)(B)	差引過不足量(TDN)(A)+(B)	外部依存量(TDN)				飼料自給率(B)/(A)	備考
				公共草地(C)	その他粗飼料(D)	濃厚飼料(E)	計		
現況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増減	t	t	t	t	t	t	t	%	

② 飼料生産基盤の整備目標

	事業対象用地					目標整備量	事業計画
	山林	原野	採草放牧地	田	畑		
飼料生産基盤							
造成改良							
整備改良							
野草地整備							
放牧用林地整備							
その他							
農道							
用排水							

③ 農業用施設の整備目標

	現在	目標整備量
家畜保護施設		
家畜排せつ物処理施設		
飼料調製貯蔵施設		



6 関連事業計画

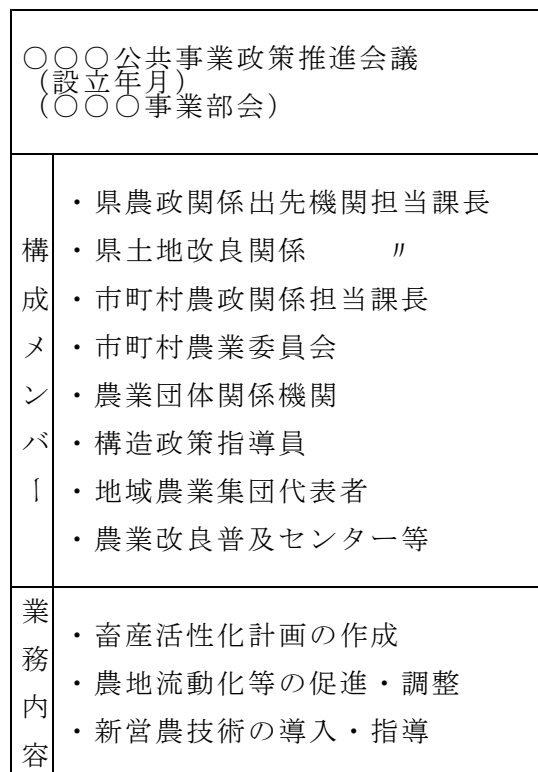
導入事業（資金）名	事業の内容	導入 （予定） 年度	完了 （予定） 年度	畜産担い手育成総合整備事業との関連（飼料生産基盤の面的集積との関連）	備考

7 推進体制整備計画

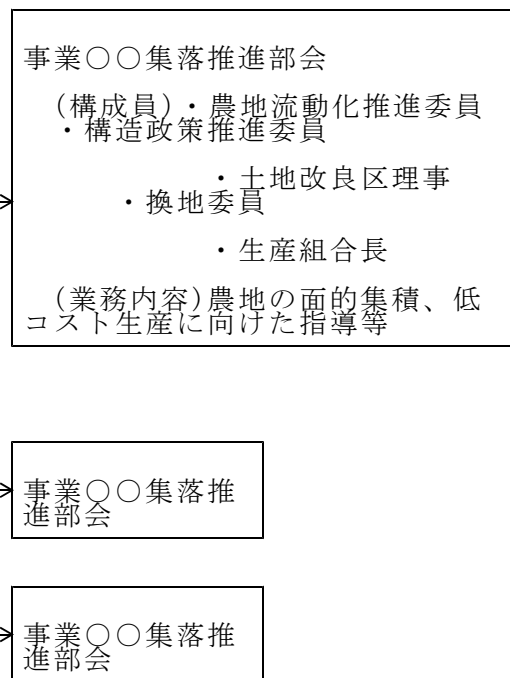
事業の円滑な推進を図るための推進整備体制について、地区又は市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。

例

（市町村段階）



（集落段階）



8 その他必要な事項

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤事業(〇〇型)  
〇〇事業実施地区選定申請書

番 号  
年 月 日

特 定 都 道 県 の 知 事 殿

特 定 市 町 村 の 長 ㊤

平成〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の取扱第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事 業 の 種 類
- 4 別紙調書  
草地畜産基盤整備事業(〇〇型)〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）  
 〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

（道営草地整備事業及び公共牧場整備事業）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 （有・無）			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計	戸	戸	
									酪農	( )	( )	
								( )	肉用牛	( )	( )	
						計画			〔 殖 育 豚 鶏 その他	( )	( )	
								( )		( )		
								( )		( )		
								( )		( )		

（飼料基盤集積整備事業）

所在地	飼料生産基盤の流動化計画					
	担い手等への土地利用集積方法	計 (ha)	個別農家	農業生産法人	生産組織	その他
	自己所有地					
	賃借権設定					
	経営受託					
	農作業受託					
	その他	( )	( )	( )	( )	( )

（再編整備事業）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 （有・無）			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計	戸	戸	
									酪農	( )	( )	
								( )	肉用牛	( )	( )	
						計画			〔 殖 育 豚 鶏 その他	( )	( )	
								( )		( )		
								( )		( )		
								( )		( )		

(水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型)

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					牛飼養頭数			事業参加資格者				備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地区頭数	区分	現況		計画		
									戸数	うち担い手数	戸数	うち担い手数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	計酪農肉用牛 〔 殖 育 〕 その他	戸	戸	戸	戸	
						計画	頭		( )	( )	( )	( )	
									( )	( )	( )	( )	

5 関係市町村の概況

(1) 農家戸数

(平成 年 月現在)

区分 市町村名	経営規模別農家戸数						専業別農家戸数割合				経営形態農家戸数割合				農家率		備考
	50a未満 (5ha未満)	50a～ 1ha (5～ 10ha)	1～ 2ha (10～ 15ha)	2～ 3ha (15～ 20ha)	3ha 以上 (20ha 以上)	計	専業	兼業農家		計	畜産 専業	畜産 畑作	その他	計	農家戸数 全戸数		
	戸	戸	戸	戸	戸	戸		第1種	第2種							計	
							%	%	%	%	%	%	%	%	%		

- (注) 1 経営規模別農家戸数欄の ( ) 内は北海道についてのものである。  
 2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。(以下に同じ。)

(2) 経営土地面積

(平成 年 月現在)

市町村名	区分	農用地面積							農用地に 対する草 地、飼料 畑及び輪 作畑の占 める割合	原野			山林			その他	合計	備考
		草地	飼料畑	輪作畑	小計	その他	計	戸当り農 地用地面積		採草・放牧 する草地	採草・放牧 しない草地	計	採草・放牧 する草地	採草・放牧 しない草地	計			
	全数 農家 1戸当り	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(3) 家畜の飼養状況

市町村名	区分 年度	乳用牛(2才以上のもの)				乳用牛(2才未満のもの)				肉用牛				〇〇				豚換算頭数		備考
		飼養 戸数	飼養 頭数	飼養 農家率	1戸当り 頭数	飼養 戸数	飼養 頭数	飼養 農家率	1戸当り 頭数	飼養 戸数	飼養 頭数	飼養 農家率	1戸当り 頭数	飼養 戸数	飼養 頭数	飼養 農家率	1戸当り 頭数	現況	計画	
	近年 最近 主要畜種	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	頭	頭	

- (注) 1 飼養農家率＝飼養戸数／全農家戸数  
 2 1戸当たり頭数＝飼養頭数／飼養戸数

(4) 関連事業実施状況等

農業経営基盤強化 促進法に基づく 市町村基本構想	策定の有無	有・無	策定年度	年度	摘要													
	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～年度	草地開発・ 整備計画			造成面積	整備改良面積	備考						
市町村酪農・肉用 牛生産近代化計画	飼養頭数の 目標	乳用牛 頭	肉用牛 頭	飼料作物 作付面積 の目標	水田	普通畑	牧草地	その他	所得額 の目標	千円		飼料自給 率の目標	%					
市町村農業 振興地域 整備計画	策定の有無	有・無	策定年度	年度	計画期間	～年度	摘要											
〇〇〇〇事業	指定年度	年度	事業期間	～年度	基幹作目													
	主要事業 内容																	
土地改良事業 の実施状況	地区名	国・県 営の 別	事業着 手年 度	地区面積	農地造成面積 (受益面積)	主要作目												
			年度	ha	ha													

(5) 市町村の財政状況

市町村名	歳入	市町村税	地方交付税	公営企業及び財源収入	分担金及び手数料	使用料及び手数料	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財政割合				備考
														%				
	歳出	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	合計	産業経済費割合	備考
																	%	

6 地区の条件及び計画

(1) 立地条件

地区面積	交通の状況	地形	地質	標高	農耕期間の平均気温	無霜期間	傾斜度	水利用上の問題点	排水上の問題点	その他立地上の問題点
ha				m						

団地名	団地総面積	所有区分及び現況地目別面積				開発制限指定関係		利用期に達しない幼令林面積	開発整備に当たっての権利関係の整備方針	現在までの経緯の概要	開発整備に当たっての問題点
		所有区分	面積	現況地目	面積	指定の種類	面積				
	ha		ha		ha		ha	ha	うち草地利用権設定予定面積 ha		

- (注) 1 所有区分の欄は、国有林野（国有林野法第2条に掲げる土地）、開拓財産、その他の国有地、公有地、（地方公共団体有地）、共有地、組合有地、会社有地、社寺有地、個人有地等の区分を記入すること。
- 2 開発制限指定関係の種類は、各種保安林の指定、砂防法による指定、自然公園法による指定、文化財保護法による指定、国有林野の直営生産事業林、母樹林、見本林、系争地、適地選定基準外等の内容を記入すること。
- 3 草地利用権とは、農地法第75条の2に規定する草地利用権をいう。
- 4 現在までの概要の欄は、例えば開拓財産については買収期日、旧所有者、不用地処分手続の進捗等、国有林野については営林局関係の交渉の経緯及び農地保有合理化事業等につき記入すること。

- 添付書類 1 位置図  
2 事業参加申出書の写し

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の取扱第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日  
 県 郡 村大字 字 番地

氏 名 ㊟

記

1 申出者に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積 (ha)					家畜飼養頭数 (頭 羽)				経営移転の有無		経営土地の取得希望面積 (ha)	備考
		田	畑			計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	有	無		
現在														
計画														
増減														

2 申出の対象たる土地の表示及びその土地の所有者

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	所有者	
								住所	氏名又は名称

3 申出の対象たる農用地の表示及びその農用地の耕作者等

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	耕作又は養畜の業務を営む者		
								権利の種類	住所	氏名又は名称

4 申出の理由

5 その他必要な事項

(備考)

1. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2. 草地畜産基盤整備事業の運用第7の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

(様式例)

**飼料自給率確認表**

**1 参加経営体データ**

地区名	
市町村名	
事業参加経営体名	
営農形態	

**2 飼料基盤概要**

	現況	計画
草地(既存)	ha	ha
草地(整備)	ha	ha
草地(造成)	ha	ha
草地(他集積)	ha	ha
草地(集積→整備)	ha	ha
飼料畑(既存)	ha	ha
飼料畑(整備)	ha	ha
飼料畑(造成)	ha	ha
飼料畑(他集積)	ha	ha
飼料畑(集積→整備)	ha	ha
水田(WCS)	ha	ha
水田(稲ワラ)	ha	ha

**3 自給率計算書**

**(1) 養分(TDN)要求量**

	乳用牛				肉用牛				必要TDN 合計(t)
	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	
		a	b	c(a×b)×0.365		A'	B'	C'(A'×B')×365	c+C'
現況	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
計					肥育牛				
計画	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
計					肥育牛				

注:集積等は、特定できる資料を提示。

注1:1頭当たりTDN(kg)は、直近の日本飼養標準等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること。  
注2:頭数は事業計画の頭数を記載すること。

**(2) 養分(TDN)供給量**

	作物名	作付面積	単収	総収量	TDN含有率	TDN収量	備考 (特記事項)
		(ha)	(t/ha)	(t)	(%)	合計(t)	
現況	草地(既存)	a	b	c(a×b)	d	e(c×d)	
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
計画	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						

注1:TDN含有率は、直近の日本飼料成分表等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること(目標値は使用しない)  
注2:単収は、県の指標等を用い、その根拠となる資料を添付すること。  
注3:混播牧草や、再生草を利用する場合は、単収及びTDN含有率の根拠となる資料を別途添付すること。

**(3) 自給率**

	要求量 (TDNt)	供給量 (TDNt)	自給率 (%)
	a	b	b/a
現況(繁殖)			
計画(繁殖)			
向上率			
現況(肥育)			
計画(肥育)			
向上率			
現況(酪農)			
計画(酪農)			
向上率			
現況			
計画			
向上率			

**4 市町村酪肉近代化計画概要**

市町村名	営農類型	自給率(%)	
		現況	計画
	繁殖		
	肥育		
	酪農		

**5 家畜頭数増加率、飼料基盤集積率**

	家畜頭数	土地集積率
現況		
計画		
増加率(%)		

**6 造成・整備面積**

	草地	飼料畑	計
造成			
整備			



別記様式第4号 (第6の4関係)

〇〇〇草地畜産基盤整備事業  
(〇〇型) 〇〇事業実施計画書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿  
(北海道にあつては農林水産大臣)

特定都道県の長の氏名 ㊤

別冊事業実施計画書のとおり、〇〇地区に係る草地畜産基盤整備事業(〇〇型)〇〇事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の取扱第〇の〇の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

- (添付資料)
- ・ 〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画書
  - ・ 畜産活性化計画
  - ・ 負担金条例

目 次

〇〇〇草地畜産整備事業実施計画概要（〇〇〇型）〇〇〇〇事業	.....
第1章 目 的	.....
第2章 地域の概要	.....
第1節 地区の所在地	.....
第2節 一 般 概 況	.....
第3節 地域の農業概況及び動向	.....
第4節 関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型のみ）	.....
第5節 地域の畜産概況	.....
第6節 土地利用現況	.....
第7節 主要農畜産物販売額	.....
第8節 家畜飼養変遷状況	.....
第9節 その他	.....
第3章 地区の現況等	.....
第1節 地区の沿革	.....
第2節 農家戸数	.....
第3節 農家経営現況	.....
第4節 土地の権利関係等	.....
第5節 土地の現況	.....
第6節 草地の現況	.....
第7節 気象概況	.....
第8節 水利現況等	.....
第9節 道路現況	.....
第4章 事 業 計 画	.....
第1節 事業の目的	.....
第2節 事業の必要性及び目標	.....
第3節 農家経営改善計画	.....
第4節 土地利用計画	.....
第5節 家畜飼養計画	.....
第6節 草地管理利用計画	.....
第7節 生産計画	.....
第8節 環境保全計画	.....
第9節 その他	.....
第5章 全 体 事 業 計 画	.....
第1節 事業費総括表	.....
第2節 負担額総括表	.....
第3節 全体事業計画の内容	.....
第6章 公共牧場管理計画（公共牧場整備事業のみ）	.....
第1節 管理経営の基本方針	.....
第2節 施設管理計画	.....
第3節 農家経営改善計画	.....
第4節 資金計画	.....
第5節 牧場管理機構	.....
第6節 牧場運営計画	.....
第7節 当該牧場における利用農家の範囲	.....
第7章 事業費参加予定者等	.....
第1節 事業参加予定者総括表	.....
第2節 事業参加予定者戸別明細表	.....
第3節 受益面積	.....
第8章 事業費負担計画等	.....
第1節 事業費負担区分	.....
第2節 経営体別投資額	.....
第3節 資金計画	.....
第9章 事 業 効 果 等	.....
第10章 添 付 書 類	.....
1 添 付 図	.....
2 積算資料、参考資料等	.....

000 草地畜産基盤整備事業（草地整備型） 道営草地整備事業 調査計画概要

地区名	( ) 所在地		受益地域概要		自然条件	標高	地形	地質	土壌	植生	気象				
事業主体	北海道		調査計画期間	事業実施期間	~	m					平均気温	降水量			
基本構想					草地概況	草地面積	放草収量	不陸地	排根線	重粘土	泥炭土				
					草地概況	ha	t	ha	m	ha	ha				
受益農家の経営改善計画	区分	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地計	山林	原野	その他	合計		
	現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
受益農家の経営改善計画	市町村	農用地										山林	原野	その他	
	市町村	農家戸数	田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	計	山林	原野	その他	ha	ha	ha	
受益農家の経営改善計画	年度	乳用牛			肉用牛			馬		豚		摘要			
	年度	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	頭数	戸数	摘要			
受益農家の経営改善計画	将来の目標	#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!			
	将来の目標	#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!			
受益農家の経営改善計画	区分	経営土地面積 (ha)				飼養家畜(頭)				畜産所得	追加投資額	追加投資償還年額			
	現況	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	小計	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計	千円	千円
受益農家の経営改善計画	事業名	事業期間		事業内容				受益戸数等							
	事業名	事業期間		事業内容				受益戸数等							
受益農家の経営改善計画	地区面積 (受益草地面積)	所有区分別面積				土地権利関係の概要		開発制限等指定状況							
	( ha)	所有者		面積											
受益農家の経営改善計画	増加純益額	妥当投資額		総事業費		投資効率									

(注) 1 地区欄の( )内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。

2 肉畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を豚換算し、それに占める肉畜の割合を記入すること。

3 受益戸数の( )は、担い手農家数を記入すること。

(1 地方事務費5%含む。)



〇〇〇草地畜産基盤整備事業(草地整備型)公共牧場整備事業 実施計画概要

ふりがな 地区名		( ) 所在地		事業主体		計画策定期間 事業実施期間		年度 ~ 年度									
牧場名		管理主体		設置事業完了年度		-		-									
牧場設置事業名		-		-		-		-									
(整備計画の基本構想)																	
振興計画等の指定状況			自然条件			土地の権利関係											
計画等の名称		指定年月	標高	地形・地質	気温	平均気温	現在の土地所有状況										
							牧場有地 (ha)	借地 (ha)	計 (ha)								
							造成整備 面積 (ha)	土地権利 調整の概 要	使用収益 する権利								
畜産振興計画																	
区分		乳用牛			肉用牛			土地利用計画									
関係市町 村名	頭数 (頭)	戸数 (戸)	戸当たり (頭/戸)	頭数 (頭)	戸数 (戸)	戸当たり (頭/戸)	牧草地			飼料畑 (ha)	野草地 (ha)	その他 (ha)					
現況 (年)			#DIV/0!			#DIV/0!	区分	採草地 (ha)	兼用地 (ha)	放牧地 (ha)	計 (ha)						
計画 (年)			#DIV/0!			#DIV/0!	現況	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
							計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
家畜飼養計画										農業用施設整備		その他諸経費					
夏期飼養頭数					冬季飼養頭数					合計		合計					
区分	乳用牛			肉用牛			乳用牛			肉用牛			事業種目		事業量	事業費 (千円)	
	成牛 (頭)	うち乳牛 (頭)	育成牛 (頭)	計 (頭)	成牛 (頭)	育成牛 (頭)	計 (頭)	成牛 (頭)	うち乳牛 (頭)	育成牛 (頭)	計 (頭)	成牛 (頭)	育成牛 (頭)	計 (頭)	区分	割合 (%)	事業費 (千円)
現況 (年)															全 体		0
計画 (年)															年度		
															年度		
															年度		
牧場利用農家の範囲		県内		県外		肉畜割合 %	増加純益額 (千円)	妥当投資額 (千円)	総事業費 (千円)	投資効率	関係事業計画		年度別事業計画		負担区分		
区分	市町村名	農家 戸数 (戸)	郡道府県名	農家戸数 (戸)							備考	区分	金額	比率	金額	合計	区分
現況 (年)																	
計画 (年)																	

※計画概要図を略図により添付すること。

(注) 1 地区名欄の ( ) 内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。  
 2 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は、郡、町村名を記入すること。  
 3 整備計画の基本構想の欄には、地域の特徴、現在の状況等から読み、事業の目的、基本構想について記入すること。  
 4 畜産振興計画の概要の欄には、各市町村別計画から転記し、( ) 内には当該計画の作成基準年を記入すること。  
 5 家畜飼養計画の欄には、当該牧場によるものとし、計画は、牧場経営の安定年次によること。  
 6 牧場利用農家の範囲の欄には、道内は市町村別、道外は都道府県別に記入し、計画は牧場経営の安定年次によること。  
 7 肉畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を概換算し、それに占める肉畜の割合を記入すること。  
 8 事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目毎に記入し、その他諸経費については、測量及び試験費、用地及び補償費、工事雑費等であり所帯事務費は含まない。  
 9 関係事業計画の欄には、本事業の実施地域に関し、本事業と一体的に実施する計画であるものについて記入すること。  
 10 年度別事業計画の欄には、事業実施計画について総事業費及び年度ごとの事業費とその割合を記入すること(事務費を含まない)。  
 11 負担区分の欄には、事業費、事務費別とし、関係事業は、[ ] で外数として記入すること。  
 12 土地利用計画の欄の ( ) は、事業参加農家の面積を記入する。

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)飼料基盤集積整備事業 実施計画概要

地区名		所在地		事業主体		計画策定期間		事業実施期間		基本構想														
自然条件		標高	地形	地質	土壌	植生	気象		受益地域の概要															
		m					平均気温	降水量																
		草地	牧草	不陸地	排根線	重粘土	泥炭土																	
		面積	収量	団地数	力所数	団地数	団地数																	
		ha	t																					
土地利用計画												関係市町村												
区分	田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地計	山林	原野	その他	合計	市町村名	農家戸数	農用地 (ha)					山林	原野	その他		
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha			田	普通畑	飼料畑	牧草地	計	ha	ha	ha		
現況																								
計画																								
家畜飼養計画												概要												
区分	乳用牛			肉用牛			馬	その他 ( )	内畜割合	受益戸数														
	成牛	育成牛	計	肉用種	乳用種	計	頭	頭	%	戸														
現況	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭																
計画																								
受益農家の経営改善計画												将来の目標												
区分	経営土地面積(ha)						家畜飼養頭数(頭)				畜産所得	追加投資額	追加投資償還金額											
	田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計	千円	千円	千円										
現況																								
計画																								
増減																								
土地の権利関係												地域指定の状況												
												事業名												
												事業期間												
												事業内容												
												受益戸数等												
												増加純益額												
												妥当投資額												
												総事業費												
												投資効率												
												千円												
												千円												
												千円												
												千円												

(注) 1 地区欄( )には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。  
2 内畜割合の欄には、当該地区の



〇〇〇草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業 実施計画概要

地区名	所在地	事業主体	計画策定		事業の区分						
			事業	年	再編整備事業						
目的											
地域概況	市町村名										
実施地域の概要	市町村名	農家戸数(戸)				営農用地(ha)					
		専業	第1種兼業	第2種兼業	計	田	畑			採草放牧	農家戸当り
畜産振興計画	市町村名	乳牛		肉用牛		豚		鶏		豚換算	
	区分	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数
事業対象用地の概要	現況地目	全地面積(ha)	現在の土地所有状況(所有種別面積)単位:ha				今後の土地開発整備利用計画(ha)				その他用地
	山林		個人	公社	町・国	造成改良面積	整備改良整備	野草地整備面積			
事業参加資格者の概要	経営体数	乳牛		肉用牛		豚		鶏		豚換算	
	参加戸数	戸数	戸当	戸数	戸当	戸数	戸当	戸数	戸当	頭数	肉畜割合
担い手の概要	区分	事業参加畜産経営体数	豚換算頭数		集積既土地等		草地の集積等		経営移転等		合計
	うち認定農業者	戸	戸	頭	頭	ha	ha	ha	ha	ha	
事業期間											
事業区分	種目及び工種	事業量	事業費	備考							
	(1)草地整備改良										
基本施設整備事業	(2)開灌草地造成改良										
	(3)草地等の基盤整備改良										
小計											
利用施設整備事業	(1)農業用施設整備										
	(2)農機具等導入										
小計											
測量及び試験費											
合計											
年度	全体	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
	事業費										
別	うち国費										
	事業費										
うち国費											
事業効果										所得倍還率	

肉用牛の( )は乳肉複合経営で外数



〇〇〇草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）水田地帯等担い手育成事業 実施計画概要

ふりがな	所在地		事業主体		事業計画年度	事業の区分					
地区名					事業						
目的						区分	種目及び工種	事業量	事業費	備考	
地域概要	市町村名										
	市町村名										
実施地域の概要	市町村名	農家戸数（戸）			営農用地（ha）						
		専業	第1種兼業	第2種兼業	計	田	畑			採草放牧地	計
畜産振興計画	市町村名	乳牛		肉用牛		豚		鶏		豚換算	
		頭数	戸数	戸当たり頭数	頭数	戸数	戸当たり頭数	頭数	戸数	戸当たり頭数	頭数
事業対象用地の概要	現況地目	現在の土地所有状況（所有種別面積（ha））			今後の土地開発整備利用計画（ha）				稲わら収集		
		全体面積（ha）	個人	農協	町	公社	造成改良面積	整備改良面積	野草地整備面積	その他面積（ha）	自己所有備地等面積
事業参加者の概要	経営体数	乳牛（成牛換算）		肉用牛（成牛換算）		その他の					
		頭数	戸数	戸当たり頭数	頭数	戸数	戸当たり頭数	種類	頭羽数	戸数	
担い手等の概要	区分	事業参加畜産経営体数		豚換算頭数		集積土地等の概要		草地の集積等			
		うち認定農家戸（%）	うち認定農家戸（%）	頭	頭（%）	ha	ha	ha	経営移転等 合計		
現況	戸										
目標	戸										
事業効果							事業効果			所得償還率	
年度別	全体	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	備考	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		

肉用牛の（ ）は乳肉複合で外数

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型） 事業実施計画概要

ありがな 地区名	所在地	事業主体	計画策定期間		年度																								
			年度	年度	年度	年度																							
目的	事業実施計画策定費						事業費 (千円)																						
	区分						事業量	事業費 (千円)																					
地区概要	市町村名 (旧市町村名)	中山間 指定等 5法指定	農家 戸数 (戸)	うち畜 産農家 (戸)	耕地面積 ( ) 内は、うち耕作放棄地				林野率 (%)	畑勾配15 度以上の面積 率 (%)	田勾配1/20 以上の面積 率 (%)	耕作放 棄地率 (%)	事業 実施 整備 事業 計	基本 施設 整備 事業 計	(1)草地整備改良														
					田	普通畑	飼料畑	草地	樹園地	計				(2)関連草地造成改良															
														(3)草地等の基盤整備改良															
														小計															
														(1)農業用施設整備															
家畜飼養計画の概要	区分	肉用牛			乳用牛			豚		鶏		肥育豚 換算頭数 (頭)	利用施設 整備事業 計	小計	(1)農機具等導入														
	市町村名	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	羽数 (千羽)							戸数 (戸)	一戸 当たり	その他諸経費									
	現況H〇年																				合計	事業種目	事業量	事業費 (千円)					
	地域計																								区分	割合 (%)	事業費 (千円)		
	計画H〇年																											全体	H〇年度
地域計													年度別 事業費	年度	年度	年度	年度												
区分	事業実施面積	算定率	算定受益面積	飼料基盤面積		事業 参加 者	区分	戸数	合計		事業 効果	備考																	
草地・飼料畑	[ ]	1	[ ]	現況 (20年)	計画 (25年)		酪農																						
野草地	[ ]	1/2	[ ]				肉用牛																						
放牧用林地	[ ]	1/10	[ ]				酪農・ 肉用牛																						
高度放牧林地	[ ]	1/2	[ ]				鶏																						
混牧林地	[ ]	1/3	[ ]			その他																							
輪作畑	[ ]		[ ]			小計																							
その他	[ ]		[ ]			耕種農家 林家																							
計	[ ]		[ ]			合計																							

- (注)
- 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は郡、町村名を記入
  - 目的の欄には、地域の特色、現状等を踏まえ、事業の目的、基本構想を記入
  - 地区の概要の欄には、関係市町村全域の概要を農林業センサ等各種統計資料に基づき記入  
中山間地域等5法指定の欄には、地域指定の関係法律名を略称(過疎、山村、特定農山村、離島、半島)で記入
  - 畜産振興計画の概要の欄には、酪肉近代化計画等を各市町村ごと記入
  - 受益面積等の欄には、各区分ごとに実施面積、算定受益面積、既存面積を記入
  - 事業参加者の欄には、本事業への参加者を営農類型ごとに記入
  - 家畜飼養計画の欄には、事業参加者の家畜飼養頭数を記入
  - 事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目ごとに記入
  - 関連事業計画の欄には、本事業と一体的に実施する関連事業を事業名、事業種目ごとに記入
  - 年度別事業計画の欄には、総事業費及び年度別事業費を記入
  - 受益面積等の欄のうち、( )内には受益面積のうち既耕地、林野等の活用面積を、[ ]内には耕作放棄地の活用面積を記入
  - 耕作放棄地率=耕作放棄地面積÷(耕作放棄地面積+経営耕地面積)×100

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型)〇〇事業 〇〇地区

・必要性、緊急性、効果 (3～5行程度で定量的指標を用いて記載すること。)

1 目的:

2 関係市町村:

3 事業主体:

4 事業実施期間:平成 年度～平成 年度

5 総事業費: 千円(うち国費 千円)

6 受益面積: ha

7 整備内容:

事業実施による効果

	現況→	計画

位置図

事業の必要性

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

事業の概要・事業の効果

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

第1章 目的

第2章 地域の概要

第1節 地区の所在地

〇〇県〇〇郡〇〇町村……注) 〇〇市他何カ町村とはしないこと。

第2節 一般概況

1 概要

(地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記述する。)

2 産業別戸数及び人口

市町村名	年次	戸数								人口		備考	
		総戸数	農業	林業	水産業	鉱業	工業	商業	公類サービス	その他	総人口		農業人口
	〇〇年												資料名
	最近年												

(注) 年次は少なくとも2の年次をとることとし、最近年とそれに最も近い国勢調査年次とする。

3 主要産業別生産額

市町村名	総額	第1次産業		第2次産業		第3次産業		畜産物		備考
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	第1次産業との割合	
	千円									

(注) 年次の取扱いは、2と同様とする。

第3節 地域の農業概況及び動向

1 関係市町村の農業の特色及び振興方針

2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農家			経営土地面積(ha)				主要作物作付面積(ha)				主要家畜頭数(頭、千羽)						
	区分	年度	(A)	(B)	(C)	区分	年度	(A)	(B)	(C)	区分	年度	(A)	(B)	(C)			
		年度	年度	年度	年度		年度	年度	年度	年度		年度	年度	年度	年度	年度		
変化の状況	農家数	専業	(100)			耕地	田	(100)			飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
		第1種兼業	(100)				畑	(100)			牧草	(100)			肉用牛	(100)		
		第2種兼業	(100)				計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
		計	(100)				草地	(100)			ビート	(100)			豚	(100)		
	農業従事者数	(100)			その他農用地	(100)			豆類	(100)			鶏	(100)				
変化の理由																		

- (注) 1 変化の状況の各欄は、現在(最近年)を(C)、最近時農業センサスを(B)、さらにその直前に行われた農業センサスを(A)として、それぞれの実数を上段に記載し、下段( )内に(A)年度を100とした(B)年度、(C)年度の指数を記入すること。  
 2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。  
 3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第4節 関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型に限る。）

1 林業の特色及び振興方針

(注) 関係市町村の森林面積、林家数の現況、造林、林道開発の実施状況、林産物の生産流通状況、林業振興に係る地域指定等を踏まえ、振興方針を記述すること。

2 林業と動向

変 化 の 内 容	林 家(戸)			経営体別林野面積 (ha)			林種別森林面積 (ha)			素 材 生 産 量 (ha)						
	区 分	〇〇 年度 (A)	〇〇 年度 (B)	〇〇 年度 (C)	区 分	〇〇 年度 (A)	〇〇 年度 (B)	〇〇 年度 (C)	区 分	〇〇 年度 (A)	〇〇 年度 (B)	〇〇 年度 (C)				
	農 林 家	(100)	( )	( )	国 有	(100)	( )	( )	人 工 林	針葉樹	(100)	( )	( )	針葉樹	(100)	( )
非農林家	(100)	( )	( )	公 有	(100)	( )	( )	天 然 林	広葉樹	(100)	( )	( )	広葉樹	(100)	( )	( )
計	(100)	( )	( )	法 人 有	(100)	( )	( )	針葉樹	(100)	( )	( )					
林 業 従 事 者 数	(100)	( )	( )	個 人 有	(100)	( )	( )	広葉樹	(100)	( )	( )					
				そ の 他	(100)	( )	( )	そ の 他	(100)	( )	( )					
変 化 の 事 由	除間伐の実施状況、育林放棄地の状況等も記入する。															

(注) 1 現在(最近年)をC、最近時農林業センサスをB、その1期前の農林業センサスをAとし、( )内にAを基準年とした指数を記入すること。

第5節 地域の畜産概況

1 関係市町村の畜産の特色

(関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。)

2 産業別戸数

市町村名	総 戸 数	農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	そ の 他	備 考
	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)	

(注) 1 市町村別に最近の既存資料により記入すること。  
2 計画対象地域全市町村について記入すること。

3 家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別 ○ ○ ○

( 年 月 日現在)

市町村名	計	子 畜 の 数	成 畜 頭 数 規 模									頭 数	戸 当 頭 数	備 考	
			1～2頭	3～4頭	5～6頭	7～9頭	10～14頭	15～19頭	20～29頭	30～49頭	50頭以上				
計			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	

(注) 1 最近年について記入のこと。  
2 当該地域の計画において採りあげている家畜について作成のこと。  
3 上表の規模別区分は事例であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

4 畜産物出荷の動向

市町村名	年 次	生 乳			家 畜														
		飲用乳等向け	乳製品等向け	計	肉 用 牛				子 牛			豚		鶏		鶏 卵	備 考		
					肉用牛	乳用種肥育牛	乳産牛	計	肉用牛	乳用牛	肥 育 牛	成 豚	子 豚	成 鶏	ブロイラー				
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	t	
計																			

(注) 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。  
2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。

5 主要畜産施設の現状

( 年度)

施設名	所在地	規模	能力	最近年の稼働状況	備考

- (注) 1 地域の所在する関係市町村内にある主要畜産施設（例えば、育成牧場、家畜市場、と畜場、クーラーステーション、食肉処理施設、飼料中継基地等）について作成すること。  
 2 規模は、例えば育成牧場であればその面積、能力は収容可能頭数、最近年の稼働状況は、実育成頭数を記入すること。

第6節 土地利用現況

市町村名	農用地									山林				原野				その他計	既造成改良草地			備考			
	耕地				肥培管理しない牧草地	野草地	採草放牧する山林	計	一戸当たり	総面積	国有	公有	私有		総面積	国有	公有		私有		その他計		公有草地	その他	計
	田	畑	計	1戸当たり									個人所有	その他					個人所有	その他					
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

- (注) 1 センサス、土地台帳により記入すること。  
 2 計画対象地域全市町村について記入すること。  
 3 原野の私有その他の欄は、農協有、その他法人有、部落有（代表者の記名共有を含む。）等のものを記入すること。

第7節 主要農畜産物販売額

市町村名	米	麦類	馬鈴薯	豆類	特用作物	その他農産物	畜産物						合計	備考	
							総額	牛乳	牛(個体)	豚	鶏	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

- (注) 1 既存資料又は聞き取り調査により記入すること。  
 2 計画対象地域全市町村について記入すること。  
 3 販売額が不用の場合は生産額を記入すること。

第8節 家畜飼養変遷状況

市町村名	調査年月日	乳用牛				肉用牛				馬		めん山羊		豚		鶏		参考
		頭数			戸数	頭数			戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	
		2才以上	2才未満	計		肉用種	乳用種	計										
		頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	

- (注) 1 センサスその他の既存資料により記入し、分類不明なものは「計」のみでも記入すること。  
 2 原則として計画対象地域全市町村について記入するものとするが、例えば計画対象地域が広範囲の場合には計画対象地域の合計および主要市町村についてのみ記入すること。  
 3 H12年、H17年、H22年および最近3年間について記入すること。  
 4 去勢牛は「おす」に算入すること。  
 5 頭数欄の（ ）内には、1戸当たり飼養頭数、戸数欄の（ ）内には飼養農家率を記入すること。



2 家 畜

( 年度)

区 分	乳 用 牛					肉 用 牛					馬	めん 山 羊	豚	鶏	備 考
	成 牛	左 の う ち 経産牛	2才牛	1才牛	計	肉 専 用 種			乳 用 雄子牛	計					
						18カ月 以 上	18カ月 未 満	小 計							
地域全体 戸当たり	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

3 農用施設機械

( 年度)

区 分	農 用 施 設					主 要 農 業 機 械					そ の 他 施 設				備 考
	畜 舎					トラク ター					バンク リーナー				
地域全体 戸当たり															

4 経営収支

( 年度)

区 分	農 業 粗 収 入				経 営 支 出				農家所得	備 考
	農産収入	畜産収入	農外収入	計	農 産	畜 産	農 外	計		
地域全体 戸当たり	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第4節 土地の権利関係等

1 土地の権利関係

地区面積	事 業 着 手 前 の 土 地 所 有		事業着手前の所有権以外の 権原による使用収益権			事業申請 予 定 者	申請予定 者が当該 土地につ いて有す る権利	権利調整 の概要	開 発 制 限					備 考
	所有者	面 積	使用権 益 者	使用収益 権の種類	面 積				開発制限 の種類	開発制限 の内容	面 積	許 可 見 込	許可条件 見 込	
ha		ha			ha						ha			

- (注) 1 土地台帳等から土地所有関係を明らかにし、土地所有区分をできるだけ細分して記入すること。例えば国有地は、開拓財産、国有林その他国有地に区分すること。  
2 開発制限の種類欄には、国立公園法による指定地域、文化財保護法による指定地域、水源かん養保安林の指定地域等の別を記入すること。

2 開発制限等

関係団地名	開発制限の 種 類	開発制限の 内 容	開発制限の 面 積	許 可 等 見 込	許可等条件 見 込 み	調整の概要	代替施設計画 種類数量構造
			ha				

(注) 開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等の他、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても本表に必要事項を記入すること。

第5節 土地の現況

団地名	地形標高 (最高最低)	地質	土壌	面 積 (農用地造成)	土 地 の 現 況							草 地 分 級					
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級	主要制限因子

- (注) 1 普通畑には、飼料畑を含めないこと。  
2 草地分級については「草地開発事業計画設計基準」によること。





農家経営改善計画（その2）

管理 経営 予定者	当該草地に依存する家畜又は牧草		牧 場 経 営										資 金 計 画				備考		
	家 畜		牧 草		粗収入	生 産 費			所得	後継者の有無	作 業 時 間 短 縮		投資額全体事業費	借入金金額	借入金の年償還額			所 得 償 還 率	
	区分	頭数	飼養期間	種類		数量	うち飼料費	うち家族労働費			面積	頭数			最大	平均		最大	平均
A	現在				kg	千円	千円	千円	千円		hr/ha	hr/頭	千円	千円	千円	千円	%	%	
B	計画																		
C	増減																		
a	現在																		
b	計画																		
c	増減																		
平均及び合計	現在																		
	計画																		
	増減																		

項 目	記 載 要 領
経営管理予定者	参加経営体別に個別経営の標準類型、共同経営(法人)、協業経営、及び公共牧場等の経営について記入すること。なお、公共牧場等の場合は当該経営体数の欄に受益市町村名を記入する。
家畜飼養頭数	区分は搾乳、繁殖、育成、肥育等、頭数の合計には、類型と豚換算頭数を( )で記入する。
飼料の需給供給 牧場経営 資金計画	TDNで記入する。購入量は、粗飼料購入量があれば濃厚飼料と区分しておくこと。家族労働費以外の生産費は、畜産物生産費調査等の結果を用いて推定する。投資額は、現在欄には記入せず、追加投資額(補助金等を含み、土地買収費を除く。)を記入する。
所得償還率	借入金の年償還額÷経営の所得((A)+(B))
平均及び合計	平均を上段に、合計を下段に記入する。

第4節 土地利用計画

1 計画の概要

(傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。)

2 土地利用計画

(1) 総括表(現況と計画の対比)

(単位: ha)

計画	現状	山 林	原 野	田	普通畑	樹園地	飼料畑	牧草地	野草地	施設用地	その他	計
	牧草地											
飼料畑												
ふん尿還元農地												
野草地												
放牧林地												
施設用地												
環境保全地												
その他												

(注) 1 普通畑からは、飼料畑を除くこと。なお本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

2 現況の各地目のうち耕作放棄地については、( )書き内数で併記すること。

(2) 集積土地の計画

(単位：ha)

団地名	番号	農地保有合理化事業				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの			土地改良法に基づくもの			合 計	
		所有権 移 転	移転又は設定		計	所有権 移 転	移転又は設定		計	所有権 移 転	移転又は設定		計	交換 分合	換 地		計
			賃借権	左以外の 使用集益権			賃借権	左以外の 使用集益権			賃借権	左以外の 使用集益権					

団地名	未墾地等 からの造成に係る 土地	その他 (特認)	合 計	土地集積が 行われる (予定) 年 月 日	備 考
計					

- (注) 1 本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。  
 2 1団地において、集積土地を2以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(3) 団地別土地利用

(単位：ha)

団地名	区 分	牧 草 地				飼 料 畑				農 業 用 施 設 用 地				放牧 林地	野草地	環 境 保 全 用 地	その他	計	備 考
		個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計						

注) 牧草地の内採算地専用面積については( )書きとすること。

2 土地利用計画 (道営草地整備事業に限る。)

区 分	団 地 数		集 団 化 率 $(\frac{P-Q}{P-1} \times 100)$	1 戸 当 たり 面 積	備 考
	総 数	1 戸 当 たり			
現 況		P		ha	
計 画		Q	%		

第5節 家畜飼養計画

区分	造成整備			既造成改良			野草地				当該地区において飼養する家畜及び給与草量						当該牧場以外における家畜に供給する牧草			
	草地			草地			計				乳用牛			肉用牛						
	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量	利用草量	飼養の目的	飼養の時期	頭数	給与草量	飼養の目的	飼養の時期	頭数	給与草量	主要な利用家畜	供給草量
現況	ha	t	t	ha	t	t	ha	t	t	t			頭	t			頭	t		t
計画																				
増減																				

- (注) 1 利用草量、給与草量、供給草量は生草換算数量を記入すること。  
 2 当該地区における飼養する家畜の種類は、各地区の実態に応じて適宜取捨選択して記入すること。  
 また、家畜飼養の目的は育成、肥育、搾乳等を、頭数は日平均の飼養頭数を、飼養時期は放牧期、舎飼期、周年等を記入すること。  
 なお、飼養頭数は、飼養目的、飼養時期別にすること。

第6節 草地管理利用計画

1 草地利用及び家畜飼養計画

草地利用及び家畜飼養計画					飼養家畜別の給与量					備考
飼料区分	面積	生産量	利用量	供給養分量(TDN)	家畜の種類	年令区分	飼養目的	頭数	給与養分量(TDN)	
	ha	t	t	t				頭	t	

- 2 大型農業機械利用計画  
 3 施肥計画

区分	購入肥料								自給肥料								備考
	肥料名	ha当たり				面積	施用量	施肥回数	堆肥				尿				
		施用量	施用分量						ha当たり施用量	面積	施用量	施肥回数	ha当たり施用量	面積	施用量	施肥回数	
	kg	kg	kg	kg	ha	t	回	t	ha	t	回	t	ha	t	回		

第7節 生産計画

- 1 牧草等の粗飼料の生産量、牛乳等の畜産物の生産量について、面積、頭数及びha当り収量等の諸元を並記して記入すること。  
 2 豚、鶏等についても同様に諸元を並記すること。

第8節 環境保全計画

- 1 家畜ふん尿処理利用  
 2 土地利用、工事計画上の配慮

第9節 その他



不 陸 均

団地数	面積	工 法					備考
ヶ所	ha						

心土破碎

団地数	面積	土 性	破 碎 深	破 碎 間 隔	備 考	
	ha		m	m		

有機質資材及び土壌改良資材

団地数	面積	有機質資材 (種類)	石灰質資材 (種類)	磷酸質資材 (種類)	備 考	
ヶ所	ha	t/ha	t/ha	t/ha		

(2) 道路整備計画

① 計画基本方針

(注) 下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記述すること。

② 全体計画

路 線 名	事業計画			幅 員 (有効)	構 造	主要構造物		既存道路 との連絡	管 理 予定者	備 考
	事業 量	単 価	事業 費			橋梁				
幹線号 支線号 遊歩道号	m	円	円	m		ヶ所				改修部分 は00道
計 ┌ 幹線 条 ├ 支線 条 └ 遊歩道 条										

(注) 改修部分がある場合は、( ) 書きで内数として記入し、備考欄には、市町村道、林道等の別を記入すること。

③ 路線配置図

(注) 模式図により、既設道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道県道、市町村道の種別延長等を示すこと。

(3) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連用地名(施設、草地等)等を付記すること。

③ 事業計画

用水路名	延 長	構 造	計画給水量	関連団地	単 価	事 業 費	管理予定者	備 考
	m		m <sup>3</sup> /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設(浄水、消毒施設等)を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(4) 排水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 排水計画の必要性と理由を記述すること。

② 排水系統図

(注) 模式図により、幹線排水路との関係、既設及び計画用水路（施設）の名称、関連団地名（施設、草地等）等を付記すること。

③ 事業計画

排水路名	延長	構造	単位排水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m <sup>3</sup> /時		円	円		

(注) 1 構造の欄については、水路の種類（コルゲートU字フリューム水路、コンクリート水路等）、規格及び柵の種類（合流柵、落差柵、減勢柵）について記入し、水路等の構造図を添付のこと。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、単位排水量の算定根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費	種類	数	事業費		
		頭	m <sup>3</sup>		種	円		種	種		種	種		種	種	円	

2 関連草地造成改良

(1) 草地造成改良

① 全体計画

造成予定地	区分	事業量			造成工法			土壌改良資材散布及び牧草種子播種		土壌改良資材								牧草種子			
		面積	単価	事業費	工法	面積	工法概要	面積	手続	石灰質資材				磷酸質資材				種類	品目	数量	事業費
										種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費				
		ha	円/ha	円		ha		ha	円		t	t	円		t	t	円			kg	円





(2) 放牧林地整備計画（高度放牧林地及び混牧林地整備を含む）

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備 予定地	整備 面積 (工法)	前植生処理					障害物除去			耕起整地			土壌改良資材 散布及び牧草 種子播種		土壌改良資材						牧草種子			雑 費 計	事 業 費 計			
		樹 種	樹 齢	本 数	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費	石灰質資材			磷酸質資材			種 類			品 種	数 量	事 業 費
																	種	数	ha 当たり 事業費	種	数	ha 当たり 事業費						
		ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円		t	t	円	t	t	円			kg	円	円	円
計																												

(注) 整備面積の欄の(工法)には、放牧用林地整備、高度放牧林地整備(上下二段方式、林帯草帯方式)、混牧林地整備、家畜排せつ物還元用特用樹林用地造成の区分を記入すること。

③ 内容

ア 工法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、整備前におけるha当たりの立木本数、平均樹高、平均胸高直径並びに立木の平均伐採率、林帯草帯の平均幅、立木の平均密度、土壌改良資材の種類及び投入量、牧草導入の手法の概要、ha当たり造成単価等を記入すること。

イ 家畜種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 放牧用林地整備に含めて整備される作業用道路(幹支線を除く)、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(3) 牧野樹林整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				円	円	円		

(4) 家畜排せつ物還元用農用地造成整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				円	円	円		

(5) 水質汚染防止基盤整備計画

①水質浄化林・浄化水路整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	m <sup>2</sup>	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には植栽床の保護枠(ブロック、石組み)等を記入

ウ 植栽等計画

整備 予定地	植栽計画						浄化用骨材			備考
	植栽 面積	植栽 本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、 列数、樹高等	面積	単価	事業費	
	m <sup>2</sup>	本	千円 /m <sup>2</sup>	千円			m <sup>2</sup>	千円 /m <sup>2</sup>	千円	
計										

(注) 1 水質浄化林の樹種にあつては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

2 浄化水路の整備にあつては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

② 浄化池、汚水処理池整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備改良 予定地	区分	事業計画			工法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円 /ha	千円	ha	ha	ha	
計								

(注) 工法のおほ欄にあつては、具体的な工法を記入すること。

③ 畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止基盤整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法(構内舗装、防漏処理集水池等)について記入すること。

(6) 防災施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	種類	数量	関連団地	管理予定者	備考
	ha	千円/ha	千円					

(7) 施設用地造成整備事業

① 計画基本方針

② 用地造成整備計画

使用する施設名区分	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
	ha	千円/ha	千円	

(注) 用地面積は平面分のみでなく法面を含むものとして記入すること。

4 農業用施設整備計画

(1) 隔障物整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	事業量	門扉の数	棚 柱			張 線		受 益 面 積	受 益 頭 数	単 価	事業費	備 考
			種類	規格	間隔	種類	段数					
	m	ヶ所			m			ha	頭	円/m	円	

(2) 家畜保護施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整 備 予定地	施設名	新設 ・ 改良	構造	規模	改良の場合 の主な内容	畜舎等主たる施設			附 帯 施 設			事業 費計	管 理 予定者	備 考	
						数量	単価	事業費	内容	数量	単価				事業費
							円	円			円	円			

(注) 数量、事業費等は「畜舎等主たる施設」と「附帯施設」に分け、「附帯施設」には、搾乳、牛乳処理用施設、給飼料施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(3) 電気導入施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整 備 予 定 地	構造・形式・規模等	事 業 費	利 用 施 設	管 理 予 定 者	備 考
		円			

(注) 利用施設の欄には、整備する電気導入施設により電気を導入し利用する施設名（畜舎、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

(4) 用水施設整備計画

- ① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

- ② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連用地名（施設、草地等）等を付記すること。

- ③ 事業計画

用水路名	延 長	構 造	計画給水量	関連団地	単 価	事 業 費	管理予定者	備 考
	m		m <sup>3</sup> /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費		
		頭	m <sup>3</sup>		戸	円		戸	円		戸	円		戸	円		円

(6) 飼料調整貯蔵施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造・形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	戸・台	円/戸・台	円		

(7) 飼肥料庫整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考

(8) 家畜排せつ物処理施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造・型式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	戸・台	円/戸・台	円		

(注) 付帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9) 水質汚染防止施設整備計画

- ① 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

- ② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(注1) 付帯する施設には、電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備と一体的に整備される施設について記入する。

(注2) 第5章第3節2その他農業施設整備計画に記載した整備内容の内訳について記載すること。

(10) 間伐材加工処理施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業費	利用施設	管理予定者	備考
		円			

(11) 衛生管理施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(12) 放牧馴致施設整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	数量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(13) 防護柵整備計画

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施設・改良	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
				m	円/m	円		

(14) 環境保全施設整備

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

施設名	構造	規模	数量	単位	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
					千円	千円			

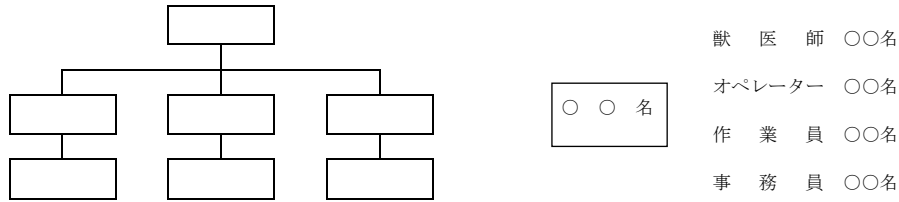


第4節 資金計画

経営者名	制度別	償還条件					償還額			備考
		資金の種類	借入元金	据置期間	償還期間	利率	年賦金率	年償還額	最大年償還額	
	株式会社日本政策金融公庫資金 農業近代化資金 農業改良資金 ○ ○ ○ ○									
計										

(注) 最大年償還額、平年償還額は、計の欄のみ記入すること。

第5節 牧場の管理機構



第6節 牧場の運営計画

区分	事業前 現況 ○年	整備事業実行計画					完了後 計画 ○年	備考		
		1年次 ○年	2年次 ○年	3年次 ○年	4年次 ○年	5年次 ○年				
基盤整備計画	未整備面積 (ha)									
	整備中の面積 (ha)									
	整備済面積 (ha)									
	計									
牧場運営計画	預託受入頭数 (頭/日) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>夏期</td></tr> <tr><td>冬期</td></tr> </table>	夏期	冬期							
	夏期									
冬期										
乾草(生草)販売量 (t/年)										
整備期間中の 対応状況	預託受入れ対応 (対受益農家)									
	乾草(生草)供給方法 (対受益農家)									

(注) 1 未整備面積には、本事業の対象予定外草地を含むものとする。  
 2 基盤整備計画欄には、造成改良面積を上段( )で内数により記載すること。  
 3 整備期間中の対応方法は、整備工事実施のため、農家の希望に応じられない場合に記載すること。

第7節 当該牧場における利用農家の範囲

1 預託受入れ

2 牧草販売

預託受入れ先 (都県・市町村)	預託 時期	預託受入れ頭数		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期	頭	頭	戸	戸
	冬期				
	夏期				
	冬期				
計	夏期				
	冬期				

牧草販売先 (都県・市町村)	預託 時期	牧草販売量		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期	t	t	戸	戸
	冬期				
	夏期				
	冬期				
計	夏期				
	冬期				

(注) 預託受け入れ先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都県別とすること。

(注) 牧草販売先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都県別とすること。

第7章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区 分		参 加 予 定 者	備 考
畜 産 農 家	酪 農 肉 用 牛 養 豚 養 鶏 計	戸	
	耕 種 農 家		
合 計			

(注) 事業参加予定者に農業生産法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第2節 事業参加予定者個別明細表

事 業 参 加 者 氏 名	経 営 類 型	経 営 所 在 地	事 業 参 加 内 容		備 考
			基本施設整備	利用施設整備	

- (注) 1 経営類型の欄には、酪農、肉牛繁殖、養豚一貫、稲作等と記入すること。  
 2 経営所在地の欄には、経営の期間となる施設等の所在地を地番まで記入すること。  
 3 事業参加内容の欄には、参加する事業内容（放牧林地整備、草地造成、飼料畑整備、畜舎等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設等の事業の場合は、○○ △△/×（○○…事業内容、△△…事業量、×…事業参加数（例）家畜排せつ物処理施設 200 m<sup>3</sup>/3）と記入すること。

第3節 受益面積

受 益 地 の 所 在 地		事 業 実 施 面 積						計	備 考
		草地・ 飼料畑	野草地	放牧用 林 地	高 度 放牧林地	混 牧 林 地	輪作畑		
		( )	( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
受 益 面 積		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
割 合 (%)									
(参考) 飼料基盤 面 積	現 況 (H 年)								
	計 画 (H 年)								

- (注) 1 受益地について1筆ごと（まとまりがありその受益の内容が同じ土地については、ひとまとめにしても差し支えない。）に該当する受益内容の欄にその実面積を記入  
 2 受益面積の欄には、計の欄について、草地畜産基盤整備事業に係る運用により規定する算定率に乗じた面積を記入  
 3 1筆の土地のうち一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を記入  
 4 ( ) 内は、受益面積のうち既耕地、耕作放棄地、林野等の活用面積を記入  
 5 市町村ごとに小計を作成すること。



第8章 事業費負担計画等

第1節 事業費負担区分

1 事業費負担区分

区 分		事 業 費			負 担 率				負 担 額				備 考
		個 別	公 共	計	国	県	市 町 村	受 益 者	国 費	県 費	市 町 村 費		
基 本 備 施 事 業		千円	千円	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
	小 計												
農 業 備 用 事 業 施 設													
	小 計												
農 機 具 等 導 入 事 業													
共 通 経 費													
合 計													

(注) 本表においては、共通経費には用地及び補償費、測量及び試験費を記すこと。

第2節 経営体別投資額

(単位：千円)

営 体 区 分 体	所 要 投 資 額				受 益 者 負 担 額				地 代	備 考
	基本施設	利用施設	農機具等	計	基本施設	利用施設	農機具等	計		

(注) 所要投資額は、受益者負担にかかる事業項目のみを記入すること。

第3節 資金計画

経 営 者 別	償 還 条 件							償 還 額			備 考
	制 度 別	資金の種類	借入元金	措置期間	償還期間	利 率	年賦金率	年償還額	最大年償還額	平年償還額	
関 連 団 体 名	株式会社日本政策金融公庫資金							千円	千円	千円	
	農業近代化資金										
	農業改良資金										
	計										

(注) 1 最大年償還額、平年償還額、所得償還率は、経営者別に計の欄のみ記入すること。

2 所得償還率＝年償還額÷農業所得



## 第10章 添付書類

### 1 添付図

#### (1) 位置図

ア 基 図…国土地理院発行の1/50,000地形図を使用すること。

イ 記入事項…地区、団地の範囲、造成改良農用地及び放牧林地整備の範囲、既存の牧草地、畑の範囲、事業対象及び既存道路、導水路等及び名称、農業用施設用地の位置。

#### (2) 計画概要図

ア 基 図…地区全体が一葉の図面に入るような縮尺(1/10,000～1/25,000)の地図を使用すること。

イ 記入事項…位置図の事項の他、土地利用区分、(牧草地、野草地、飼料畑、その他農用地、放牧地、環境保全用地、施設用地、その他附帯地等)等。

#### (3) 計画平面図

ア 基 図…原則として1/5,000

イ 記入事項…記入事項は、計画概要図と同じ。

### 2 積算資料、参考資料等

(1) 計画作成の基礎資料、附属資料作成の基礎となった諸資料又は説明資料

(2) 施設等の概算設計積算所及び設計図

(3) 調査成績書

(4) その他参考資料

(5) 計画基本図は原則として1/5,000であるが、改良山成工が必要な場合は1/2,500～1/1,000

別記様式第5号（第8の2関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業  
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿  
（北海道にあつては農林水産省大臣）

特定都道県の長の氏名 ⑩

草地畜産基盤整備事業の取扱第〇の〇の規定に基づき、報告します。

変更理由

- （別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書の様式により変更前を（ ）書きで上段に、下段には、  
変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。  
・変更後の畜産活性化計画書（写）

別記様式第6号（第9関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業  
（〇〇〇型）〇〇〇事業完了報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿  
（北海道にあつては農林水産省大臣）

特定都道県の長の氏名 ㊟

草地畜産基盤整備事業の取扱第〇の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基盤整備事業が完了したことを報告します。

記

事業の種類：〇〇型〇〇事業

地区名	所在地	事業主体	草地整備改良面積	草地造成改良面積	野草地整備改良面積	放牧用林地整備面積	事業費	実施期間	備考
			ha	ha	ha	ha	千円	年度～年度	

（別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書と同様式により、上段に事業実施計画策定時の内容若しくは事業計画の変更報告時の内容を（ ）書きとし、下段に事業完了時の内容として二段書きで作成したものを添付すること。

別記様式第7号（第10の3の関係）

〇〇交付金草地畜産基盤整備事業  
 （〇〇型）〇〇事業 〇〇県〇〇地区

資金計画書

地区所在地	
事業実施計画承認年月日	
資金計画作成者	
事業実施(予定)	

第1 地区全体計画

	必要 資金額	年度別借入希望額				関係 戸数	備考
		年度	年度	年度	年度		
農林漁業金融金庫資金 資金 資金 資金 農業近代化資金 その他資金	千円	千円	千円	千円	千円		
計							

第2 経営体計画(個別経営体又は協力経営体ごとに作成)

氏名(組織名)		住所	
---------	--	----	--

1 資金計画

	内容	必要 資金額	資金調達内訳				計
			資金	資金	農業近代化資金	その他資金	
基本施設整備 利用施設整備 農機具等導入 計	(例) 農地 ha 防災林 ha 畜産施設用地 ha 〇〇  〇〇	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資金借入希望年度別内訳		年度 年度 年度 年度					

2 農業経営の改善計画(個別経営)

(1) 農業経営の現状と目標

		現況 (年度)	目標年度 (年度)	備考
経営 土地	水田 普通畑 草地飼料畑 採草牧地 果樹園 山林	a	a	
農建物・ 施設等	畜舎			
家畜飼養 状況	乳肉用豚鶏 牛牛	頭	頭	

(2) 経営収支及び資金運用計画

区分	科目	現況(年度)		目標年次(年度)	
		金額	算出基礎	金額	算出基礎
収支	収入 A				
	支出 B				
	収支差引 A - B				
資金 運用 計画	受 入	農業収入 A			
		運転資金			
		その他			
		計 C			
	運 用	農業経営費 B			
		借入金・負担金等の償還 家計費 その他			
		計 D			
	C - D				

(3) 償還計画

ア 現在の借入金の状況

資金名	借入計画	借入理由	返済期間	未償還金額
	千円		年	千円

イ 目標年次における借入金残高等

	借 入 金			
	資金	資金	その他の資金	計
借入残高 年間償還額	千円	千円	千円	千円

3 農業経営の改善計画

(1) 法人の概況

設立年月日	年 月 日	協業の形態	全面協業・部門協業		
組 織 名		出資金		構成員の世帯	
法人の業務内容					

(2) 経営土地等々の現況と計画

地目	区 分	現 況 ( 年度)	目標年次 ( 年度)	備 考
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地	a	a	
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地			



(3) 農業施設等の現況と計画

		現況 (年度)	目標年次 (年度)	備考
農業 用(建物・ 農機 具)		a	a	
家畜 飼養 状況	乳肉用 牛豚鶏			

(4) 経営収支及び資金運用計画

2の(2)に準じ作成する。

(5) 償還計画

2の(3)に準じ作成する。



## 別添1-15 畜産環境総合整備事業に係る取扱

### 第1 事業の内容

#### 1 事業の内容

##### (1) 資源リサイクル整備事業

この事業は、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進するため、基本施設整備事業及び利用施設整備事業を行う事業である。

##### (2) 草地畜産活性化整備事業

この事業は、草地の持つ多面的機能を活用し、地域の環境整備を行うため、基本施設整備事業及び利用施設整備事業を行う事業である。

#### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、特定都道府県（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定都道府県をいう。以下同じ。）とする。ただし、特定都道府県が当該法人の社員若しくは寄附財産の拠出者となっている法人又は特定県の知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、特定都道府県の知事が事業実施主体として適当と認める法人（以下「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとする。

#### 3 事業の実施地区

本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象とするものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

また、農用地区域内で行われる区画整理に併せて、農用地区域と農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地等の創設等を行う場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とすることができるものとする。

#### 4 事業参加資格者

本事業の参加資格者は、事業ごとに次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

##### (1) 資源リサイクル整備事業

ア 草地等、水質汚染防止基盤又は畜産施設用地の造成整備改良を希望する者のうち、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者、農業協同組合等（農業協同組合連合会を含む。以下同じ）であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者

イ 家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設の整備を希望する者のう

ち、農業環境規範を実践し、又は実践することが確実に見込まれる農業者、地方公共団体、農業協同組合等

ウ ア又はイに掲げる要件のうち、いずれかを満たす農業生産法人又はこれに準ずる法人（以下「農業生産法人等」という。）、農事組合法人又は株式会社（地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している場合に限る。以下(2)のウにおいて同じ。）

なお、「農業生産法人」とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいい、「これに準ずる法人」とは、養畜の業務を営む農事組合法人、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が50人以下であって、かつ公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

(ア) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項第1号の事業を含む。以下同じ。）及びこれに附帯する事業に限られること。

(イ) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

## (2) 草地畜産活性化整備事業

ア 草地等又は草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備を希望する者のうち、農業環境規範を実践し、又は実践することが確実に見込まれる農業者（公共牧場の管理経営を行う者及び農業協同組合等を含む。以下イにおいて同じ。）であつて、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者

イ 草地景域活用活性化施設、家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設の整備を希望する者のうち、農業環境規範を実践し、又は実践することが確実に見込まれる農業者

ウ ア又はイに掲げる要件のうち、いずれかを満たす農業生産法人等、農事組合法人又は株式会社

5 事業メニュー

本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。

区分	工 種	内 容
1 資源 リ サイ クル 整備 事業	(1) 事業実施計画 策定事業	特定都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2) 基本施設整備 事業 ① 草地等造成改 良	草地及び飼料畑（以下「草地等」という。）の造成改良（有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	② 草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	③ 家畜排せつ物 土地還元施設整備	家畜排せつ物の肥培かんがい施設又はこれに類する土地還元施設の整備又は改良 家畜排せつ物土地還元施設の整備は、家畜排せつ物の土地還元を行うための肥培かんがい用に供される畜舎外の固定施設（家畜排せつ物調製利用施設を含む。）又はこれに類する施設とし、当該施設の規模は、事業の効果を十分勘案したものでなければならない。
	④ 水質汚染防止 基盤整備	ア 水質浄化林・浄化水路の造成整備 水質浄化林の植栽は2列以上、その幅は概ね3メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならない。 浄化水路の造成整備は、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する水路の造成改良とするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 イ 浄化池、汚水処理池の整備改良 浄化池、汚水処理池の浚渫、埋め戻し及び防漏処理 ウ 畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良 本事業により整備される畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良に限るものとし、住宅地内のも

	のについては対象としない。
⑤ 畜産施設用地 造成整備	本事業により整備される畜産施設用地の造成整備
⑥ 道路整備	本事業により整備される草地等及び畜産施設の管理利用に必要な道路（家畜排せつ物土地還元の用に供する道路を含む。）の整備
⑦ 用排水施設整備	本事業により整備される草地等又は家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の整備
⑧ 隔障物整備	整備改良又は造成された草地等における家畜の放牧に必要な隔障物の整備又は改良
⑨ 移転跡地の復元整備	本事業によって畜産経営の移転が行われた跡地に係る復元整備。この場合の対象用地は、公共の用に供することが書面等により確認できるものでなければならない。
⑩ 周辺環境基盤整備	<p>ア 環境保全基盤の造成整備</p> <p>(ア) 環境保全林の造成整備</p> <p>畜産経営に起因する環境汚染を防止し、畜産経営の環境保全に必要な樹林地の造成整備。植栽は2列以上、その幅はおおむね3メートル以上植栽するものとし、樹種、樹齢は環境保全機能及び経済性を考慮したものでなければならない。</p> <p>(イ) 緑地帯の造成整備</p> <p>主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については対象としない。</p> <p>(ウ) 広場及び浄化池等の造成整備</p> <p>原則として畜産施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。</p> <p>(エ) 花壇及び構内舗装の造成整備</p> <p>畜産施設又は環境保全施設の敷地内若しくはその敷地周辺に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。また、単年性の植物等の種子についても対象としない。</p> <p>イ 交流基盤の造成整備</p>

	<p>堆きゅう肥実証圃を兼ねたふれあい農園及びふれあい牧場、広場、浄化池、駐車場、管理道路、かん排水施設、交流施設に係る基盤造成とする。</p>
<p>(3) 利用施設整備事業 ① 家畜排せつ物処理施設整備</p>	<p>家畜排せつ物処理施設（家畜排せつ物を炭化処理することにより減容化を図るための施設（生産した炭の全量を農用地に還元するなどにより循環利用するものに限る。）を含む。）及び家畜排せつ物（家畜排せつ物と一体的に処理される地域有機質残さを含む。以下この項及び⑧のアにおいて同じ。）の運搬等機械の整備</p> <p>ただし、計画処理量、処理方法、機種及び台数が家畜排せつ物の要処理量からみて妥当なものでなければならない。</p> <p>ア 家畜排せつ物処理施設の整備 イ 地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備 家畜排せつ物と地域の有機質残さを一体的に処理し、地域におけるリサイクル利用が図られるものとする。 ウ エネルギー等副産物利用処理施設の整備 (ア) エネルギー等副産物利用施設 副産物の有効利用を図る観点及び地域の畜産環境問題の発生状況等から、当該施設導入の必要性が高く、エネルギー又は浄化処理水が有効に利用されると見込まれるものとする。 (イ) 家畜排せつ物燃焼処理施設 (ア)の条件を満たす場合に対象として含めることができる。 この場合、「副産物の有効利用を図る観点」とは、家畜排せつ物燃焼灰の全量を肥料として農用地に還元する等循環利用するものであり、かつ、燃焼熱を利用したバイオマス発電（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく新エネルギーを電気として売電する場合を含む。）を行うものであることとし、「地域の畜産環境問題の発生状況等から、当該施設導入の必要性が高く」とは、畜産高密度地域であって、かつ、環境負荷脆弱地域（6の(3)の定めるもの）に該当する地域で整備するものであること。</p>
<p>② 地域有機質残さ飼料化施設整備</p>	<p>地域の有機質残さに係る飼料化施設の整備</p>

③ 水質汚染防止 施設整備	畜産経営により排出される排水の処理施設の整備
④ バイオ燃料生 産・活用農業用 機械施設整備	家畜ふん尿の処理過程で発生するメタンガス等を利用するための施設整備 売電を主目的とする施設は対象としない。
⑤ たい肥土壌分 析施設整備	たい肥の土壌分析に係る施設の整備
⑥ 水分調整資材 収集製造施設整 備	水分調整資材収集製造施設及び水分調整資材収集製造等機械の整備（敷料の収集製造等に係る施設機械の整備を含む。）
⑦ 電気導入施設 整備	本事業により整備される畜産施設に必要な電気を導入する施設の整備
⑧ その他施設整 備	<p>ア 農機具庫 家畜排せつ物の運搬等機械を格納するものに限るものとし、家畜排せつ物の運搬等機械を格納するのに必要最小限の規模とする。</p> <p>イ 家畜保護施設 畜産経営に起因する環境問題が現に発生しているか又は今後発生する恐れが強いと認められる場所から畜舎を移転することにより、移転跡地において環境問題が解消され、かつ、移転先地において環境問題が発生しないと見込まれるものであって、畜産経営の健全な発展のために必要である場合に限る。</p> <p>ウ 周辺環境施設 (ア) 環境保全施設の整備 休憩所、便所、水飲場、ベンチ、藤棚及びゴミ処理施設とする。この場合において、当該施設の造成整備は、周辺環境基盤の造成整備と一体的に行うものとし、原則として畜産施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。</p> <p>(イ) 交流施設の整備 休憩所、便所、水飲場、ベンチ、藤棚、ゴミ処理施設、管理施設、農機具収納施設、育種苗施設及び農畜産物展示施設とする。この場合において、当該施設の整備は、周辺環境基盤の造成整備と一体的に行うものに限る。</p>



2	(1) 事業実施計画策定事業	特定都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
草地畜産活性化整備事業	(2) 基本施設整備事業 ① 草地等造成改良	草地等の造成改良（有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	② 草地等整備改良	草地等（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	③ 野草地整備改良	野草地整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材の購入及び牧草種子の購入及び散布を含む。）及び家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地の整備改良
	④ 牧野樹林整備	家畜の保護上必要な樹林の整備又は改良
	⑤ 水質浄化林・浄化水路造成整備	<p>水質浄化林及び浄化水路の造成整備</p> <p>水質浄化林の植栽は2列以上、その幅はおおむね3メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならない。</p> <p>浄化水路の造成整備は、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する機能を有する水路の造成改良とするが、単年性の植物の種子は対象としない。</p>
	⑥ 草地景域活用活性化施設等施設用地造成整備	<p>草地景域活用活性化施設等の用地（牧場広場、遊歩道、生態環境保全・展示園、駐車場、牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地等）の造成整備</p> <p>ア 牧場広場の造成整備は、緑資源及び景観を直接的に活用できる場合に限る。</p> <p>イ 遊歩道の整備は、本事業により整備される草地景観を活用した交流拠点等と密接に関連ある区域内に限る。</p> <p>ウ 生態環境の保全・展示園の造成整備は、他の関連事業との調整に留意し、大規模な造成整備にならないようにす</p>

	<p>る。</p> <p>エ 駐車場の造成整備は、都市住民や地域住民への緑資源の提供に供する施設の適切な利用の促進を図るため施設整備される場合に限る。</p> <p>オ 本事業により整備される草地景域活用活性化施設に必要な用排水施設は、この用地整備に含めて取り扱うものとする。</p>
⑦ 施設周辺環境整備	<p>環境保全林、緑地帯、花壇及び構内舗装の造成整備</p> <p>ア 環境保全林の造成整備は、環境保全に必要な樹林地の造成整備</p> <p>イ 緑地帯の造成整備は、主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については対象としない。</p> <p>ウ 花壇、構内舗装の造成整備</p> <p>畜産施設又は環境保全施設の敷地内若しくはその敷地周辺に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。また、単年性の植物等の種子についても対象としない。</p>
⑧ 家畜排せつ物土地還元施設整備	<p>家畜排せつ物の肥培かんがい施設又はこれに類する土地還元施設の整備又は改良</p> <p>家畜排せつ物土地還元施設の整備は、家畜排せつ物の土地還元を行うための肥培かんがい用に供される畜舎外の固定施設（家畜排せつ物調製利用施設を含む。）又はこれに類する施設とし、当該施設の規模は、事業の効果を十分勘案したものでなければならない。</p>
⑨ 用排水施設整備	<p>本事業により整備される草地等、野草地、家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の整備又は改良</p>
⑩ 防災施設整備	<p>草地等及び野草地の造成改良、整備改良若しくは保全上必要な防災施設又は樹林の整備又は改良</p> <p>防災施設の整備は、現地の地形や地物のもつ防災効用を最大限に活用するために、草地等及び施設用地の造成整備並びにその管理利用に当たって必要な地表水の排除、土壌の浸食防止、土砂流出のかん止、のり面の保護、風雪、霜害等の防止軽減等のほか、家畜の放牧や家畜排せつ物の土地還元に伴う水質問題の検討結果を踏まえたものとする。</p>

<p>⑪ 道路整備</p>	<p>草地等及び畜産施設の管理利用に必要な道路（家畜排せつ物土地還元の用に供する道路を含む。）の整備又は改良</p>
<p>(3) 利用施設整備事業 ① 草地景域活用活性化施設整備</p>	<p>都市住民との交流及び草地景観の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための公共施設（休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、自然観察・調査施設、ごみ処理施設及び体験実習加工施設）並びに畜産施設周辺の環境整備を図るために必要な環境美化施設の整備又は改良</p> <p>ア 草地景域活用活性化施設は、地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模及び利用者の安全衛生に留意したものとする。</p> <p>イ 自然観察・調査施設（遠隔観察施設を含む。）は、自然の生態系を直接・間接的に調査・観察するための施設を対象とするが、他の関連事業との調整に留意し、大規模な施設整備にならないようにする。</p> <p>ウ 体験実習加工施設は、規模、性能等は利用計画、耐用年数からみて適切なものでなければならない。なお、加工施設を整備する場合は、加工体験実習が行える設備を備えるものとし、他の関連事業との調整に留意し、大規模な施設整備にならないようにする。</p>
<p>② 家畜排せつ物処理施設整備</p>	<p>家畜排せつ物を処理するために必要な施設の整備又は改良</p> <p>計画処理量、処理方式が家畜排せつ物の要処理量からみて妥当なものとする。</p>
<p>③ 電気導入施設整備</p>	<p>整備される施設に必要な電気を導入する施設の整備又は改良</p> <p>（自然エネルギー利用発電施設を含む。）</p> <p>ア 本事業により整備される家畜保護施設、家畜排せつ物処理施設等の利用に必要なものとし、各施設の立地条件、経営方式、施設の配置、規模及び容量を十分検討して行うものとする。</p> <p>イ 自然エネルギー利用発電施設について、自然条件の変動により、余剰電力（発電施設により発生した電力のうち、利用施設に必要な電気相当量を差し引いた電力。）が生じた場合においては売電を行うこともできるものとするが、売電を主目的とする施設については対象としない。</p>

④ 隔障物整備	整備改良又は造成された草地等、野草地及び牧野林における家畜の放牧に必要な隔障物の整備又は改良
⑤ 家畜保護施設整備	家畜の飼養に必要な避難舎、看視舎及び増飼施設の整備又は改良 家畜保護施設の整備における規模・構造については、畜産経営の負担とならないように努めるものとする。
⑥ 飼料調製貯蔵施設整備	草地等の利用に必要な飼料乾燥施設又は飼料貯蔵施設の整備及び改良
⑦ 衛生管理施設整備	家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎薬浴、牛衝等の施設の整備又は改良
⑧ 放牧馴致施設整備	家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の整備又は改良
⑨ 牧場用機械施設整備	牧場の管理利用に必要な機械施設の整備 牧場用機械施設の整備は、畜産経営に必要な農機具庫、草地等の利用に必要な農機具等とし、能力、機種及び台数は管理経営規模からみて妥当なものでなければならない。
⑩ 防護柵整備	牧場への来訪者の安全を図るための防護柵の整備又は改良

(注1) 畜産高密度地域の計算方法

高度処理施設を設置する特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村という。以下同じ。）について、下記の計算式により算出された単位耕地面積当たり畜産由来窒素産出量がおおむね30kgN/10a（水質等規制地域にあつてはおおむね10kgN/10a）以上となる地域を畜産高密度地域とする。

なお、高度処理施設において家畜排せつ物を処理しようとする養畜の業務を営む者が複数特定市町村にまたがる場合には、当該特定市町村の全体を一つの地域として計算すること。

【計算式】

畜産由来窒素産出量 (kgN)

$$= \Sigma * \{ \text{原単位 (kgN/頭(羽)/(日))} \times \text{家畜頭数(頭)} \times 365(\text{日}) \}$$

※処理対象家畜について合計する。

単位面積あたり畜産由来窒素産出量 (kgN/10a)

$$= \text{畜産由来窒素産出量 (kgN)} \div \text{耕地面積 (ha)} \times 10$$

- ・原単位：表1のとおり
- ・家畜頭数：畜産統計（農林水産省統計情報部）等の公的機関が作成した数値を用いるものとする。
- ・耕地面積：耕地及び作付け面積統計（農林水産省統計情報部）等の公的機関が作成した数値を用いるものとする。

（留意事項）

- 1 統計資料は最新のものを用いること。
- 2 耕地面積は、けい畔を除く田畑の合計面積とすること。

表1 家畜の窒素排せつ量の原単位 kg N／頭(羽)／日

家畜の種類	家畜排せつ量の原単位
乳用牛(生後2年以上を経過したもの)	0.31
乳用牛(生後2年未満のもの)	0.16
肉用牛(生後2年以上を経過したもの)	0.15
肉用牛(生後2年未満のもの)	0.13
豚(生後6ヶ月以上を経過した繁殖用のもの)	0.051
豚(上記以外のもの)	0.034
鶏(採卵鶏)	0.0015
鶏(ブロイラー)	0.0026

資料：家畜ふん尿処理・利用の手引き（平成9年12月）、(財)畜産環境整備機構

## 6 事業実施計画

特定都道府県の知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実施計画を作成するものとする。

事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（平成19年4月20日付け19生畜第20号農林水産省生産局長通知。）に留意して特定都道府県が作成するものとし、あらかじめ、関係特定市町村等関係機関、関係農業者等との調整・協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、畜産経営の環境整備を図るものとする。特定都道府県の知事は、必要に応じ事業実施計画を作成するに必要な調査の一部を特定市町村その他適当と認めるものに委託することができるものとする。

事業実施計画樹立のための調査の期間は1か年以内とする。

事業実施計画の作成は、事業ごとに次の各号に留意して行うとともに、公共事業として畜産生産基盤の整備に重点を置いたものとなるよう努めるものとする。

### (1) 資源リサイクル整備事業

ア 原則として環境汚染防止のための家畜排せつ物処理施設の整備に限るものとし、畜産経営が継続されると見込まれる期間を十分考慮して計画するものとする。

イ 事業実施計画に経営移転を伴う農家が含まれる場合には、移転先の経営用地又は家畜排せつ物処理施設等の用地について所有権又は使用収益権（地上権、賃

借権、永小作権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ)の設定が迅速に行われるよう措置するものとし、事業実施時に問題が生じないように努めるものとする。

ウ 事業実施計画の内容に草地等の造成整備、道路等の造成整備又は用排水施設の整備が含まれるものについては、他の関連事業等との調整に留意して行うものとする。

エ 家畜排せつ物の土地還元に係る農用地の造成整備計画に水田の整備を含める場合は、家畜排せつ物の土地還元が肥培かんがいの用に供される固定施設又はこれに類する施設の整備を併せて行い家畜排せつ物が確実に土地還元されるものに限る。その地区の農用地の実態を考慮し、家畜排せつ物の土地還元上整備が必要なものについて行うものとする。この場合、他の関連事業等との調整に留意し、大規模な整備にならないようにするものとする。

## (2) 草地畜産活性化整備事業

ア 事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映するとともに、地域条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。

イ 事業実施計画を作成しようとする者は、あらかじめ市町村教育委員会等関係機関の意見を聴くものとする。

ウ 事業実施計画の作成に当たっては、事業実施地域において草地を中心とした景域保全のための基本構想を作成することとする。

エ 事業実施計画の作成に当たっては、他の関連事業等との調整に留意するとともに、事業実施地域以外の地域との連携に十分配慮するものとする。

## 7 事業実施計画の要件

(1) 事業実施計画の要件は、事業ごとに次のすべてを満たすこととする。

### ア 資源リサイクル整備事業

(ア) 畜産主産地として発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。

(イ) 事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づき家畜排せつ物の利用の促進が図られるものであること。

(ウ) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭(環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね1,000頭)以上であること。

(エ) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者(農業生産法人等にあつては、その構成員。以下同じ。)が原則として10人(環境負荷脆弱地域の場合にあつては、5人(農業生産法人等で共同経営の実態を有するものにあつては1法人))以上であること。

(オ) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha(ただし、事業参加者の

うち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね10ha) 以上であること。

(カ) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。

イ 草地畜産活性化整備事業

(ア) 畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。

(イ) 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。

(ウ) 基本施設整備事業に係る受益面積がおおむね30ha以上であること。

(エ) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が都県にあつては、おおむね100ha以上、北海道にあつては、おおむね300ha以上が見込まれる地域であること。

(オ) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭以上であること。

(カ) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。

(2) (1)に定める肥育豚換算頭数は、肥育豚を基準として次の換算係数により算定するものとする。

ア 成牛1頭につき	5.0頭
イ 育成牛1頭につき(24カ月未満)	2.5頭
ウ 繁殖豚1頭につき	2.0頭
エ 鶏1羽につき	0.02頭

(3) (1)に定める環境負荷脆弱地域は、次のいずれかに該当する地域とする。

ア 水質等規制地域

(ア) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)第4条第1項の規定に基づく水質保全に係る指定地域

(イ) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第4条の2第1項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

(ウ) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

(エ) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定に基づく指定地域

(オ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和55年条約第28号(ラムサール条約))の指定湿地に流入する地域(湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。)

(カ) 都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

イ 水道水源の上流域

ウ クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

(4) (1)のアの(ウ)及びイの(オ)の家畜飼養頭羽数については、地方公共団体又は農業協同組合等が事業実施主体又は事業参加資格者である場合であって、家畜排せつ物処理施設を整備する場合には、当該家畜排せつ物処理施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者の家畜飼養頭羽数を含めることができるものとする。ただし、当該家畜排せつ物処理施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨を書面及び農業環境規範の点検シート等により確認できるものに限る。

(5) (1)のアの(エ)に規定する養畜の業務を営む者については、地方公共団体又は農業協同組合等が事業実施主体又は事業参加資格者である場合であって、家畜排せつ物処理施設を整備する場合には、当該家畜排せつ物処理施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者を含めることができるものとする。ただし、当該家畜排せつ物処理施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨を書面及び農業環境規範の点検シート等により確認できるものに限る。

(6) (1)に定める受益面積は、事業ごとに次に掲げる面積を合算して算定するものとする。ただし、重複して算定してはならない。

ア 資源リサイクル整備事業

受益面積の範囲は、以下のとおりとする。

- (ア) 草地等の造成改良面積
- (イ) 草地の整備改良面積
- (ウ) 家畜排せつ物土地還元施設の整備に係る受益農用地面積
- (エ) 水質汚染防止基盤の整備に係る面積
- (オ) 畜産施設用地の造成面積
- (カ) 道路整備に係る受益面積
- (キ) 移転跡地の復元整備に係る面積
- (ク) 周辺環境基盤の整備に係る面積
- (ケ) 本事業により整備される家畜排せつ物処理施設により処理される家畜排せつ物を土地還元するための農用地面積（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）

イ 草地畜産活性化整備事業

受益面積の範囲は、以下のとおりとする。

- (ア) 草地等の造成整備面積
- (イ) 野草地及び牧野樹林の整備面積
- (ウ) 水質浄化林・浄化水路の整備に係る面積
- (エ) 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備面積
- (オ) 施設周辺環境の整備に係る造成整備面積
- (カ) 家畜排せつ物土地還元施設の整備に係る受益農用地面積
- (キ) 用排水施設整備に係る受益面積
- (ク) 道路整備に係る受益面積



## 第2 事業の実施

### 1 事業の実施

- (1) 特定都道府県の知事は、特定都道府県が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、東日本大震災復興交付金交付要綱第18若しくは東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱第21に定める実施要件確認に必要な資料として事業実施計画概要表（別記様式第1号）を作成し、内閣総理大臣を経由して地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省大臣）に提出するものとする。
- (2) 特定都道府県の知事は、事業指定法人から、事業実施計画概要表を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があつたときは、交付要綱又は基金交付要綱に定める実施要件確認に必要な資料として事業実施計画概要表を地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 事業指定法人は、本事業を実施する地区の特定市町村との間に契約を締結する場合は、あらかじめ当該特定市町村が当該事業参加資格者との間で必要な契約を締結した後に行い、特定都道府県の知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。ただし、事業指定法人は、事業参加資格者が事業実施計画に記載されている場合で、特定都道府県、事業指定法人及び該当特定市町村との調整が整っているものについては事業参加資格者と契約できるものとする。

### 2 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業実施計画の要件に定める受益面積の20パーセント以上の増減

ウ 総事業費の変更であつて、物価又は労賃の変動によるものを除く10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業実施計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

なお、「公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減」とは、予定価格よりも安価に落札し、差額（請負差額）が生じることによるもののほか、農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム（平成20年4月2日農林水産省生産局長・農村振興局長策定）等による事業費の減額をいう。

エ 家畜排せつ物土地還元施設及び家畜排せつ物処理施設の処理能力の20パーセント以上の増減

オ 家畜排せつ物の処理方法又は主要工種の著しい変更

- (2) 特定都道府県の知事は、事業実施主体が事業実施計画の重要な部分の変更を行ったときは、事業実施計画変更手続報告書（別記様式2号）を地方農政局長等へ提出するものとする。

### 3 施設の引渡し

本事業により造成整備された施設の引渡しについては、次に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実施主体が地方公共団体である場合は、当該地方公共団体の長が当該施設の

引渡しを適当と認める特定市町村、農業協同組合等、その他当該地方公共団体の長が適当と認めるものに対し、所定の手続により引渡しを行うものとする。

- (2) 事業実施主体が事業指定法人である場合は、当該事業実施主体と事業参加者との間に締結した事業実施に関する委託契約の定めるところにより当該施設の引渡しを行うものとする。

### 第3 施設等の維持管理

- 1 特定都道府県の知事及び関係特定市町村長は、本事業により造成整備改良された草地、飼料畑その他家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地及び畜産施設用地その他草地景観等の活用・活性化に必要な用地並びに施設の管理が、事業の完了した年度の翌年度から8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間）以上の期間、本事業の目的に即して適正に行われるよう指導監督等の措置を講ずるものとする。
- 2 本事業により整備された施設のうち事業参加者が共同で利用するものについては、特定都道府県、特定市町村、農業協同組合等又は事業参加者の全部若しくは一部が出資し、若しくは構成する団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たし、特定都道府県の知事が適当と認めるものが管理するものとする。
  - (1) 事業参加者が主たる出資者又は構成員となっていること。
  - (2) 代表者の定めがあること。
  - (3) 組織の管理及び施設の維持管理に関する規約が定められていること。
- 3 施設管理者は、その管理することとなる施設の維持管理については、次に掲げる事項の管理規程（2に規定する特定都道府県の知事が適当と認める団体にあつては規約）を定めるものとする。
  - (1) 管理の目的、管理施設及び管理者
  - (2) 管理のための組織体制に関する事項
  - (3) 管理施設の維持管理の方法に関する事項
  - (4) 管理施設の使用料等
  - (5) 管理規程の変更に関する事項
- 4 事業実施主体は、事業完了後速やかに本事業により整備された施設の維持管理が行われるよう措置するものとする。

### 第4 助成

#### 1 助成経費

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる以下の経費について、事業実施主体に交付することし、その基本国費率は50%とする。

ただし、第1の5の表の区分欄1の工種欄(3)の①の内容欄ウの(ア)にあつては、畜産高密度地域において整備されるエネルギー等副産物利用施設、(イ)の家畜排せつ物燃焼処理施設及び工種欄(3)の④のバイオ燃料生産・活用農業用機械施設については55%とする。第1の5の表の区分欄1の工種欄(3)の⑧のその他の施設整備及び第1

の5の表の区分欄2の工種欄(3)の⑨の牧場用機械施設整備については1/3とする。

- (1) 事業実施計画策定事業費
  - (2) 草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知）に規定する事業費
  - (3) 効果促進事業費
- 2 本事業の実施に関し必要な資金の融資  
本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

## 第5 補足

- 1 本事業に係る国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知に定めるところによるものとする。
- 2 計画策定事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

## 第6 経過措置

農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）及び畜産環境総合整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7B第326号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降に本交付金により継続して事業を実施する地区については、復興交付金事業計画に位置づけることをもって本事業に移行されたものとみなし、この取扱に定めることのほかは、なお従前の例による。



一般計画図

位置図

S = 1 :

凡 例	
草地等造成改良	
草地等整備改良	
家畜排せつ物土地還元施設整備	
⋮	

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道県名	北海道の場合は支庁名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
事 業 期 間	事業の開始年度、終了年度及び要する年数について記入。
事業主体	都道府県又は事業指定法人名を記入。
事業の目的	地域の現状をふまえ、事業の目的を簡潔に記述。
事業の目標及び指標	各事業メニューごとに、現状と改善構想等について記述。
受益面積	表示単位はヘクタールとする。(小数点第1位以下四捨五入。以下同じ。)事業メニューのうち、資源リサイクル型事業を実施する場合、移転跡地復元整備面積はその他の欄に記入する。
土地利用	事業メニューのうち、草地畜産活性化型事業を実施する場合、土地利用の現況及び計画面積を区分毎に記入する。
土地権利	事業メニューのうち、資源リサイクル型事業又は新技術活用地域環境改善型事業を実施する場合、利用権の種類(所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等)ごとに面積及び調整状況を記入し、開発制限等指定状況の欄については、自然公園法、文化財保護法等による指定、保安林の指定等について記入する。
家畜飼養計画	当該事業参加者に係る現況と計画の飼養頭羽数及び肥育豚換算頭数を記入する。
事業参加者	該当欄に事業参加者の人数を記入。法人については法人数とし、( )内に構成人数を記入する。事業メニューのうち、資源リサイクル型事業又は新技術活用地域環境改善型事業を実施する場合、経営移転に係る戸数及び移転率を記入する。
農業の概況 家畜飼養の現況	最近年における関係市町村の概要について農業センサス等を基礎に該当欄に記入する。
地 域 指 定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
環境負荷脆弱地域等	事業メニューのうち、資源リサイクル型事業を実施する場合、 (1) 地区が所在する市町村のすべてが環境負荷脆弱地域である場合は、1を○で囲み、それ以外は2を○で囲む。 (2) 畜産高密度地域の欄については、該当する市町村名を記入する。対象地域が複数の市町村にまたがる場合には、当該市町村の全体を一つの地域として計算する。なお、地区全体が畜産高密度地域の場合は「全体」と記入。
そ の 他	農振計画地域の指定状況及び山村振興法、過疎法等地域振興関係法の指定状況について記入する。
事 業 費	年度別事業費については、年度別に計画事業費を記入する。 各事業区分に応じた事業種目毎に記入する。 基本施設整備事業、利用施設整備事業以外にストックマネジメント事業等を実施する場合、施設整備事業の下に記入する。
費用負担等	(1) 各事業種目毎に内訳金額を記入し、上段( )に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
関 連 事 業	本事業の実施地域に関し、本事業と一体的に実施する計画のあるものに

受益面積

ついて記入する。

本事業と重複する場合、重複する分を( )書きで上段に併記する。

一般計画図

原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がり considering して作成する。

別記様式第1号の参考資料

〇〇事業(〇〇型)〇〇地区																
<p>・必要性 ・効果(できるだけ定量的に記載)</p>																
<p>1 目 的</p> <p>2 関係市町村：</p> <p>3 事業主体：</p> <p>4 事業実施期間：平成 年度～平成 年度</p> <p>5 総事業費：           千円(うち国費           千円)</p> <p>6 受益面積：           ha</p> <p>7 整備内容   ：</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">事業の必要性</td> <td style="padding: 2px;">(イラスト・写真等によりわかりやすく記載のこと)</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">事業の概要・事業の効果</td> <td style="padding: 2px;">(イラスト・写真等によりわかりやすく記載のこと)</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </table>	事業の必要性	(イラスト・写真等によりわかりやすく記載のこと)			事業の概要・事業の効果	(イラスト・写真等によりわかりやすく記載のこと)									
事業の必要性	(イラスト・写真等によりわかりやすく記載のこと)															
事業の概要・事業の効果	(イラスト・写真等によりわかりやすく記載のこと)															
<p>事業による効果 (定量的に記載)</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">事業による効果</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; padding: 2px;">項目</th> <th style="width: 50%; padding: 2px;">現況→計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">例：たい肥還元面積の増加</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業による効果		項目	現況→計画	例：たい肥還元面積の増加										<p>位置図</p>	
事業による効果																
項目	現況→計画															
例：たい肥還元面積の増加																
<p>項目に係る参考資料：草地開発整備事業の費用対効果分析マニュアル(平成22年1月21日)第3章</p>																



別記様式第2号

事業実施計画変更手続報告書

番 号  
年月日

地方農政局長 { 北海道にあつては農林水産省大臣 } 殿

特定都道県の長の名前 印

畜産環境総合整備事業（〇〇型事業）△△地区の事業計画の変更を下記のとおり行ったので報告する。

（注）「事業名」には、要綱別紙25の第1の4の区分を記載すること。

記

事業実施計画概要表及び変更の内容を記入した書類を添付すること。また、記載にあたっては、変更前を上段（ ）書きで二段書きとして作成する。



## 別添1-16 森林整備事業に係る取扱

### 第1 事業内容

森林整備事業（以下「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

#### 1 森林環境保全整備事業

##### (1) 育成林整備事業

育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。

##### (2) 林道改良事業

林道の機能向上を図るため、林道及び既設の作業道の構造の一部を改良する。

#### 2 森林居住環境整備事業

##### (1) フォレスト・コミュニティ総合整備事業

森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。

##### (2) 山のみち地域づくり交付金事業

奥地森林地域の骨格的な林道等の整備を地域の創造力を活かしながら実施する。

### 第2 指導推進

1 特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項に規定する特定市町村をいう。以下第3の1の(1)のエのdの(a)の②を除き同じ。）の長、特定都道府県（特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県。以下同じ。）の長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進を図るため、その体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。

2 特定都道府県の長は、特定市町村の長及び事業主体に対し、本事業の実施についての適切かつ円滑な推進のための助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。

### 第3 事業区分及び事業内容等

本事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は、次のとおりとする。

#### 1 森林環境保全整備事業

##### (1) 育成林整備事業

育成林整備事業は、育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。なお、林道の開設については、当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下「利用区域内森林面積」という。）に対する森林整備の実施予定面積の割合が20パーセント未満の路線を対象とする。

##### ア 事業内容

恒久的な林内路網の整備については、次の各事業を効果的に組合せ、コスト縮

減の実現等効率的な整備に努めること。

(ア) 森林管理道整備

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

(イ) 林業専用道整備

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づき都道県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）等と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

(ウ) 森林施業道整備

森林管理道を補完し、専ら森林整備用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

(エ) 作業ポイント整備

国道、都道県道、市町村道及び林道の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路を整備する。

(オ) 接続路整備

林道から、森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで、比較的急勾配で配置する部分的な舗装された道等であって、これに接続することにより、森林作業道等の開設が容易になるもの（接続路）を整備する。

イ 対象事業の範囲

森林管理道開設についてはエの(ア)のeに規定する森林の整備が、主として本事業及び本事業と同様の目的で行われる見込みの路線を対象とする。

ウ 事業主体

特定市町村、特定都道県、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）とする。

エ 事業規模等

(ア) 森林管理道開設については、次に掲げる要件のうちfを除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうちeを除くすべての要件に該当するものであること。

a 地域森林計画に記載された林道であること。

b 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道であること。

c 森林法施行令（昭和26年7月31日付け政令第276号。以下「森林法施行令」という。）第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示

第1630号。以下「告示」という。) 付録第1 (第6項第2号関係) に定める算出した数値 (以下「開設効果指数」という。) が0.9以上であること。ただし、防火林道整備事業実施要領 (平成4年4月9日付け4林野基第241号林野庁長官通知) に基づき開設する林道 (以下「防火林道」という。) にあつては、適用しないものとし、峰越連絡林道の幹線にあつては1.2以上とする。

d 利用区域内森林面積が50ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね1キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。(コスト縮減等のために森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあつては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積、全体計画延長の合計により判断する。)

(a) 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね0.8キロメートル以上とする。

① 「長期育成循環型路網整備事業の実施について」 (平成13年3月30日付け13林整第716号林野庁長官通知) に基づき開設する林道 (以下「長期育成循環型路網」という。) における支線に相当する林道

② 過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第2条第1項に規定する過疎地域 (同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。)、昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年法律第31号) 第2条第1項に規定する過疎地域又は平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法 (平成2年法律第15号) 第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの (以下「旧過疎地域」という。)、特定市町村等の要件等について (平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知) の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村、水源地域対策特別措置法 (昭和48年法律第118号) 第3条第1項の水源地域のいずれかに該当する地域で整備される林道

③ 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道

(b) 長期育成循環型路網の幹線にあつては、利用区域内森林面積が500ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね1キロメートル以上とする。

(c) 峰越連絡林道にあつては、幹線は当該林道とこれに直接接続する既設の林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域 (以下「直接利用区域」という。) が告示第9項に定める基準を満たすもの、その他は直接利用区域が告示第8項第1号に定める基準を満たすものとする。

e 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10パーセント以上に相当する森林において、森林の整備 (地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。) が計画さ

れていること。

- f 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外する。
- (イ) 林業専用道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。
  - a 地域森林計画に記載された林道であること。
  - b 林道規程に定める自動車道の2級であること。
  - c 林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した林業専用道作設指針に適合すること。
  - d 開設効果指数が0.9以上であること。
  - e 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が0.2キロメートル以上であること。
- (ウ) 森林施業道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、dに掲げる森林が、「多様な森林整備のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づき市町村、都道府県、地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱に基づく地域協議会をいう。以下同じ。）が設定した施業の集約化に必要な森林の区域内に含まれ、かつ、1区域の面積が50ヘクタール以上（(ア)のdの(a)の②に該当するもの、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づく施業が計画されているものについては30ヘクタール以上）である場合は、bに掲げる要件のうち、「自動車道の3級」とあるのは「自動車道の2級又は3級」と読み替えるものとする。
  - a 地域森林計画に記載された林道であること。
  - b 林道規程に定める自動車道の3級であること
  - c 開設効果指数が0.9以上であること
  - d 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が0.2キロメートル以上であること。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)について、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。
- (オ) 作業ポイント整備
  - 1 箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること。
- (カ) 接続路整備
  - 1 箇所当たりの規模は、原則として、おおむね50m程度であること。

## (2) 林道改良事業

林道の機能向上を図るため、既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

### ア 事業内容

#### (ア) 橋りょう改良

架設後5年以上経過した橋りょうで、その機能がそう失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう(必要最小限度の取付道路を含む。)に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに変わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事

#### (イ) 局部改良

開設後5年以上を経過した林道及び作業道について、現行の林道規程に定めるこう配又は曲線半径の制限を超える箇所等のこう配又は曲線を修正する工事及び待避所(車廻しを含む。)、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改築する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改築する工事。

ただし、作業道改良については、改良後に林道(告示第14項第1号及び第2号に定める基準に該当するもの(以下「幹線林道」という。))を除く。)として管理するものを対象とする。

#### (ウ) 作業ポイント

1の(1)のアの(エ)に準ずる工事。

#### (エ) 接続路

1の(1)のアの(オ)に準ずる工事。

#### (オ) 雪害防止

次に掲げる林道に係る雪害防止施設(なだれ、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーセット等の施設で、治山事業5箇年計画において計画されていない施設をいう。)を新設する工事

a 冬山生産が行われている地域にある林道

b 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道

c 沿道に人家又は公共施設がある林道

#### (カ) ずい道改良

施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改築する工事

#### (キ) 幅員拡張

開設後5年以上を経過した林道であって、林道規程に定める自動車道に該当するものについて、その全幅員(林道規程に定める車道幅員と路肩幅員と加えたものをいう。以下同じ。)4.0メートル未満のものを4.0メートル以上とする工事及び全幅員5.0メートル未満のものを5.0メートル以上のものとする工事

- (ク) のり面保全  
林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改築する工事
- (ケ) 山火事防止  
前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事
- (コ) ふれあい施設  
林道周辺を修景する工事、林道沿線広場及び簡易な休憩舎等の施設を新設若しくは改築する工事
- (カ) 交通安全施設  
道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改築する工事  
ただし、幹線林道以外の林道についてはエの(オ)に定める基準に該当するものに限る。
- (シ) 災害避難施設  
自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設(地域防災計画等に定められている避難広場に限る。)、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改築する工事
- (ス) 林道情報伝達施設  
気象情報、交通情報等を伝達するために必要な林道情報表示施設及び雨量計等の観測施設を新設又は改築する工事
- (セ) 自然共生施設  
自然環境との共生を積極的に推進するため、郷土樹種の植栽、小動物の脱出できるスロープ付き側溝等を整備する工事
- (ソ) 舗装  
林道の機能を向上し、当該路線の利用対象となる地域内の人家又は公共施設に対する環境改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、林道を舗装する工事

## イ 対象事業の範囲

(2)のアとする。

## ウ 事業主体

特定市町村、特定都道府県、森林組合等

## エ 事業規模等

次に掲げるすべての要件(ただし、アの(イ)の作業道改良、(ウ)及び(エ)にあっては(ウ)に限る。また、アの(ウ)にあっては(1)のエの(オ)を、アの(エ)にあっては(1)のエの(カ)を準用するものとする。)に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。

(イ) 林道規程に規定する自動車道の改良であること。

(ウ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、アの(ソ)については舗装に要する総事業費が2,400万円以上であること。



- (エ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び告示付録第4（第14項第2号関係）に定める算式により算出した数値（以下「改良効果指数」という。）がaの基準を満たすこと。ただし、アの(ウ)においては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（告示第13項に定める基準以上のもの）とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合には、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。
- a 利用区域内森林面積、改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては告示第14項第1号及び第2号に定める基準、その他にあっては50ヘクタール及び0.9とする。
- b 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域又は平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のものに係る路線の基準については、(ア)の規定を準用するものとし、この場合において、「50ヘクタール」とあるのは「30ヘクタール」と読み替えるものとする。
- (オ) アの(サ)の基準については、以下のいずれかを満たすものであること
- a 過去に重大な交通事故が発生した路線
- b 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線

## 2 森林居住環境整備事業

### (1) フォレスト・コミュニティ総合整備事業

森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。

#### ア 事業内容

##### (ア) 森林基幹道整備

森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道を開設及び改良する。

##### (イ) 林業施設用地整備

森林整備の推進等に必要な林業用施設の用地整備とする。

##### (ウ) 作業ポイント整備

1の(1)のアの(エ)に準ずる。

#### イ 対象事業の範囲

##### (ア) 森林基幹道整備

a 開設

次の要件のすべてに該当する林道（以下「森林基幹道」という。）の新設又は改築する事業とする。

- (a) 森林法（昭和26年6月26日付け法律第249号）に基づき、都道県知事が樹立する地域森林計画に記載された林道であること
- (b) 林道規程に規定する自動車道であること
- (c) 森林法施行令別表第3及び別表第4の1の(1)に該当する林道であること
- (d) 全体計画延長がおおむね5キロメートル以上（利用区域面積が1,000ヘクタール以上の林道についてはおおむね7キロメートル以上）の林道であること
- (e) 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱う。  
なお、この場合に、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

b 改良

既設の森林基幹道（2の(1)のアの(ア)に規定するものをいう。以下同じ。）の局部的構造の改良等を行う事業とし、1の(2)のオ及びエに準ずる。

(イ) 林業施設用地整備

- a 本事業の実施に併せて整備されることが確実な林業の用に供する公共施設（市町村又は森林組合等の団体が管理するもの。）の用地の整地及び付帯施設（取付道路、用排水路等）を整備する事業とする。
  - b 1箇所当たりの用地の面積は、原則として200平方メートル以上とし、建物の用に供する場合の用地の面積は、建物敷のおおむね3倍以内とする。
- (ウ) 作業ポイント整備
- a 1の(1)のアの(エ)に準ずる。
  - b 1の(1)のエの(オ)に準ずる。

ウ 事業主体

(ア) 森林基幹道整備

- a 開設  
1の(1)のウに準ずる。
- b 改良  
1の(2)のウに準ずる。

(イ) 林業施設用地整備

特定市町村、特定都道府県、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び林業者等の組織する団体とする。

なお、「林業者等の組織する団体」とは、林業者が原則としてその構成

員の過半を占めているか又はその資本金(基本財産を含む。)の過半を出資若しくは拠出している団体であり、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が本事業の事業実施主体として林野庁長官が適当と認めるものとする。

また、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

- a 団体の代表者及び代表権の範囲
  - b 団体の意思決定の機関及びその決定方法
  - c 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項
- (ウ) 作業ポイント整備
- 1の(1)のウに準ずる。

(2) 山のみち地域づくり交付金事業

奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施する。

ア 山のみちの整備

(ア) 事業内容

a 林道整備

林道網の枢要部分として森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備

(a) 開設

林道の開設又は改築の事業とする。

(b) 改良

既設の林道等の局部的構造の改良等を行う事業とし、1の(2)のア及びエの規定を準用する。

(c) 舗装

既設の林道の舗装を行う事業とする。

b 森林作業道等の整備

(a) 森林作業道等

効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するために必要な森林作業道等の開設及び改良とする。

(b) その他

道県道、幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される山のみちの区間又は機能とが重複しないこととし、事業内容についてはアの(ア)のaの(b)及び(c)に準ずるものとする。

(イ) 対象事業の範囲

a 林道整備

次の要件のすべてに該当する林道を対象とする。

- (a) 森林法施行令別表第3の林道の開設に要する費用の項の6、同表林道の拡張に要する費用の1の(2)又は2の(3)に該当する林道であ

ること。

(b) 森林法に基づき、道県知事がたてる地域森林計画に記載された林道であること。

(c) 林野庁が定める客観的な評価基準により、事前評価を実施し、林野庁に提出した林道であること。

また、透明性を確保する観点から、事前評価の結果については公表すること。

b 森林作業道等整備

次の要件のすべてに該当する森林作業道等を対象とする。

(a) 旧緑資源幹線林道の見直しによって必要となるものであること。

(b) 利用区域内森林面積が5ヘクタール以上であること。

(c) 道県知事が定める森林作業道作設指針等に適合するものであること。

(ウ) 事業主体

a 林道整備

特定市町村、特定道県（特定市町村と当該特定市町村の存する道県。以下同じ。）

b 森林作業道等整備

特定市町村、特定道県、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。）及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体

イ 地域創造型整備

山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要な、計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備であり対象は以下のとおり。交付の範囲は、総事業費の20%以内とし、このうち以下のbに掲げる地域の環境保全活動等には総事業費の10%まで充当可能とする。

(ア) 事業内容

a 山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、森林の多面的機能の維持・増進、林業の振興、地域の活性化など奥地森林地域の活性化に資するための森林及び施設の整備

b 山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、森林の多面的機能の維持・増進、林業の振興、地域の活性化など奥地森林地域の活性化に資するための地域の環境保全活動等のソフト経費

(イ) 事業主体

特定市町村、特定道県、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人、森林法施行令第11条

第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。）及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体

### 3 市町村等事業推進

特定市町村、森林組合等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する特定都道府県の事務とする。

## 第4 事業計画等

### 1 事業計画の作成

(1) 特定都道府県の長又は特定市町村の長は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、森林法第5条に基づき策定された地域森林計画又は森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第1号により森林整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。なお、林道の開設及び改良に当たっては、「林道技術基準の制定について（平成10年3月3日付け9林野基第812号）」の計画策定の基本方針に基づき、全体計画を作成するものとする。

(2) 特定都道府県の長又は特定市町村の長は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くものとする。また、特定市町村の長が事業計画を作成する場合は、必要に応じ、関係特定都道府県の担当部局と協議調整を図るものとする。

(3) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業主体及び事業計画地の現況

イ 事業内容及び事業量

ウ その他事業の実施に必要な事項

(4) 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を作成するものとする。

### 2 事業計画の提出及び変更

(1) 特定都道府県の長又は特定市町村の長は、特定都道府県の長に別記様式第2号により事業計画を提出するものとする。

(2) 特定都道府県の長は、当該事業計画を自ら作成したとき又は特定市町村の長から(1)の申請を受理したときは、林野庁長官に別記様式第3号により事業計画を提出するものとする。なお、山のみち地域づくり交付金事業については、1の(4)に基づき作成した山のみち地域づくり計画を添付する。

(3) 事業計画の重要な部分の変更を行うときは、上記(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

なお、この場合、別記様式第4号により、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

(4) (3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

- ア 事業計画地の変更
- イ 林道の新設又は廃止
- ウ 事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの3割を超える増減
  - (ア) 林道の開設延長
  - (イ) 森林作業道等の開設延長

ただし、継続中の事業であつて、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第8項に基づき認定された地域再生計画に記載するとともに、同法第19条第2項に基づく道整備交付金を充てて行う事業へ移行する場合にあつては、本規定による変更がなされたものと見なす。

## 第5 国の助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に交付するものとし、対象となる経費は次のとおり。

- 1 第1の1、2の(1)、第3の2の(2)のアの(ア)のa及びbの(b)に規定する事業については事業費（工事費（工事雑費を除く。）、第3の2の(2)のアの(ア)のbの(a)に規定する事業については事業費（実行経費又は工事費（工事雑費を除く。）、第3の2の(2)のイに規定する事業については事業費（標準経費、実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））とする。
- 2 第3の3に規定する事業については、「林業関係公共事業の指導監督費の取扱いについて（平成22年3月31日付け21林政政第622号林野庁長官通知）」の表1を準用することとし、同通知の表2に掲げる費目を交付金の交付対象とする。ただし、事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする内容を除く。

なお、基本国費率は別表1のとおりとする。

## 第6 経過措置

- 1 山のみち地域づくり交付金実施要領（平成20年4月1日付け19林整整1149号林野庁長官通知）第3に基づき林野庁長官の承認を受けている山のみち地域づくり計画により実施されてきた事業であつて、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する場合には、同計画を本事業の事業計画と見なす。

## 第7 維持管理

- 1 本事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体、森林組合若しくは生産森林組合等を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、特定都道府県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合又は生産森林組合等を指定する場合には、あらかじめ特定都道府県の長に届け出るものとする。
- 3 特定都道府県の長は、本事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。

## 第8 その他

- 1 特定都道府県の行う事業については、本取扱に準じて行うものとする。
- 2 特定都道府県の長は、本事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- 3 特定市町村の長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 4 本取扱により難しい事項については、林野庁の承認を受けるものとする。
- 5 以上のほか、細部の手続、様式等は、本取扱の趣旨に基づき特定都道府県の長が定める。

都 道 県	
計 画 期 間	

〇〇(都道県・市町村・地区)森林整備事業計画

1 森林整備事業の基本方針・目標

--

2 事業主体及び事業計画地の現況

--

3 事業量

(単位:ha, m, 個)

事業名 事業内容		森林環境保全整備事業		森林居住環境整備事業		備考
		育成林整備事業	林道改良事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	山のみち地域づくり交付金事業	
森林基幹道開設	路線数					
	事業量(m)					
森林管理道開設	路線数					
	事業量(m)					
林業専用道開設	路線数					
	事業量(m)					
森林施業道開設	路線数					
	事業量(m)					
林道改良	路線数					
	箇所数					
(うち舗装)	路線数					
	事業量(m)					
作業ポイント整備	路線数					
	箇所数					
接続路整備	路線数					
	箇所数					
林業施設用地整備	箇所数					
森林作業道開設	路線数					
	事業量(m)					
地域創造型整備						

(注) 地域創造型整備については、備考欄に内容の詳細を記載し、その内容に応じた事業量等を記載すること。



特定都道県の長 殿

特定市町村の長 印

〇〇（市町村・地区）森林整備事業計画の提出について

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-16（森林整備事業に係る取扱）の第4の2に基づき、〇〇（市町村・地区）森林整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇（市町村・地区）森林整備事業計画
- 2 参考資料

（注1） 事業計画書の様式は、別記様式第1号による。

（注2） 東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第5に規定される復興交付金事業等を実施する場合にあっては、下線部を東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添1-16（森林整備事業に係る取扱）に置き換える。

林野庁長官 殿

特定都道県の知事 印

森林整備事業計画の提出について

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1-16（森林整備事業に係る取扱）の第4の2に基づき、〇〇（都道県）に係る森林整備事業計画（山のみち地域づくり計画）を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇（都道県）内の森林事業計画（山のみち地域づくり計画）  
（〇〇都道県・△△市町村・□□地区）

（注1） 事業計画書の様式は、別記様式第1号による。

（注2） 東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第5に規定される復興交付金事業等を実施する場合にあっては、下線部を東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添1-16（森林整備事業に係る取扱）に置き換える。

特定都道県の長 殿  
(林野庁長官)

特定市町村の長 印  
(特定都道県の長)

〇〇(都道府県・市町村・地区)森林整備事業計画(変更)の提出について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した〇〇(都道府県・市町村・地区)森林事業計画について、内容を変更したので(別添のとおり〇〇市町村長から内容を変更した旨、提出があったので)、東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)別添1-16(森林整備事業に係る取扱)の第4の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 市町村名
- 2 関係資料(別添)
  - (1) (都道府県・市町村・地区)森林整備事業計画の変更の理由
  - (2) (都道府県・市町村・地区)森林整備事業計画の変更内容
  - (3) (都道府県・市町村・地区)森林整備事業計画表(変更計画)

(注1) 事業計画書の様式は、別記様式第1号による。

(注2) 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。

(注3) 東日本大震災復興交付金制度要綱(平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名)第5に規定される復興交付金事業等を実施する場合にあっては、下線部を東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(農林水産省)別添1-16(森林整備事業に係る取扱)に置き換える。

別表 1

交付対象事業		基本国費率	摘要
事業名等	区分		
<p>別添 1 - 16 の第 1 の 1 の事業 (森林環境保全整備事業)</p> <p>1 都道県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、林道改良事業を行うのに要する経費並びに都道県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、林道改良事業を行う者に対し、「基本国費率」欄の都道県の基本国費率に掲げる率を超える国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道県の事務に要する経費</p> <p>2 1 以外の事業について、都道県が事業を行うのに要する経費並びに都道県が事業を行う者に対し、「基本国費率」欄の都道県の基本国費率に掲げる率を下らない基本国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村</p>	<p>育成林整備事業</p>	<p>(国の基本国費率)</p> <p>1 林道整備(森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設)について</p> <p>(1) 森林造成林道(間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、保安林整備臨時措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>事業費(事務雑費、工事雑費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道県の事務に要する経費(以下「市町村等事業推進費」という。)を除いたものをいう。以下、この項及び森林居住環境整備事業の項について同じ。)の 50/100</p> <p>ただし、都道県及び市町村が行う北海道及び離島の過疎地域(「過疎地域自立促進特別措置法」第 2 条第 1 項に規定する過疎地域(同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)をいう。以下同じ。)の市町村及び振興山村の地域、森林組合等(生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。)が行う北海道及び離島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道及び離島については事業費の 55/100、森林組合等が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 60/100</p> <p>(2) 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和 48 年 4 月 1 日付け 4 8 林野道第 107 号林野庁長官通知。)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(ア) 都道県又は市町村が行うもの 事業費の 50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の 55/100</p> <p>(イ) (ア)以外の者が行うもの 事業費の 2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の 75/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の 50/100</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の 45/100 ただし、北海道及び離島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道及び離島並びに都道県及び市町村が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 50/100、森林組合等が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の 55/100</p> <p>2 1 以外の林道整備について 事業費の 45/100 以内</p> <p>3 市町村等事業推進費について</p> <p>(1) 林道整備(森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設)に係るもの</p> <p>ア 森林造成林道に係るもの</p>	

<p>等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に必要な経費</p>	<p>市町村等事業推進費の50/100以内  ただし、都道府県及び市町村が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道及び離島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道及び離島については市町村等事業推進費の55/100以内、森林組合等が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の60/100以内</p> <p>イ 峰越連絡林道に係るもの  (ア) 幹線林道に係るもの  a 都道府県又は市町村が行うもの  市町村等事業推進費の50/100以内  ただし、北海道及び離島については市町村等事業推進費の55/100以内  b a以外の者が行うもの  市町村等事業推進費の2/3 以内  ただし、北海道及び離島については市町村等事業推進費の75/100以内</p> <p>(イ) その他の林道に係るもの  市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>ウ ア及びイ以外の林道に係るもの  市町村等事業推進費の45/100以内  ただし、北海道及び離島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道及び離島並びに都道府県及び市町村が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>(2) (1)以外の林道整備に係るもの  市町村等事業推進費の45/100以内</p>	
	<p>(都道府県の基本国費率)</p> <p>1 林道整備 (森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設) について</p> <p>(1) 森林造成林道に係るもの  事業費の50/100  ただし、市町村が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道及び離島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道及び離島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100</p> <p>(2) 峰越連絡林道に係るもの  ア 幹線林道  (ア) 市町村が行うもの  事業費の50/100  ただし、北海道及び離島については事業費の55/100  0  (イ) (ア)以外の者が行うもの  事業費の2/3  ただし、北海道及び離島については事業費の75/100</p> <p>イ その他の林道  事業費の50/100</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの  事業費の45/100  ただし、北海道及び離島を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道及び離島並びに市町村が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道及び離島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100</p>	
(林道改良)	(国の基本国費率)	

	事業)	<p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合において、幹線林道は事業費の50/100、その他の林道は事業費の1/3</p> <p>2 市町村等事業推進費について</p> <p>(1) 林道改良事業に係るもの</p> <p>ア 幹線林道に係るもの 市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>イ その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の30/100以内 ただし、舗装のその他の林道は市町村等事業推進費の1/3</p>	
		<p>(都道府県の基本国費率)</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合において、幹線林道は事業費の50/100、その他の林道は事業費の1/3</p>	
<p>別添1-16の第1の2の事業 (森林居住環境整備事業)</p> <p>1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業におけるフォレスト・コミュニティ総合整備事業及び山のみち地域づくり交付金事業を行うのに要する経費</p> <p>2 都道府県が「区分」欄に掲げる事業におけるフォレスト・コミュニティ総合整備事業及び山のみち地域づくり交付金事業のうち林道整備を行う者に対し、「基本国費率」欄の都道府県の基本国費率を超える基本国費率により交付を</p>	<p>フォレスト・コミュニティ総合整備事業、山のみち地域づくり交付金事業</p>	<p>(国の基本国費率)</p> <p>1 山のみち地域づくり交付金</p> <p>(1) 山のみちの整備のうち林道整備について 事業費の2/3に調整率（地勢等の地理的条件及び森林資源の開発の状況からみて生ずると見込まれる費用の増加の程度を考慮して区域ごとに農林水産大臣が定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た率</p> <p>(2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備について 事業費の2/3に調整率を乗じた率以内</p> <p>(3) 地域創造型整備について 事業費の2/3以内</p> <p>2 1以外の林道整備について</p> <p>(1) 森林基幹道開設</p> <p>ア 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の50/100</p> <p>イ 森林組合等が行うもの 事業費の65/100</p> <p>(2) 林道改良</p> <p>ア 幹線林道 事業費の50/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の30/100 ただし、舗装のその他の林道は事業費の1/3</p> <p>3 林道関連施設（林業施設用地及び作業ポイントをいう。以下同じ。）の整備について 事業費の50/100以内</p> <p>4 市町村等事業推進費について</p> <p>(1) 山のみち地域づくり交付金事業</p> <p>ア 山のみちの整備のうち林道整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3に調整率を乗じた率</p> <p>イ 山のみちの整備のうち森林作業道等整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3に調整率を乗じた率以内</p> <p>ウ 地域創造型整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3以内</p>	

<p>行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道県の事務に要する経費</p> <p>3 都道県が「区分」欄に掲げる事業における2以外の事業を行う者に対し、「基本国費率」欄の都道県の基本国費率に掲げる率を下らない基本国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道県の事務に要する経費</p>	<p>(2) (1)以外の林道整備に係るもの</p> <p>ア 森林基幹道開設</p> <p>(ア) 都道県又は市町村が行うもの 市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>(イ) 森林組合等が行うもの 市町村等事業推進費の65/100以内</p> <p>イ 林道改良</p> <p>(ア) 幹線林道 市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>(イ) その他の林道 市町村等事業推進費の30/100以内</p> <p>ただし、舗装のその他の林道は市町村等事業推進費の1/3</p> <p>(3) 林道関連施設の整備に係るもの 市町村等事業推進費の50/100以内</p>	
	<p>(都道県の基本国費率)</p> <p>1 山のみち地域づくり交付金</p> <p>(1) 山のみちの整備のうち林道整備について 事業費の2/3に調整率を乗じて得た率</p> <p>(2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備について 事業費の2/3に調整率を乗じた率以内</p> <p>(3) 地域創造型整備について 事業費の2/3以内</p> <p>2 1以外の林道整備について</p> <p>(1) 森林基幹道開設</p> <p>ア 都道県又は市町村が行うもの 事業費の50/100</p> <p>イ 森林組合等が行うもの 事業費の65/100</p> <p>(2) 林道改良</p> <p>ア 幹線林道 事業費の50/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の30/100</p> <p>3 林道関連施設の整備について 事業費の50/100以内</p>	





## 別添1-17 漁港環境整備事業に係る取扱

### 第1 事業内容

#### 1 事業の内容

本事業の内容は、緑地、防災施設等漁港の環境向上及び防災対策に必要な施設の整備とする。

#### 2 事業メニュー

交付要綱別添1-17の漁港環境整備事業の事業内容は、次の表の事業名、区分、工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

事業名	区分	工種	内容
漁港環境整備事業	漁港環境整備	(1) 緑地	樹木、芝生等の施設
		(2) 防災施設	広場、駐車場、屋外拡声装置、警報装置、安全情報伝達施設等の施設
		(3) その他施設	門、さく、通路、照明、水道、排水、休憩所、水飲場、便所、海浜、突堤、離岸堤等の施設
		(4) 市町村等事業推進	特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村という。以下同じ）が行う漁港環境整備事業に対する円滑な実施に関する特定都道府県（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定都道府県という。以下同じ）の支援業務とする。

#### 3 事業主体

この事業の事業実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。

### 第2 事業の対象

#### 1 漁港環境整備事業

この事業の対象は東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律122号）第2条第2項の規定に基づく復興特別区域に立地する漁港であり、次の要件のいずれにも該当する漁港とする。

- (1) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港区域内の漁港施設用地等において実施するものであって、この事業によって造成された施設を、原則として、漁港管理者が管理運

営するもの。

- (2) この事業の実施につき、漁業者その他住民、特定市町村及び漁業団体等の意欲が高い地区であること。
- (3) 全体計画面積について、2,500㎡以上であること。ただし、第1種漁港及び第2種漁港については1,200㎡以上とする。
- (4) 当該事業の整備対象となる計画面積は、第1の3に掲げる漁港環境整備の施設を利用すると見込まれる人数（一日平均の当該施設利用者人数）で除した場合に、原則、計画利用者人数一人につき15㎡以下の面積となる場合に限るものとする。また、地域における防災対策上、災害時に機能を発揮する施設で、その構造、配置等が避難行動等を阻害しないものであること。
- (5) 総事業費が5,000万円以上であること。

### 第3 事業の実施等

#### 1 事業計画書の提出

- (1) 本事業を実施する場合は、以下のとおり、事業計画書を作成し、水産庁長官に提出（別記参考様式別添1-17第1号）するものとする。
  - ア 特定都道府県の知事は、この事業を実施しようとする場合には、関係する特定市町村の長の意見を聴取し、当該事業に係る事業計画を策定し、事業計画書を水産庁長官に提出するものとする。
  - イ 特定市町村の長は、この事業を実施しようとする場合には、関係する特定都道府県の知事と協議し、当該事業に係る事業計画を策定し、特定都道府県の知事に提出するものとする。特定都道府県の知事は当該事業計画書を水産庁長官に提出するものとする。

#### 2 事業計画書の様式

1の事業計画書の様式は別記参考様式別添1-17第2号とする。なお、同一県又は被災市町村において複数漁港の事業を実施する場合には複数漁港分をまとめて一つの事業計画書として作成することができる。

#### 3 事業計画の変更

事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とし、その変更は1の手続きに準じて行うものとする。

- (1) 地区の追加及び削除
- (2) 主要な工種の著しい変更

#### 4 3の事業変更計画の様式は次のとおりとする。

事業計画書及び年度別事業計画書を変更しようとする場合には、1及び

2の手続きに準じて行うものとする。

#### 5 年度別事業計画書

##### (1) 年度別事業計画書の作成及び提出

1の(1)の規定に準じて、事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、特定都道県の知事は水産庁長官に提出（別記参考様式別添1-17第4号）すること。

##### (2) 年度別事業計画書の内容（別記参考様式別添1-17第5号）

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 計画内容

イ 計画内容を示す図面及び写真

ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項

##### (3) 変更の手続き

3に基づき年度別事業計画書を変更する場合には、(1)及び(2)の手続に準じて行うものとする。

### 第4 助成

#### 1 助成経費

国は、第2の5の年度別事業計画書の事業に要する経費について、予算の範囲内で助成するものとし、基本国費率は、特定都道県が行う漁港環境整備事業にあつては2分の1以内、特定市町村が行う漁港環境整備事業に要する経費に対し特定都道県が補助する事業にあつては2分の1以内、特定都道県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内とする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の(2)の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、貸借料その他経常的な経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の(3)に準じて算定した額を上限とする。

#### 2 対象経費

##### (1) 工事費

(ア) 本工事費

(イ) 附帯工事費

(ウ) 船舶及び機械器具費

(エ) 測量及び試験費

(オ) 用地及び補償費

##### (2) 市町村等事業推進

## 第5 施設の管理、運営

漁港管理者は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

## 第6 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

(別記参考様式別添1-17第1号)

番 号  
年月日

水産庁長官 殿

特定都道県の長の氏名 印

### 事業計画書の提出

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添1-17（漁港環境整備事業に係る取扱）の第3の1の（1）の規定により、下記の漁港環境整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

### 記

1. 漁港環境整備計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
  - ・ 漁港環境整備事業

※別紙とは、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添1-17（漁港漁村環境整備事業に係る取扱）第3の2に規定する事業計画書（別記参考様式別添1-17第2～3号）

(別記参考様式別添 1 - 17第 2 号)

### 漁港環境整備事業計画書

- 1 事業の目的
- 2 復興交付金事業計画の目標と事業計画との整合性
- 3 計画の内容

事業種目	細目	規模	事業費	整備期間

- ※ 事業費は千円単位
- ※ 事業種目については、漁港環境整備事業の取扱第 1 の 3 における工種名を記載のこと。
- ※ 細目については、具体的な施設名を記入のこと。

- 4 添付資料
  - (1)所在地及び位置図
  - (2)計画平面図
  - (3)漁港及び漁港周辺の写真

(別記参考様式別添1-17第3号)

## 漁 港 概 要 表

都道府県名		漁港名	種別	所在地			事業主体	管理者	着手年度	
漁港の概要										
漁船数	利用漁船	計	～3 t	3～5 t	5～10 t	10 t～	陸揚量	属人	属地	主な漁業種類
	登録漁船	隻	隻	隻	隻	隻	隻	t	t	
		面積	緑地面積		漁港の美化への取り組み状況					
漁港施設用地		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
漁港関連施設用地		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
その他の漁港関係用地		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
地区の概要										
地区人口		人	地区内の公園		ヶ所	m <sup>2</sup> 地球の環境改善への取り組み状況				
陸上漁港利用者数		人	海水浴場		ヶ所	m <sup>2</sup>				
漁業組合員数		人								
漁港環境整備事業の概要				環境整備事業の必要理由・漁港関係者、住民の要望等				計画面積の根拠		
*施設内容、全体計画面積等 (全体計画面積○○○m <sup>2</sup> うち緑化面積○○○m <sup>2</sup> )				*改善しなければならない現状及び、改善のため必要な整備、それによつての効果、漁港関係者の要望について具体的に記入のこと。						
整備後の利用計画						維持管理の計画				
*通常の漁港関係者の利用のほか、年間を通じた祭り、イベント及び年当たりの利用人数の見直し等を記載。										
漁港整備計画			その他の事業計画			過去における環境関係事業の実績				
事業名		事業名		事業概要						
事業概要		事業概要		事業概要						
		(ふれあい整備計画、漁港交流広場整備事業、災害に強い漁港漁村づくり整備事業の実施漁港は概要を記入のこと。)								

※本概要表を作成するにあたり、資料等が失われている場合においては、判る範囲で記載すること。

(別記参考様式別添1-17第4号)

番 号  
年月日

水産庁長官 殿

特定都道県の長の氏名 印

### 年度別事業計画書の提出

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添1-17（漁港環境整備事業に係る取扱）第3の5の（1）の規定により、下記の漁港環境整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

### 記

1. 漁港環境整備計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
  - ・ 漁港環境整備事業

※別紙とは、東日本大震災復興交付金実交付要綱（農林水産省）又は東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添1-17（漁港環境整備事業に係る取扱）第3の5の（2）に基づき作成する年度別事業計画書（別記参考様式別添1-17第5号）



(別記参考様式別添1-17第5号)

所管別	漁港名	事業主体	着工年度

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）事業実施計画の内訳書

県名	
整備計画名	
地区名	

(漁港環境整備事業)

単位：千円

	施設名	工 種 種 目	全 体 計 画 ( H ~ H )				平 成 年 度 実 施 額 (実施年度)				平 成 年 度 以 降 残 (翌年度以降)		備 考	
			全 体 数 量	全 体 事 業 費	前年度までの数量	前年度までの事業費	数 量	事 業 費	基本 国費率	交 付 金	数 量	事 業 費		
漁港環境整備事業	漁港環境整備													
合 計														

備考

- 1 複数の漁港及び地区の整備を行う場合は、適宜行を追加し、各漁港及び各地区毎に記入する。
- 2 工種種目欄には、「事業計画書（別記参考様式別添1-17第2号）」の「3 計画の内容」の事業種目欄の内容を記入すること。
- 3 全体計画欄には最新の数値を記入すること。また、事業期間（着工年度～完了予定年度）を記入すること。
- 4 備考欄には、その施設施設が完了している場合、完了年度を記入すること。

<その他添付するもの>

- ◆計画内容を示す図面及び写真
- ◆その他事業の実施に当たって参考となる資料



## 別紙 1 - 18 復興整備実施計画に係る取扱

### 第 1 対象区域

農山漁村地域復興基盤総合整備事業が見込まれる地域であること。

### 第 2 復興整備実施計画の内容等

農山漁村地域復興基盤総合整備事業に係る地域の諸条件等についての調査・計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

### 第 3 復興整備実施計画の策定主体

策定主体は、特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条1項の特定市町村をいう。以下同じ。）又は特定都道府県（同法の特定都道府県をいう。以下同じ。）とする。

### 第 4 復興整備実施計画の策定手続

特定市町村の長は、復興整備実施計画を策定しようとするときは、別紙様式第1号により地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。））に、特定都道府県の長は農村振興局長に提出するものとする。

### 第 5 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に関連して必要となる経費を交付するものとし、対象となる経費及び基本国費率は次のとおり。

（1）調査及び計画作成費

（2）基本国費率：定額

別紙様式第 1 号

農林水産省農村振興局長 } 殿  
地方農政局長 }

被災都道県の長の氏名 印

事業実施申請書

下記のとおり、東日本大震災交付金交付要綱（農林水産省）別添 1 - 18第 4 に基づき提出します。

記

市町村名	地区名	事業概要	備考

（注 1）調査範囲の地形図を添付のこと。

## 別添1-19 復興一体事業に係る取扱

### 1 事業実施主体

本事業の実施主体は、特定市町村（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定市町村をいう。以下同じ）とする。

### 2 対象地区

東日本大震災復興特別区域法(以下「特区法」という。)第46条の復興整備計画が作成された地域とする。

### 3 交付対象事業

特区法第57条第1項第2号及び第3号に掲げる次表の事業とする。

工 種	内 容
(1) 農業用排水施設等	農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理又は変更
(2) 農用地の改良又は保全	暗渠排水、客土その他の農用地の改良又は保全のために必要な事業

### 4 事業計画等

事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。作成に当たっては、特区法第57条及び農林水産省・国土交通省関係東日本大震災特別区域法施行規則（令第2号）(以下「施行規則」という。)に基づいて作成するものとする。なお、詳細については、(別添参考例)のとおり。

- ① 施行地区
- ② 事業の目的
- ③ 施行区域内の土地の現況
- ④ 施行地区内の宅地の地積等
- ⑤ 営農計画、農用地の用途区分及び主要工事計画(法第57条第1項第2号及び第3号)
- ⑥ 農業用排水施設等の種類と管理方法(法第57条第1項第2号)
- ⑦ 集団化の方針(法第57条第1項第2号及び第3号)
- ⑧ 事業施行期間
- ⑨ 資金計画

### 5 事業の実施

- (1) 特定市町村の長は、新たに交付金を充当して本事業を実施使用とする場合には、特定都道府県の知事から認定のあった事業計画を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

特区法第57条等に基づき手続きを行うものとする。

(2) 事業計画の変更

- ① 事業計画の重要な部分の変更は、施行規則第13条に規定する以外の場合とする。
- ② 特定市町村の長は、事業計画が変更された場合には、事業計画を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

6 助 成

本事業の基本国費率及び対象となる経費は次のとおり。

(1) 基本国費率

50%

(2) 経 費

- ① 純工事費
- ② 測量及び試験費
- ④ 用地費及び補償費
- ③ 船舶機械器具費

(別添参考例)

## 〇〇市(町・村)復興一体事業計画書

### 第1 復興一体事業の名称等

- (1) 復興一体事業の名称
- (2) 施行者の名称

### 第2 施行地区

- (1) 施行地区の位置
- (2) 施行地区位置図
- (3) 施行地区の区域
- (4) 施行地区区域図

### 第3 設計の概要

#### 1. 設計説明書

- (1) 復興一体事業の目的
- (2) 施行地区内の土地の現況
- (3) 設計の方針
- (4) 整理施行前後の地積
- (5) 保留地の予定地積
- (6) 公共施設整備改善の方針
- (7) 公共施設別調書
- (8) 土地区画整理法第2条第2項に規定する事業の概要
- (9) 営農計画、農用地の用途区分及び主要工事計画(特区法第57条第1項第2号及び第3号関係)
- (10) 農業用排水施設等の種類及び管理方法(特区法第57条第1項第2号関係)

#### 2. 設計図

### 第4 事業施行期間

### 第5 資金計画書

1. 収入
2. 支出
3. 年度別歳入歳出資金計画書
4. 他事業施行分

### 第6 参考図書

